



埼玉県発行

目次

告示

○包括外部監査の結果に関する報

告 (監査第一課)

一

告示

埼玉県監査委員告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人佐野勝正から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年5月11日

埼玉県監査委員	春日敏彦
埼玉県監査委員	米田正巳
埼玉県監査委員	田中龍夫
埼玉県監査委員	大山忍

平成20年度

埼玉県包括外部監査結果報告書

貸付金に係る財務事務の執行について

損失補償・債務保証に係る財務事務の執行について

埼玉県包括外部監査人

公認会計士 佐野勝正

第1章 包括外部監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項の規定に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件(テーマ)

貸付金に係る財務事務の執行について

第3 特定の事件(テーマ)を選定した理由

埼玉県(以下「県」という。)は、社会福祉目的、産業振興、学業支援等の目的で貸付を行っている、平成18年度末において総額96,599百万円の貸付金残高を有している。貸付金は県債を含む歳入を原資とし、かつ、残高が累積する性格を有することから、貸付から回収までの資金の有効活用が求められる。

県は、政策目的を達成していく手段として、要綱等に定める条件に合致した者あるいは組織に対し資金の貸し付けを行っているが、貸し付けする目的が達成され、資金回収が順調に完了して初めて、有効であったと評価されるものである。

通常、貸付金の回収には数年から長ければ1数年の期間を要し、その間、県が活用できる資金が制約されることとなる。

県の有利子負債である県債残高が3兆円を超える状況下において、資金が政策目的達成のため有効に活用されているかどうか検討することは意義のあることであると考えるので、監査テーマとして選定した。

第4 監査の対象機関

監査の対象とした部局は、以下のとおりである。貸付金のない総務部、県民生活部、危機管理防災部、環境部、企業局、病院局を除いて、全て対象としている。

知事部局	企画財政部、福祉部、保健医療部、産業労働部
	農林部、県土整備部、都市整備部
教育委員会	教育局

上記の部局に加えて、直接貸付金を行っている(財)埼玉県中小企業振興公社及び(社)埼玉県農林公社も監査の対象機関に加えた。

第5 外部監査の方法

1. 監査の着眼点

- ① 各々の貸付金は政策目的を達成するために有効に機能しているか。
- ② 貸付手続は、法令及び要綱等に従って適正に行われているか。
- ③ 保全手段が適切になされているか。
- ④ 県庁内での貸付金で重層的なものや整理統合されていないものはないか。
- ⑤ 貸付金の回収手続は適正に行われているか。
- ⑥ 全庁的な観点から延滞債権の管理及び徴収がなされているか。
- ⑦ 全庁的な観点から返済免除、履行期日の延長が適正になされているか。
- ⑧ 損失処理を行った債権が適正に管理されているか。
- ⑨ 貸付金の開示は適切になされているか。
- ⑩ 貸付先に対する情報が適切に入手され、保証先の管理に活用されているか。
- ⑪ 効率性、経済性及び有効性の観点から見直すべきものはないか。

## 2. 監査の主な手続

監査の着眼点に沿って、具体的には以下の手続を実施した。

- ①諸規程、要綱の閲覧
- ②関係者(担当職員等)への質問
- ③管理状況の検討
- ④延滞している貸付金の状況把握
- ⑤その他必要と認めた手続

## 第6 監査の実施期間と監査の対象年度

## 1. 監査の実施期間

自平成20年7月10日 至平成21年2月24日

## 2. 監査の対象年度

原則として、平成19年度の執行分を対象として、必要に応じて過年度執行分に波及した。

## 第7 監査従事者

包括外部監査人

佐野勝正 公認会計士

包括外部監査人補助者

小山 彰 公認会計士	金井千尋 公認会計士
佐久間仁志 公認会計士	河合明弘 公認会計士
上屋文実男 公認会計士	池田博行 公認会計士

## 第8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、県と包括外部監査人(包括外部監査人補助者を含む。)との間には地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2章 監査対象の概要

## 第1 貸付金制度の意義

県は、県民の福祉向上目的、県内中小企業の振興、県内の学校に通学している学生あるいは県内に住居がある学生等に対する学業支援目的のために低利又は無利息にて貸付を行っている。貸付方法は、利用者への直接貸付、県から資金を金融機関等に預け、金融機関等はそれを一部原資として貸付を行う等、様々であるが、通常の借入金よりも有利な借入条件となっている。

貸付金の機能として、金銭に窮している人に当面必要とする金銭を立立てることにより、就学、事業への参入の機会を与え、事業拡大、事業の改善・事業の建直し等の助となし、次なる展開への役割を果たすことがあげられる。

また、担保がない等の理由で金融機関では資金調達が困難な場合に、補助的な資金供給の機能を持っているといえる。

特に、平成20年は、アメリカ合衆国を震源とするサブプライム問題を起因とし、世界的に著名な金融機関が大幅な資本不足に陥った。リーマンブラザーズのように破綻したものの、サブプライムのように国家の資本注入を受けたものなど、多くの国で金融不安が発生した。わが国においても、他の先進国と比較すると被害が少ないとされているが、借換資金が確保できないことが原因となって大手の建設及び不動産会社が倒産し、中小企業の倒産件数も前年比増加している。また、経済停滞による消費不況が先行き予想されることから、企業における減産、設備投資の延期が連日マスコミに報道され、過剰労働を解消するための短期契約労働者や派遣労働者との契約打切りが社会的問題化している。

こうした状況下において、県も産業労働部金融課における制度融資業種の拡大、埼玉県信用保証協会への損失補償を通じて県内中小企業の資金調達増化への、機動的対応を図っている。

第2 貸付金の推移

1 埼玉県の状況

県における平成19年度を含む最近3年間の貸付金の推移は、次のとおりである。県における平成19年度以降に期限が到来するため調定が済んでいないものは貸付金と処理し、調定されたが未回収のものが未収入金として処理されている。したがって、県が有する貸付金に係る債権は、貸付金と未収入金とからなる。

(単位：千円)

年 度	貸付金額	前期比	年度末残高	前期比	年度末残高内訳	
					貸付金	未収入金
H17年	8,372,059	-9.6%	100,138,209	-4.0%	97,000,352	3,137,857
H18年	7,783,214	-7.0%	99,724,569	-0.4%	96,599,215	3,125,354
H19年	7,168,047	-7.9%	95,388,299	-4.3%	94,186,032	1,202,267

2 監査対象部局の貸付金の状況

平成19年度末における全部局の貸付債権残高を貸付金ごとに、貸付金と収入未済額(未収入金)とに分けて示したのが、以下の表である。

(単位：千円)

貸付金の名称	部局	担当課	貸付金の残高 A	収入未済額の残高 B	債権の総額 O=A+B
市町村振興資金貸付金	企画財政	市町村課	6,148,940		6,148,940
ふるさと創造貸付金	"	"	34,069,060		34,069,060
常磐新線建設資金貸付金	"	交通政策課	21,373,836		21,373,836
埼玉高速鉄道線整備事業費貸付金	"	"	8,695,900		8,695,900
理学療法士等修学資金貸付金	福祉	社会福祉課	24,422		24,422
介護福祉士等修学資金貸付金	"	"	31,140		31,140
同和対策緊急生活資金貸付金	"	"		17,849	17,849
介護保険財政安定化基金貸付金	"	介護保険課	105,438		105,438
障害者福祉資金貸付金	"	障害者福祉課	157,000		157,000
保育修学資金貸付金	"	子育て支援課		424	424
母子寡婦福祉資金貸付金	"	こども安全課	1,852,258	192,386	2,044,594
看護師等修学資金貸付金	"	医療整備課	3,992,601	5,561	3,998,162
中小企業設備近代化資金貸付金	保健医療	金融課	2,950		2,950
中小企業高度化資金貸付金	産業労働	"	7,148,919	799,507	7,948,426
独立行政法人中小企業基盤整備機構貸付金	"	"	458,856	113,954	572,810
小規模企業者等設備導入資金貸付金	"	"	231,255		231,255
就農支援資金貸付金	農林	農業支援課	217,745		217,745
農業改良資金貸付金	"	"	290,130	23,768	313,898
林業・木材産業改善資金貸付金	"	森づくり課	70,034	4,382	74,416
本多餅六博士奨学資金貸付金	"	"	210,728	4,748	215,476
社団法人埼玉県農林公社貸付金	"	"	5,737,148		5,737,148
埼玉県道路公社貸付金	県上整備	道路政策課	400,000		400,000
連綿V体交差緊急整備事業貸付金	"	道路街路課	1,991,200		1,991,200
財団法人埼玉県河川公社運営資金貸付金	"	河川砂防課	9,000		9,000
財団法人埼玉県河川公社設備更新資金貸付金	"	"	53,220		53,220
住宅新築資金貸付金	都市整備	住宅課	20,546		20,546
埼玉県緊急住宅復旧資金	"	"		3,627	3,627
埼玉県高等学校等奨学資金事業貸付金	教育局	財務課	723,311	6,483	729,794
埼玉県高等学校指定時間課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸付金	"	高校教育指導課	2,912	516	3,428
財団法人埼玉県地域文化財調査事業団貸付金	"	生涯学習文化財課	29,960		29,960
埼玉県地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金	"	人権教育課	137,523	29,112	166,635
合 計			94,186,032	1,202,267	95,388,299

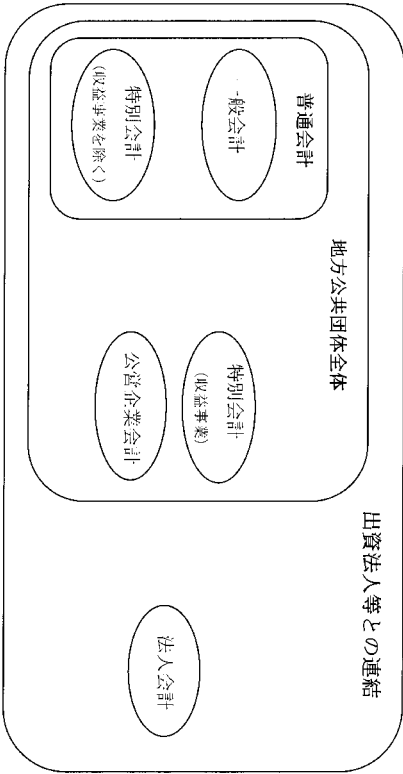


3 バランスシートとの関係

地方公共団体の決算は、地方自治法に定められている歳入歳出決算書によってまとめられているが、それとは別に、県民に財政状況をよりわかりやすく提供するために、県は平成11年度の決算から、総務省の基準によりバランスシート(貸借対照表)を作成している。

歳入歳出決算書がフロー情報を提供しているのに対し、バランスシートは、年度末において県が保有する財産とその資金の調達源泉を示すことにより、ストック情報を提供している。そして、県では、バランスシートとして、埼玉県普通会計バランスシート、埼玉県全体のバランスシート、埼玉県の連結バランスシートを作成している。

地方公共団体の会計の概念図を示すと、以下のようになる。



県が作成している「バランスシート」の概要は後述するとして、今回の監査テーマとした貸付金について企業会計における貸付金との比較では、企業会計では通常の回収過程にあるものが貸付金であり、回収が著しく遅延しているものは長期貸付金、法的な整理状態に至ったものは破産更生債権として処理される。これに対し、行政における会計処理は、調定前ならば貸付金、調定しているが未入金であるものが未収入金と処理される。一人の貸付先に対する債権が、調定済であるが未入金であれば未収入金、調定前ならば貸付金と処理されることが生じている。問題とすべきは、調定前であるので貸付金としているが、その中に実態において債権回収が困難なものが含まれている場合があることである。

なお、金融課においては、延滞債権については、督促して返済されないものは期限の利益を失わせるため、一括繰り上げ償還の請求をしている。年度末に当該債権は、調定後、未収入金に振替処理しており、結果として、未収入金には回収可能性の低い債権が残ることになる。

「埼玉県のバランスシート」の解説を引用すると関係は、以下のようになる。

借 方	貸 方
<b>資産の部：県が保有している財産</b> 1 有形固定資産 ・庁舎、道路、県営住宅、学校校舎の建設や、高価備品の購入を目的とする投資的経費によって形成された県の資産の残存価値 (民間事業者や山村が県の補助を受けて建設する施設は対象外) 2 投資等 ・公社や第三セクター等に対する出資金の残高 ・民間事業者や県民等に対する貸付金の残高 ・特定目的の事業を実施するために県が積み立てている基金の残高 3 流動資産 ・年度末における現金や預金の残高 ・預金に準じた基金の残高 ・年度末までに県に納められなかったが、近い将来県に納められる予定の県税等の未収入金 <b>資産の合計</b>	<b>負債の部：県が返済しなければならない借入金等</b> 1 固定負債 ・翌々年度以降に県が償還しなければならない地方債の残高 ・年度末に支出しなかったが、近い将来県が支払わなければならないもの(債務負担行為) ・県の職員が受け取るべき退職金の積立額 (実際には積み立てていないが、一定の基準で試算している) ・その他県の借金 2 流動負債 ・翌年度に県が償還しなければならない地方債の残高 <b>正味資産の部</b> ・資産から負債を引いたもの。企業でいう資本金にあたり、返済不要な自己資金としての位置づけにある。 <b>負債の合計+正味資産の合計</b>
=	

4 全国比較

平成18年度の都道府県別貸付金の状況は、次のとおりである。

「平成18年度都道府県決算状況調」(平成20年2月)より記載したものであり、数字は百万円未満切捨てとしている。

また、「平均」は、参考のため、合計金額を都道府県数の47で単純に割り、加えたものである。

貸付金の状況 一 都道府県別内訳

区分	H17年度 末残高 ①	H18年度 歳出決算 ②	H18年度 貸付金総額		H18年度 回収元金		H18年度 未済額 ④					
			貸付金別内訳 市町村	その他	貸付期間別内訳 年度内 年度を超 えて貸付	回収元金 ③						
北海道	150,837	258,729	88,959	1,823	167,948	6,081	288,706	-3,940	138,819			
青森県	60,188	58,556	4,279	5,130	48,152	561,716	2,390	61,182	-392	57,180		
岩手県	55,430	62,829	8,346	9,800	44,483	60,097	2,731	66,712	-1,596	49,350		
秋田県	61,749	50,583	2,491	628	45,778	44,599	5,883	49,800	-72	62,458		
山形県	71,414	74,896	5,928	-	2,644	66,323	70,419	4,476	75,504	-13,855	56,949	
福島県	55,737	67,454	4,601	1,500	2,189	59,193	62,614	4,898	68,539	-935	53,726	
群馬県	53,445	58,854	5,145	357	53,302	55,537	3,326	60,974	-66	51,288		
茨城県	186,600	132,384	76,575	738	1,878	53,192	105,148	27,226	112,228	-170	206,086	
栃木県	224,216	91,811	880	739	80,211	89,573	2,232	91,556	-146	24,326		
群馬県	36,768	14,018	2,934	218	136,886	136,785	1,232	142,135	-282	33,869		
埼玉県	100,358	36,091	3,444	6,000	26,648	28,702	7,988	36,456	-53	99,939		
千葉県	174,417	90,096	2,126	1,891	86,588	85,005	5,090	104,257	-11,650	148,507		
東京都	1,797,127	240,867	41,380	-	199,517	763	240,104	239,022	-1,370	1,797,532		
神奈川県	133,417	119,222	542	4,182	7,196	213	11,708	12,006	-1,128	132,204		
新潟県	367,413	111,459	4,482	34,465	3,719	68,792	107,827	3,631	115,180	-414	363,277	
富山県	55,824	40,954	6,800	4,628	29,427	35,076	5,878	42,885	-510	53,995		
石川県	62,620	22,432	6,877	2,847	12,908	16,578	5,653	19,944	-510	63,048		
福井県	47,047	25,226	11,244	497	13,484	23,789	1,436	27,048	-50	43,174		
山梨県	89,526	23,969	16,400	1,997	5,572	17,286	6,712	28,784	-6	84,704		
長野県	33,408	64,287	4,345	382	90,388	62,584	1,702	66,371	-80	30,644		
岐阜県	72,233	55,037	1,749	546	52,780	51,637	3,449	58,220	-178	71,821		
静岡県	116,105	10,349	5,049	92	5,207	5,198	2,632	6,822	-63	99,788		
愛知県	303,050	223,435	3,388	5,182	128	189,146	202,892	22,542	225,570	-130	302,885	
三重県	55,778	16,844	4,129	800	418	11,496	14,300	2,483	23,991	-320	48,608	
滋賀県	83,591	29,971	6,764	890	21,316	27,098	1,973	30,689	-664	81,028		
京都府	36,227	64,779	982	-	63,796	62,189	2,580	66,190	-167	34,648		
大阪府	296,729	560,618	53,782	3,600	493,225	530,892	19,726	553,991	-663	293,092		
兵庫県	182,468	298,297	68,574	3,000	787	223,935	288,760	7,536	312,534	-225	166,285	
奈良県	32,041	3,686	1,621	961	1,103	1,806	1,880	4,659	-411	30,666		
和歌山県	73,851	42,489	2,504	616	39,386	37,594	4,395	42,894	-133	73,513		
鳥取県	46,518	37,188	9,497	-	27,690	27,454	9,733	31,866	-126	53,714		
島根県	85,835	59,709	9,978	4,412	44,398	32,646	7,062	68,812	-82	76,849		
岡山県	32,015	83,009	78,513	-	4,495	80,927	2,081	84,188	-974	29,883		
広島県	107,541	25,400	6,985	-	18,415	16,978	8,422	23,992	-403	108,947		
山口県	64,820	73,210	6,154	619	63,436	68,190	5,020	73,804	-159	63,967		
徳島県	58,370	51,040	37,204	2,573	1,662	9,593	47,367	3,672	56,731	-348	49,330	
香川県	46,240	42,646	873	89	40,234	39,028	3,617	44,140	-134	44,611		
愛媛県	41,775	53,373	1,506	10,888	6	40,972	40,822	12,550	54,204	-184	40,789	
高知県	38,928	18,095	12,349	3,038	618	2,088	14,710	3,385	20,546	-911	35,586	
福岡県	194,790	78,465	8,589	3,627	66,246	70,663	7,782	95,517	-553	187,384		
佐賀県	29,873	13,208	-	180	13,028	10,041	3,166	12,979	-83	29,975		
長門県	55,016	29,966	95	532	186	29,192	27,281	2,684	33,477	-33	54,701	
熊本県	188,692	24,845	429	331	24,084	20,010	4,834	28,370	-150	186,015		
大分県	47,966	34,709	8,285	650	992	24,801	32,474	2,232	38,951	-57	44,565	
宮崎県	42,371	44,273	7,888	-	970	36,414	39,473	4,799	44,109	39	42,554	
鹿児島県	60,164	17,242	12,019	-	1,626	3,596	13,266	3,975	19,554	-1,197	56,654	
沖縄県	45,085	14,532	-	-	14,532	11,357	3,175	18,321	-37	41,259		
合計	6,086,634	3,698,950	677,885	5,130	94,798	43,294	2,837,836	3,148,547	510,402	3,770,013	-45,101	5,907,470

第3章 監査の結果と意見

1 監査の結果と意見(総括)

第1 指摘事項と意見の総括

貸付金に係る財務事務の執行について、監査した結果を取りまとめたのが次の表である。  
なお、指摘と意見には、テーマ1とテーマ2を通じて、通しの番号を付している。

部	課名	貸付金名	指摘	意見
企画財政部	市町村課	市町村振興資金貸付金	-	-
		ふるさと創造貸付金	-	1
交通政策課	常磐新線建設資金貸付金	埼玉高速鉄道線整備事業費貸付金	-	2
		埼玉高速鉄道線整備事業費貸付金	-	-
福祉部	社会福祉課	理学療法士等修学貸付金・介護福祉士等修学資金貸付金	2	1
		同和対策緊急生活資金貸付金	-	2
介護保険課	障害者福祉課	介護保険財政安定化基金貸付金	-	-
		障害者福祉資金貸付金	-	2
子育て支援課	母子寡婦福祉課	保育修学資金貸付金	-	1
		母子寡婦福祉資金貸付金	-	6
保健医療部	医療整備課	看護師等修学資金貸付金	2	1
		看護師等育英奨学金貸付金	-	-
産業労働部	企業誘致・経営支援課	創造的企業投資育成事業貸付金	-	-
		地域中核企業投資育成事業貸付金	-	2
金融課	中小企業高度化資金貸付金	中小企業高度化資金貸付金	-	-
		中小企業高度化資金貸付金	1	4
農林部	農業支援課	独立行政法人中小企業基盤整備機構貸付金	-	3
		小規模企業等設備導入資金貸付金	-	-
農林部	農業支援課	就農支援資金貸付金	1	-
		農業改良資金貸付金	1	-
農林部	森づくり課	林業・木材産業改善資金貸付金	-	1
		本多静六博士奨学資金貸付金	7	1
農林部	農林公社貸付金(運用貸付金)	農林公社貸付金(分収林事業貸付金)	-	7
		農林公社貸付金(運用貸付金)	-	-
農地活用推進室	農地活用推進室	農地保有の合理化を促進するための貸付金	-	-

部 課 名	貸 付 金 名	指 摘	意 見
県土整備部	埼玉県道路公社貸付金	—	2
道路政策課	埼玉県道路公社貸付金	—	2
道路部	連続立体交差緊急整備事業貸付金	—	1
河川砂防課	(財) 埼玉県河川公社運営資金貸付金	—	—
	(財) 埼玉県河川公社設備更新資金貸付金	—	1
都市整備部	住宅新築資金貸付金	—	—
	埼玉県緊急住宅復旧資金貸付金	1	1
教育局	財務課	埼玉県高等学校等奨学金事業貸付金	—
	高等教育指導課	埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学習奨励費貸付金	—
	生涯学習文化財課	(財) 埼玉県埋蔵文化財調査事業団貸付金	—
	人権教育課	埼玉県地域改訂対策高等学校等奨学金貸付金	1
(財) 埼玉県中小企業振興公社		—	2
(社) 埼玉県農林公社		—	1
合 計		20	46

(注) (財) 埼玉県中小企業振興公社の意見には、県に対する提言が1つ含まれている。

第2 まとめと課題

今年度の監査を通じて、今後の事務改善のために要望したいことは、以下のとおりである。

(1) 研修会の実施について

今年度の監査で指摘した中で、実務者研修をしていけば、発生が避けられと思われる事例として、①文書保存、②時効の中断と借受人への督促とが、挙げられる。

①の文書保存については、既に、総務部文書課により、保存期間の基準の明確化が図られ、今後は改善されると思われるが、金銭貸借契約書、いわゆる公文書が、貸付金が完済される前の契約期間中であるにもかかわらず、廃棄されているものが散見された。日常実務では、特段必要性を感じないものであるから、公文書が廃棄された事実を失念したものであると思われるが、貸付金残高がある状況において、金銭貸借契約書が廃棄されることは通常ありえないことである。そこには、規定における保存期間の解釈でのあいまいさ、法的専門知識の不足があったことが原因と思われる。

また、貸付金は、返済完了までに数年間、場合によっては10年間以上の期間を要するのが通常である。県のファイル方法は、事務手続きが完了した翌々年度に書類を文庫に移管するのが原則ではあるが、貸付金のように複数年間をかけて事務を行うものについては、

過去の経緯を把握することも必要なことであり、現在行っている事務が完了するまで手元にて保管(常用扱い)することを考えるべきである。

②については、時効を援用し不納欠損処分を行う前に、然るべき借受人への督促を通じて債権の保全を図るとともに、時効の中断がなされているかが重要と考える。借受人からの入金が増え、見るべき資産がないときには、已む無く不納欠損処分を行うこともあるが、それは、臨宅等然るべき手続きを経て行うべきであり、債権回収に向け、県職員自ら納入交渉を行うなど組織的対応が不可欠である。

それには、関連法規に対する知識の取得と理解を深め、滞納者との均衡や財産調査等における債権回収の方法のスキルアップが必要である。また、貸付金の種類により異なるであろうが、不納欠損処分を行うステップについて研修を通じて共通の理解とすることが必要と考える。

こうした知識の習得には研修会が有効であり、特に、担当者が人事異動により交代する際には、貸付金の管理について全庁的に初心者研修を行うことが望ましいと考える。

(2) 類似する貸付金業務の改善について

制度の趣旨や規定する規則が異なることにより利用の制限があるにしても、例えば、一般の学生が現在利用可能な県の奨学金だけでも、以下のものがある。

- ・ 本多静六博士奨学金
- ・ 母子寡婦福祉資金貸付金(修学資金)
- ・ 埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学習奨励費貸付金
- ・ 埼玉県高等学校等奨学金(ただし、県は補償することで、金融機関が直接貸している。)

これらは、制度が設けられた背景がそれぞれ異なり、所管する業務との関連からそれぞれの県において事務が行われているが、利用者の視点に立てば、窓口がそれぞれ異なり、利用しづらいとの印象を受ける。

教育局の財務課では、母子寡婦福祉資金貸付金を扱う福祉保健総合センターにパンフレットを置いていただいている、県のホームページで他の奨学金についても紹介している。農林部の森づくり課では、高校に本多静六博士奨学金制度の紹介をいただいている等の工夫をしていることであるが、奨学金にどのようなものがあり、自分とどこが利用可能なかを判断するには利便性に欠けると考える。

県は最高のサービスを提供する事業体であるべきであり、利便性、かつスピードな県民サービスが求められていると考える。

県の奨学金制度の一覧表を作成し、ホームページでも公開する。また、窓口を一つにし、実際の事務管理も可能な限り統合を図っていけば、貸付金残高の名寄せ管理も行うことが可能となって管理水準の向上も図られ、利用者にとって使い易いだけでなく、事務の合理化に資すると考える。

## (3) 公会計の整備における残高金額の把握について

「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(平成18年8月31日総務事務次官通知、以下「総務次官通知」という。))は、『各地方公共団体においては、「新地方公会計制度研究会報告書」が示すように、原則として国の作成基準に準拠し、発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図り、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を標準形とし、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースで、「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」又は「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改定モデル」を活用して、公会計の整備の推進に取り組むこと。その際に、取り組みが進んでいる団体、都道府県、人口3万人以上の都市は、3年後までに、取り組みが進んでいない団体、町村、人口3万人未満の都市は、5年後までに、4表の整備又は4表作成に必要な情報開示に取り組むこと。』を求めている。

その後、各都道府県知事と各政令都市市長に対し、総務省自治財政局長より「公会計の整備推進について(通知)」(平成19年10月17日、総務第218号)が通知され、総務次官通知が再確認された。具体的には、都道府県は平成21年度秋を目処に、4表の整備又は4表作成に必要な情報開示に取り組むよう要請されている。

これまで、県はバランスシート(貸借対照表)を作成してきているが、同表を含め4表が作成されることとなる。今まで以上に、資産・負債の金額を意識しての数字の集計が求められることになる。

今回の調査において、貸付金の相手方との事務手続きは適正になされているが、貸付先ごとの残高金額を集計した結果が十分に確認されないまま報告され、バランスシートの基礎となる決算統計の数値とされた事例が存在した。

上から複数の者による数字の検証が徹底されていたのが問われるものである。資産・負債の金額まで合わせて事務手続きが完了する、そうしたことが要請される時代となったことを意識していただきたい。

## II 監査の結果と意見(個別)

## 第1 企画財政部

## 1 市町村振興資金貸付金

## (1) 貸付金の推移

市町村振興資金貸付金の平成19年度を含む過去10年間の貸付実績と貸付残高は、次のとおりである。

市町村振興資金貸付金の状況

(単位：千円)

年度区分	期末貸付残高	新規貸付予算 枠(A)	新規貸付額 (B)	貸付消化率 (B/A)	回収額	利息収入
H10年	27,719,020	5,100,000	4,927,100	96.6%	3,482,520	862,800
H11年	26,867,450	4,100,000	4,100,000	100.0%	4,951,570	781,085
H12年	26,905,870	4,300,000	4,300,000	100.0%	4,261,580	631,887
H13年	23,394,400	—	—	—	3,511,470	536,209
H14年	19,935,250	—	—	—	3,459,150	443,294
H15年	16,710,430	—	—	—	3,224,820	359,325
H16年	13,676,240	—	—	—	3,034,190	289,388
H17年	10,876,990	—	—	—	2,799,250	226,679
H18年	8,393,010	—	—	—	2,483,980	171,531
H19年	6,148,940	—	—	—	2,244,070	124,978

## (2) 制度の目的

市町村振興資金貸付金は、公共施設の整備を促進するため、市町村及び一部事務組合(以下「市町村等」という。)に低利率で貸付をするものである。昭和39年度に埼玉県市町村振興資金貸付基金を財源として制度化されたが、平成13年度に埼玉県市町村振興資金貸付基金が廃止された時点で、当該貸付金は後述する「埼玉県ふるさと創造貸付金」の制度に変更になり、県債管理基金を財源として継続している。したがって、当該貸付金は、平成12年度の貸付を最後に新規貸付がなく、現在は債権管理のみが行われている。

1 総務省より平成18年5月18日に公表されている。

(3) 監査に当たり参照した根拠法令等

- ・地方自治法第230条(地方債)<sup>2</sup>
- ・地方財政法第5条(地方債の制限)<sup>3</sup>
- ・地方財政法第5条の3ただし書き(地方債の協議等)<sup>4</sup>
- ・埼玉県市町村振興資金貸付基金条例(以下「市町村基金条例」という。)
- ・埼玉県市町村振興資金(以下「くにつくり貸付金」という。)
- ・埼玉県市町村振興資金(以下「くにつくり貸付金」という。)
- ・埼玉県市町村振興資金(以下「くにつくり貸付金」という。)

(4) 制度の仕組

①貸付対象

次に掲げる事業に該当するものであって、緊急性が高く、行政の広域的処理の方針に沿い、かつ関係地域住民の協力が得られるものを行う市町村に対して貸し付ける<sup>5</sup>。

- (ア) 母子福祉施設、児童福祉施設、老人福祉施設又は授産施設の設置及び整備に関する施設
- (イ) 公民館又は幼稚園の設置及び整備に関する事業
- (ウ) 道路及び橋りょうの設置及び整備に関する事業
- (エ) 消防施設の設置及び整備に関する事業
- (オ) へん地の公共施設の設置及び整備に関する事業
- (カ) その他特に必要と認められる事業

なお、貸付対象市町村には、次の要件を満たす必要がある。

- (ア) 財政運営の健全化を維持するため十分努力していること
- (イ) 当該事業を施行することによりその年度の財政運営が著しく困難となる見とおしがあること
- (ウ) 償還が確実であること

2 普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。  
 3 前項の場合において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、予算でこれを定めなければならない。  
 4 普通地方公共団体の歳入は、地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもってその財源とすることができる。

- 一 ～ 四 (略)
- 五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費(公共団体又は団体若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。)、及び公用若しくは公用に供する土地又はその代償地としてあらかじめ取得する土地の購入費(当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。))の財源とする場合
- 6 地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。
- 7 埼玉県市町村振興資金貸付基金条例(以下「市町村基金条例」という。)

また、次の事項に該当する市町村については、資金の貸付を承認しないか制限する<sup>6</sup>。

- (ア) 前年度において決算赤字を生じた市町村
- (イ) 今後における地方債及び資金の償還額が当該市町村の財政力に比し著しく多額な市町村
- (ウ) 前年度及び前々年度における市町村税の徴収割合が著しく低い市町村
- (エ) 地方債及び資金の元金の払込みに遅延がある市町村

②貸付条件<sup>7</sup>

(ア) 貸付利率：貸付年度の2月末日における資金運用部資金法(昭和26年法律第100号)第7条の規定により資金運用部資金が地方債に運用される場合の貸付利率(以下「政府資金利率」という。))以内で知事が定める利率  
 具体的には、くにつくり貸付要綱によれば、平成9年度から、一般分貸付については、「政府資金利率—1.0%」、平成12年度から、小規模町村活性化特別分貸付<sup>8</sup>については、「政府資金利率—1.0%」が適用されており、いずれも政府資金利率よりも低利となっている。これは、市町村等に対する財政支援の一環としての貸付事業であるため、有利な利率を設定しているものである<sup>9</sup>。

- (イ) 償還期限：2年以内据置期間を含め、12年以内
- (ウ) 償還方法：元金均等年賦償還
- (エ) 償還期日：毎年2月末日
- (オ) 充当率：原則として75%以内。ただし、小規模町村活性化特別分については100%以内<sup>10</sup>
- (カ) 貸付限度額：原則として1団体当たり概ね2億円<sup>11</sup>

6 埼玉県市町村振興資金(くにつくり貸付金)貸付要綱(以下「くにつくり貸付要綱」という。)

7 第2条

8 埼玉県市町村活性化特別分とは、過疎市町村の指定要件である財政力指数(0.44)平成12年度から0.42)以下の小規模町村の13町村(平成12年度からも同数町村)を支援する貸付である。対象事業に5億円の特例枠を設定(特別枠は充当率100%で、「政府資金利率—1.0%」とする)、くにつくり助成金の対象となり、「生涯学習施設等の整備を促進することとする。)

9 公立病院設置市町村特別分とは、くにつくり病院設置交付金が当初より1年早く廃止されることに伴い新たに発生することとなる財政負担を緩和するため、時間的(平成12年度から平成14年度まで)に、2億円の特例枠を設定し、財政支援を行うもの。

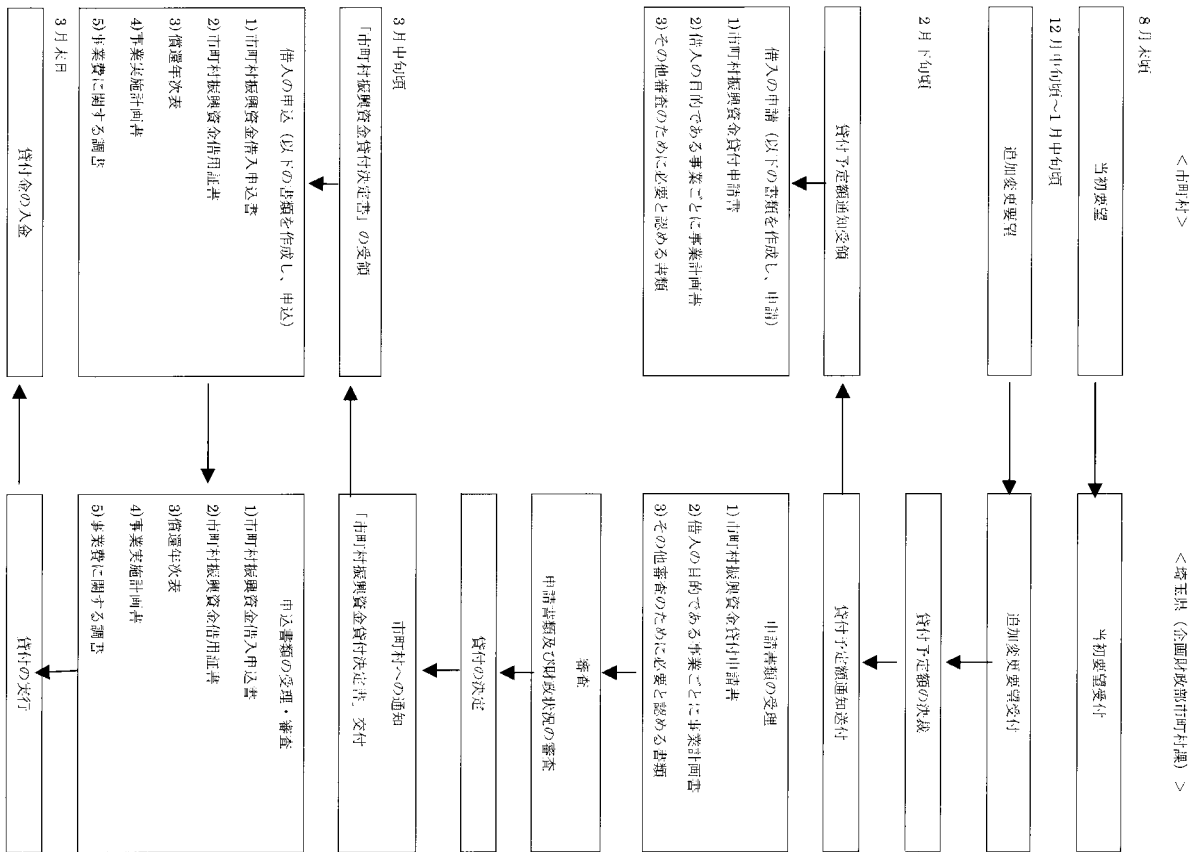
10 くにつくり貸付要綱 第4条

11 平成12年度に「くにつくり貸付金(市町村振興資金)充当方針【一般的事項】3(1)

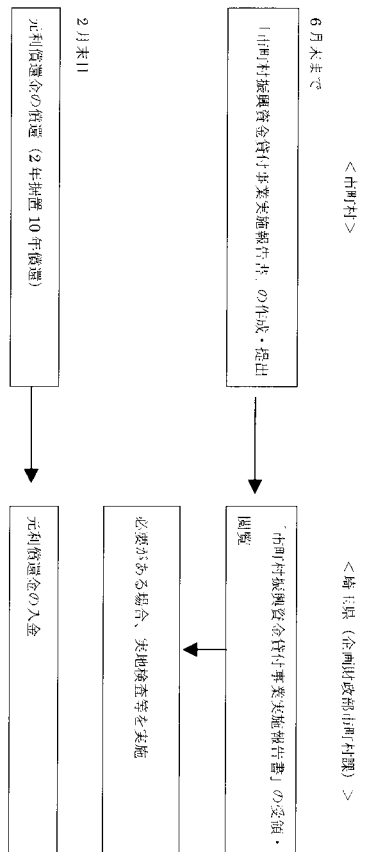
12 同方針【一般的事項】3(3)



③業務のフロー  
(貸付年度)



(貸付年度以降)



(5)業務の状況

①新規貸付

平成12年度の貸付を最後に当貸付金は後述の「ふるさと創造貸付金」に制度移行している。融資最終年度から過去3年分の貸付及び貸付金利は、以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	一般分		特別分		経済対策分		合計		政府貸付金利
	貸付額	利率	貸付額	利率	貸付額	利率	貸付額合計		
H10年	3,309,200	1.6%	481,300	1.1%	1,136,600	1.1%	4,927,100	2.1%	
H11年	3,691,900	1.4%	408,100	0.9%	—	—	4,100,000	1.9%	
H12年	3,923,500	1.2%	376,500	0.7%	—	—	4,300,000	1.7%	

②貸付金回収

後述する「ふるさと創造貸付金」とともに同・手続きで回収業務が行われている。なお、具体的には、ふるさと創造貸付金の箇所に記載している。監査の結果は、問題となるところはなかった。

③貸付先に対する管理

貸付対象事業の実施状況については、市町村から作成・報告される「市町村振興資金貸付事業実施報告書」により把握し、必要があれば、市町村に対し貸付金の使用及び事業の実施について資料の提出を求め、又は実地に検査することになっている<sup>13</sup>。管理台帳に関しては、要綱では規定されていないが、後述のふるさと創造貸付金とともに、独自開発の貸付管理ソフトにより返済予定、回収消込及び残高管理が行われている。

<sup>13</sup> ぐにづくり貸付要綱 第10条・第11条

2 ふるさと創造貸付金

(1) 貸付金の推移  
 ふるさと創造貸付金の平成19年度を含む過去5年間の貸付実績と貸付残高は、次のとおりである。

ふるさと創造貸付金の状況 (単位：千円)

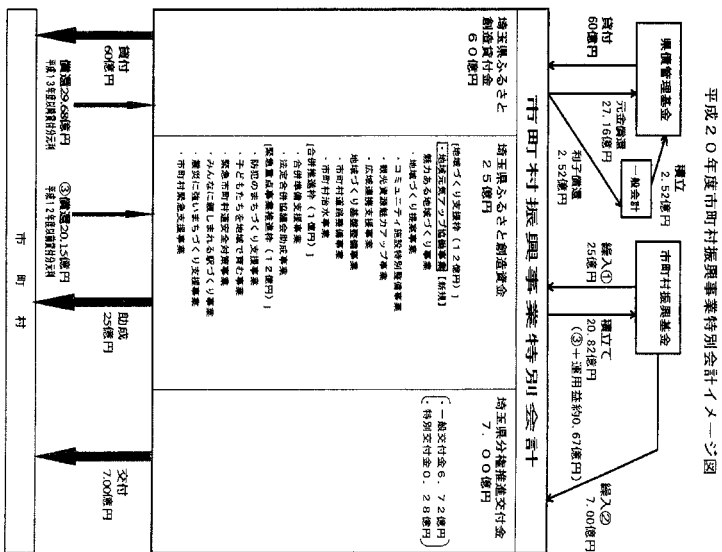
年度	新規貸付 予算枠	新規貸付額	償還予定 額	償還額	期末残高	利息収入
H15年	5,300,000	5,300,000	—	—	15,198,100	57,903
H16年	6,000,000	6,000,000	459,810	459,810	20,738,290	84,542
H17年	6,000,000	5,984,400	989,810	989,810	25,712,880	115,476
H18年	6,000,000	6,000,000	1,523,210	1,523,210	30,189,670	156,112
H19年	6,000,000	6,000,000	2,120,610	2,120,610	34,069,060	208,998

(2) 制度の目的

ふるさと創造貸付金は、市町村(市町村一部事務組合、広域連合を含む。以下同じ。)が行う社会基盤整備事業等に対して低利の貸付を行うもので、上記の市町村振興資金貸付金の後継的な貸付制度であり、県債管理基金を財源とし、平成13年度に開始した市町村振興事業特別会計で運営されている(下記図参照)。この貸付制度は、次の2つの点で意義のあるものといえる。

- ① 充当率や対象事業等国の地方債制度に適合して初めて、市町村は社会基盤整備事業等を実施するための財源を独自に調達できるが、国の地方債制度は細やかさに限界があり、市町村のニーズに必ずしもマッチするものではない。「ふるさと創造貸付金」は国の制度を補完するもので、国の地方債制度の対象外事業や充当残に対する資金を対象としているものである(市町村のメリット)。
- ② 「ふるさと創造貸付金」は、例えば駅のバリアフリー化等県政重要施策と連携した事業に対する貸付も実施しており、政策誘導のツールとして非常に有効なものである(県のメリット)。

2 ふるさと創造貸付金



(3) 監査に当たり参照した根拠法令等

- ・ 地方自治法第230条(地方債)
- ・ 地方財政法第5条(地方債の制限)
- ・ 地方財政法第5条の3ただし書き(地方債の協議等)
- ・ 地方債に関する省令第1号(地方債の協議を要しない場合)<sup>14</sup>

<sup>14</sup> 地方財政法(昭和28年法律第109号。以下「法」という。)第5条の3第1項ただし書(法第5条の4第6項において準用する場合を含む。)に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。  
 1 市町村等(地方財政法施工令(昭和28年政令第267号。以下「令」という。)第2条第1項第2号に掲げる地方公共団体をいう。)が都道府県から借り入れる場合  
 2 以下省略

・埼玉県ふるさと創造貸付金貸付要綱(以下「ふるさと貸付要綱」という。)

(4) 制度の仕組

① 貸付対象

貸付事業区分に応じ、貸付対象団体(市町村)及び対象事業は次のようになる。

貸付事業区分	貸付対象団体	対象事業
一般事業	市町村等	地方財政法(昭和23年法律第109号)第5条第2号、第4号及び第5号に定める事業 <sup>16)</sup>
特別事業Ⅰ	小規模市町村支援事業分 ①前年度の財政力指数 <sup>16)</sup> が、0.42以下である市町村 ②前年度の財政力指数が県単純平均以下で、かつ、財政改革計画等を策定して財政の健全化に取り組んでいると認められる市町村 <sup>17)</sup>	同上
特別事業Ⅱ	県政推進上特に重要な事業を実施する市町村	毎年度別に定める事業(注)

(注) 平成13年度から平成19年度までの特別事業Ⅱの対象事業は、次ページのとおりである。

- 15 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合にあっては、地方債をもってその財源とすることができる。
  - 1・・・省路・・・
  - 2 出資金及び貸付金の財源とする場合(出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。)
  - 4 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合
  - 5 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、遺跡、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費(公共的団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。)及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代償地としてあらかじめ取得する土地の購入費(当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。)の財源とする場合
  - 16 「財政力指数」とは、地方交付税法第14条の規定により算定した其前年度収入額を同法第13条の規定により算定した其前年度必要額で除して得た数値の過去3ヶ年間の平均値である。なお、平成19年度において、財政力指数0.42以下の条件に該当する市町村は、小規模市町(財政力指数0.406)、奥秩父村(財政力指数0.267)のみである。
  - 17 平成19年度における、前年度の財政力指数(平成18年度から平成18年度の3か年の平均)の県単純平均は、0.811であり、貸付要綱市町村のうち、この指数以下で、かつ、財政改革計画等を策定して財政の健全化に取り組んでいると認められる市町村は、以下の9市町である。行田市(指数0.781、第二次行田市行政改革大綱)加須市(指数0.787、加須市行政改革大綱)川本町(指数0.743、第4次羽生市行政改革大綱)、蓮田市(指数0.804、蓮田市第四次行政改革大綱)、榑瀬町(指数0.693、榑瀬町行政改革大綱)、長瀨町(指数0.499、長瀨町行政改革大綱)、葛瀬町(指数0.640、葛瀬町緊急行政改革大綱)、栗藤町(指数0.735、第4次栗藤町行政改革大綱)及び松伏町(指数0.640、松伏町集中改革プラン)。

年度	対 象 事 業
H13年	(1)くにつくり助成金対象事業 ①みんなに親しまれる駅づくり事業
H14年	(1)くにつくり助成金対象事業 ①みんなに親しまれる駅づくり事業 ②市町村道整備事業・市町村治水事業
H15年	(1)くにつくり助成金対象事業 ①みんなに親しまれる駅づくり事業 ②市町村道整備事業・市町村治水事業
H16年	(1)ふるさと創造資金対象事業 ①みんなに親しまれる駅づくり事業 ②市町村道整備事業・市町村治水事業
H17年	(1)ふるさと創造資金対象事業 ①みんなに親しまれる駅づくり事業 ②市町村道整備事業・市町村治水事業
H18年	(1)ふるさと創造資金対象事業 ①みんなに親しまれる駅づくり事業 ②市町村道整備事業・市町村治水事業
H19年	(1)ふるさと創造資金対象事業 ①みんなに親しまれる駅づくり事業 ②地域づくり提案事業 ③市町村道整備事業・市町村治水事業

なお、貸付を受けようとする市町村は、次の要件を備えている必要がある。



(ア) 事業の計画が適正に行われること。  
 (イ) 償還の見込みが確実であること。

また、次の条件に該当する場合には、貸付金額の決定に際し、承認しないか又は制限することになる。

(不承認の場合)

(ア) 地方債の元利金の払込みに延滞がある市町村

(イ) 過去において、著しく事実に相違した申請により地方債の許可を受けた市町村

(ウ) 過去3か年平均の実質公債費比率が18%以上の市町村

但し、18%以上25%未満の市町村は、公債費負担適正化計画の内容、その実施状況を勘案し、支障のないと認められる場合に限り承認する。

(制限する場合)

(ア) 行財政改革の取組が積極的でないもの。すなわち、i) 制度の趣旨に合致しない特殊勤務手当等給与制度及びその運用が適正を欠き、かつ、それらの是正の取組に積極的ではないもの、ii) 財政支出の状況が著しく適正を欠き、その是正のために必要な努力を払わないもの。

(イ) 前々年度決算及び前年度決算見込みにおける市町村税の現年度分の徴収率が90%未満のもの。

18 「実質公債費比率」は、平成18年度から地方債許可制度が協議制度に移行したことに伴い導入された公債費関連の指標である。実質公債費比率は、基本的には分子に地方債の元利償還金(公債費)を置き、分母に標準財政規模を置いて求める(以下の算式参照)。従来と異なるのは、分子の元利償還金に「水道や交通等公営企業の支払う元利償還金への一般会計からの繰り出し金、PFIや一部事務組合等の公債費類似経費を算入すること、いわゆる連結決算の考え方を導入していることである。この実質公債費比率が18%を超えると、地方債許可団体に移行することとされている(地方財政法第5条の4第1項第2号 同施行令第14条)。

【算式】

$$(A+B) - (C+D) / (E-D) \text{ (この3年度間の平均値をとる。)}$$

- Aは地方債の元利償還金(繰り上げ償還等を除く)
- Bは元利償還金に準ずるもの
- Cは元利償還に充てられる特定財種
- Dは普通地方交付税の類の特種財政需要額に算入された地方債の元利償還金
- Eは標準財政規模

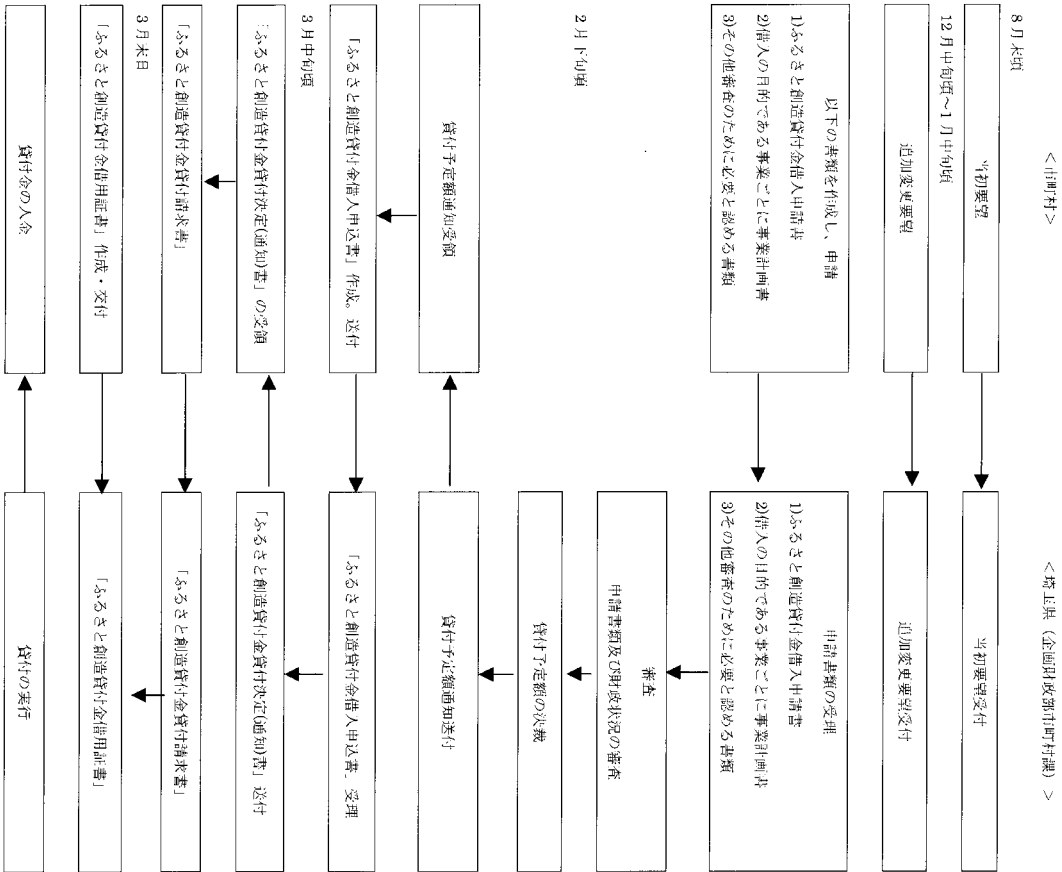
②貸付条件  
 (ア) 貸付利率及び貸付額は次のようになる。

貸付事業区分	貸付利率	貸付額の算定
一般事業	貸付年度の2月末日における、同じ償還期間の政府資金利率のマイナス0.5%とする。 ただし、0.5%を下限とする。 また、政府資金利率が、0.5%を下回った場合には、政府資金利率とする。	(充当率) 各事業の実施対象事業費から国・県支出金、分担金、負担金、その他特定財源を控除した額の原則75%以内の額とする。 (貸付額の取扱いは) 貸付額は、算定した額に10万円未満の端数がある場合は切り捨てる。 (貸付対象外経費) 次に掲げる経費は貸付対象としない。 一般的調査費、消耗品費、耐用年数の短い設備、備品(一品の単価が20万円未満)の整備、購入経費
特別事業 I	貸付年度の2月末日における、同じ償還期間の政府資金利率のマイナス1.0%とする。 ただし、0.5%を下限とする。 また、政府資金利率が、0.5%を下回った場合には、政府資金利率とする。	(充当率) 各事業の実施対象事業費から国・県支出金、分担金、負担金、その他特定財源を控除した額の原則100%以内の額とする。 (貸付額の取扱いは) 一般事業と同じ (貸付対象外経費) 一般事業と同じ
特別事業 II	貸付年度の2月末日における、同じ償還期間の政府資金利率のマイナス2.0%とする。 ただし、0.5%を下限とする。 また、政府資金利率が、0.5%を下回った場合には、政府資金利率とする。	(充当率) 別に定める対象事業の事業費の100%以内の額とする。 (貸付額の取扱いは) 一般事業と同じ (貸付対象外経費) 一般事業と同じ

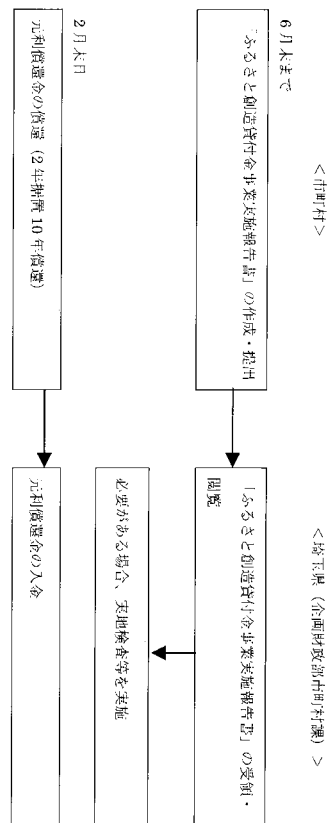
- (イ) 償還期間：12年(うち据置期間2年)
- (ウ) 償還方法：元金均等年賦償還
- (エ) 償還期日：2月末日(末日が金融機関の休業日に当たるときは、その直前の営業日とする。)
- (オ) 貸付期日：3月末日(末日が金融機関の休業日に当たるときは、その直前の営業日とする。)

1)とする。)

③業務のフロー  
(貸付年度)



(貸付年度以降)



(5) 業務の状況

①新規貸付

ふるさと創造貸付金の貸付実績

(単位：百万円)

貸付対象事業	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
福祉施設	103	558	139	61	157
公民館・幼稚園	147	289	221	605	305
道路・橋りょう	1,646	2,210	1,885	2,020	1,854
消防施設	42	104	149	168	497
かんがい・排水路	395	414	709	521	885
義務教育施設	521	1,046	879	699	708
公園整備	470	289	414	283	489
その他	1,976	1,090	1,569	1,643	1,125
実績合計	5,300	6,000	5,965	6,000	6,000
予算額	5,300	6,000	6,000	6,000	6,000

(単位：千円)

年度	一般事業		特別事業Ⅰ		特別事業Ⅱ		合計	政府債 金利
	貸付額	利率	貸付額	利率	貸付額	利率		
H13年	3,600,700	0.8%	561,000	0.5%	436,400	0.5%	4,598,100	1.3%
H14年	4,277,100	0.5%	495,900	0.5%	527,000	0.5%	5,300,000	0.7%
H15年	4,326,100	0.5%	294,400	0.5%	679,500	0.5%	5,300,000	1.0%
H16年	5,039,100	0.6%	248,200	0.5%	712,700	0.5%	6,000,000	1.1%
H17年	4,480,500	0.9%	932,500	0.5%	551,400	0.5%	5,964,400	1.4%
H18年	5,358,400	1.1%	513,800	0.6%	127,800	0.5%	6,000,000	1.6%
H19年	4,970,700	0.8%	794,100	0.5%	235,200	0.5%	6,000,000	1.3%

## (貸付業務に関する調査)

貸付業務が所定の手続きどおりに行われているかについて、次の表に示す対象先を抽出し調査を行った。調査ポイントは、以下のとおりである。

- ・貸付予定額の決裁が適正に行われているか
- ・貸付要件である充当率(一般事業：原則75%以内、特別事業：100%以内)及び特別事業Ⅰに該当する場合には県平均財政力指数(H16~18年の平均)を確認しているか
- ・申請から実行までの必要書類が作成されているか(ふるさと創造貸付金借入申請書、借入の目的である事業ごとに事業計画書、ふるさと創造貸付金貸付決定通知書、ふるさと創造貸付金借入申込書、ふるさと創造貸付金貸付請求書、ふるさと創造貸付金借入証書、ふるさと創造貸付金貸付事業実施報告書)
- ・貸付台帳(償還予定額の記載)が作成されているか

(単位：千円)

コントロールNo.	団体名	事業名	区分	貸付額
1	川越市	市道整備事業		208,000
2	熊谷市	雨水貯留事業		294,200
3	行田市	忍地区川本対策事業	特Ⅰ	117,200
4	加須市	市道・橋りょう整備事業	特Ⅰ	64,800
5	春日部市	武甲駅エレベーター等整備事業	特Ⅱ	32,200
6	羽生市	緊急通信施設整備事業	特Ⅰ	81,500
7	上尾市	(仮) 消防防署複合施設整備事業		175,100
8	草加市	都市計画道路整備事業		123,200
9	菅加市	ケアホーム整備事業		152,700
10	朝霞市	緑地保全事業		238,100
11	新座市	陣屋小学校校舎改修事業		140,500
12	久喜市	(仮称) 久喜新病院建設費補助事業		300,000
13	鶴ヶ島市	土地開発公社用地取得事業		292,900
14	三芳町	都市計画道路取得事業		263,500
15	宮代町	みやしろの賑づくりプロジェクト推進事業	特Ⅱ	31,000
16	埼玉畜場組合	埼玉畜場組合畜舎改築事業		121,400
		抽出分合計		2,636,300
		H19年度新規貸付合計		6,000,000

調査の結果、問題となる点は認められなかった。

## ②貸付金回収

貸付金管理ソフトにより、市町村ごとに毎年の償還金額を元利含めて集計して計算する。この年間償還額および利息を、納入通知書に記載して2月上旬に市町村へ請求し、2月末に回収する。回収の台帳は貸付時に作成される貸付台帳とは異なる債権管理簿で別に管理されている。債権管理簿には当年度に償還される金額、納入通知書番号および納期限のみが手書きで記載され、市町村課長の決裁を受ける。収入済通知書により管理簿に消滅年月日を記載して消しこむ。

平成19年度における貸付金(ふるさと創造貸付金及び市町村振興資金貸付金)の回収業務に関する調査を行い、回収に関するデータの集計金額と債権管理簿の金額が一致していることを確認した。また、債権管理簿ではすべて債権金額が消込まれていることを確認した。

## ③貸付先に対する管理

ふるさと貸付要綱によれば、「ふるさと創造貸付金貸付台帳」を備え付けて、貸付の状況及び元利金償還の状況を管理しなければならない。一方で、貸付を受けた市町村は、「ふるさと創造貸付金借入台帳」を備え付けて、借入の状況及び元利金償還の状況を明らかにしておくなければならない<sup>19</sup>。ふるさと創造貸付金台帳は、貸付時に貸付金管理ソフトに入力することで作成、運用されている。貸付時には、貸付先ごとの返済予定表としての貸付管理簿をアウトソフトする。年度ごとの回収手続として、貸付先からの年度弁済額合計を記載し、回収後この台帳を消し込む作業を行う。回収情報は貸付管理ソフトに入力される。結果として、貸付の残高管理はこの管理ソフト内で行われている。

また、貸付対象事業の実施状況については、市町村から作成・報告される「ふるさと創造貸付金事業実施報告書」により把握し、必要があれば、市町村に対し貸付金の使用及び事業の実施について資料の提出を求め、又は実地に検査することになっている<sup>20</sup>。

ふるさと創造貸付金事業実施報告書は、貸付年度の翌年度6月末までに貸付先から提出してもらい、貸付を財源とする支出が目的どおり行われているかを確認している。また、平成20年度から借入額が多い市町村を中心に実地調査を実施することになっている。適切な管理が行われていると考えられる。

<sup>19</sup> 埼玉県ふるさと創造貸付金貸付要綱 第15条

<sup>20</sup> 埼玉県ふるさと創造貸付金貸付要綱 第12条・第13条

【意見1】貸付金制度の重要性を勘案し、時代の要請に対応するよう定期的な見直しが必要  
 ふるさと創造資金貸付金は、県債管理基金を財源とし、市町村振興事業特別会計で運営  
 され、市町村等の行う社会基盤整備事業を対象に貸し付けるものである。この貸付金は、  
 ①国の地方債制度を補完するもの(充当率や対象事業等)であり、②県政重要施策と連携  
 した事業の促進に寄与するもの、という性格を有しており、ここに本制度の意義が存在す  
 る。このため、国の地方債制度の状況や県政重要施策を勘案し、この貸付制度が時代要請  
 にマッチし有効に機能するよう制度の定期的な見直し(例えば、小中学校の校舎の耐震構  
 造化に対する積極的な活用)を行っていく必要がある。

3 常磐新線建設資金貸付金

(1) 貸付金の推移

常磐新線建設資金貸付金の過去の推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

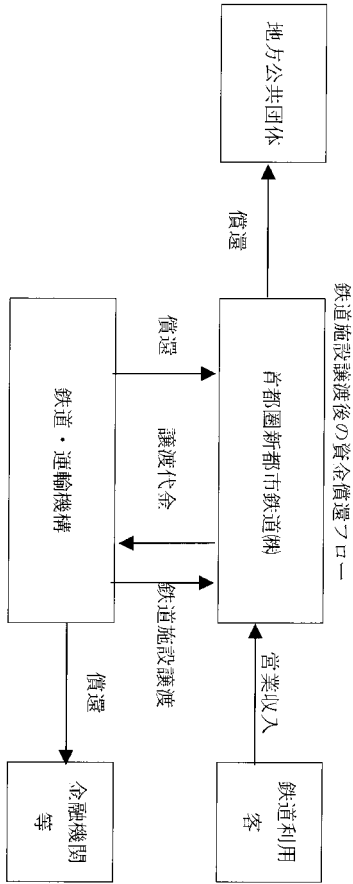
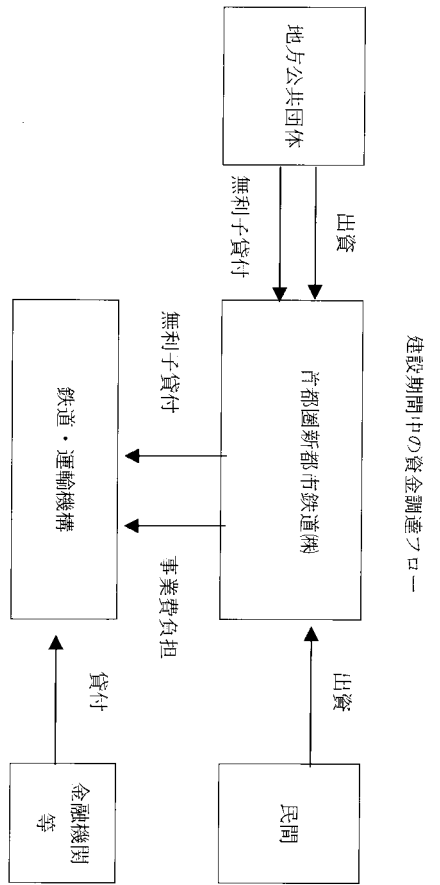
年 度	貸付額	償還額	残高
H 4年	32,000	-	32,000
H 5年	138,300	-	170,300
H 6年	337,900	-	508,200
H 7年	337,200	-	845,400
H 8年	625,800	-	1,471,200
H 9年	918,900	-	2,390,100
H10年	1,140,100	-	3,530,200
H11年	1,759,000	-	5,289,200
H12年	2,193,900	-	7,483,100
H13年	3,051,500	6,855	10,527,745
H14年	4,744,100	20,165	15,251,680
H15年	4,033,000	23,300	19,261,380
H16年	1,765,100	23,300	21,003,180
H17年	348,900	23,300	21,328,780
H18年	80,000	23,300	21,385,480
H19年	42,761	54,405	21,373,836
合計	21,548,461	174,625	

(2) 制度の目的

首都圏新都市鉄道株式会社(本社東京都台東区)は、平成17年8月24日に開業した「つ  
 くばエクスプレス」(秋葉原からつくばまでの営業区間約58.3km、20駅)の鉄道建設費総  
 額8,081億円を随うため、無利子貸付金で80%、出資及び財政投融資等で20%の資金調達  
 を行っている。無利子貸付金のうち40%が地方公共団体の無利子貸付金であり、総額3,232  
 億円となっている。埼玉は地方公共団体の無利子貸付金のうちの10%である323億円を負  
 担し、県が215億円、鉄道が通る八潮市及び三郷市が合計108億円を融資している(埼玉  
 県の線路区間は、7.4kmで三郷中央駅及び八潮駅の2駅が存在する)。既に貸付事業は終  
 了しており、今後は償還のみが発生する。

つくばエクスプレス事業建設の資金フロー(単位：億円)

約8,081(無利子貸付金対象事業費)		出資及び財政投等 1,617(20%)	
無利子貸付金 6,464(80%)	地方公共団体	出資金	財政投融資等
鉄道建設・運輸 施設等設備機構		地方公共団体	
3,232 (40%)	3,232 (40%)	1,132 (14%)	485 (6%)
	東京		
	1,293 (4/10)		
	埼玉		
	323 (1/10)		
	千葉		
	646 (2/10)		
	茨城		
	970 (3/10)		
	県		
	八潮市・ 三郷市		
	215 (2/3)		
	108 (1/3)		



(参考) つくばエクスプレスの営業区間及び路線図

	営業キロ数	営業区間	駅数
東京都	約 13.2 km	秋葉原～六町～	7 駅 (地下構造 6 駅)
埼玉県	約 7.4 km	～八潮～三郷中央～	2 駅 (地下構造 0 駅)
千葉県	約 13.5 km	～南流山～柏たなか～	5 駅 (地下構造 1 駅)
茨城県	約 24.2 km	～守谷～つくば	6 駅 (地下構造 1 駅)
合計	約 58.3 km		20 駅

(3) 監査に当たり参照した根拠法令等

- ・鉄道整備基金法
- ・常磐新線建設工事に係る事業費の貸付け等に関する覚書
- ・埼玉県常磐新線建設資金貸付要綱 (平成5年2月22日決裁) (以下「常磐新線貸付要綱」という。)

(4) 制度の仕組

①貸付対象

首都圏新都市鉄道株式会社が行う常磐新線建設事業とし、鉄道整備基金法(平成3年法律第46号)第22条第2項の規定により運輸大臣が認定を行った事業である。この貸付は、首都圏新都市鉄道株式会社から常磐新線建設を委託した日本鉄道建設公団(現在の鉄道建設・運輸施設整備支援機構)の建設事業費の一部を賄うものである。

②貸付条件

- (ア) 貸付額：上記運輸大臣の認定を受けた事業に要する費用(貸付対象建設費)の40%に相当する額の10分の1の額に3分の2を乗じて得た額を限度とする。すなわち、貸付額＝貸付対象建設費×40%×1/10×2/3
- 貸付対象建設費が、約8,081億円であるので、  
貸付額＝約8,081億円×40%×1/10×2/3＝215億円となる。
- (イ) 利子・担保条件：無利子・無担保
- (ウ) 償還期間：貸付日から12年間据え置き10年間で償還(ただし、平成4年度から平成6年度は、貸付日から8年間据え置き10年間で償還)
- (エ) 償還方法：半年年賦均等償還
- (オ) 償還期日：毎年5月若しくは11月の各25日又は8月若しくは2月の各25日(当口が金融機関の休業日に当たるときは、その直後の営業日とする。)
- (カ) 延滞金等：年10.75%(1年365日の日割計算)

【意見2】無利子の貸付条件については、企業と多少議論すべきであった

貸付条件等は、協定書によりすべての地方公共団体で同一であるが、無利子の貸付条件は、実質的には県で利子分を補助していることになる。  
次ページの表に示しているが、財源の大部分(99%)が起債(通常債及び資金手当債)に拠っている。県債の利率を3%で計算すると、当初から平成19年度までに18億6千万円の支払利息が発生しており、今後、平成20年から平成50年までに67億7千万円の支払利息が発生、県は合計で86億4千万円の金利負担になると予想される(次ページ以下表参照)。社会資本の充実という観点から県が利子を負担するのは当然という意見もあ

21 企画財政部財政課における件数貸の利息計算の新規金利が3%となっている。

るかもしれないが、一部の県民が利用する鉄道であることを考慮すると、無利子の条件については協定書で規定されているとはいえ、企業と行政間で利子の負担についてもう少し議論をすべきでなかったかと考える。

財源	金額	割合 (%)
通常債	19,536,000	90.7%
資金手当債	1,794,000	8.3%
基金繰入	176,000	0.8%
一般財源	42,461	0.2%
合計	21,548,461	100.0%

常磐新線建設資金貸付金償支払利子

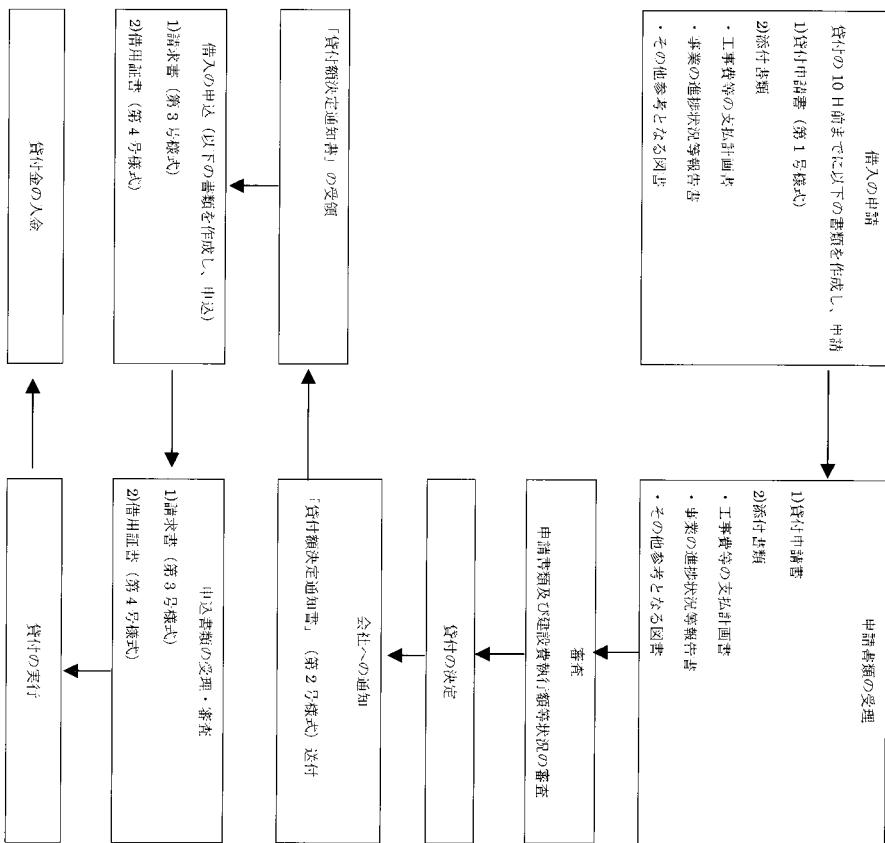
年度	利子
H6年	2,898
H7年	11,862
H8年	23,657
H9年	41,678
H10年	60,422
H11年	76,067
H12年	112,708
H13年	155,543
H14年	176,561
H15年	199,018
H16年	257,477
H17年	256,890
H18年	249,247
H19年	243,402
小計	1,867,430

(単位：千円)

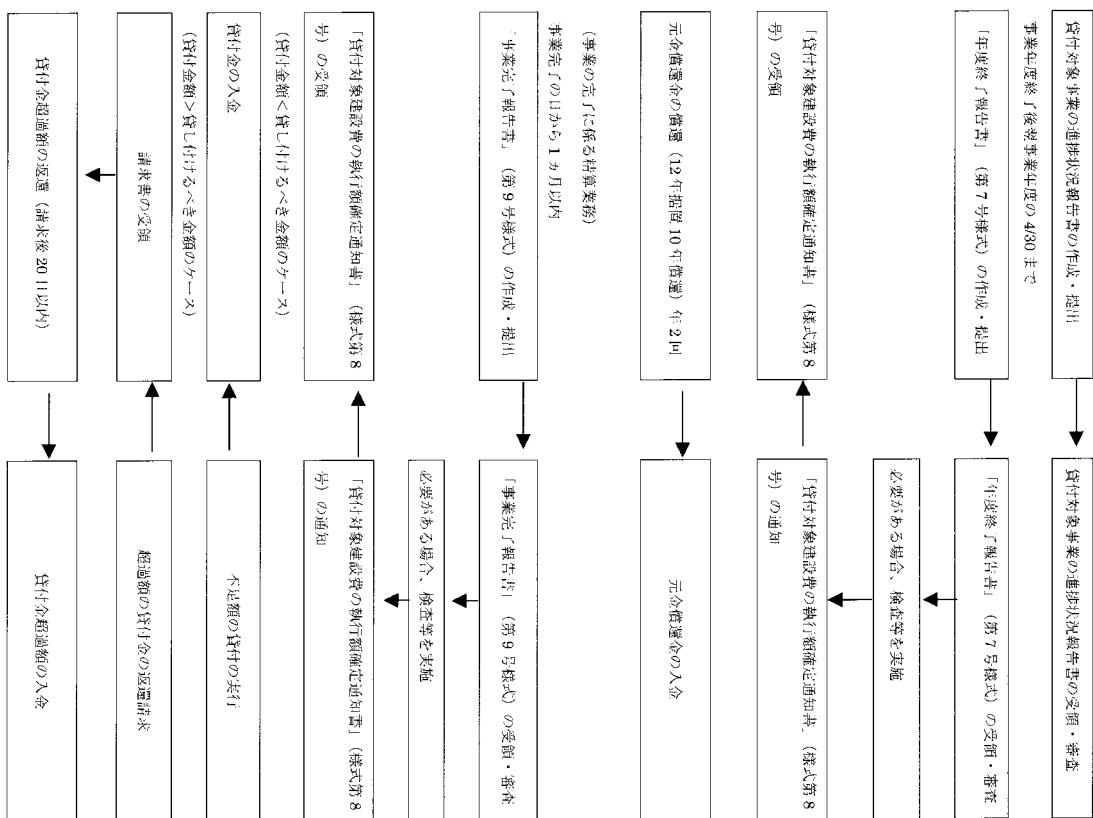
年度	利子
H20年	239,765
H21年	254,512
H22年	261,514
H23年	260,183
H24年	262,094
H25年	259,961
H26年	286,176
H27年	281,919
H28年	279,232
H29年	278,660
H30年	277,072
H31年	277,222
H32年	277,222
H33年	277,222
H34年	277,222
H35年	277,222
H36年	276,622
H37年	273,816
H38年	271,634
H39年	268,709
H40年	265,424
H41年	265,424
H42年	231,140
H43年	204,622
H44年	173,412
H45年	156,012
H46年	39,306
H47年	13,404
H48年	6,936
H49年	840
H50年	420
小計	6,774,919
総合計	8,642,349

(注) 借換債の利率は3%で試算

③業務のフロー  
(貸付年度)



(貸付年度以降)





## (5) 業務の状況

## ①新規貸付

平成19年度の新規貸付は、平成20年3月21日である。この新規貸付を含む次の表の貸付について、常磐新線貸付要綱に求められている以下の必要な書類の完備及び必要な手続きが行われているかについて調査を行った。

- ・貸付申請書及びその添付書類、
- ・貸付額決定通知書
- ・請求書
- ・借用証書
- ・年度終了報告書
- ・貸付対象建設費の執行額確定通知書
- ・貸付対象事業の進捗状況報告書

(単位：円)

年度	貸付年月日	貸付金額	貸付期間
H17年	H17年6月18日	250,400,000	H29年11月25日～H39年5月25日
	H17年12月18日	38,700,000	H30年5月25日～H39年11月25日
H18年	H18年3月23日	59,800,000	H30年8月25日～H40年2月25日
	H18年6月21日	47,400,000	H30年11月25日～H40年5月25日
H19年	H19年3月20日	32,600,000	H31年8月25日～H41年2月25日
	H20年3月21日	42,761,041	H32年8月25日～H42年2月25日

調査の結果、業務上問題となる点はなかった。

## ②貸付金回収

償還は、平成13年8月25日から開始、平成42年2月25日まで行われる予定である。償還金額は、平成20年3月末現在で累計174,625,000円となっている。

1つの貸付金の返済は年2回(毎年5月と11月、又は8月と2月)であり、この返済額の個別管理と合計額の管理を行っている。具体的には、回収業務は、県の会計事務処理要領に従って行われる。交通政策課における業務の流れは、以下のとおりである。

- ①契約書に基づき、貸付金の回収額に関して測定<sup>22</sup>を行う。
- ②会社に対して納入通知書を通知する。
- ③会社が指定金融機関を通じて償還金を納入する。交通政策課では、総務事務センターを通じて収入済通知書を受取り、貸付金の償還を確認する。
- ④以上の流れについて、手書きの債権管理簿に記載して債権管理を行っている。

<sup>22</sup> 「測定」とは、地方公共団体の歳入を徴収しようとする場合において、長が地方自治法第231条の規定に基づきその歳入の内容を調査して収入金額等を決定する行為、すなわち、徴収に関する地方公共団体の内部的意思決定の行為をいう(「地方自治六法」(地方自治制度研究会監修)の地方自治法第231条の注釈から引用、一部修正)。

債権管理簿は、当年度測定された元利償還金に対する管理であり、当年度の回収予定額、納入通知書の発行年月日・管理番号及び納期限、回収消滅年月日と実際の回収実績、予定どおり回収されない場合、催促状の発行年月日・管理番号及び納期限、欠損処分額が記載される。残高管理としては、貸付金の契約時に担当者がパソコンで作成する回収予定表(償還予定表)により担当者レベルで個別管理を行っている。

## (貸付回収業務の調査)

次の表に示されている平成19年度(平成19年4月～平成20年3月)の貸付金の回収に関して、回収に必要となる書類が完備され、適切な手続が実施されているかを調査した。

(単位：千円)

貸付金額	貸付年月日	19/05/25	19/08/25	19/11/25	20/02/25
32,000	05/03/22		1,600		1,600
73,100	05/06/21	3,655		3,655	
20,100	05/12/20	1,005		1,005	
45,100	06/03/23		2,255		2,255
62,700	06/07/28	3,135		3,135	
134,300	06/12/20	6,715		6,715	
140,900	07/03/27		7,045		7,045
71,700	07/06/26			3,585	
	合計	14,510	10,900	18,095	10,900

調査の結果、指摘すべき事項はなかった。

## ③貸付先に対する管理

貸付金の管理は、担当者レベルでパソコンを用いて作成される貸付償還表により納期、回収額、残高を把握している。

貸付金の管理は、貸付管理ソフトにより作成される貸付償還表により貸付日ごとに債権管理することにより行われている。回収予定表(返済予定表)が貸付金ごとに作成されており、1つの貸付金の返済は年2回であるが、貸付金返済のタイムリングは、毎年5月、8月、11月及び2月であり、債権個々の返済額と債権全体の返済額の管理を行っている。入金銀行より回収情報を入手し、消込を行う。これにより残高管理も同時に行われている。

貸付先の事業の進捗状況については、事業進捗状況報告(常磐新線貸付要綱第14条)で行うとしている。「常磐新線執行状況表」を毎年入手しているが、これによって明らかにされている内容は、貸付対象建設費の執行額についてであり、鉄道事業の経営状況に関しては毎年決算報告を受けているのみである。なお、平成20年4月25日に首都圏新都市鉄道株式会社から「常磐新線建設事業完了等報告書」が作成・交付され、常磐新線建設工事が完了したことの報告を受け、交通政策課では4月30日にこれを收受している。し



たがって、今後新規貸付は、この鉄道建設に関しては生じないことになり、以後回収業務のみが行われることになる。

④延滞債権の管理

(ア) 回収と実績  
現在のところ、回収延滞債権及び貸倒実績はない。

〈政策目的達成度及び回収可能性の判断について〉

政策目的達成度の判断は特に行っていない。また回収可能性についても現在特に検討していない。貸付金の今後の償還は以下の表の表のように行われる予定であるが、今後の回収可能性について検討する。

償還予定表 (単位：千円)

年度	貸付額	償還(予定)額	残高
H19年	—	—	21,373,836
H20年	—	96,530	21,277,306
H21年	—	170,670	21,106,636
H22年	—	263,960	20,842,676
H23年	—	374,035	20,468,641
H24年	—	547,670	19,920,971
H25年	—	774,725	19,146,246
H26年	—	1,108,985	18,037,261
H27年	—	1,652,235	16,385,026
H28年	—	1,962,510	14,422,516
H29年	—	2,065,795	12,356,721
H30年	—	2,048,410	10,308,011
H31年	—	1,979,900	8,328,111
H32年	—	1,890,887	6,437,224
H33年	—	1,773,956	4,663,268
H34年	—	1,587,011	3,076,257
H35年	—	1,356,821	1,719,436
H36年	—	1,022,561	696,875
H37年	—	479,311	217,564
H38年	—	168,736	48,828
H39年	—	34,646	14,182
H40年	—	9,906	4,276
H41年	—	4,276	—
合計	—	21,373,836	—

平成17年度開業以来の輸送人数と実績内訳は次のとおりである。当初予想に比べ予想人員は多く、丸1年間の営業になった平成18年度以降、1日当りの乗車人数が、195千人、平成19年度の234千人と増加している。平成20年5月の1日平均乗客数は263千人ということであり、順調に乗車人員を増やしている。

年度	輸送人数	
	営業日数	年間輸送人員実績
H17年	220	3,469万人
H18年	365	7,069万人
H19年	366	8,485万人

年度	1日当たり輸送人員実績		1日当たり輸送人員実績予想	
	送人員実績	送人員実績	送人員実績	送人員実績
H17年	150千人	150千人	135千人	135千人
H18年	195千人	195千人	155千人	155千人
H19年	234千人	234千人	178千人	178千人

1日当たり輸送人員実績の内訳

定期	定期外	合計
77千人 (51%)	73千人 (49%)	150千人
118千人 (61%)	77千人 (39%)	195千人
145千人 (62%)	88千人 (38%)	234千人

開業以降の営業成績は下記の表のように平成19年度まで損失計上となっているが、償却前利益は、営業開始後の平成17年度からプラスに転じ、平成18年度と平成19年度の臨時損益を含まない償却前経常利益は、13,436百万円、16,386百万円となり、実績ベースでもキャッシュ・フローが改善されてきている。つくばエクスプレススタウン<sup>24</sup>等で象徴されるように、つくばエクスプレス沿線の開発も盛んに行われており、今後も乗車人員の増加が見込まれ、売上も増加していくと考えられる。したがって、貸付金の回収不能リスクは現段階では低いと考えられる。

<sup>22</sup> つくばエクスプレスとはつくばエクスプレスの茨城県沿線地区の沿線におけるまちづくりと生活ライヴスタイルのことである。地域ブランドとして使われることもあり、茨城県により商標登録出願中である。スローライフの一種ともいえるが、本質的な意味としては、筑波山等広大な自然環境をもつこの地域に、都心からのアクセス向上、大型商業施設の建設などにより利便性が高まった都市機能、筑波研究学園都市や東京大学和の葉キャンパスなどに象徴される知的な集積を有機的に結びつけることを目指したものである。(フリー百科事典『ウィキペディア』より抜粋)

<sup>24</sup> 「つくばエクスプレスタウン」とは、つくばエクスプレス沿線で、開発している新しい街のことである。茨城県内では茨城県とIR都市機構が以下の街を整備している。  
みらい平(みらい平駅)、つくばみどりの里(みどりの駅)、田圃部山崎名(万博記念公園駅)、研究学園広域(研究学園駅)、中根・金田台(つくば駅近郊)、IR都市機構が整備している街(研究学園広域、つくばみどりの里、中根・金田台)、茨城県が整備している街(みらい平、田圃部山崎名)  
(フリー百科事典『ウィキペディア』より抜粋)

損益計算書要旨(単位:百万円)

年度	H16年	H17年	H18年	H19年
営業日数	—	220日	365日	366日
営業収益	—	14,040	26,774	30,728
運送営業費	—	4,577	8,278	9,742
減価償却費	3	10,980	18,156	18,287
その他の営業費	823	1,474	2,867	2,756
営業費合計	826	17,031	29,301	30,784
営業損益	△ 826	△ 2,991	△ 2,527	△ 56
営業外収益	40	23	413	746
支払利息	219	1,005	1,293	1,274
開業費償却	—	1,249	1,249	1,249
その他の営業外費用	12	42	64	68
営業外費用	232	2,296	2,606	2,591
経常損益	△ 1,018	△ 5,264	△ 4,720	△ 1,901
工事負担金等受入収入	—	2,845	—	—
その他特別利益	105	298	1,092	76
固定資産圧縮損	—	2,828	37	—
その他特別損失	28	—	80	112
税引前当期損益	△ 941	△ 4,949	△ 3,745	△ 1,938
法人税住民税事業税	8	15	15	15
当期純損益	△ 949	△ 4,964	△ 3,760	△ 1,953
償却前経常損益	△ 1,014	5,717	13,436	16,386
償却前当期純損益	△ 946	6,017	14,396	16,334

(注) △は、マイナスを意味する。

貸借対照表要旨(単位:百万円)

年度	H16年	H17年	H18年	H19年
流動資産	33,892	49,293	55,594	38,635
固定資産	474,456	1,140,461	1,131,778	1,188,432
(鉄道事業用固定資産)	301	796,536	778,997	808,881
(建設仮勘定)	158,705	5,596	6,045	76
(投資その他の資産)	315,449	338,329	346,736	379,474
繰延資産	3,069	4,995	3,747	2,498
資産合計	511,417	1,194,749	1,191,119	1,229,564
流動負債	4,248	6,463	8,345	10,288
固定負債	333,989	1,020,071	1,018,318	1,056,773
負債合計	338,238	1,026,534	1,026,663	1,067,062
資本金	185,016	185,016	185,016	185,016
利益剰余金	△ 11,837	△ 16,800	△ 20,561	△ 22,514
純資産合計	173,179	168,216	164,456	162,502
負債純資産合計	511,417	1,194,749	1,191,119	1,229,564

(注) △は、マイナスを意味する。

## 【意見3】回収可能性の継続的な検討を行うべき

現在のところ回収リスクについては低いと考えられるが、今後は、回収業務が中心になるため、継続的に決算書等を入力し経営状況を把握して貸付金の回収リスクについて絶えず検討していく必要がある。

4 埼玉高速鉄道線整備事業費貸付金

(1) 貸付金の推移

埼玉高速鉄道線整備事業費貸付金の発生時から19年度末までの推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	貸付額	償還額	残高
H10年	2,948,000	—	2,948,000
H11年	9,346,000	—	12,294,000
H12年	622,000	—	12,916,000
H13年	—	—	12,916,000
H14年	—	382,620	12,533,380
H15年	—	737,640	11,795,740
H16年	—	774,960	11,020,780
H17年	—	774,960	10,245,820
H18年	—	774,960	9,470,860
H19年	—	774,960	8,695,900

(2) 制度の目的

県が40.75%出資している埼玉高速鉄道株式会社(以下「埼玉高速鉄道」とする。)<sup>25)</sup>浦和美園駅～赤羽岩淵駅(路線延長14.6km)の事業費2,587億円(内訳は下記参照。)に対する資金調達は、下記の事業費の資金フレームのようになっており、このうちの転貸債194億円に関して、県と沿線区域の3市(川口市、さいたま市及び鳩ヶ谷市)で負担しており、埼玉県が129億円、3市が65億円(川口市39億、さいたま市13億、鳩ヶ谷市13億)貸し付けている。

事業費の内訳(単位：億円)

工事費	2,390
(内訳)	
用地	165
土木費	1,433
開業設備費	444
工事付帯費	348
車両費	127
建設利息	70
総建設費	2,587

事業費の資金フレーム(単位：億円)

補助又は 浦和美園 ～鳩ヶ 谷)	出資金、補助金、転貸債	
	出資金	補助金
1,130	215	402
	194	194
240	240	—
	—	—
79	79	—
	—	—
395	395	—
	—	—
881	881	—
	—	—
181	181	—
	—	—

P線区 間(鳩 ヶ谷～ 浦和美 園)	出資金、補助金、転貸債	
	出資金	補助金
1,457	215	402
	194	194
240	240	—
	—	—
79	79	—
	—	—
395	395	—
	—	—
881	881	—
	—	—
181	181	—
	—	—

貸付金の概況(H20年3月31日現在)

貸付金額	12,916,000,000円
償還金額	△4,220,100,000円
貸付残高	8,695,900,000円
(財源) 転貸債	12,916,000,000円
貸付日	平成11年3月31日、平成11年9月30日、平成12年3月31日及び平成13年3月30日

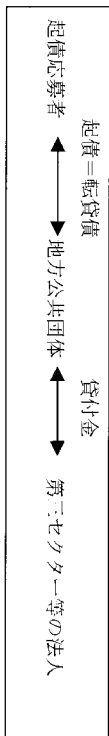
<sup>25)</sup> 埼玉高速鉄道線は、高速鉄道東京7号線の埼玉県内部分(川口市、浦和市(現、さいたま市)、鳩ヶ谷市)の建設と運営を行う第三セクターとして平成4年3月25日に設立されたもので、平成13年3月28日に開業している。高速鉄道東京7号線は、昭和60年7月、運輸政策審議会から運輸大綱に、平成12年までに新設することが適当な路線として答申された目黒から浦和山手線までの路線で、都内部分は、帝都高速度交通営団(現、東京地下鉄)が昭和61年2月に工事に着手し、平成12年9月に日黒～赤羽岩淵が南北線として全線が開業した。当路線は、現在、東京メトロ南北線、東急目黒線と相互乗り入れを行い、浦和美園から日吉間で運行を行っている。埼玉高速鉄道線の主要株主は、埼玉県(出資比率40.75%)、川口市(12.96%)、さいたま市(7.17%)、鳩ヶ谷市(4.18%)、東京地下鉄(23.29%)である。

(参考) 埼玉高速鉄道の鉄道事業の概況

ルート	浦和美園駅(さいたま市緑区)～赤羽岩淵駅(東京都北区)
路線延長	14.6km
駅数	8駅(さいたま市1駅、川口市4駅、鳩ヶ谷市2駅、東京都北区1駅)
車両基地	さいたま市緑区下野田地区(約65,000㎡)
運行	6両編成(定員882人) 10本(60両)
所要時間	19分30秒
事業費	2,587億円
旅客運賃	210円～460円

(3) 監査に当たり参照した根拠法令等

貸付金に関する要綱はない。  
ただし、転貸債に関しては、自治省(現 総務省)に平成11年3月起債申請し同月に許可を受けている。  
転貸債とは、地方公共団体が行う貸付事業の財源に充てる起債をいう。



〔転貸債の法令根拠〕

地方財政法第5条第1項により、地方公共団体の歳出で、「貸付金の財源とする場合」においては、地方債をもってその財源とすることができる<sup>26</sup>。

また、地方公営企業に準じる第3セクター地下鉄事業実施要項(H6.6.23自治令・第56号)により、第3セクターに対する地方公共団体からの貸付に要する地方債に地方財政措置を講じる、としている<sup>27</sup>。

<sup>26</sup> 地方財政法第5条(地方債の制限)

地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合において、地方債をもってその財源とすることができる。

二 出資金及び貸付金の財源とする場合(出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。)

<sup>27</sup> 4 事業の支援

(1) ①起債措置(都市高速鉄道事業)・・・中略・・・  
また、貸付金については、建設費から払込資本の総額を控除した額に当該地方公共団体の出資の持分率を乗じて得た額を起債対象限度額とする。

(4) 制度の仕組

①貸付対象

埼玉高速鉄道(県出資割合40.75%)の浦和美園駅～赤羽岩淵駅(路線延長14.6km)の事業費2,587億円に対して、その一部の資金を貸し付けている。

②貸付条件

県から埼玉高速鉄道へ貸付けを行う際の貸付条件は、県が貸付のために金融機関から借り入れる起債と同一条件である。

貸付金利：年1.56% ～ 2.30%、貸換後の金利は県債と同一条件。

償還期間及び償還方法・・・30年＝10年間＋20年間。これは県債(借換債)と同一条件である。

具体的な償還スケジュールについては、県債の起債時に金融機関との協議で決定される。最初の10年間は3年猶え置き7年償還(毎年元金の6%償還)で、貸換後の20年間は均等償還になる予定である。ただし、第1回貸付金については、30年間の償還予定が確定しているが、第2回から第4回の償還予定に関しては、現時点で企画財政部財政課と金融機関との間で借換債の償還方針が決まっていなかったため長期の具体的な償還予定がまだ立っていない状況である。

	第1回	第2回	第3回	第4回
貸付日	H11.3.31	H11.9.30	H12.3.31	H13.3.30
貸付金利	2.3%	2.1%	2.0%	1.56%
貸換後金利	県債と同一条件	県債と同条件	県債と同一条件	県債と同一条件

この貸付資金の財源は、企画財政部財政課での起債によって調達している。

〔源泉の起債条件〕

調達方法・・・金融機関からの証券借入(証券借入)

手数料・・・なし

貸付財源・・・埼玉高速鉄道からの元金償還金

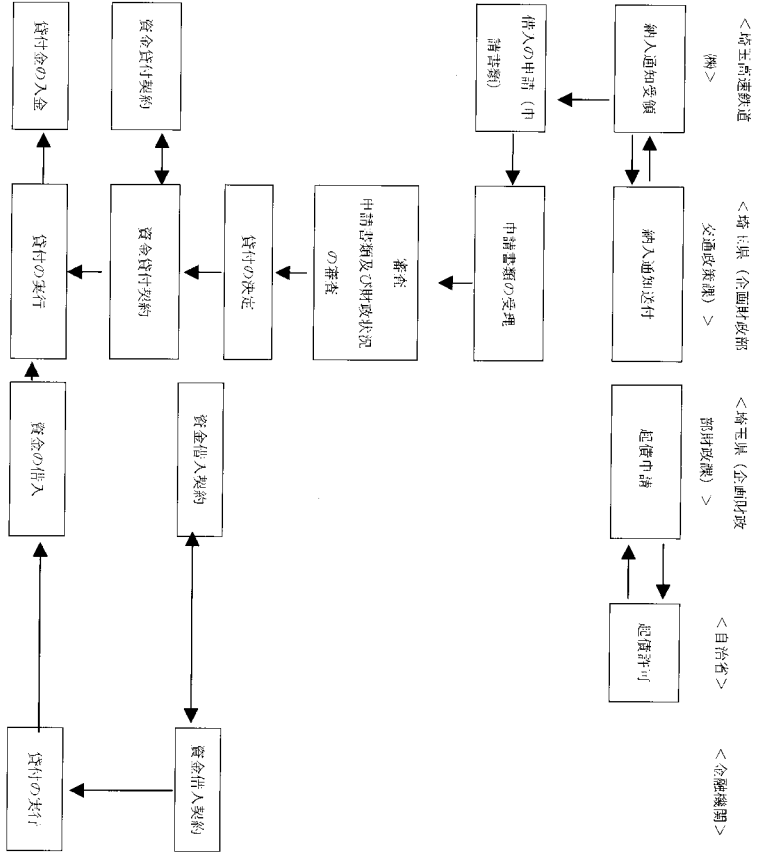
借入利率・・・県債と同率

償還期間・・・10年間

据置期間・・・なし

償還率・・・5%(10年間に50%)

③業務のフロー



(5)業務の状況

①新規貸付

貸付金の状況は、以下のとおりである。新規貸付は平成13年3月以来実施されていない。

貸付時期	H11.3.31	H11.9.30	H12.3.31	H13.3.30	合計
貸付額(千円)	2,948,000	6,858,000	2,488,000	622,000	12,916,000
予算区分	H10年度	H10年度繰越	H11年度	H11年度繰越	
貸付利率	2.30%	2.10%	2.00%	1.56%	
H19年度残高(千円)	1,886,720	4,594,860	1,741,600	472,720	8,695,900

②貸付金回収

回収業務は、県の会計事務処理要領に従って行われる。交通政策課における業務の流れは以下のとおりで、前述の常磐新幹線建設資金貸付金と同じである。

- ①契約書に基づき、貸付金の回収額に関して調定を行う。
- ②会社に対して納入通知書を送付する。
- ③会社が指定金融機関を通じて償還金を納入する。交通政策課では、総務事務センターを通じて収入済通知書を收受し、貸付金の償還を確認する。
- ④以上の流れについて、下書きの債権管理簿に記帳して債権管理を行っている。債権管理簿は、当年度調定された元利償還金に対する管理であり、当年度の回収予定額、納入通知書の発行年月日・管理番号及び納期限、回収消滅年月日と実際の回収実績、予定どおり回収されない場合、督促状の発行年月日・管理番号及び納期限、欠損処分額が記載される。残高管理としては、貸付金の契約時に担当者がパソコンで作成する回収予定表(償還予定表)により担当レベルで個別管理を行っている。

次の表に示されている平成20年度(平成19年4月～平成20年3月)の貸付金の元利金回収に関する事務手続について調査したが、問題となる点はなかった。

回収年月日	平成19年9月28日		平成20年3月31日	
貸付区分	元本	利息	元本	利息
1999/3/31 貸付	88,440,000	23,731,400	88,440,000	22,714,340
1999/9/30 貸付	205,740,000	52,566,570	205,740,000	50,406,300
2000/3/31 貸付	74,640,000	18,908,800	74,640,000	18,162,400
2001/3/30 貸付	18,660,000	3,978,312	18,660,000	3,832,764
合計	387,480,000	99,185,082	387,480,000	95,115,804
元利合計	486,665,082		482,595,804	

貸付金の回収は予定どおりに行われている。しかし、本報告書の第2ページの「損失補償・債務保証に係る財務事務の執行について」の「第3章II 第1埼玉高速鉄道株主金損失補償」の項で後述するが、平成15年度から平成21年度までの7年間、県と谷線3市(川口市、さいたま市及び鳩ヶ谷市)による財政支援が行われており、7年間で追加資金229億円、追加補助金が78億円、合計307億円の財政援助が実施され、加えて、金融機関からの融資に対する損失補償が行われることになっている。したがって、金庫に回収されているように見えるが、実際のところ自力で返済予定表どおりの返済は難しい状況が存在するといえる。

## ③貸付先に対する管理

県は、埼玉高速鉄道に対して財務支援を行っており、貸付先という観点より財務支援先という観点から会社の状況把握が行われている。財務支援は平成21年で終了ということになるが、現在今後の支援体制も含め、県と3市がどのように会社と関わっていくかについて検討中である。貸付金の償還スケジュールに関しては、前述したように、第2回貸付金から第4回貸付金について、現時点で企画財政部財政課と金融機関との間で借換債の償還方針が決まっていないため長期の具体的な償還予定がまだ立っていない状況である。

## ④延滞債権の管理

現在、延滞債権はなく、それ故に貸付先の不納欠損発生に関しリスク分析は行われていない。しかし経営支援による資金供給及び損失補償を前提にした返済が行われており、会社の独力による今後の借入金返済は難しい状況にある。

参考までに、埼玉高速鉄道のキャッシュ・フロー予算に対して分析を行っているが、その分析結果は、本報告書の第2部テーマの「損失補償・債務保証に係る財務事務の執行について」の「第3章Ⅱ 第1埼玉高速鉄道㈱借入金損失補償」の項で記載している。

## 第2 福祉部

## 1 母子寡婦福祉資金貸付金

## (1) 貸付金の推移

母子寡婦福祉資金貸付金の平成19年度を含む過去10年間の貸付実績と貸付残高は、次のとおりである。

年 度	貸付残高	貸付金額	当初予算	利 息	延滞利息	不納欠損
H10年	2,212,369	396,944	483,358	—	—	—
H11年	2,316,089	403,786	550,260	—	—	—
H12年	2,230,244	417,638	539,929	—	—	—
H13年	2,269,309	432,507	569,097	—	—	—
H14年	2,280,688	403,838	540,642	1,862	4,995	1,354
H15年	2,317,903	347,102	413,935	1,282	4,025	1,342
H16年	2,379,477	353,798	389,094	1,544	4,995	620
H17年	2,430,777	355,967	386,612	836	3,133	1,705
H18年	2,463,188	331,435	395,282	500	3,963	505
H19年	1,852,258	307,122	396,212	660	4,050	2,316

※未済額は未収入金の増減として反映される。未収入金の推移を参照されたい。

また、未収入金の推移は、次のとおりである。

年 度	増減	残高
H15年	—	182,145
H16年	5,605	187,750
H17年	7,014	194,764
H18年	1,714	196,478
H19年	△4,142	192,336

(単位：千円)

## 【指摘1】複数者による検証の欠如による決算統計金額集計の誤り

平成16年度の県における決算統計金額である母子寡婦福祉資金貸付金残高は、298,731千円とことも安全課から報告されたが、ことも安全課担当職員が計算を誤り、誤った金額



のまま決算報告が行われてしまった。上記表にある2,379,477千円が正しい金額である。これは、決算報告の起案文書に根拠文書の添付が規定されておらず、担当職員の上司等複数の職員がチェックする体制が取れていたことが原因と考えられる。ことも安全課では、平成18年度になり、平成17年度の決算報告をする際にこの誤りに気づき、以後は、決裁の際に根拠資料を必ず添付することとし、金額に誤りがないか複数の日で確認できるようにチェック体制を改善していると説明を受けた。起案文書は、担当職員のみならず上司も決裁印を押印し確認することになっているのであるから決裁手続きを適正に運用する必要がある。

(2) 制度の目的

経済的基礎が弱く、市中金融機関等による借受けが困難な母子家庭を対象としており、その経済的自立の助成や生活意欲の助長、扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的としている。

事業は、県内10カ所ある福祉保健総合センターで実施している。貸付の相談から償還指導まで、「母子及び寡婦福祉法」第8条に規定する母子自立支援員として委嘱された職員(女性相談員)が対応し、貸付をとおして継続的に自立支援を行っている。

この貸付制度の実施主体は、都道府県・政令市・中核市であるため、県では、さいたま市と川越市を除く市町村居住者を対象に貸付を実施している。

(3) 監査に当たり参照した根拠法令等

「母子及び寡婦福祉法」第13条(第32条)に基づき、昭和28年から実施している制度である。

関係法令等は、以下のものである。

- ・ 母子及び寡婦福祉法
- ・ 母子及び寡婦福祉法施行令
- ・ 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付に関する規則
- ・ 母子福祉資金及び寡婦福祉資金事務取扱要領
- ・ 母子寡婦福祉資金システム運用マニュアル

(4) 制度の仕組

① 特別会計

「都道府県は、母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の貸付を行うについては、特別会計を設けなければならない。」(母子寡婦福祉法第36条第1項)  
平成19年度の特別会計の一部は、以下のとおりである。

平成19年度 埼玉県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算書

款	項	目	予 算			現 節 額		調定額	収入済額 A	不納欠損額	収入未済額	備 考
			当初予算額	修正予算額	計	区 分	金 額					
1	繰入金	1 繰入金	40,650,000	0	40,650,000	一般会計繰入金	40,650,000	40,650,000			0	
2	繰越金	2 繰越金	40,417,000	0	40,417,000	前年度繰越金	40,417,000	145,705,102	145,705,102		0	
3	諸収入	1 貸付金元利収入	295,070,000	0	295,070,000	元利収入	295,070,000	502,302,066	307,650,592	2,315,920	192,335,554	
		2 預金利子	50,000	0	50,000	預金利子	50,000	825,749	825,749		0	
		3 雑入	4,385,000	0	4,385,000	連約金及び延滞利息	4,383,000	31,528,317	4,050,385		27,477,932	
					雑 入	2,000	41,133,145	40,125,145	614,000	394,000		
4	県債	1 県債	40,000,000	0	40,000,000	母子寡婦福祉資金債	40,000,000	40,000,000	40,000,000		0	
歳 入 合 計			420,572,000	0	420,572,000		420,572,000	802,144,379	579,006,973	2,929,920	220,207,466	

款	項	目	予 算			現 節 額		支出済額 B	不用額	備 考
			当初予算額	修正予算額	計	区 分	金 額			
			420,572,000	0	420,572,000					
						旅 費	772,000	561,416	210,584	
						需用費	1,643,000	883,887	759,113	
						役務費	4,610,000	2,299,398	2,310,602	
						委託料	10,672,000	7,071,120	3,600,880	
						使用料及び賃借料	6,563,000	6,536,692	26,308	
						貸付金	396,031,706	307,122,065	88,909,641	
						償還金利子及び割引料	280,294	0	280,294	
歳 出 合 計			420,572,000	0	420,572,000		420,572,000	324,474,578	96,097,422	

②貸付種類等

- (ア) 事業開始資金  
母又は寡婦が事業を開始するのに必要な設備及び什器・機械等を購入するための資金
- (イ) 事業継続資金  
母又は寡婦が現在営んでいる事業に必要な商品・材料等を購入する等、事業を継続するために必要な資金
- (ウ) 修学資金  
子が高等学校、大学等で学ぶための授業料、書籍代等の資金
- (エ) 技能習得資金  
母又は寡婦が自ら事業を開始、又は就職するために必要な知識等を修得するための資金
- (オ) 修業資金  
子が、起業又は就職するのに必要な知識・技能を習得するための資金
- (カ) 就職支度資金  
母、寡婦又は20歳未満の子の就職に際して必要な被服等を購入するための資金
- (キ) 医療介護資金  
医療資金については、母、寡婦又は20歳未満の子に係る治療期間1年以内の医療費の自己負担分、通院に要する交通費等  
介護資金については、母、寡婦又は20歳未満の子が介護期間1年以内の介護を受けるのに必要な資金
- (ク) 生活資金  
母又は寡婦が技能習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭になり7年未満の母、又は失業期間中離職してから1年を超えない範囲の生活を安定・維持するのに必要な資金
- (ケ) 住宅資金  
母又は寡婦が住宅を建設、購入、保全、改築、増築するのに必要な資金
- (コ) 転宅資金  
母又は寡婦が住宅の移転に際して必要な敷金、運送費等の資金
- (サ) 就学支度資金  
子の入学、又は修業施設への入所に必要な入学金、被服等を購入するための費用等
- (シ) 結婚資金  
子の結婚に必要な資金

③貸付条件

貸付対象者、貸付限度額、措置期間、償還期間、利率等の具体的内容については、「母子及び寡婦福祉法施行令」等に定められている。

平成20年4月1日から適用

貸付種類	貸付限度額(円)	貸付期間	償還期間	利率
1. 事業開始資金	2,800,000 複数の母子家庭の母が共同起業する場合、その複数の母への貸付合計額	—	1年	無利子
2. 事業継続資金	4,260,000	—	6か月	無利子
3. 修学資金	1,420,000 別表のとおり	—	7年以内	無利子
4. 技能習得資金	460,000 (特別分) ・教員分をあわせて貸付を受ける場合(12月分相当額) 600,000 ・自動車運転免許を取得する場合	—	6か月	無利子
5. 修業資金	460,000 前段に於中に通修のため、自動車免許を取得することが必要である場合	—	6か月	無利子
6. 就職支度資金	100,000 ・通常の場合 320,000 ・自動車購入の場合	—	1年	無利子
7. 医療介護資金	340,000 ・通常の場合 480,000 (介護分) 500,000 (技能習得分)	—	1年	無利子
8. 生活資金	2,400,000 (月額2万円及び累計48万円まで無利子) 養育費取付の集積費用の場合(一括貸付) 1,236,000 (12月分相当額) 2,421円まで無利子 ・通常の場合 2,000,000 (24万円まで)	—	6か月	3%
9. 住宅資金	2,000,000	—	6か月	3%
10. 転宅資金	260,000	—	6か月	3%
11. 就学支度資金	39,500 小学校(所得額が非課税の方) 46,100 中学校(所得額が非課税の方) 75,000 私立高等学校、高等専門学校等 410,000 同公立高等学校、短期大学等自宅通学 370,000 私立大学、短期大学等自宅外通学 380,000 私立大学、短期大学等自宅通学 580,000 私立大学、短期大学等自宅外通学 590,000	—	卒業後6か月	無利子
12. 結婚資金	300,000	—	6か月	3%



修学資金貸付限度額(月額)

平成20年4月1日から適用

単位:円

修学資金貸付限度額(月額)	学 校 種 別	平成20年4月1日から適用					償還期間
		1年	2年	3年	4年	5年	
高等学校 専修学校 (高等課程)	国立	自宅通学 18,000	18,000	18,000			原則として貸付期間の2倍
	公立	自宅外通学 23,000	23,000	23,000			
	私立	自宅通学 30,000	30,000	30,000			
高等専門学校	国立	自宅通学 21,000	21,000	21,000	45,000	44,000	原則として貸付期間の3倍
	公立	自宅外通学 22,500	22,500	22,500	51,000	50,000	
	私立	自宅通学 32,000	32,000	32,000	53,000	52,000	
短期大学 専修学校 (専門課程)	国立	自宅通学 45,000	45,000				原則として貸付期間の3倍
	公立	自宅外通学 51,000	51,000				
	私立	自宅通学 53,000	53,000				
大 学	国立	自宅通学 60,000	60,000				原則として貸付期間の2.5倍
	公立	自宅外通学 45,000	45,000	45,000			
	私立	自宅外通学 51,000	51,000	51,000	51,000		
専修学校 (一般課程)	国立	自宅通学 54,000	54,000	54,000	54,000		原則として貸付期間の2.5倍
	私立	自宅外通学 64,000	64,000	64,000	64,000		
			29,000	29,000			

\*修学に必要な経費が上記金額を超える場合は、上記金額の1.5倍として利用することができます。

「安心実現のための緊急総合対策」(平成20年8月29日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議)の中で決定されていた母子福祉貸付金の生活資金のうち生活安定貸付期間に係る貸付に係る無利子枠の拡大について、「母子及び寡婦福祉法施行規則の一部を改正する省令」(平成20年厚生労働省令第171号)が平成20年12月15日に公布・施行されたことと併せ、生活資金の一括貸付についても実施することとなった。

内容は、以下のとおりである。

(ア) 生活資金における無利子枠の拡大

改正前 無利子枠限度 月額2万円 累計48万円  
改正後 無利子枠限度 月額4万円 累計96万円

(イ) 生活資金の複数月分一括貸付を可能とする

一括貸付限度月数 3月分  
その他、貸付金を利用しやすくするため、県の事務取扱要領等は平成20年11月25日に改正された。以下のとおりである。

(ウ) 子どもの学校関係の資金申請時の添付書類の緩和

改正前 学校の合格通知  
改正後 受験先がわかる資料

(エ) 技能習得資金(運転免許取得)の審査基準の緩和

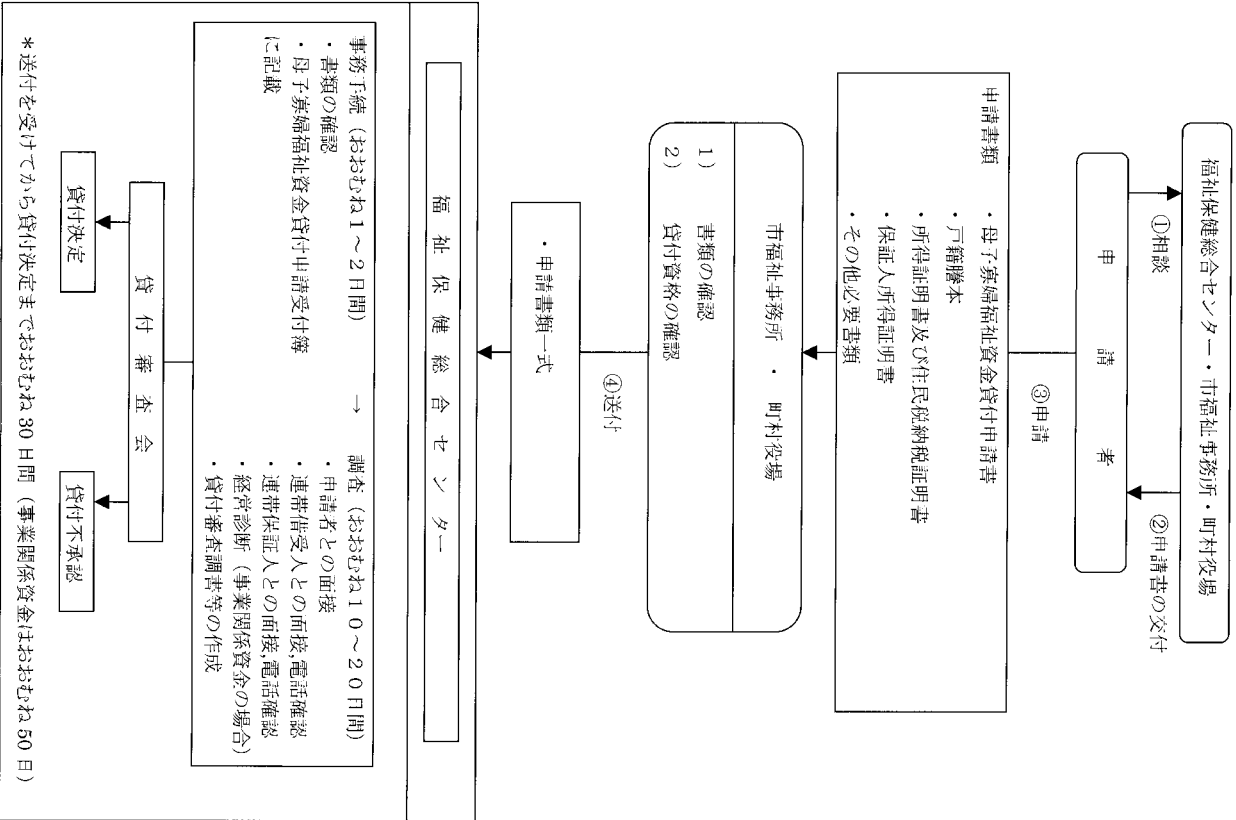
改正前 就職先や転職先が決まっについて、その職場で運転免許が必要である場合にのみ、貸付対象になる。  
改正後 運転免許を取得することで、よりよい職場への就職や転職が見込まれれば貸付対象になる。

(オ) 償還金の支払猶子を申請する時の添付書類を緩和

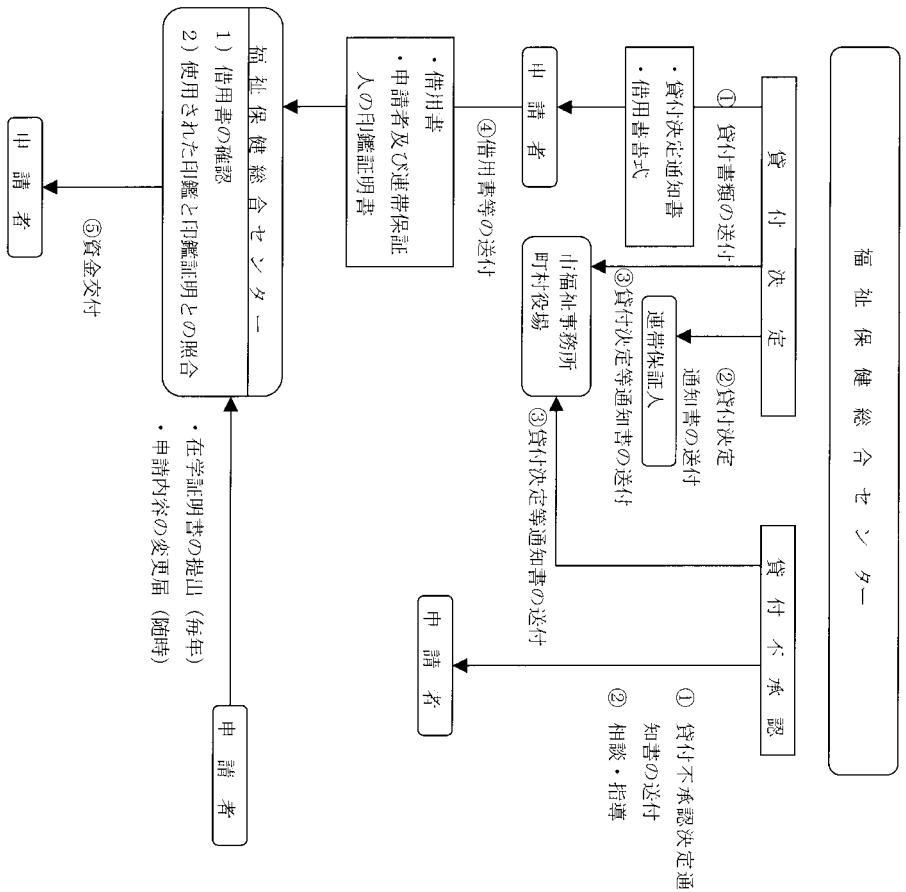
改正前 支払が困難である理由を証明する書類(診断書、災害証明等)  
改正後 証明書類の提出が困難であれば、申立書に代えられる。

①業務のフロー

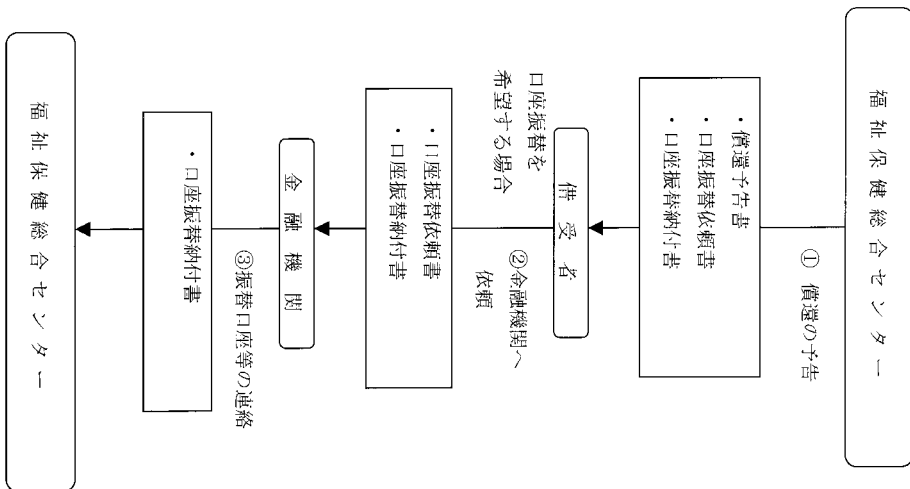
(ア) 申請から貸付決定まで



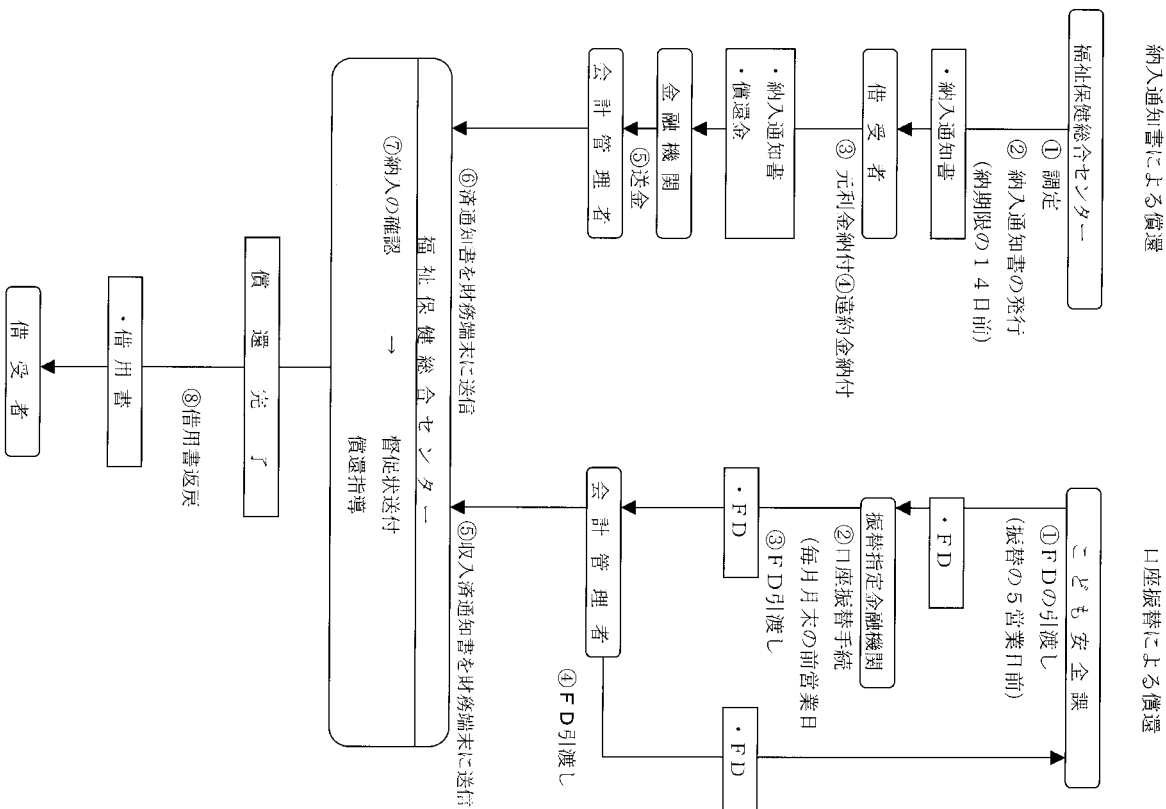
(イ) 貸付決定から資金交付まで



(ウ) 償還の予告から償還開始まで



(エ) 償還から償還完了まで



(5) 業務の状況

①新規貸付

平成19年度貸付状況

(単位:円)

区分	新規申込件数*1		貸付状況		平成19年度合計	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額
事業開始	0	0	-	-	0	0
事業継続	0	0	-	-	0	0
修学	109	54,732,600	283	146,667,900	106	53,569,600
技能習得	13	6,172,600	20	8,166,000	12	5,922,600
修業	6	2,600,195	3	1,800,000	6	2,600,195
就職支度	2	393,095	-	-	2	393,095
医療介護	0	0	-	-	0	0
生活	13	10,587,000	15	12,368,000	12	10,381,000
住宅	2	1,033,000	-	-	2	1,033,000
転宅	18	3,595,175	-	-	17	3,445,175
就学支度	136	61,335,500	-	-	135	60,775,500
結婚	0	0	-	-	0	0
児童扶養	0	0	0	0	0	0
特別児童	0	0	0	0	0	0
扶養	0	0	0	0	0	0
合計	299	140,449,165	321	169,001,900	292	138,120,165
					613	307,122,065

\*1 平成19年度に貸付決定し、平成19年度に支出した件数と金額に平成19年度に不承認決定した件数と金額を加算

\*2 平成18年度以前に貸付決定し、平成19年度に支出をした件数と金額(年度にまたがって貸付決定する資金のみが該当)

\*3 平成19年度に貸付決定し、平成19年度に支出をした件数と金額

近年は、貸付件数および金額ともに減少している。要因としては、景気の回復により学生の就労がやや易しくなったこと、平成19年度から県教育局の高等学校等奨学金制度は借入者の金融機関からの借入において県が損失補償をする制度になり、保証人が不要となったため、そちらを利用することが増加している等が挙げられる。  
資金の種類別では、修学資金(授業料、書籍代等)および就学支度資金(入学金、被服費等)の貸付が件数及び金額ともに全資金の約8割を占めている。  
経済的基盤が弱い母子家庭及び寡婦に貸し付ける制度であるため、貸倒リスクはある程

度高くならざるを得ない。そのため、貸付にあたっては、以下のことに注意している。

- ・申請者と必ず面接し、現在の收支状況、今後の生活設計について聞き取り、償還が困難ではないかを十分に話し合う。
- ・子の学費等に係る資金の場合は、父も連帯債務者として加わるため、子との面接を必ず実施し、子にも償還意思を確認する。
- ・連帯保証人については、原則として60歳未満、貸付総額が年収を超えないこと等の要件を定めているため、要件を満たしているか確認するとともに、代わって償還する意思があるか電話や面接等で直接確認する。

②貸付金回収

資金別通年度・現年度別回収状況(平成19年度)

区分	計				通年度内訳				現年度内訳			
	申込額	償還額	償還率	%	申込額	償還額	償還率	%	申込額	償還額	償還率	%
事業開始	22,829,804	107,020	4.064,360	17.8	17,906,472	107,020	1,352,936	7.6	5,923,332	0	2,711,424	54.0
事業継続	3,451,986	1,257,384	496,091	13.5	2,765,008	1,257,384	44,000	1.6	686,978	0	422,091	61.4
修学	379,375,904	648,000	235,175,430	62.0	126,835,116	648,000	19,124,288	15.1	282,710,788	0	216,051,145	85.5
技能習得	11,336,338	0	7,895,607	69.6	2,774,266	0	312,914	11.3	8,662,072	0	7,592,693	88.6
修業	8,786,421	231,000	4,051,655	46.1	4,790,232	231,000	967,459	20.2	3,994,159	0	3,087,196	77.3
就職支度	671,306	0	369,624	52	318,794	0	42,268	13.3	335,312	0	321,366	91.2
医療介護	90,945	0	49,614	54.6	27,327	0	0	0.0	63,618	0	49,614	78.0
生活	21,074,465	0	11,985,696	56.9	7,564,877	0	915,760	12.1	13,509,586	0	11,069,928	81.9
住宅	7,424,260	0	1,442,074	19.4	5,274,899	0	415,866	7.9	2,149,371	0	1,026,208	47.7
転宅	12,883,425	0	4,536,081	35.2	7,038,536	0	951,850	13.5	5,947,889	0	3,584,221	61.3
就学支度	65,519,482	72,316	41,461,960	63.3	21,065,601	72,316	3,678,490	17.5	41,453,881	0	37,783,47	85.0
結婚	97,693	0	97,693	100.0	32,531	0	32,531	100.0	65,062	0	65,062	100.0
児童扶養	131,244	0	108,192	71.5	38,200	0	0	0.0	112,044	0	108,192	96.6
特別児童	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0
扶養	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0
合計	533,893,173	2,315,920	311,700,977	58.4	196,329,849	2,315,920	27,838,569	14.2	337,563,924	0	283,863,619	84.1
未収入金			219,876,27				166,175,570				53,700,70	

(単位:円)

年度別償還金収納状況(平成19年度実績)

(単位:円)

年度	測定額				収納済額				下納欠損			収入未済額				
	元金	利子	違約金	計	元金	利子	違約金	計	元金	利子	計	元金	利子	小計	違約金	計
S56年	71,536	8,354	0	79,890	0	0	0	0	71,536	8,354	79,890	0	0	0	0	0
S57年	219,567	19,298	0	238,865	0	0	0	0	194,987	15,949	210,936	24,580	3,349	27,929	0	27,929
S58年	451,636	46,080	0	497,716	0	0	0	0	200,916	10,020	210,936	256,720	36,060	286,780	0	286,780
S59年	602,759	53,172	0	655,931	8,635	2,365	0	11,000	214,429	4,435	218,864	379,695	46,372	426,067	0	426,067
S60年	596,975	48,937	0	645,912	44,000	0	0	44,000	62,731	2,415	65,146	490,244	46,522	536,766	0	536,766
S61年	643,895	36,753	0	680,648	0	0	0	0	42,748	856	43,604	601,147	35,897	637,044	0	637,044
S62年	1,084,648	51,936	483	1,136,167	29,680	4,140	0	33,820	37,391	28	37,419	1,017,577	46,868	1,064,445	483	1,064,928
S63年	1,343,493	55,490	1,962	1,400,947	13,000	0	0	13,000	108,163	0	108,163	1,222,332	55,490	1,277,822	1,962	1,279,784
H11年	1,302,401	43,425	7,085	1,352,911	106,180	0	119	106,299	117,996	0	117,996	1,078,235	43,425	1,121,660	6,966	1,128,616
H2年	2,227,816	50,902	33,081	2,311,799	49,665	7,335	0	57,000	117,996	0	117,996	2,060,155	43,567	2,103,722	33,081	2,136,803
H3年	2,473,936	27,466	17,011	2,518,413	63,380	0	0	63,380	122,576	0	122,576	2,287,980	27,466	2,315,446	17,011	2,332,457
H4年	3,990,817	71,081	23,832	3,995,730	167,764	1,911	0	169,675	266,898	0	266,898	3,468,155	69,170	3,535,325	23,832	3,559,157
H5年	3,081,561	48,278	17,005	3,146,844	158,428	892	2,811	162,131	217,357	0	217,357	2,705,776	47,386	2,753,162	14,194	2,767,356
H6年	3,387,655	55,251	92,297	3,535,203	141,956	0	1,368	143,324	396,544	0	396,544	2,849,155	55,251	2,904,406	90,929	2,995,335
H7年	3,938,243	68,182	181,213	4,187,638	296,242	4,406	3,935	274,583	101,595	0	101,595	3,570,466	63,776	3,634,242	177,278	3,811,520
H8年	3,836,535	58,885	171,340	4,066,760	331,077	290	7,476	338,843	0	0	0	3,505,458	58,595	3,564,053	163,864	3,727,917
H9年	6,383,618	64,147	392,291	6,840,056	590,270	3,807	55,191	649,268	0	0	0	5,793,348	60,340	5,853,688	337,100	6,190,788
H10年	7,943,178	161,377	549,566	8,654,121	1,177,585	7,369	77,366	1,262,320	0	0	0	6,765,593	154,098	6,919,691	472,200	7,391,891
H11年	11,681,162	220,303	1,175,458	13,076,923	1,408,557	0	157,347	1,565,904	0	0	0	10,272,605	220,303	10,492,908	1,018,111	11,511,019
H12年	13,478,482	228,858	1,252,148	14,959,488	2,036,042	3,791	168,460	2,208,293	0	0	0	11,442,440	225,067	11,667,507	1,083,688	12,751,195
H13年	15,890,545	186,548	1,930,866	18,007,959	2,442,373	1,525	39,515	2,543,413	0	0	0	13,448,173	185,023	13,633,196	1,831,351	15,464,547
H14年	19,741,724	211,900	2,380,942	22,333,566	2,712,699	39,177	159,963	2,911,839	0	0	0	17,029,025	172,723	17,201,748	2,220,979	19,422,727
H15年	17,511,385	197,394	1,973,722	19,682,501	2,539,100	24,872	139,462	2,703,434	0	0	0	14,972,285	172,522	15,144,807	1,834,260	16,979,067
H16年	21,128,079	222,823	2,270,327	23,621,229	2,946,722	24,971	188,104	3,159,797	0	0	0	18,181,357	197,852	18,379,209	2,082,223	20,461,432
H17年	23,559,497	227,831	3,694,370	27,481,698	4,310,050	41,550	328,385	4,679,985	0	0	0	19,249,447	186,281	19,435,728	3,365,985	22,801,713
H18年	27,207,198	177,735	6,458,761	33,843,694	6,089,880	36,673	824,052	6,950,605	0	0	0	21,117,318	141,062	21,258,380	5,634,709	26,893,089
H19年	305,481,817	400,400	8,967,347	314,939,564	279,432,610	379,623	1,836,831	281,649,064	0	0	0	26,049,207	110,777	26,159,984	7,130,516	33,290,500
合計	499,170,160	3,131,906	31,591,107	533,893,173	307,065,895	584,697	4,050,385	311,700,977	2,273,863	42,057	2,315,920	189,830,402	2,505,152	192,335,554	27,540,722	219,876,276

—貸63—

償還率の推移

(単位:%)

年度	償還率			
	母子福祉資金	H16年	H17年	H18年
H16年	58.3	57.7	58.0	58.2
H17年	65.4	60.7	61.1	61.1

母子世帯の平均年収は、平成18年度の国の調査では213万円と一般世帯の37.8%に留まっている。また、疲弊する地方経済の影響を受け、母親の就業状況が悪化しており、子が学校を卒業してもニート現象といわれるように定職に就くことができない事例が増加する等、母子世帯をとりまく経済状況はより一層厳しいものとなっている。

近郊各都県における母子福祉奨励金の償還状況(平成18年度)

都県	現年度分		過年度分		合計	
	収入済額(円)	償還率(%)	収入済額(円)	償還率(%)	収入済額(円)	償還率(%)
茨城県	221,634,085	89.1	17,208,372	10.0	238,842,457	56.8
栃木県	198,949,514	85.6	26,444,072	8.4	225,393,586	41.2
群馬県	226,153,324	86.8	18,898,375	7.5	245,051,699	47.7
埼玉県	259,742,031	83.8	27,887,579	15.0	287,629,610	58.0
千葉県	313,555,132	87.8	39,027,198	14.1	352,582,330	55.5
東京都	1,555,995,383	63.1	487,597,520	9.8	2,043,592,903	27.4
神奈川県	305,459,666	75.9	37,622,674	4.6	343,082,340	28.2
静岡県	137,796,072	91.9	12,531,864	11.4	150,327,936	57.9
山梨県	85,071,676	82.1	11,449,049	11.6	96,520,725	47.8
長野県	254,006,201	89.4	14,420,423	9.1	268,426,624	60.6

<奨励福祉資金>

都県	現年度分		過年度分		合計	
	収入済額(円)	償還率(%)	収入済額(円)	償還率(%)	収入済額(円)	償還率(%)
茨城県	13,150,786	87.5	2,253,787	15.3	15,404,573	51.9
栃木県	10,329,802	85.6	1,308,239	6.3	11,638,041	35.5
群馬県	11,404,382	89.4	860,060	5.0	12,264,442	40.9
埼玉県	18,188,145	83.1	2,113,583	18.7	20,301,728	61.1
千葉県	25,977,143	94.1	1,861,805	11.6	27,838,948	63.8
東京都 ※	74,835,849	67.5	36,875,321	9.4	111,711,170	22.1
神奈川県	28,160,585	82.4	2,486,372	4.7	30,646,957	35.1
静岡県	12,714,626	90.1	680,448	5.2	13,395,074	49.5
山梨県	8,705,673	78.8	1,336,879	8.4	10,042,552	37.1
長野県	21,817,656	88.5	778,076	7.3	22,595,732	64.0

※都庁の単独事業で女性福祉資金として事業実施。記載の金額及び償還率は区部を含んでいない。

県の償還率は、近郊各都県と比較して母子福祉資金については上位2位で奨励福祉資金については上位3位となっている。

—貸64—

③滞留状況

貸付金の滞留年数ごとの内訳(平成16～19年度)

年度	1年以上～ 2年未満	2年以上～ 3年未満	3年以上～ 4年未満	4年以上～ 5年未満	5年以上	計
H16年	27,182	30,458	24,340	18,850	72,216	173,046
H17年	26,695	25,221	23,860	21,347	82,035	179,158
H18年	24,146	23,406	20,687	23,675	91,205	183,119
H19年	30,862	19,466	20,246	17,983	100,005	188,562

滞納理由は、以下のとおりである。

1. 平成19年度高額滞納者状況

滞納額合計 円	滞納者数 人	行方 不明	貸付 金額	事業 不振	病 気	死 亡	償還 滞り	その他
母 5件以上滞納者 197,479,024	968	23	680	8	78	10	149	20
子 30万円以上滞納者 119,965,854	198	5	137	7	10	2	32	5
妻 5件以上滞納者 11,555,114	36	0	17	1	4	2	9	3
婦 30万円以上滞納者 9,179,695	18	0	5	1	2	1	7	2

2. 平成19年度高額滞納者(30万円以上滞納者)状況

区分	件数	貸付金額 円	住居 内訳	最高滞納額 円	事業関係資金の場合、 滞納ケースの事業内容
母	217	1,881,471	修学	166	事業開始資金 リース事業、お好み焼き店、飲食店、 ショップバー、スナック、イタリヤ レストラン、理容業、運送業、其 他、他、写真業
			貸付金	6	
			修学	3	
			修学	3	
			生活	9	
			事業開始	17	
子	14	1,272,650	住宅	10	飲食店、お好み焼き店
			修学	1	
			修学	1	
妻	1	修学資金	住宅	1	修学資金
			修学	1	
			修学	1	
婦	1	修学資金	住宅	1	修学資金
			修学	1	
			修学	1	

④貸付先に対する管理

福祉保健総合センターにおいて、「母子寡婦福祉資金システム」により貸付金の申請段階から償還段階まで管理を実施している。さらに、母子婦人相談記録票に細かい対応記録を記載しており債権管理にも役立っている。

また、債権の管理の適正化を図るため、必要に応じて、こども安全課と福祉保健総合センターによる連絡会議を実施している。

【指摘2】 収納済通知票の記載不備(出納員又は分任出納員の氏名欄が空白)

埼玉県入間東福祉保健総合センターにおいて監査を実施した結果、収納済通知票にお

ける出納員又は分任出納員の氏名欄が全て空白となっていた。

貸付金の償還金を金銭により受領した証拠書類となる重要な書類であるとともに、不正防止の必要からも氏名欄には、金銭を受領した者が記載しなければならぬ。

【指摘3】 借付書の記載不備

埼玉県入間東福祉保健総合センターにおいて監査を実施した結果、25件のサンプリングのうち3件について、母子福祉資金借付書に契約日が記入されていなかった。契約日の記載のない借付書は契約書として法的要件に不備が生じるものである。

借付書は、福祉保健総合センターに提出され、借付書の記載内容、印鑑等を照合審査することになっている(母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則第6条第1項、母子福祉資金及び寡婦福祉資金事務取扱要領5(2))。

確認漏れを防ぐためにチェックリスト等を作成して有効に運用する必要がある。

【指摘4】 母子寡婦福祉資金の貸付金額の入力誤りについて

埼玉県入間東福祉保健総合センターにおいて監査を実施した結果、25件のサンプリングのうち1件について貸付金額の入力誤りがあった。

借付書は、福祉保健総合センターに提出され、借付書の記載内容、印鑑等を照合審査することになっている(母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則第6条第1項、母子福祉資金及び寡婦福祉資金事務取扱要領5(2))。確認漏れを防ぐためにチェックリスト等を作成して有効に運用する必要がある。

【意見4】 貸付先の定期的な就業確認が必要

定期的に就業確認が行われていない。母子・寡婦の自立を目指す貸付金であるならば、貸付開始時や滞りが生じたときだけでなく、貸付期間中においても定期的に就業確認を行うべきである。

【意見5】 「母子・寡婦福祉資金の返済について(通知)」(様式第26号-1)の改善を

違約金が年10.75%と高く、母子及び寡婦福祉法施行令第17条<sup>28)</sup>により、免除も難しい状況であるので、相談することによるメリットすなわち支払猶予の申出を行うことにより違約金が減額できるメリットも利用者には有用な情報である。

償還の猶予が可能であるケースを記載しているが、違約金が減額できることについても記載すべきである。

この意見に対し、平成20年11月25日に「母子福祉資金及び寡婦福祉資金事務取扱要

<sup>28)</sup> 母子及び寡婦福祉法施行令第17条

都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき年10.75パーセントの割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払われないことにつき、災害その他特別を有しない理由があるとき認められるときは、その限りではない。



領」を改訂し、「母子・寡婦福祉資金の返済について(通知)」(様式第26号-1)において「(猶予期間中は利息や違約金が加算されません。)」と文章を追加し、対応がとられた。

#### ⑤延滞債権の管理

福祉保健総合センターは、未収債権が生じた場合、地方自治法、同法施行令及び埼玉県財務規則等関係法令等に定めのある手続きのほか、その債権の状況に応じて、以下の措置により速やかに未収債権の解消を図っている。

#### (ア) 初期滞納時の指導強化

滞納が長期化した場合、償還意欲の低下、滞納額の増大及び対象者の高齢化など、債権回収の妨げとなる事情がもたらされる。保証人への連絡を予告するなど、初期滞納時の指導を強化し、長期滞納者の発生を抑制する。

#### (イ) 滞納者への対応

埼玉県財務規則(以下「財務規則」という。)の定めに従い、督促状を送付するが、なお納入がない場合については、以下の基準により指導を図る。

#### i. 電話、文書等による納入催促

督促状を送付したにもかかわらず、特段の理由なく納入しない滞納者に対しては、随時、電話、文書等により納入催告を行う。

#### ii. 訪問による納入の指導、催告及び滞納者の実態調査

上記の納入催告をしたにも関わらず、特段の理由なく最終納入日から3月以上経過してもなお納入しない滞納者については、速やかに訪問による納入の指導及び催告を行うほか、状況に応じて書面による「債務の承認」を求め、併せて、滞納者の実態を聞き取り調査し、個別の対策と滞納債権を類型別に分類するための資料とする。なお、調査項目は世帯状況、収入等生計の状況、資産の状況などである。

また、聞き取りの結果、支払猶予や違約金免除事由に該当すると判断される者については、その制度を説明し、申請の手続きを行うよう指導する。

#### iii. 保証人への連絡

それでも借受人等による償還が期待できないと判断される場合は、保証人に連絡を取る。保証人自身による債務納入依頼のほか、借受人等による償還指導への協力、情報提供を含めて要請する。

#### iv. 継続的な納入の指導及び催告

2. 3月に1度は電話、文書等で催告し、1年以上納入がないものに対しては、適宜訪問指導を行い、未収債権が多額のものや滞納者の状況に応じて適切に対応する。

#### v. 納入計画の策定

納入者が納入を宣誓した場合には、償還計画書(所定の様式)を提出させ、これに基づき納入方法、納入金額等について、債務者の資力、収入状況等に即した納入計画書を策定する。

また、特別償還対策として、福祉保健総合センターごとに、毎年1回以上、2週間程度にわたる滞納整理強化期間を定め、上記措置を徹底し、滞納の解消を図っている。

#### 【意見6】 延滞者に対する返済督促文書の下夫を

延滞者に各福祉保健総合センターそれぞれの様式の文書を作成し送付している。各センターから文案を集め、債権回収に資するよう、法的措置も辞さないなどベンジョンの多様化も視野に入れ、県としてのベストプラクティスを講ずるべきである。

#### 【意見7】 債務承認の事務手続きのあり方

債務承認の多くが相談員(母子及び寡婦福祉法)第8条に規定する母子自立支援員として委嘱された職員)により行われているが、債務承認は時効の中断につながる行為であり、相談員の職務(母子及び寡婦福祉法)第8条)とはいえない。県職員が自ら対応すべきである。

#### ⑥債権の不納欠損処分

借受者、連帯借受者及び保証人ともに償還能力がなく、又はこれらの者が死亡あるいは行方不明であることから、民法167条による消滅時効に係った債権で、かつ返済義務のある債務者全員から時効の援用が主張された場合には、不納欠損処分を行う。

また、時効の援用を主張しない場合は、借受者、連帯借受者及び保証人が次の基準のいずれかに該当するときは、それぞれ時効の援用が主張されたとみなすことができる。

#### (ア) 借受者及び連帯借受者

- i. 行方不明(行方不明の状態が、3ヵ月以上継続していること)であるもの。
- ii. 死亡しているもの。
- iii. 償還能力がないと認められるもの。

#### (イ) 保証人

- i. 行方不明(行方不明の状態が、3ヵ月以上継続していること)であるもの。
- ii. 死亡しているもの。
- iii. 償還能力がないと認められるもの。

【指摘5】連帯保証人の状況把握が不十分

埼玉県入間東福祉保健総合センターにおいて監査を実施した結果、平成19年度に不納欠損処分を行った2件のうち1件について、連帯保証人が行方不明となった場合は、保証人の変更手続きをとる必要があったが、そのまま放置されていた。連帯保証人の状況についても定期的に確認する必要がある。

【意見8】時効援用の申立書における本人確認手段について

申立書に申立人の署名および捺印があるが、印鑑は三文判が多い。不正等を防ぐために実印の押印を求める等本人を確認する手段を講ずる必要がある。

【意見9】相談員の職務が貸付償還事務中心であることの改善について

埼玉県における相談員(「母子及び寡婦福祉法」第8条に規定する母子自立支援員として委嘱された職員(女性相談員))の現状の職務は、貸付償還業務が7割で、そのうち滞納者に係るものが8割である。

「母子及び寡婦福祉法」第8条に規定する相談員の業務は、以下のように規定されている。

- ①配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うこと。(「母子及び寡婦福祉法」第8条第1項)
- ②配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うこと。(「母子及び寡婦福祉法」第8条第2項)

しかし、現状においては、相談員は「母子及び寡婦福祉法」第8条に規定する業務にはほとんど従事することなく、その付随業務である貸付償還業務に従事しているのが現状である。

相談員は、償還業務に精通しているわけではなく、日頃から相談業務を通じて借入者と接触しており、相談員の償還督促に対して借入者は滞納し易い状態にあるといえる。以上から、貸付金の償還業務や滞納処理業務は、県職員が中心となって対応する必要がある。

さらに、借入者への電話・監査対応における督促やマニュアルを作成し運用する、督促専門の担当者を置く、さらには督促業務の外部委託も視野に入れて検討する必要がある。

2 介護保険財政安定化基金貸付金

(1) 貸付金の推移

介護保険財政安定化基金貸付金の平成19年度を含む過去5年間の貸付実績と貸付残高は、次のとおりである。

(単位：千円)

年度	貸付額	償還額	残高
H15年	—	—	—
H16年	—	—	—
H17年	395,016	—	395,016
H18年	—	194,339	200,677
H19年	5,100	100,339	105,438

(2) 制度の目的

各市町村の介護保険に係る財政が安定的に運営されるように、財政安定化の諸方策<sup>29</sup>が介護保険制度に組み込まれているが、この仕組みによっても解消されない財政不足を担保する制度として財政安定化基金制度が存在する。すなわち、財政安定化基金制度とは、給付費の予想を上回る伸びや、通常の徴収努力を行ってもなお生ずる保険料未納による市町村の保険財政の不足に対して、都道府県に設置された「財政安定化基金」から、資金の交付及び貸付を行う制度である<sup>30</sup>。

<sup>29</sup> 介護保険制度に組み込まれた財政安定化の諸方策をまとめた次のとおりである。

第一に、標準給付費額の50%程度が公費(国、都道府県、市町村)、31%が第2号被保険者保険料によって納付され、給付費実績に基づき精算交付されるものである。国の負担分のうち、平均50%程度は調整交付金で期おわれ、交付金は公費(国の負担)に含まれる。

第二に、標準給付費額の平均19%を賄う第1号被保険者の保険料は、中期的財政運営方式により3年を通じて財政平均が保たれるよう決められ、平準化が図られる。また、第1号被保険者の保険料の大部分が公的年金から特別徴収されるため、保険料の未納が発生しても給付費全体には与へないものとなる。

<sup>30</sup> 財政安定化基金は、3年を単位とした計画期間で運営される。また、財政安定化基金の財源は、国、都道府県、市町村が各々1/3の割合で負担する。市町村が負担する財政安定化基金拠出金は、標準給付費額等の見込に介護保険の引庫負担金の算定等に関する政令(以下「算定政令」という。)に規定する拠出率を標準として都道府県が条例で定める割合を乗じた額である。埼玉県の平成12～14年度の拠出率は5/1000、平成15～17年度の拠出率は1/1000である。平成18～20年度の拠出率は0である。



平成19年度末における貸付金残高の内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

貸付年度	貸付先	貸付額	H19年度償還額	H19年度残高
H17年	春日部市	200,000	66,667	66,666
H17年	古川市	6,000	2,000	2,000
H17年	戸田市	52,078	17,359	17,359
H17年	松伏町	7,438	2,479	2,479
H17年	嵐山町	13,000	4,333	4,333
H17年	横瀬町	22,500	7,500	7,500
H19年	横瀬町	5,100	-	5,100
	合計	306,116	100,339	105,438

### (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

- ・介護保険法第147条
- ・算定政令第7条
- ・埼玉県介護保険財政安定化基金事業運営要綱
- ・埼玉県介護保険財政安定化基金事業運営要綱(以下「運営要綱」という。)

### (4) 制度の仕組み

#### ①貸付対象

貸付は、年度を単位とした保険料収納率低下と給付費増による介護保険の財政不足に陥っている市町村に対して実施される。貸付対象要件として、i計画期間の1年度目と2年度目は、その年度に財政不足が見込まれること、ii3年度目は、計画期間を通じた財政不足が見込まれることである。<sup>31</sup>

#### ②貸付条件

貸付額は、財政不足額を基礎として算定されるが、財政不足見込額の1割の範囲内で貸付額の増減が認められる。無利付貸付である<sup>32</sup>。

なお、3年度目の貸付に関しては、市町村の実績保険料収納額が国の設定する保険料収納下限額を下回った部分は対象とせず、下限額の保険料収入があったものとして算定される。下限額算定に用いる下限収納率は、第1号被保険者数に応じて、①千人未満94%、②千人以上1万人未満93%、③1万人以上92%となっている。

また、市町村が予定保険料収納率を不当に過大に見込んだり保険料収納必要額を不当に過少に見込んだ場合等、財政不足について市町村にも相当の責任があるときは、貸付額の

減額等ができる。貸付金は、翌計画期間の3年間にわたり3分の1ずつ償還する。

#### ③業務のフロー

運営要綱に、貸付金の申請、決定、償還方法、償還期限の延長、繰上償還、台帳の整備を規定しているため、事務手続のマニュアル等は特に作成されていない。貸付先が市町村であり、貸付件数も少ないため、運営要綱の遵守により十分な業務が遂行されていると考える。

### (5) 業務の状況

#### ①新規貸付

平成17年度貸付先7件、平成19年度貸付先1件について貸付業務の調査を行ったが問題はなかった。

#### ②貸付金回収

回収に関しては、3年間で3分の1ずつを回収する。平成19年度は、平成20年2月26日に納入通知書を発行し、3月10日に入金処理がされ債権管理簿が適正に更新されていた。

#### ③貸付先に対する管理

債権管理簿により適正に管理が行われていた。

#### ④延滞債権の管理

##### (ア) 回収と実績

遅延はなく予定どおり回収されていた。

##### (イ) 督促等の手続き

延滞債権がないので省略した。

<sup>31</sup> 算定政令第7条第1項

<sup>32</sup> 算定政令第7条第7項

## 3 理学療法士等修学資金貸付金・介護福祉士等修学資金貸付金

## (1) 貸付金の推移

理学療法士等修学資金貸付金・介護福祉士等修学資金貸付金の平成19年度を含む過去5年間の貸付実績と貸付残高は、次のとおりである。

年度	残高	新規貸付	返済・免除
H15年	97,569	—	18,883
H16年	70,949	—	26,620
H17年	56,693	—	14,256
H18年	28,272	—	28,421
H19年	24,422	—	4,150

年度	残高	新規貸付	返済・免除
H15年	72,819	7,344	11,842
H16年	63,993	6,480	15,306
H17年	56,247	3,888	11,634
H18年	36,288	—	19,959
H19年	31,140	—	5,148

年度	残高	新規貸付	返済・免除
H15年	170,388	7,344	30,725
H16年	134,942	6,480	41,926
H17年	112,940	3,888	25,890
H18年	64,560	—	48,380
H19年	55,262	—	9,298

## 【指摘6】債権残高の誤謬

債権残高が不明確なものが以下のとおり3件あり、その後の調査で誤謬が判明した。

貸付NO	当初残高	修正後残高	差異
理232	1,296,000	1,224,000	-72,000
理267	1,260,000	1,200,000	-60,000
理284	1,092,000	1,524,000	432,000
合計	3,648,000	3,948,000	300,000

これは、猶子中の債権を適切に管理していなかったことが原因である。現在は、債権残高の精査が行われ、正しい残高に修正されている。また各人別の償還表も作成され、債権の適切な管理が行われている。

## (2) 制度の目的

理学療法士等の養成施設に在学する者で、将来県内の社会福祉施設等において、理学療法業務等に従事しようとするものに対し、修学資金を貸与することにより、その修学を容易にし、県内の社会福祉施設等に勤務する理学療法士等の養成及び確保を図ることを目的としていたが、理学療法士等修学資金貸付金については平成12年度、介護福祉士等修学資金貸付金については平成17年度から新規募集を停止し、修学資金の返還業務のみ行っている。

## (3) 監査に当たり参照した根拠法令

- ・埼玉県理学療法士等修学資金貸付条例(昭和56年3月30日条例第10号)(以下「条例」という。)
- ・埼玉県理学療法士等修学資金貸付条例施行規則(昭和56年4月17日規則第45条)(以下「規則」という。)

## (4) 制度の仕組み

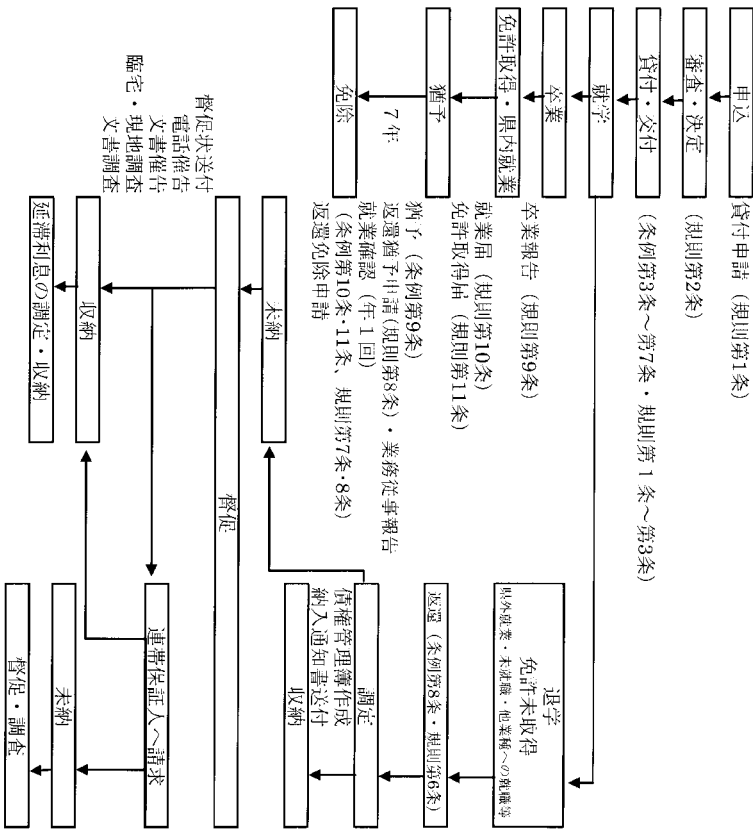
## ①貸付対象

理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、社会福祉士及び介護福祉士の養成校に在学する者(県外可)で、卒業後、県内の社会福祉施設等において、理学療法業務等に従事することが確実であると認められ、身体が健康であり、品行方正であって、学力が良好である者。

## ②貸付条件

貸与の額は月額36,000円以内であり、貸与の決定を受けた月から養成施設の正規の就業期間を修了するまでの間を貸与期間とする。なお、養成施設を卒業後、直ちに県内の社会福祉施設等に勤務し、かつ、卒業後2年以内に免許を取得した場合で、その免許を取得した日から引き続き7年間理学療法士等業務に従事したときには返済は免除される。また、養成施設に在学している間及び県内の社会福祉施設等において理学療法業務等に従事している場合は、返済が猶予される。

③業務のフロー



(5) 業務の状況

①新規貸付

現在は、新規貸付は行っていない。平成19年度末までの貸付実績及び貸付残高は、以下のとおりである。

(単位：人)

県内就職者	返還免除	242
	返還猶予中	54
	返還済	35
県外就職者	返還中	3
	返還済	89
	返還中	2
その他	返還済	44
	返還中	2
合計		471

(単位：円・人)

H19年度末の状況	人数	金額	貸付残高
免除決定及び返還済	410	370,042,000	0
猶予中	54	53,628,000	53,628,000
返還中	7	1,934,000	1,934,000
合計	471	425,604,000	55,562,000

②貸付金回収

以下の場合には、貸与を受けた期間に相当する期間内に、毎月均等額を返済しなければならぬ。(規則第6条)。

- ・ 修学資金の貸与を取り消されたとき。
- ・ 他種の養成施設への進学、疾病、負傷等やむを得ない理由がなく、養成施設を卒業した後直ちに県内の社会福祉施設等に勤務しなかったとき、又は養成施設を卒業した日から2年を経過する日までに当該養成施設の卒業に係る理学療法士等の免許の取得が出来なかったとき、若しくは登録を受けなかったとき。
- ・ 免除に該当する前に、理学療法業務等以外の理由により死亡したとき。
- ・ 免除に該当する前に、県内の社会福祉施設等に勤務しなくなつたとき。

規定にしたがい、現在は7名が返還中であり、担当課は毎月調定を行っている。

③貸付先に対する管理

エクセルシートにて、一覧性のある債権管理簿及び個人別の債権管理簿を作成している。毎年5月に返還猶予中の者全員対し「業務従事報告書」(事業主が勤務を証明する。)の提出を求め、勤務している施設、離職の状況の把握を行っている。

監査手続として、平成20年3月末時点での免除者・猶予者・返済者に関しての債権管理簿及び申請書類等(添付書類を含む)を全件通査した。

- (ア) 回収と実績  
平成20年3月末現在で、滞納債権はなかった。

- (イ) 督促等の手続き  
督促等の手続きとして、文書調査、電話催告、文書催告、督促状の送付を行って、回収作業を行っている。なお、臨宅・現地調査を行うまでには至っていないが、今後必要に応じて行う旨も担当者から聴取した。

#### 【指摘7】書類の不備事項(不存在、記載不備)

入手することが定められている書類がないものが3件、書類の記載不備が1件あった。具体的には、誓約書(規則第1条1項1号ロ)がないものが2件、誓約書に記載不備のあるものが1件、卒業証書(規則第9条)がないものが1件あった。

このような事態が生じた理由を担当者及びその上司に質問したところ、「平成10年に衛生部と福祉部の統合により健康福祉部が設置され、部局の引越しを行ったため、その際に紛失してしまったのではないかと」の回答を得た。

誓約書は貸付申請時に必要な書類であるため、入手しなかったことは考えにくく、引越作業中に紛失してしまった可能性が高いと思われる。卒業証書は貸付後に入手すべき書類であるので、入手するのを失念したのか、入手したが紛失したのかは今となってはわからない。いずれにしても、今後は書類の徹底管理が望まれる。

#### 【意見10】毎年就業状況を確認することの継続および貸付金の確実な回収を

規則では、卒業後(資格取得後)県内の社会福祉施設等に継続して7年間就業した場合は、返済が免除されることになっている。また、県内の社会福祉施設等に就業中(7年未満)は返済が猶予される。このことから、就業状況を毎年確認しなければ、猶予すべきか否かの判断はできない。しかし、平成17年に監査委員の監査が行われ、そこで指摘されるまでは、就業状況の確認が卒業後7年経過の時点でしか行われていなかった。その際、1件は7年目の確認が行われず、8年間就業状況の調査が行われていなかったことも判明した。

毎年就業状況の確認が行われていないと、県内の社会福祉施設を退職した場合などに、その事実を適時に把握することが出来ず、返還の義務が生じている者に対して理出なく返済を猶予することになってしまう。

このような事態が生じた原因として、以下のことが考えられる。

第一の原因は、条例及び規則には継続して勤務状況を調査する明文がなく、勤務先を異動した際に本人が自主的に報告することとした、規定の不備である。第二の原因は、

規定の不備に気づかなかった、人為的なものである。

本来であれば、条例及び規則を改正して、毎年就業状況を確認する旨の条文を入れるべきである。しかし、本制度はすでに新規募集を停止し、現在は回収作業のみであるから、今刷新しく作成していただいていた「猶予管理表」を用いて、適切な管理を望みたい。また、回収業務のみである当貸付金に係る業務が、日常業務の中で後順位になってしまっておそれもある。業務に優先順位があることは当然であるが、後順位の業務を優先することなく、業務の質は高い水準で一定にし、確実な回収に努めていただきたい。

#### 4 同和対策緊急生活資金貸付金

##### (1) 貸付金の推移

同和対策緊急生活資金貸付金の平成19年度を含む過去5年間の貸付実績と貸付残高は、次のとおりである。

年度	貸付金額	償還金額	不納欠損額	未償還金額
H15年	0	251,800	0	21,146,900
H16年	0	70,000	0	21,076,900
H17年	0	73,400	0	21,003,500
H18年	0	92,000	2,488,200	18,473,300
H19年	0	35,200	590,000	17,848,100

(単位：円)

上記金額は、全額収入未済となっており、県においては未収入金として計上されている。

##### (2) 制度の目的と経緯

地域改善対策特別措置法<sup>33)</sup>の趣旨により、臨時的支出や小規模災害等の緊急的需要を満たすため、昭和50年度から昭和59年度の間貸し付けられたものである。現在では、償還業務のみ行われている。

<sup>33)</sup> 地域改善対策特別措置法第1条

この法律は、すべての国民に基本的な人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域(以下「対象地域」という。)について生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等に関する政令で定める事業(以下「地域改善対策事業」という。)の円滑な実施を図るために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とする。

(3) 監査に当たり参照した根拠法令等

- ・地域改善対策特別措置法(昭和57年3月31日法律第16号)
- ・地域改善対策特別措置法施行令(昭和57年4月1日政令78号)
- ・埼玉県同和対策緊急生活資金貸付要綱(昭和59年4月1日施行)

なお、平成14年3月31日をもって「地域改善対策特別措置法」は失効し、「国」の行方同和地区・同和関係者を対象とする特別対策は終了した。

(4) 制度の仕組

①貸付対象

- ・独立の生計を営んでいる者
- ・緊急に資金を必要とし、かつ、資金を県以外の者から借り受けることが困難である者
- ・生活保護法(昭和25年法律144号)による生活保護を受けていない者
- ・借り受けた資金を償還することが確実であると認められる者
- ・連帯保証人を立てることができると思われる者

②貸付限度額

- ・1世帯当たり15万円とする。ただし、知事が別に定める基準<sup>34)</sup>により必要と認められた場合は60万円とする。
- ・償還期間は、貸付の日から4カ月の据え置き期間経過後30カ月以内とする。ただし、貸し付けた資金の額が15万円を超える場合は、60カ月以内とする。
- ・償還方法は、月賦均等償還を原則とする。ただし、繰り上げて償還することを妨げない。
- ・資金は、無利息で貸し付けるものとする。

<sup>34)</sup> 知事が別に定める基準は、次に掲げる内容とする。

- (1)小規模経営により失った家財等の購入に必要な資金
- (2)結婚のために必要な資金
- (3)交通事故、商品の盗難その他不慮の事故による臨時的出費で、知事が特に必要と認める資金

(5) 業務の状況

①貸付金償還状況

年度	年度別貸付額①	償還累計額②	償還率			不納欠損額⑤	不納欠損率⑥	償還額累計⑧	現年償還率⑨	累計償還率⑩	貸付件数	累計償還率⑪
			現在年度分③	過去年度分④	年度計⑤							
51	115,000	115,000	65,000	0	45,000	0	65,000	50,000	50,000	56.5	56.5	
52	620,000	735,000	480,000	5,000	465,000	0	560,000	140,000	185,000	71.4	74.6	
53	1,805,000	2,540,000	1,320,000	65,000	1,395,000	0	1,935,000	465,000	605,000	73.1	76.2	
54	2,275,000	4,815,000	1,455,000	26,000	1,480,000	0	3,415,000	820,000	1,400,000	64.0	70.9	
55	3,140,000	7,955,000	1,990,000	70,000	2,060,000	0	5,475,000	1,150,000	2,460,000	63.4	68.6	
56	4,298,000	12,253,000	2,351,000	353,000	2,704,000	0	8,231,000	1,746,000	3,672,000	59.4	68.4	
57	6,316,000	17,570,400	3,126,000	271,000	3,467,000	0	11,468,000	2,120,000	5,721,000	60.1	67.4	
58	9,397,600	27,168,000	5,561,000	686,500	6,547,500	0	18,096,100	4,066,600	9,071,900	57.9	66.6	
59	11,913,400	39,081,400	6,100,200	312,100	6,412,300	0	24,608,400	5,813,200	14,573,000	51.2	62.7	
60	11,780,400	50,861,800	5,780,300	656,300	6,656,600	0	31,148,000	6,000,100	19,716,800	49.1	61.2	
61	9,357,700	60,219,500	4,883,500	629,400	5,512,900	0	36,457,900	4,674,200	23,761,600	50.0	60.5	
62	6,863,700	68,783,200	3,142,200	321,100	3,466,300	0	39,924,200	3,461,500	26,669,000	47.9	59.8	
63	3,144,800	69,928,000	1,357,100	408,400	1,765,500	0	41,089,700	1,757,700	28,238,300	43.2	59.0	
1	760,000	70,678,000	310,000	1,979,800	2,289,800	0	43,979,500	440,000	28,698,500	41.3	62.2	
2	40,000	70,718,000	40,000	615,400	655,400	0	44,634,900	26,083,100	100,000	63.1	63.1	
3	0	70,718,000	304,100	364,100	668,200	0	44,999,000	26,713,000	0	63.6	63.6	
4	0	70,718,000	42,000	42,000	86,000	0	45,041,000	26,677,000	0	63.7	63.7	
5	0	70,718,000	583,000	583,000	1,166,000	0	45,624,000	26,954,000	0	64.5	64.5	
6	0	70,718,000	579,700	579,700	1,159,400	0	46,203,700	27,514,300	0	65.3	65.3	
7	0	70,718,000	468,600	468,600	937,200	0	46,672,300	28,046,700	0	65.9	65.9	
8	0	70,718,000	617,900	617,900	1,235,800	0	47,290,200	28,427,800	0	66.9	66.9	
9	0	70,718,000	464,000	464,000	928,000	0	47,754,200	28,965,800	0	67.5	67.5	
10	0	70,718,000	247,200	247,200	494,400	0	48,001,400	29,176,600	0	67.9	67.9	
11	0	70,718,000	797,200	797,200	1,594,400	0	48,798,600	29,191,100	0	68.0	68.0	
12	0	70,718,000	1,666,000	1,666,000	3,332,000	0	48,995,600	29,759,500	0	69.2	69.2	
13	0	70,718,000	1,531,000	1,531,000	3,062,000	0	49,121,600	21,597,400	0	69.3	69.3	
14	0	70,718,000	1,987,700	1,987,700	3,975,400	0	49,313,000	21,836,700	0	69.7	69.7	
15	0	70,718,000	251,800	251,800	503,600	0	49,571,100	21,146,500	0	70.1	70.1	
16	0	70,718,000	70,000	70,000	140,000	0	49,541,100	21,076,900	0	70.2	70.2	
17	0	70,718,000	73,400	73,400	146,800	0	49,714,500	21,003,500	0	70.3	70.3	
18	0	70,718,000	92,000	92,000	184,000	0	49,806,500	21,073,300	0	70.9	70.9	
19	0	70,718,000	38,200	38,200	76,400	0	49,844,700	17,848,100	0	74.8	74.8	

\*1: 欠損金額を含む

平成19年度末現在の債務者件数は66件で、貸付金残高(未償還額)は17,848,100円である。前記載の償還状況にあるとおり全額延滞債権となっている。

償還実績は、平成17年度では償還件数10件、償還金額73,400円、平成18年度では償還件数11件、償還金額92,000円、平成19年度では、償還件数4件、償還金額35,200円となっている。

今後とも、償還件数及び償還金額が大幅に増加する要因は考えられない。

②貸付先に対する管理

直近では、平成19年度に未償還者への訪問を実施し、不在者に対してはその後、可



能な限り新問や電話により償還依頼を行った。引き続き、以下の状況に分類した未償還者に対して、それぞれ対策を講じる予定である。

- ・償還見込のある者  
引き続き償還指導を行う。
- ・借受者、連帯保証人ともに死亡、行方不明あるいは経済的困窮にある者  
徴収停止、不納欠損処分を検討する。
- ・借受者の家が既になく住民票でも確認できない等行方不明の者  
連帯保証人の調査を行うとともに、必要に応じて徴収停止、不納欠損処分を検討する。
- ・借受者宅を訪問したものの面会できない等引き続き調査を要する者  
引き続き調査を行う。

特に、平成12年から現在までの間に償還があった債務者及び連帯保証人20件については、今後も償還する可能性が高いと推測されるため、優先的に訪問、調査等の対策を行う。

【意見11】 債権管理簿の記載不備

「同和对策緊急生活資金 未償還者」において、債務者の管理を行っているが、記入項目の記載漏れ及び現状の記載項目及び記載内容からでは対応履歴が記載されていないため、債務者の現状及び県の対応が把握できないと考える。具体的には、以下の問題点が存在した。

- ①記入項目の記載漏れ  
債務者現況調査項目・連帯保証人現況調査項目における家族構成欄・収入欄・生活状況欄・返済能力欄が未記入である債務者管理簿が多い。
- ②債務者現況調査項目に対する対策が未記入  
債権管理簿に債務者への対応状況や今後の対策を記載する欄がないため、借入者への対応が不明である。
- ③調査履歴が未記入  
債権管理簿に過去の調査状況を記載する欄がないため、戸別訪問や電話・書面による連絡の結果の記録がない等過去の調査状況が不明である。

以上から、上記①については、記入項目を省略することなく記入すべきである。上記②及び③については、現行の債権管理簿である「同和对策緊急生活資金 未償還者」に記入項目を追加すべきであるが、ソフトウェアの変更を必要とする。費用対効果を考慮すると、母子寡婦福祉資金貸付金における母子婦人相談記録票に相当するような書きの記録票に上記必要記載項目を記載して管理する必要がある。

【意見12】 不納欠損処分の手続きの明確化が必要

平成19年度における不納欠損処分は、時効が平成10年12月10日に成立し、平成19年8月2日に本人から時効援用の申立てがあったものである。債権の時効期間は10年が原則であるが、(5)業務の状況①貸付金償還状況の表からみてわかるとおり、貸付金残高金額が既に調定後10年を経過している。

不納欠損処分においては、返済義務を負う債務者全員から時効の援用の主張(申立て)を必要とするが、実際は、債務者は法律知識が乏しいと一般的に考えられるため果職員が説明しないうり時効援用の申立てを行うことはないと推測される。

債権の滞留状態が長期に及んでいるのは、このように果職員の裁量により不納欠損処分が実施できる状況に置かれていることも一要因として考えられる。

したがって、時効の援用や行方不明者等における不納欠損処分については、一定の手続きを定めそれに従って処理する必要がある。

償還の意志のある債務者には、書面による債務の承認を求め、償還業務を実施する必要がある。

5 障害者福祉資金貸付金

(1) 貸付金の推移

障害者福祉資金貸付金の平成19年度を含む過去5年間の貸付実績と貸付残高は、次のとおりである。

年度	貸付金額	回収金額	期末残高
H15年	494,529	494,529	0
H16年	494,528	494,528	0
H17年	494,528	494,528	0
H18年	394,528	394,528	0
H19年	295,000	138,000	157,000

(単位：千円)

(2) 制度の目的と経緯

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)が実施する埼玉県障害者福祉資金貸付事業(以下「障害者福祉資金貸付事業」という。)の円滑な実施を図るた

<sup>35</sup> 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

社会福祉法110条の規定により、昭和26年1月に設立された、県内の公私福祉関係者(自治体、民生委員、児童委員、保護司、社会福祉施設、関係機関・団体が会員となっている。)の参画のもと、地域福祉の推進を目的として設置された果域の民間団体で地域福祉推進の中核組織として様々な支援事業・支援活動、啓発事業等を展開している。



め、県社協に対し、予算の範囲内において無利子による融資を昭和48年度から実施している。

〔社会福祉法第110条〕

都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

1. 前条第1項各号<sup>38)</sup>に掲げる事業であつて各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
2. 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
3. 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
4. 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

### (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

- ・埼玉県障害者福祉資金融資要綱(埼玉県)
- ・埼玉県障害者福祉資金貸付制度要綱(埼玉県)

### (4) 制度の仕組

県が県社協に貸し付けるにあつては、以下の条件による。

#### ・使用目的

埼玉県障害者福祉資金貸付制度要綱及び埼玉県障害者福祉資金融資要綱に基づく。

#### ・融資期間及び支払方法

融資の期間は平成19年4月1日から平成20年3月31日までの一括支払いとする。ただし、翌年度の融資実行日まで返済を延納できる。

なお、平成20年3月25日に「埼玉県障害者福祉資金融資要綱」を改正し、単年度

<sup>38)</sup> 第109条 市町村社会福祉協議会は、又は同 都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

1.社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

2.社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

3.社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

4.前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な充進を図るために必要な事業

中の貸付でなく長期貸付とした。

#### ・利息及び延滞金

無利息による貸付である。

県社協は、融資金を障害者福祉資金貸付事業に要しなくなつたときは、県が指定する日までに返還しなければならぬ。この期日までに返納しなかつたときは、その日の翌日から納付の日までの日数に及び、当該未納額につき年利5%の割合で計算した延滞金を納付する。

県社協が実施する埼玉県障害者福祉資金貸付制度は、以下のとおりである。

#### ①貸付種類

身体障害者(児)、知的障害者(児)又は精神障害者(以下「障害者(児)」という。)の福祉増進のため、以下の場合において必要な資金の貸付をおこなう。

#### (ア) 障害者住宅資金

障害者(児)の居住環境を改善するため、障害者(児)の居住に供する住宅を購入、新築、増築、改築又は改造しようとする場合

#### (イ) 障害者団体事業資金

障害者(児)の居住環境の確保及び社会参加促進のため、生活ホーム、心身障害者地域ケア施設、精神障害者小規模作業所、グループホーム又はケアホームの開設に当たつて、建築物を購入、新築、増築、改築又は改修する場合

#### ②貸付対象者

#### (ア) 障害者住宅資金

県内に居住している障害者(児)で日常生活に支障を伴い介護を必要とし、住宅を購入、新築、増築、改築又は改造することにより著しく生活の改善及び向上が期待される者又は県内に居住している者で当該障害者(児)を扶養している者

#### (イ) 障害者団体事業資金

県内に居住している者で、県内に居住している障害者(児)の居住環境の確保及び社会参加促進のため生活ホーム、心身障害者地域ケア施設、精神障害者小規模作業所、グループホーム又はケアホームを開設しようとする者

#### ③貸付基準

#### (ア) 障害者住宅資金

当該障害者(児)の居住に供するために購入する住宅又は当該障害者(児)の居住に供する住宅の新築、増築、改築若しくは改造が当該障害者(児)にとつて

生活しやすいように、設備等について特別な配慮がなされていること

(イ) 障害者団体系事業資金

施設の開設に必要な建築物の購入、新築、増築、改築又は改修であることとし、当該施設が生活ホーム事業実施要綱、心身障害者地域ケア事業実施要綱、精神障害者小規模作業所訓練事業実施要綱並びに「障害者自立支援法」に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第8章又は第14章の基準を満たす施設であり、本資金の貸付を受けることについて、市町村の同意を得ているものであること

ただし、グループホーム及びケアホームについては、他制度において補助又は融資を受けられる場合は、本制度の対象外とする。

①貸付条件

(単位：円)

資金の種類	貸付限度額	貸付条件		償還方法
		据置期間	償還期限	
住宅資金	4,000,000	1年以内	10年以内	据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は年2.5%とする。ただし、いつでも繰り上げ償還することができる。
団体系事業資金	8,000,000	1年以内	10年以内	元利均等の年賦償還、年賦償還、月賦償還のいずれかによること。ただし、いつでも繰り上げ償還することができる。

(注) 表中の「償還期限」欄は、すべて据置期間経過後の期限であること。

(5) 業務の状況

県社協から県への報告(平成19年度一部抜粋)は、以下のとおりである。なお、以下の表の金額の単位は全て円で表示している。

①障害者住宅資金貸付事業

申込・貸付の状況

申込・貸付の状況	申込		貸付	
	件数	金額	件数	金額
	7	20,400,000	5	12,400,000

工事の状況

区分	件数	1.工事面積㎡	総工事費用	貸付額	1件当たり平均額		
					工事面積	総工事費用	貸付額
新築	2	261.85	59,283,500	8,000,000	130.92	29,141,750	4,000,000
改築	3	251.00	5,395,682	4,400,000	125.50	1,798,560	1,466,666
計	5	512.85	63,679,182	12,400,000			

償還状況

区分	A前年度未償還済額	B本年度中償還予定額	C本年度中償還済額	D(C/B)		E免除額償還残額	F本年度未償還済額
				償還率%	償還率%		
現年度分		34,414,070	27,359,050	79.4	0		
過年度分		18,292,806	2,305,557	12.6	0		
期限後分		28,704,395	1,633,670	5.6	890,000		
計		81,411,271	31,298,277	38.4	890,000		
果計	1,082,958,072					170,583,651	

貸付資金

本年度貸付資金額		
A融資額	Bその他貸付資金額	計
295,000,000	60,000,000	355,000,000

本年度貸付済み貸付資金額

D前年度貸付済資金額	E本年度貸付済資金額	F本年度償還済額	計	H(D+E-F)	過不足額	I(C-H)
203,158,178	12,400,000	34,790,147	180,768,031	174,231,969		

過不足額のうち、138,000,000円は県に返還済みである。

過不足額から県への返還金を引いた額36,231,969円は翌年度に繰り越す。

事務費

A支出額	B前年度繰越額	C本年度繰入額	過不足額
2,625,982	2,726,177	2,755,671	2,855,866

過不足額は翌年度に繰り越す。

A支出額の内訳

支出科目		予算額	支出額
款	項	目	
事務費	旅費交通費	921,000	315,917
	会議費	54,000	24,840
	事務諸費	325,000	249,585
	備品費	542,000	41,492
	消耗品費	50,000	0
	印刷製本費	56,000	5,670
	通信運搬費	350,000	0
	事業費	86,000	35,822
	貸付調査選指導費	1,257,000	1,175,065
	貸付調査選促進費	219,000	164,565
	市町村社協事務費	880,000	853,000
	電算機運営費	158,000	157,500
	保守費	0	0
	運営費	0	0
積立金繰入支出	積立金繰入支出	1,135,000	1,135,000
	償還促進事業積立金繰入支出	0	0
予備費	予備費	2,068,000	0
合	計	5,381,000	2,625,982

欠損補てん金積立状況

A前年度末積立金	B積立金運用利益	利子積立金				F償還免除当額	G事務費充当金	H(A+B+E-F-G)本年度末積立金
		C本年度中利子収入	D事務費繰入額	E(C-D)本年度積立額	F償還免除当額			
48,715,720	0	4,094,179	2,755,671	1,338,508	0	0	50,057,225	

②障害者団体事業資金貸付事業

平成19年度は貸付実績がない。

③貸付状況

平成18年度までの貸付金額は、貸付年度内に全額償還されていたが、平成19年度において、157,000,000円の残高が生じている。

平成19年度埼玉県障害者福祉資金貸付事業費融資決定通知書においては、「融資の期間は平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。」となっているが、平成20年3月25日に「埼玉県障害者福祉資金融資要綱」の改訂で長期貸付としたことにより残高が生じているものである。

ただし、県社協での貸付金償還状況は、上記償還状況の表からわかるように平成19

年度における現年度分の償還率は79.4%であるが、過年度分及び期限後を含めた償還率は38.4%となっている。

④債権の管理

県社協は、県から融資を受けようとするときは、事業(変更)計画書に融資申込書を添えて県に提出する。事業年度が終了したときは、実績報告書を提出する。

さらに、障害者福祉資金貸付事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保存しておかなければならない。

⑤特別会計

県社協は、特別会計を設けて明確に経理するよう規定されている(埼玉県障害者福祉資金融資要綱第4条(1)<sup>87)</sup>。

以下は、平成19年度埼玉県障害者福祉資金貸付事業における特別会計である

<sup>87)</sup> 埼玉県障害者福祉資金融資要綱第4条

貸付資金に係る融資金及び貸付事業に作る収入については、次により取り扱わなければならない。

(1) 融資金による貸付資金(欠損補てん金積立金を含む。)は、特別会計を設け明確に経理し、償還金は、貸付資金に充当すること。

資金収支計算書  
自 平成19年4月1日  
至 平成20年3月31日

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会  
埼玉県障害者福祉資金特別会計

単位：円

収入の部	勘定科目	子 算	決 算	差 異
収入				
融資金収入		295,000,000	295,000,000	0
融資金収入		295,000,000	295,000,000	0
呉融資		295,000,000	295,000,000	0
事業収入		37,001,000	38,860,060	△1,859,060
貸付金利了収入		3,913,000	4,069,913	△156,913
貸付金利了収入		3,850,000	4,015,515	△165,515
延滞利了収入		63,000	54,398	8,602
償還金収入		33,084,000	34,790,147	△1,706,147
障害者住宅資金償還金収入		30,392,000	31,298,277	△906,277
障害者事業資金償還金収入		1,000	1,870	△870
障害者社会参加資金償還金収入		1,000	0	1,000
障害者団体事業資金償還金収入		2,690,000	3,490,000	△800,000
雑収入		4,000	0	4,000
障害者住宅資金償還金収入		1,000	0	1,000
障害者事業資金償還金収入		1,000	0	1,000
障害者社会参加資金償還金収入		1,000	0	1,000
障害者団体事業資金償還金収入		1,000	0	1,000
積立金戻入収入		1,606,000	0	1,606,000
積立金戻入収入		1,606,000	0	1,606,000
欠損補てん積立金戻入収入		1,606,000	0	1,606,000
積立金利息収入		1,000	0	1,000
積立金利息収入		1,000	0	1,000
欠損補てん積立金利息収入		1,000	0	1,000
雑収入		25,000	24,266	734
雑収入		25,000	24,266	734
利息収入		24,000	24,266	△266
雑収入		1,000	24,266	△23,266
前年度繰越金収入		251,369,000	251,369,822	△822
前年度繰越金収入		251,369,000	251,369,822	△822
前年度繰越金収入		251,369,000	251,369,822	△822
収入計①		585,002,000	585,254,148	△252,148

支出	事業費	貸付金支出	障害者住宅資金貸付金支出	障害者団体事業資金貸付金支出	積立金繰入支出	積立金繰入支出	欠損補てん積立金繰入支出	繰入金	貸付事務費繰入金	融資返済金	融資返済金	呉融資返済金	予備費	予備費	予備費
支出計②	48,534,000	12,400,000	36,134,000	0	1,284,000	1,338,508	△54,508	1,284,000	1,338,508	2,655,000	532,528,000	532,528,000	1,000	1,000	1,000
収支差額①-②	0	549,022,179	35,979,821	25,989,000	10,145,000	△54,508	10,145,000	0	0	0	0	0	0	0	0
		36,231,969	△36,231,969												

貸借対照表  
平成20年3月31日現在

単位：円

資産の部	勘定科目	当年度末	前年度末	増 減
流動資産		36,553,245	251,619,878	△215,209,204
預貯金		36,410,674	251,619,878	△215,209,204
預金		36,410,674	251,619,878	△215,209,204
会計単位間貸付金		142,571	0	142,571
特別会計貸付金		142,571	0	142,571
固定資産		230,825,259	251,876,898	△21,051,639
運用財産		230,825,259	251,876,898	△21,051,639
貸付金		180,768,031	203,158,178	△22,390,147
障害者住宅資金貸付金		170,583,651	189,481,928	△18,898,277
障害者事業資金貸付金		1,744,380	1,746,250	△1,870
(△障害者事業資金貸付金償却累計額 263,800 円)				
障害者団体事業資金貸付金		8,440,000	11,930,000	△3,490,000
大損補てん積立金特定預金		50,057,228	48,718,720	1,338,508
資産の部合計		267,378,504	503,496,776	△236,118,272
流動負債		321,276	250,056	71,220
預り金		581	4,180	△3,599
会計単位間借入金		320,695	245,876	74,819
特別会計借入金		320,695	245,876	74,819
固定負債		217,000,000	454,528,000	△237,528,000
交付金		60,000,000	60,000,000	0
県貸付資金金融資産		157,000,000	394,528,000	△237,528,000
負債の部合計		217,321,276	454,778,056	△237,456,780
純資産の部		50,057,228	48,718,720	1,338,508
基金		180,768,031	203,158,178	△22,390,147
運用財産基金		180,768,031	203,158,178	△22,390,147
(△償権償却累計額 263,800 円)				
積立金		△166,942,772	△405,809,280	238,866,508
積立金		50,057,228	48,718,720	1,338,508
積立金		50,057,228	48,718,720	1,338,508
欠損補てん積立金		△217,000,000	△454,528,000	237,528,000
固定負債積立金		36,231,969	251,369,822	△215,137,853
繰越金		36,231,969	251,369,822	△215,137,853
繰越金		50,057,228	48,718,720	1,338,508
純資産の部合計		267,378,504	503,496,776	△236,118,272
負債及び純資産の部合計		267,378,504	503,496,776	△236,118,272

【意見13】特別会計の財務状況における懸念事項(貸付金の回収可能性)

県社協における「貸付金」と「純資産の部合計」の残高推移  
(単位：円)

年 度	貸付金	純資産の部合計
H15年	284,446,508	44,805,014
H16年	262,347,788	46,471,173
H17年	223,636,288	48,068,877
H18年	203,158,178	48,718,720
H19年	180,768,031	50,057,228

各年度の特別会計より抜粋

特別会計の貸借対照表における「純資産の部合計」金額は、年々増加し財務状況は改善されている。しかし、平成19年度における現年度分の償還率は79.4%であるが、過年度分および期限後分を含めた償還率は38.4%となり、貸付金の回収可能性を考慮すると、財務状況は健全な状態ではないと見なされる。

県からの貸付金が原資となっている貸付制度であるから、県社協において回収不能金額が多額になると、将来において現状の事業規模水準を維持できない可能性がある。

県においても、平成19年度貸付金残高157,000,000円を平成20年3月25日に「埼玉県障害者福祉資金融資要綱」の改正で長期貸付としたところではあるが、県社協における償還金額で全額回収できるのかどうか県社協と十分に検討する必要がある。

また、県においては年度末において滞留債権の明細資料を県社協から入手し、回収可能性を把握する必要がある。

【意見14】対象事業内容の再検討が必要

平成19年度においては、貸付件数が5件のみで12,400,000円の貸付金額であった。現在の低金利状況においては、県社協の貸付金利2.5%では借受人にとって当該制度を利用するメリットは少ない。さらに、障害者住宅資金貸付事業における貸付金額は4,000,000円であるため、平成19年度工事状況にあるように新築工事費用総額のうち約13.7%程度の貸付金額では利用しづらく不便である。

このように事業実施件数が少なく、市中金利が低い経済状況で、新築工事においては利用しづらい制度であることを考慮すると、当該事業の内容について検討する必要がある。

## 6 保母修学資金貸付金

## (1) 貸付金の推移

保母修学資金貸付金の平成19年度を含む過去5年間の貸付実績と貸付残高は、次のとおりである。

(単位：円)

年度	回収金額	不納欠損	期末残高
H15年	3,000	0	459,000
H16年	10,000	0	449,000
H17年	11,000	0	438,000
H18年	0	0	438,000
H19年	0	14,000	424,000

上記金額は、全額収入未済となっており、県においては未収入金として計上されている。

## (2) 制度の目的と経緯

保母修学資金貸付金制度は、埼玉県保母修学資金貸付条例に基づき、昭和38年度から昭和61年度間に貸付が実施されたものである。

保母養成施設に在学する者で、保母(現在の保育士)資格を取得し、将来、県内の児童福祉施設等において保母(保育士)として就労しようとする者に対して、修学資金を貸し付けることにより、その修学を容易にし、保母(保育士)の養成及び確保を図ることを目的としている。

## (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

- ・埼玉県保母修学資金貸付条例(下記条例により廃止)
- ・埼玉県保母修学資金貸付条例を廃止する条例(平成11年3月16日条例第16号)
- ・埼玉県保母修学資金債権管理取扱要領(平成19年10月26日から適用)

## (4) 制度の仕組

## ①貸付対象

修学資金の貸付を受けることができる者は、保母養成所に在学している者であつて、身体が强健であり、かつ、将来県内の児童福祉施設等において保母の業務に直接従事しようとするものとする。

## ②貸付期間等

修学資金は、貸付の申請に基づき知事が決定した月から保母養成所に在学している期間において知事が定める期間、毎月13,000円以内において定める額を無利子で貸付するものとする。

## ③返還

以下の場合に貸付を受けた期間に相当する期間内に、毎月均等額を返還しなければならない。

- (ア) 修学資金の貸付の決定を取り消されたとき
- (イ) 保母養成所を卒業した日から1年以内に県内の児童福祉施設等において保母の業務に直接従事しなかったとき
- (ロ) 県内の児童福祉施設等において保母の業務に直接従事しなくなったとき
- (ニ) 保母の業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により保母の業務に従事できなくなったとき

## ④免除

保母養成所を卒業後1年以内に県内の児童福祉施設等で保母として就労し、引き続き3年間従事すれば、返済が免除される。

## ⑤延滞利息

正当な理由がなく修学資金を返還すべき日まで返還しなかったときは、返還すべき額に年14.5%の割合を乗じた延滞利息を支払わなければならない。

## (5) 業務の状況

## ①新規貸付

事業目的が、ほぼ達成されたとして、貸付事業は昭和61年で終了した。また、平成11年3月に貸付に係る条例(埼玉県保母修学資金貸付条例)が廃止となり、現在は返済を滞納している者からの返還業務のみを行っている。

なお、貸付事業が行われた昭和38年度から昭和61年度の間には貸付を受けた者は、2,699名、貸付金額は442,404千円である。

## ②延滞債権

平成19年度末現在の収入未済額は、以下のとおりである。

元 金 : 延滞者 4名 延滞金額 424千円  
 延滞利息 : 延滞者 10名 延滞金額 900千円  
 (注: 元金未返済分については延滞利息未確定)



平成19年度末現在での延滞債権の延滞期間別金額は、以下のとおりである。

1年以上滞納している債権		(単位：千円)	
区分	元金	延滞利息	
2年未満	—	—	
3年未満	—	—	
4年未満	—	—	
5年未満	—	—	
5年以上	424	900	
合計	424	900	

過去10年間の収入未済額の推移は、以下のとおりである。

未返還金等の推移

項目	単位：千円									
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
収入未済額	2,020	2,020	2,020	1,809	1,870	1,461	1,441	1,405	1,338	1,324
未返還元金	550	550	550	511	462	459	449	438	438	424
延滞利息	1,470	1,470	1,470	1,298	1,408	1,002	992	967	900	900
収入総額	—	—	—	—	49	3	10	11	0	0
(返済額)	—	—	—	—	33	0	10	25	0	0
調定額(延滞利息)	—	—	—	—	143	44	0	0	0	0
元金	—	—	—	—	0	0	0	0	0	14
不納欠損	—	—	—	—	0	450	0	0	0	0
延滞利息	—	—	—	—	0	0	0	0	67	0

\*「1」は、保付年限が過ぎている等で確認の取れない項目

生活困窮による支払い困難者や、転居等で居所不明となり連絡が取れない者等が残っており、回収は困難な状況となっている。

③延滞債権の管理

貸付を受け返済を滞納している者に対して、文書、臨宅等による督促を行う等、現在も返納事務を継続している。

また、事務処理は、担当職員と主査で分担して行っており、双方が処理状況を確認しながら事務を行っている。

重要な通知類の控えや相談記録はすべて一冊の台帳に綴じてあり、この個別台帳の相談記録にすべてまとめて履歴があるため、担当者が異動した場合や担当者が不在の場合でも対応状況や注意点がすぐ解かるように管理されている。

【意見15】 不納欠損処分の検討と不納欠損処理手続きの明確化について

貸付金残額440,000円は、昭和63年4月から平成14年12月に民法167条の消滅時効に係る時効期間が到来している。貸付者及び連帯保証人が行方不明の状態が3か月以上継続している場合は、時効の援用がされたものとみなすので、不納欠損処分をとることができ(「埼玉県保母修学資金債権管理取扱要領」5「不納欠損処理」)。

債権の滞留状態が長期に及んでいるため、住民票と現地調査等を速やかに実施し不納欠損処分を検討する必要がある。

果職員の裁量により不納欠損処分が実施できる状況に置かれているが、時効の援用や行方不明者等における不納欠損処分については、期限について一定の手続きを定めそれに従って処理する必要がある。

償還の意志のある債務者には、書面による債務の承認を求め、償還業務を実施する必要がある。

第3 保健医療部

1 看護師等修学資金貸付金

(1) 貸付金の推移

県が行っている貸付金の平成19年度を含む過去5年間の貸付実績と貸付残高は、次のとおりである。なお、各数値は、修学資金貸付金と育英奨学金貸付金の区分がされていない。また、返還を免除した金額が控除されていない。

(単位：千円)

年度	年度貸付額	年度返還額	年度免除額	貸付金残高	収入未済額	債権の総額
H15年	160,485	90,597	—	3,869,935	21,133	3,891,068
H16年	160,800	71,278	—	3,959,457	22,149	3,981,606
H17年	130,974	92,213	—	3,998,218	11,482	4,009,700
H18年	97,776	103,171	—	3,992,823	7,862	4,000,685
H19年	87,264	87,486	359,292	3,992,601	5,561	3,998,162

(2) 制度の目的

この貸付制度は、看護師等養成施設に在学する者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与することにより、その修学を容易にし、看護職員の養成確保及び資質の向上を図ることを目的としている。後述する看護師等育英奨学金貸付金制度とは、看護師等養成施設を卒業後、「指定施設等<sup>38)</sup>」で引き続き5年間、常勤職員として勤務すると、返済の免除を受けることができる点で異なる。

<sup>38)</sup> 「指定施設」は次に掲げる施設であって、⑧を除き、県内のものとする。

- ① 医療法第1条の5第1項に規定する病院のうち、病床数が200床未満の病院(病床数が200床以上の病院でも可)
- ② 医療法第1条の5第1項に規定する病院のうち、精神病床が80%以上を占める病院(病床数が200床以上の病院でも可)
- ③ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所
- ④ 入院患者に占める65歳以上の患者数の割合が60%以上の介護老人保健施設(病床数が200床以上の施設)
- ⑤ 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設のうち、重症心身障害児施設
- ⑥ 児童福祉法第27条第2項に規定する独立行政法人国が病院機構の設置する医療機関(独立行政法人国が病院機構東埼玉病院のみ)
- ⑦ 母子保健法第22条に規定する母子健康センターで助産師の業務に係る事務を所掌するもの
- ⑧ 知的障害者福祉法第5条第1項に規定する知的障害者医療施設のうち、独立行政法人国が重度知的障害者総合施設のぞみの福祉法第11条第1号に規定する施設(独立行政法人国立年度知的障害者総合施設のぞみの園のみ)
- ⑨ 医療法施行規則第30条の33第1項第4号の別立及び国のパンセオン病院(県内に該当施設なし)
- ⑩ 介護医療法第7条第22項に規定する介護老人保健施設(特別介護老人ホーム及び介護老人福祉施設等は該当しない)
- ⑪ 地域保健法第21条第2項第1号に定める特定町村(保健師に係る事務を処理する町村に限る)
- ⑫ 介護保険法第41条第1項本文の規定を受けた訪問介護にかかわる居宅サービス事業を行う事業所(訪問介護サービスセンター)。ただし、上記①～⑩又は⑫の県内の施設において、看護職員として3年以上の実務経験を有している者が従事する場合に限る。

(3) 監査に当たり参照した根拠法令等

「看護師等修学資金貸付金」制度に関する関係法令等は、以下のものから構成されている。

- ・ 埼玉県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸付条例(昭和38年埼玉県条例第5号)
- ・ 埼玉県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸付条例施行規則(昭和38年埼玉県規則第21号)
- ・ 参考：看護師修学資金貸付制度実施要綱(昭和37年6月19日厚生省薬医第177号厚生事務次官通知の別紙)
- ・ 埼玉県看護師等修学資金・育英奨学金担当者実務マニュアル

(4) 制度の仕組み

① 貸付対象者

(第1種修学資金)

- (ア) 県内の看護師等学校養成所に在学する者
- (イ) 身体が健康であり、品行方正であって、学業成績が良好である者

1年次：入学試験の成績が上位3分の1以内であること

2年次以上：習得単位数、前年次までの通算標準習得単位数を満たし、学科成績の上位3分の1以内、出席日数が9割以上であること

- (ウ) 卒業後、「指定施設等」において看護職員の業務に従事することが確実であると認められる者

- (エ) 関東地方(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)に住所を有する者

この第1種修学資金制度は平成16年度までは国庫補助対象事業であったが、平成17年度から地方交付税措置となった。(ただし、自治体立養成所については平成16年度から国庫補助が廃止された。)国から県の制度に移行したので、看護師修学資金貸付制度実施要綱の拘束は受けない。ただし、第1種修学資金返還命(平成16年度以前の貸与者分に限る。)が当該年度の貸与金額を上回った場合は国への返還義務が発生する。なお、貸与金額とは、修学資金だけでなく、育英奨学金も対象に含まれる。

(第2種修学資金)

- (ア) 県内の看護師等学校養成所に在学する者
- (イ) 身体が健康であり、品行方正であって、学業成績が良好である者
- (ウ) 卒業後、埼玉県内において看護職員の業務に従事することが確実であると認められる者

この第2種修学資金制度は、平成10年度新規分から廃止され、看護師等育英奨学

金制度に移行した。その理由を県の担当者に確認したところ、以下の回答を得た。

第2種修学資金制度においては、貸与月額が7,500円～18,000円と少額で、修学支援・定着促進の効果が低かった。また、一定期間の就業を条件に返還免除される対象施設が、県内施設となっていたため、結果的に大規模な病院への人材流出に拍車をかけることとなり、第1種の事業目的である指定施設(中小病院、診療所等)への定着促進と矛盾していた。さらに、県の財政状況が厳しくなり、財源を確保する必要が生じた。

そこで、月額貸与額を増加させて、原則的に返還義務を負わせる育英奨学金制度に移行したものである。

#### (第3種修学資金)

(ア) 埼玉県内に住所を有する者

(イ) 身体が健康であり、品行方正であって、学業成績が良好である者

(ウ) 大学院修士課程修了後、「医療機関等」において看護職員の業務に従事することが確実であると認められる者

この第3種修学資金制度は、平成11～13年度のみ運用された制度で、当該3年間における貸与実績は、申請者・貸付者ともに零であった。

当時県内に看護系大学院がなかったことが、運用停止の大きな要因であるとのことである。

県内に看護系大学院がなかったにも係らず、第3種修学資金制度を導入した理由を県の担当者に確認したところ、国の要綱が改正され、第3種修学資金が新設されたためとの返答を得た。しかし、県内に需要はなく、平成14年度以降は募集を停止するに至ったものである。

#### ②貸与額(第1種修学資金)

前述のとおり、第2、3種修学資金制度は廃止されたので、以下は第1種修学資金制度について述べることとする。

(ア) 自治体立及び国立等養成所貸与分

看護師、保健師、助産師 月額 32,000円

准看護師 月額 15,000円

(イ) 民間立養成所貸与分

看護師、保健師、助産師 月額 36,000円

准看護師 月額 21,000円

#### ③返還猶予

以下の要件に該当する場合は、貸付金の返還が猶予される。

(ア) 卒業後、他の看護師等学校養成所(県外の施設も含む)に進学し、在学しているとき。

(イ) 卒業後、「指定施設等」において看護職員の業務に従事しているとき。

(ウ) 災害、疾病その他やむをえない事由があるとき。

#### ④返還免除

以下のいずれかの場合は、修学資金の返還が免除となる。(当然免除)

・卒業後、4月から直ちに「指定施設等」に就業し、引き続き5年間看護職員の業務に従事したとき。

・業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなくなったとき。

また、以下のいずれかの場合は、修学資金の返還が一部免除となる。(裁量免除)

・5年間には達しないが、貸与を受けた期間以上(最低でも2年以上)「指定施設等」に就業し、看護職員の業務に従事した場合。

・死亡又は心身の著しい障害により修学資金を返還することができなくなったとき。

なお、返還免除に該当するための業務従事期間等の免除規定は、過去に何度か変更されている。

#### (5) 業務の状況

##### ①新規貸付

平成19年度における第1種修学資金の貸付は、貸与決定者は172名、貸与金額は62,208千円で、その内、86名分29,580千円が、新規貸与である。

新規貸付申請者は、133名、貸与内定者は93名、その内7名が借入を辞退した。

##### ②貸付金回収

平成19年度の返還額は(1)貸付金の推移のとおりである。

##### ③貸付先に対する管理

貸与台帳と返還台帳を個人別に作成し、関係法令等に則って管理している。

##### ④延滞債権の管理

回収と実績

平成19年度の収入未済額の状況は、(1)貸付金の推移のとおりである。

## (6) 実施した手続

- (ア) 平成19年度新規貸付決定者15件について、貸付審査資料を閲覧し、貸付審査が適切に行われているかを確認した。
- (イ) 平成19年度申請者、内定者、非貸付決定者リストを吟味した。
- (ウ) 平成19年度未納者24件について、管理資料を閲覧し、未納管理が適切に行われているかを確認した。
- (エ) 平成19年度当然免除決定者26件、裁量免除者1件について、免除審査資料を閲覧し、免除手続が適切に行われているかを確認した。
- (オ) 免除資格を得ながら免除申請を行わない者に対し、どのような対応をしているかを確認した。

## (7) 監査の結果

- ① 実施した手続の範囲では、貸付審査は(3)に記載した担当者実務マニュアルに従って、適正に実施されていた。成績の要件を満たさないが基準成績等に準ずる者については、特段の事由説明書を提出した場合はその内容を個別に審査して、貸付決定がなされていた。成績のみで機械的に貸付の機会を与えていないという事実はなかった。
- なお、辞退者7名の辞退の理由は、資金の目処がなかった者2名、将来返済免除の要件を満たさないことが明らかでない者2名、連帯保証人の設定ができなかった者3名であった。特に指摘すべき事項は見られなかった。
- ② 非貸付決定者40名の内、成績要件を満たしていない者は14名、過去に当該制度による貸付があった者は26名であった。後者は貸付要件に合致しないことが明らかなので、前者について、非貸付の理由を確認した。
- 特段の事由説明書を学校から提出を受けることよって成績要件を満たさないにも係らず貸付決定がなされるには、申請者が、基準成績等に「準ずる者」でなければならぬ。「準ずる者」の要件は以下のとおりである。

- (ア) 前年度成績順位が全体の約2分の1以上、今年度成績約3分の1以上、特段の事由は無欠席、無遅刻、無早退
- (イ) 前年度成績順位が全体の約2分の1以上、今年度成績約2分の1以上、特段の事由は無欠席
- (ウ) 前年度成績順位が全体の約2分の1以上、今年度成績はないが校内模擬試験の成績3分の1以上
- 成績要件を満たさないため非貸付決定者となった26名については、いずれも上記「準ずる者」に合致しなかった。
- 看護師を目指す意欲のある者の修学の機会を、成績要件により狭めるのはいかかかなのかと、県の考えを聞いたところ、看護師確保と資質の向上を目的とする制度の趣旨から、ある程度の成績を貸付の要件とするのはやむを得ないとの回答を得た。特段の事由

説明書の提出により救済の余地を設けていることや、限りある財源の中で、効率的に目的を達成する必要があることから、現状は容認できると考える。

- ③ 実施した手続きの範囲では、未納者に対し、財務規則201条<sup>39)</sup>に基づく督促と、地方自治法240条<sup>40)</sup>に基づく催告が、担当者実務マニュアルに従って、適正に実施されていた。
- 催告手続は、滞納レベルを3段階に分け、レベルごとに軽重をつけて、本人と連帯保証人に、滞納状況の通知や入金の依頼をする。催告方法について、担当者実務マニュアルに細かく定めがある。

- ④ 実施した手続きの範囲では、免除審査は担当者実務マニュアルに従って、適正に実施されていた。指定施設等に5年間常勤職員として勤務したことを証明する書類は、洩れなく添付されていた。

一方、免除は申請主義なので、要件を充足しながら免除の手続きをしていない者が多数存在する。平成19年度時点では、平成8年度新規貸付生まで現況調査を実施し、免除該当者には通知を行った。

## 【意見16】免除の申請もれの解消に継続的な働きかけが必要

県の分析では、免除申請がもれてしまう理由として、免除を受けるためには申請が必要であると、認識していない借受人が少なくないことを挙げている。その対策として、平成18年度以降の返還猶予者については、毎年8月に現況報告書の提出を義務付けて、申請もれの抑制を図っており、免除又は返還が決定されるまで、借受人の状況を随時確認している。

過去の、免除申請に必要な期間勤務したにもかかわらず、免除の手続きをしていない者については、平成19年度時点では、平成8年度新規貸付生まで適度調査を行っている。引き続き、免除の申請もれがなくなるまで、調査を続けることが必要である。

## 【指摘8】貸付金残高の集計方法の問題点(残高が過大)

(1) 貸付金の推移における平成19年度未貸付金残高3,992,601千円には、平成19年度に行った免除金額359,292千円が控除されず、含まれたままになっていた。理由を確認したところ、県の公表資料である財産調書における貸付金年度末残高は、それまで免除額を控除しない金額を記載していたからとのことである。

県の決算用数値報告書の様式に、「免除」の欄がなかったことから誤解が生じたようである。個人別の貸付台帳では、免除額は差し引かれ、正しい貸付金残高が管理されている。

<sup>39</sup> 財務規則201条：満足した修学資金返還金が納入期限を経過しても納入されない場合、納入期限の翌日から40日以内に督促状により、督促しなければならない。

<sup>40</sup> 地方自治法240条：期限を過ぎても納入がなく、督促後も納入がない場合に行う。

しかし、それを年度末時点でご区切って、集計する機能がシステムになく、現状は、パソコンの表計算ソフトで残高を別途管理している状況である。

平成20年度末の貸付金残高は、前年度まで控除されていなかった過去の免除額を控除した正しい数値を算出するため作業中で、影響額は概算で30億円と説明を受けた。10,000人を超える個人別のデータとその集計値を正しく管理するためには、システムによる対応が不可欠である。県の貸借対照表の数値そのものに係ることで、早急に対応が必要である。

#### 【指摘9】貸付金の残高は、制度別に管理するべき

看護師等修学資金貸付金と後述する看護師等育英奨学金貸付金の残高が、区別して把握されていない。制度が異なり、かつ両方の制度利用が同時に不可避的に生ずるのでなければ、借受人も異なるはずであり、制度別に集計するべきである。

## 2 看護師等育英奨学金貸付金

### (1) 貸付金の推移

1 看護師等修学資金貸付金 (1) 貸付金の推移 を参照されたい。  
なお、貸付金残高は、修学資金貸付金と育英奨学金貸付金の区分がされていないことについては、前述した。

### (2) 制度の目的

この貸付制度は、県内の看護師等養成施設に在学する者で、経済的な理由により修学が困難なものに対し、奨学金を貸与することにより、その修学を容易にし、看護師等の養成を図ることを目的としている。前述の看護師等修学資金貸付金制度とは、原則返還が必要な点で異なる。

### (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

「看護師等育英奨学金貸付金」制度に関する関係法令等は、以下のものから構成されている。

- ・埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例(平成10年埼玉県条例第16号)
- ・埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例施行規則(平成10年埼玉県規則第47号)
- ・埼玉県看護師等修学資金・育英奨学金 担当者実務マニュアル

### (4) 制度の仕組

#### ①貸付対象

- (ア) 県内の看護師等学校養成所に在学する者
- (イ) 身体が健康であり、品行方正であって、学業成績が優秀である者
- (ウ) 経済的な理由により修学が困難な者
- (エ) 関東地方(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)に住所を有する者

#### ②貸与額 月額36,000円(県内の看護師等学校養成所共通)

#### ③返還猶予

以下の要件に該当する場合は、貸付金の返還が猶予される。

- (ア) 卒業後、他の看護師等学校養成所(県外の施設も含む)に進学し、在学しているとき。
- (イ) 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき。

#### ④返還免除

奨学金の貸与を受けた者が、死亡し又は心身の著しい障害により奨学金を返還することができなくなったときは、奨学金の返還の債務(履行期が到来していない部分)に限るを免除される場合がある。

上記の理由により免除を受けようとするものは、返還免除申請書に理由を証明することのできる書類を添えて、知事に提出しなければならない。知事は、これを審査の上、返還免除の可否を決定する。

### (5) 業務の状況

#### ①新規貸付

平成19年度における育英奨学金の貸付は、貸与決定者58名、貸付額は25,056千円、その内、28名12,096千円が、新規貸与である。

新規貸付申請者は38名、貸与内定者は33名、その内5名が借入を辞退した。

#### ②貸付金回収

平成19年度の返還額は、1(1)貸付金の推移のとおりである。

#### ③貸付先に対する管理

貸与台帳と返還台帳を個人別に作成し、関係法令等に則って管理している。

#### ④延滞債権の管理

回収と実績



平成19年度の収入未済額の状況は、1(1)貸付金の推移のとおりである。

⑤返済免除

平成19年度において、返還免除決定者はなかった。

(6)実施した手続

①平成19年度新規貸付決定者15件について、貸付審査資料を閲覧した。

②平成19年度未納者4件について、管理資料を閲覧した。

③平成19年度の申請者、内定者、非貸付決定者リストを吟味した。

(7)監査の結果

①実施した手続の範囲では、貸付審査は担当者実務マニュアルに従って、適正に実施されていた。

なお、辞退者5名の辞退の理由は、資金の目処が付いた者4名、連帯保証人の設定ができなかった者1名であった。特に指摘すべき問題は見られなかった。

②実施した手続の範囲では、未納者に対し、財務規則201条<sup>41</sup>に基づく督促と、地方自治法240条<sup>42</sup>に基づく催告が、担当者実務マニュアルに従って、適正に実施されていた。

催告手続は、滞納レベルを3段階に分け、レベルごとに軽重をつけて、本人と連帯保証人に、滞納状況の通知や入金の依頼をする。催告方法について、担当者実務マニュアルに細かく定めがある。

③非貸付決定者5名の内、成績要件を満たしていない者は3名、認定所得要件を満たさなかった者は1名、申請を取り下げた者1名であった。成績以外の理由で非貸付となった者は貸付要件に合致しないことが明らかなので、成績要件を満たさなかった者について、非貸付の理由を確認した。

特段の事由説明書を学校から提出を受けることにより成績要件を満たさないにも係らず貸付決定がなされるには、申請者が、基準成績等に「準ずる者」でなければならぬ。「準ずる者」の要件は、以下のとおりである。

(ア)前年度の成績順位が全体の2分の1以内であり、1学期の成績が2分の1以内の者

(イ)前年度の成績順位が全体の約3分の1以内だが、1学期の成績が試験未実施のた

<sup>41</sup> 財務規則201条：測定した青英資金返還金が納入期限を超過しても納入されない場合、納入期限の翌日から40日以内に督促状により、督促しなければならない。

<sup>42</sup> 地方自治法240条：期限を過ぎても納入がなく、督促後も納入がない場合に行う。

め確認できない者、特段の事由は無欠席

(ウ)前年度の成績順位が全体の約3分の1以内であり、1学期の成績が約2分の1以内の者

(エ)前年度の成績順位が全体の約3分の1以内である者

(オ)今年度1単位未取得であるが、前年度の成績順位が全体の約9分の1以内である者

成績要件を満たさなかったため非貸付決定者となった3名については、いずれも上記「準ずる者」に合致しなかった。

既に修学資金貸付金制度の項で述べたとおり、看護師確保と資質の向上を目的とする制度の趣旨から、ある程度の成績を貸付の要件とするのはやむを得ないとの果の考えに異論はない。特段の事由説明書の提出により救済の余地を設けていることや、限りある財源の中で、効率的に目的を達成する必要があることから、現状は容認できると考える。



第4 産業労働部

1 中小企業設備近代化資金貸付金

(1) 貸付金の推移

平成19年度を含む過去5年間の貸付実績と貸付残高は、次のとおりである。

(単位：円)

項目	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
新規貸付件数	0件	0件	0件	0件	0件
回収金額	213,282,000	51,137,000	2,950,000	2,950,000	2,950,000
貸付金残高	62,937,000	11,800,000	8,850,000	5,900,000	2,950,000
不納欠損処分金額	13,983,990	0	1,371,000	4,004,000	0
未収償権	5,375,000	5,375,000	4,004,000	0	0

(2) 制度の目的

中小企業の設備を近代化し、経営の合理化を促進するため、県が直接・無利子で設備資金を貸し付ける制度である。

平成12年度からは、財団法人埼玉県中小企業振興公社(以下「中小企業振興公社」という。)を經由して貸付事業を実施していた。(詳しくは、「4 小規模企業者等設備導入資金貸付金」の頁を参照。)

平成11年度をもって制度を終了したため、現在は既貸付償権の管理(回収・整理)業務をおこなっている。

(3) 監査に当たり参照した根拠法令等

- ・中小企業近代化資金等助成法(昭和31年法律第115号)
- ・埼玉県中小企業設備近代化資金貸付規則(平成8年埼玉県規則34号)

(4) 制度の仕組

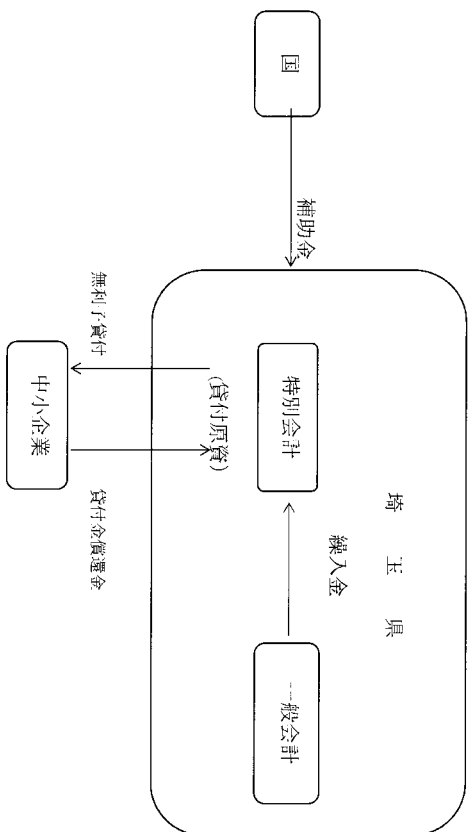
①貸付対象

原則として従業員100人以下の製造業(小売業等は50人以下)

②貸付条件

- ・貸付限度・・・貸付対象設備資金の1/2(50万円～4,000万円)
  - ・貸付利息・・・無利子
  - ・償還年限・・・1年据置・4年(年1回)償還(貸付開始から5年後に償還終了)
  - ・担保等・・・貸付金額により譲渡担保、抵当権設定等を行う場合あり
- 連帯保証人は、原則2名以上

③業務のフロー



(5) 業務の状況

①貸付金回収

平成19年度末の時点では貸付先1件、貸付金残高2,950,000円のみで平成20年度に約定どおり回収が終了しており、貸付金を全て回収している。

②滞留償権

元金は返済済みであるが、連約金残高が存在する。平成19年度末時点で2件の相手先で合計金額2,534,509円となっている。

いずれも、分割返済が進み完済される予定である。

## (6) 特別会計

中小企業近代化資金等助成法第10条<sup>4)</sup>に基づき特別会計を設置しており、小規模企業者等設備導入資金貸付金事業に移行した。

## 2 中小企業高度化資金貸付金

## (1) 貸付金の推移

中小企業高度化資金貸付金の平成19年度を含む過去5年間の貸付実績と貸付残高は、次のとおりである。

年度	貸付額	返還額	未済額	免除額	残高
H15年	225,258	3,041,529	1,386,477	—	19,634,708
H16年	—	3,023,848	—	—	16,610,860
H17年	—	5,672,927	—	—	10,937,933
H18年	—	1,823,829	—	—	9,114,104
H19年	—	1,965,185	—	—	7,148,919

※未済額は未収入金の増減として反映される。未収入金の推移を参照されたい。

<sup>4)</sup>中小企業近代化資金等助成法第10条

(県の特別会計)

- 都道府県は、特別会計を設置して中小企業設備近代化資金の貸付事業の経理をおこなわなければならない。
- 前項の特別会計(以下「県の特別会計」という。)においては、都道府県の「一般会計(以下「県の一般会計」という。)からの繰入金、第一条第一項の規定による国からの補助金(以下「国からの補助金」という。)、償還金(第七条の規定による請求に係る償還金を含む。)、前条の連約金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金及び第一三条の規定による納付金その他の諸経費をもつて歳出とする。
- 中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号)第三十一条第二号の規定により中小企業事業団から資金の貸付けを受けて同団員からへまでのいずれかに掲げる事業を行う都道府県又は中小企業事業団に対する同項第三号の資金の貸付けを行う都道府県にあつては、その経理を県の特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。

また、未収入金の推移は、次のとおりである。

年度	増減	残高
H15年	1,240,586	3,580,603
H16年	△1,027	3,579,576
H17年	△842,032	2,737,544
H18年	△13,950	2,723,594
H19年	△1,924,087	799,507

## (2) 制度の目的

中小企業高度化資金は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(以下「中小機構法」という。)に基づき、中小企業者が共同して経営体質の改善、環境変化への対応を図るために工業団地や共同店舗等を建設する事業に対して貸付けを行うものである。

## (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

中小企業高度化資金は、以下の規則・要領に基づき特別会計(小規模企業者等設備導入資金特別会計)にて運営されている。

- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構法
- ・高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則(以下「高度化事業資金貸付準則」という。)
- ・埼玉県中小企業高度化資金等貸付規則(以下「高度化資金等貸付規則」という。)
- ・埼玉県中小企業高度化資金貸付要綱
- ・埼玉県中小企業高度化資金貸付事務処理要領

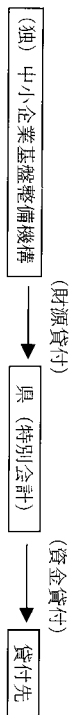
## (4) 制度の仕組み

高度化資金融資の申込窓口は都道府県であり、中小企業者から事業計画について相談があった場合、県が独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)と連携して指導・助言を行う。  
事業計画について調査・分析し、問題点がある場合は、計画の修正を勧告し、対応策を検討した上で、貸付けの適否について審査し、貸付を決定する。

なお、中小企業高度化資金の貸付業務等を担当しているのは、産業労働部金融課・高度化設備資金担当である。

また、高度化資金の貸付方式には、いわゆるA方式とB方式がある。それぞれ下の図のような資金の流れになっている。

## ・A方式(中小機構法第15条第1項第3号)



A方式は、中小機構が、県に必要な資金の一部を貸付、県がそれに財源を追加して、県内で事業を行っている中小事業者に貸付を行うものである。これは県内で高度化事業が行われる場合に採用される方式である。

## ・B方式(中小機構法第15条第1項第4号)



B方式は、事業が2県以上にまたがる事業について採用される方式である。即ち、複数の県が中小機構に必要な資金の一部を貸し付け、機構が財源を追加して中小企業へ貸付を行う方法である。

以下本項では、A方式について述べ、B方式については、必要な点のみ触れるにとどめ、その詳細は次の「3 独立行政法人中小企業基盤整備機構貸付金」の項で改めて述べることとする。

## ①貸付対象等

高度化資金の貸付対象者は、「高度化資金等貸付規則」第1条に定める中小企業者(中小機構法第2条第1項の「中小企業者」に準じている。)である。

高度化資金の主な貸付対象事業(貸付金の名称、対象者)は、共同施設事業(共同施設資金貸付金、特定中小企業団体・企業組合等)、集約化事業(集約化資金貸付金、事業協同組合・協同組合連合会・これらの構成員)、商店街整備等支援事業(商店街整備等支援事業資金貸付金、特定会社・公益法人等)等である。

なお、貸付対象施設はそれぞれの事業における土地、建物、構築物、設備等である。また、それぞれの貸付について、事業に必要な資金の県から相手方に対する貸付の割合は90%ないし80%以内で、事業目的に応じて異なる。

さらに、中小機構から都道府県に対する貸付の割合は貸付金の事業目的に応じて、所要資金の80分の70以内から80分の64又は90分の72以内の間で設定されている。

## ②貸付条件

償還期間・・・20年以内(うち据置期間は3年)

償還方法・・・元金均等年賦償還

利率・・・年1.1%

高度化資金の貸付は有利子貸付が原則であるが、公営防止施設、環境保全施設等を整備する場合や特別の認定を受けた計画に基づく場合は、無利子貸付として認定される。この点については、後述する。

また、高度化資金については貸付先ごとに貸付の条件を整えば、予算の範囲内で貸付が行われ、個々の貸付先ごとの限度額は設けられていない。

## 【意見17】債権の回収リスクを鑑みて十分な債権管理を

金融課の担当者によれば、高度化資金は、事前研究会や調整会議、診断、貸付審査会の審査の結果、高度化事業計画に合理性があり、他の提出書類が整えば、貸付の決定が行われ、かつ個々の貸付先ごとの限度額は設けられていないという。この点、全体としては、予算の範囲内であり、運用としては問題がないとしているが、事業が行き詰まった場合の貸付金の回収リスクを考慮しての与信管理の観点からは、貸付限度額を設けるべきであって、必要不可欠なことである。これがない高度化資金貸付については、債権の回収リスクを鑑みての債権管理を十分行うことが必要である。

## ③業務のフロー

貸付審査から貸付金の交付・支払完了までの業務フロー図については、中小企業高度化資金貸付金(A方式)は現在新規貸付が行われていないので、記載を省略する。

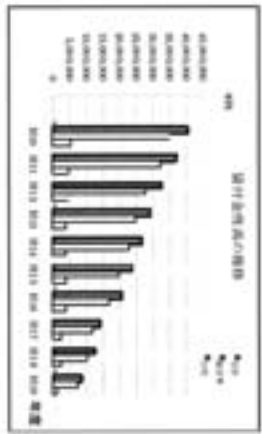
## ④高度化資金貸付残高と貸付金予算・実績の推移

高度化資金の貸付先グループごとの平成19年度を含む10年間の推移は、A方式、B方式を合せて次のとおりである。

高度化資金貸付先グループごとの直近10年間の推移

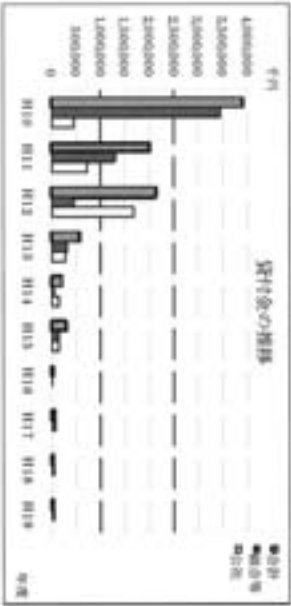
(1) 高度化資金貸付金残高 (単位: 円)

年度	合計	内訳	
		組合等	公社
H10年	40,516,278,596	35,130,255,596	5,386,023,000
H11年	37,223,054,923	32,556,688,922	4,666,366,000
H12年	32,683,613,981	28,045,818,981	4,637,795,000
H13年	29,106,474,897	25,007,116,897	4,099,358,000
H14年	26,882,136,748	22,789,220,748	4,092,916,000
H15年	23,882,766,513	19,782,382,513	4,100,404,000
H16年	20,818,044,162	16,983,577,162	3,834,467,000
H17年	14,308,512,084	11,902,482,084	2,406,030,000
H18年	12,449,594,919	10,211,501,919	2,238,093,000
H19年	8,521,236,524	7,400,876,524	1,120,360,000



(2) 高度化資金貸付金予算と年度別貸付金額 (消化率) (単位: 円)

年度	貸付金予算額	貸付金実績		消化率
		合計	公社	
H10年	3,974,496,000	3,918,039,000	3,464,289,000	88.6%
H11年	2,014,919,000	2,014,919,000	1,289,919,000	100.0%
H12年	2,144,332,000	2,144,332,000	469,332,000	100.0%
H13年	617,071,000	579,087,000	304,087,000	93.8%
H14年	218,618,000	218,618,000	53,618,000	100.0%
H15年	302,994,000	302,994,000	137,994,000	100.0%
H16年	22,406,000	22,189,000	0	99.0%
H17年	71,855,000	71,555,000	0	99.6%
H18年	46,320,000	45,958,000	0	99.2%
H19年	38,822,000	38,822,000	0	100.0%



上表のとおり、高度化資金の貸付予算額は年々減少、貸付金実績も減少の一途をたどっている。これに伴い各年度の貸付残高も年々減少している。

その理由としては、高度化資金を必要とする大規模な事業の減少、代替可能な制度融資の充実、後述のように、A方式が平成15年度を最後に、新規貸付を中止していること等が挙げられる。

(5) 業務の状況

①新規貸付

これまでの高度化資金の貸付総額は、平成20年3月31日現在で、113,490百万円である。その内訳は、次のとおりである。

A方式	133件	109,991,971千円
B方式	41件	3,498,725千円
合計	174件	113,490,696千円

中小企業者の経営体質の改善、環境変化への対応を図ってきたA方式であるが、A方式は平成15年度を最後に、新規貸付を中止している。

その理由は、新規貸付時の果負担額が大きいく(平成19年度までは貸付金額の1/3、平成20～22年度は貸付金額の1/5の負担。)こと、果が直接融資するため、貸付審査・診断業務を伴うこと、債権管理が返済期間に亘り長期間(約20年)必要であること及び貸付先の破綻により多額の延滞債権が発生した場合、その回収のための人件費等の管理コストが大きいくことが挙げられている。

このため、県としては、県の資金負担が少なく、また県の債権管理負担の少ない、B方式(広域貸付等)による融資を実施する方針をとっている。

現在、県は中小企業庁、中小機構に、B方式による広域貸付の拡大を働きかけるとともに、他の融資制度(県制度融資、政府系金融機関等)との連携を強化する意向である。

なお、A、B方式別の直近10年間の貸付状況は、以下のとおりである。

高度化資金の貸付状況

年度	A方式		B方式		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H10年	4	3,875,292	1	42,747	5	3,918,039
H11年	3	1,983,980	1	30,939	4	2,014,919
H12年	3	2,120,722	1	23,610	4	2,144,332
H13年	2	511,954	1	67,133	3	579,087
H14年	1	165,000	1	53,618	2	218,618
H15年	2	225,258	1	77,736	3	302,994
H16年	0	0	1	22,189	1	22,189
H17年	0	0	1	71,555	1	71,555
H18年	0	0	1	45,958	1	45,958
H19年	0	0	1	38,822	1	38,822

(単位: 千円)

A方式については、前述のように、平成16年度以降貸付を行っていないが、貸付金の残高は存在する。

そこで、サンプルとして、中小企業振興公社を含む5件を抽出して、貸付時の書類を検討した。

#### 【意見18】連年管理すべき書類のフォーマットに工夫が必要

中小企業振興公社を除く4組合について、貸付時からこれまでの全額を把握するために、貸付時の経緯の分かる資料(借入申請書、高度化事業計画、診断書、貸付決定書、金銭消費貸借契約書等)の提出を依頼した。

金融課の協力により、依頼した書類の提出を受け、調査を行うことができたが、資料の量が膨大なことと、貸付当時のフォーマットの仕方が年度管理をスムーズにしていることもあって、書類が速やかに提出されないものもあり、貸付時の貸付総額等を適時に把握することができなかった。依頼した書類のなかには、依頼してから2ヵ月、中には半年近く経過してから提示を受けたものもあった。

A方式は、現在新規貸付がなく、県としては、専ら債権回収・債権管理を行っているだけではあるが、債権残高があるうちは、貸付時から回収完了まで一貫性を持った書類管理が債権管理の基本と考える。貸付時の経緯やその後の回収状況等を要約したフォーマットを作成し、一目で分かるようにしておくことは、債権の適切な管理には必要であり、連年管理が行えるようフォーマットを工夫すべきである。

#### 〔財〕埼玉県中小企業振興公社に対する貸付金について〕

中小企業振興公社に対する高度化資金に係る平成19年度末の貸付金の残高は、以下のとおりである。

なお、(特)と記載してあるのは「小規模企業者等設備導入資金特別会計」の中で行われていることをいう。

- ① (旧) 埼玉県中小企業振興公社に対するもの  
地域情報化基盤整備資金 8,445,000円(特)
- 中心市街地商業活性化推進資金 450,000,000円(特)

地域情報化基盤整備資金は、平成元年に中小企業振興公社がシステム開発を行うために借り入れたものである。

また、中心市街地商業活性化推進資金は、中心市街地における中小商業の活性化に寄与する事業に対して、助成金を交付するための基金を設置するための資金として、県が中小企業振興公社に対して貸し付けたものである。

両者の借入時から現在までの残高の推移は、以下の通りである。

(単位：千円)

年度	地域情報化基盤整備資金	中心市街地商業活性化推進資金
H元年	135,000	
H2年	135,000	
H3年	135,000	
H4年	135,000	
H5年	126,563	
H6年	118,126	
H7年	109,689	
H8年	101,252	
H9年	92,815	
H10年	84,378	
H11年	75,941	
H12年	67,504	450,000
H13年	59,067	450,000
H14年	50,630	450,000
H15年	42,193	450,000
H16年	33,756	450,000
H17年	25,319	450,000
H18年	16,882	450,000
H19年	8,445	450,000

なお、地域情報化基盤整備資金は、平成20年12月20日に償還が完了し、中心市街地商業活性化推進資金は、平成22年2月に一括償還を受ける予定である。

ii 創造的企業投資育成事業のうちベンチャー企業投資育成事業に関わるもので、統合前の(財)埼玉県創造的企業投資育成財団(以下「創造的企業投資育成財団」という。)に貸し付けたもの。

創造的中小企業創出支援基金造成資金 178,750,000円(特)  
創造的中小企業創出支援投資原資資金 483,165,000円(特)

ベンチャー企業投資育成事業に係る貸付金残高の平成9年度以降の推移は、以下のとおりである。平成16年度以降、新規貸付は行われていない。

また、下記の表の平成20年度以降の数字は予定額であるが、この表を見ると、平成25年度で平成19年度に残高として残っている全ての回収が終わり、残高が0円になることとなる。

(単位：千円)

年度	貸付額	回収額	年度末残高
H9年	1,275,000	59,770	1,215,230
H10年	453,750	117,335	1,551,645
H11年	275,000	36,200	1,790,445
H12年	275,000	95,154	1,970,291
H13年	275,000	55,000	2,190,291
H14年	165,000	163,005	2,192,286
H15年	165,000	149,075	2,208,211
H16年		267,500	1,940,711
H17年		10,000	1,930,711
H18年		159,500	1,771,211
H19年		1,109,296	661,915
H20年		447,090	214,825
H21年		135,000	79,825
H22年		14,975	64,850
H23年		55,000	9,850
H24年		4,900	4,950
H25年		4,950	0
合計	2,883,750	2,883,750	—

なお、中小企業振興公社の設立から現在に至るまでの事業の推移、現在の事業内容、経営上の課題等については後述する「第5(財)埼玉県中小企業振興公社における貸付金の状況」で記載することとし、ここでは高度化資金に関係する範囲で述べることにする。

ここで、ベンチャー企業投資育成事業とは、ベンチャー企業の育成を図ることにより、

埼玉県の産業構造の高度化を推進し、地域経済の発展に寄与することを目的として設立された統合前の創造的企業投資育成財団が始めた事業であり、従前よりベンチャー企業に対し、経営相談、投資等の資金支援、株式公開に向けてのフォローアップ等、企業の成長段階に応じた総合的な支援を行ってきた。

中小企業振興公社は、株式会社公開を目的とするベンチャー企業に対して、直接投資、間接投資、債務保証の3事業を通じて、資金支援を行っている。このうち、直接投資とは、株式の引受・社債(転換社債・ワラント債)の引受を行うなど、直接ベンチャー企業に対して投資する場合である。

これに対して、間接投資は、中小企業振興公社が指定するベンチャーキャピタル(以下「特定VC」という。)が、ベンチャー企業に対して投資を行う場合に、中小企業振興公社が特定VCに対してその投資原資を預託する場合である。

債務保証は、上記間接投資において、社債引受を行う特定VCに対して投資額の一部について中小企業振興公社が債務保証を行う場合である。

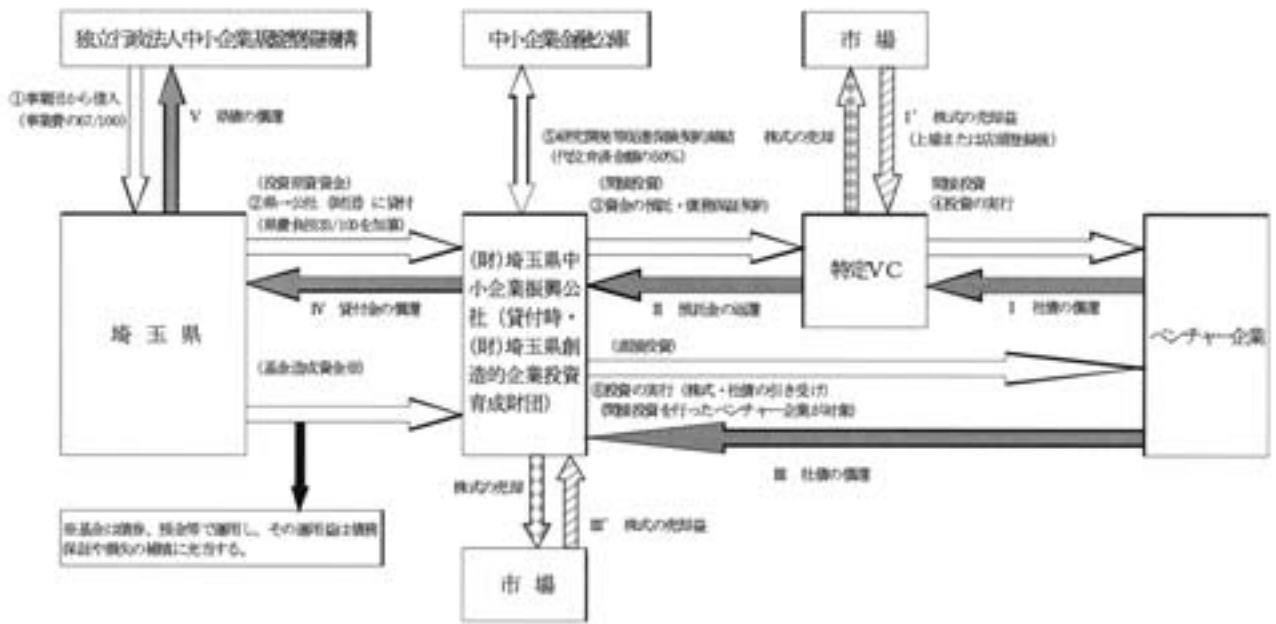
県は、県の産業構造の高度化に寄与する目的で、中小企業振興公社が以上のようなベンチャー企業の育成・支援のために行う事業に対して、必要な資金を融資しているのである。なお、中小企業振興公社に対する高度化資金の貸付は、全て無利子で行われている。

次に、創造的企業投資育成事業(ベンチャー企業投資育成事業)における貸付から償還までの資金の流れを図で示すこととする。



創造的企業投資育成事業に係る資金の流れ(貸付～償還)

注:丸数字…貸付～投資の流れ  
ローマ数字…償還の流れ



—貸119—

なお、中小企業振興公社のベンチャー企業への投資額への回収可能性については、後述する「第5(財)埼玉県中小企業振興公社における貸付金の状況」で述べることにする。

②貸付の利率について

高度化資金の貸付は、前述のように有利子貸付が基本であるが、公害防止施設、環境保全施設等を整備する場合や特別の法律の認定を受けた計画に基づく場合は無利子貸付として認定される。即ち、現行の高度化資金等貸付規則では、その第二条第4項において、「・・・貸付金の貸付けの利率は、年1.1%とする。ただし、別表第四に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、無利子とする。」とし、別表第四において、無利子となる場合を22項目挙げている<sup>44</sup>。

上記規則によれば、無利子とされるのは、主に以下の事業に係る資金の貸付の場合である。

- (ア) 共同施設事業、集団化事業に掲げる事業のうち、汚水、ばい煙、産業廃棄物、騒音等の共同処理施設若しくは共同防止施設又は省資源・省エネルギー共同施設の整備に係る場合
- (イ) 集団化事業、集積区域整備事業のうち、公園、緑地その他の地域環境保全施設等の整備に係る場合
- (ウ) 連続化事業のうち、小売振興法第4条第5項の認定を受けた連続化事業計画に基づき実施する事業
- (エ) 共同施設事業、経営改革事業、集団化事業のうち、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号、次項において「中心市街地活性化法」という。)第41条第2項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画(同法第7条第8項又は第9項に規定する事業に係るものに限る。)に基づき実施する事業

なお、平成19年度末における無利子貸付の貸付残高は、B方式のものを含めたところで貸付先16件に対して合計6,626百万円である。前述のように高度化資金等貸付規則は無利子となる場合を広く掲げており、また有利子分は繰上償還されたものが多いため、無利子貸付の全体に占める割合は、約8割となっている。

<sup>44</sup> 「高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則」はその第7条で機構から都道府県に対する貸付の利率について、次のように定めている。即ち、「機構から都道府県に対する貸付けの利率は、次の貸付けの区分の欄に掲げる利率とする。この場合において、都道府県から貸付けの相手方に対する貸付けの利率は、同表の都道府県から貸付けの相手方に対する貸付けの利率とする。」

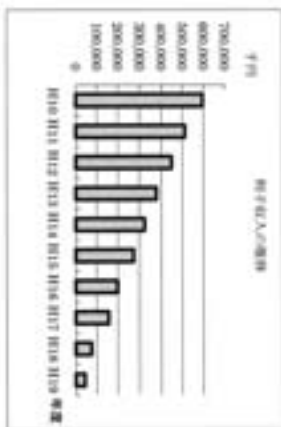
貸付の区分	機構から都道府県に対する貸付けの利率(年利)	都道府県から貸付けの相手方に対する貸付けの利率(年利)
(1) 有利子貸付	年利1.35パーセント	年利1.10パーセント以内
(2) 無利子貸付	無利子	無利子

—貸120—

他方、有利子貸付は、平成19年度末現在で、10件あり、金額としては、1,322,078千円である。ちなみに、B方式のものを含めた高度化資金貸付全体での利息収入のこの10年間に於ける推移は下図のとおりである。

(4) 利息収入 (単位:円)

年度	合計	内訳	
		組合等	公社
H10年	595,697,744	595,697,744	0
H11年	512,400,604	512,400,604	0
H12年	447,777,830	447,777,830	0
H13年	376,631,833	376,631,833	0
H14年	320,576,583	320,576,583	0
H15年	274,230,443	274,230,443	0
H16年	198,629,640	198,629,640	0
H17年	156,194,334	156,194,334	0
H18年	73,779,396	73,779,396	0
H19年	43,596,106	43,596,106	0



(注) グループは組合等と(財)中小企業振興公社とに分けている。

なお、前記脚注で述べたように、高度化事業資金貸付準則では、都道府県から貸付の相手方に対する貸付利率よりも、中小機構から都道府県に対する貸付の利率の方が常に高くなるように定められているが、負担割合を考えると必ずしも利息の負担を県が負っているわけではない。

③貸付先に対する管理

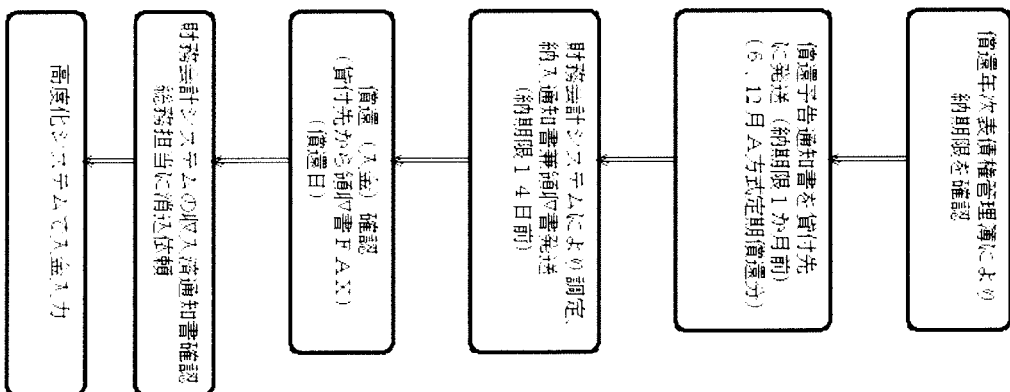
(ア) 債権管理簿の管理

金融課の担当者は、各年度末の各貸付先の償還年次表債権管理簿(以下「債権管理簿」という。)によって貸付金を管理する。(債権管理簿は高度化システムから出力される。)

この債権管理簿は、償還後には、随時差し替えが行われる。

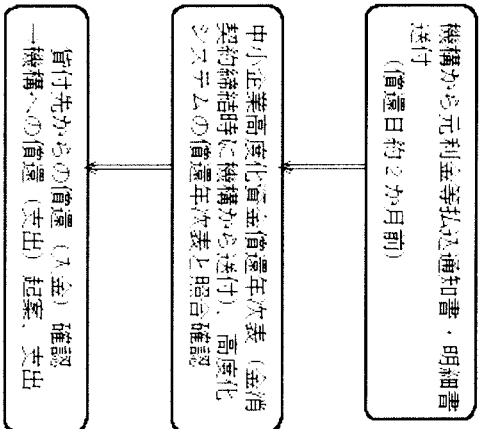
貸付金の徴収・償還事務の流れをフロー図でまとめたのが以下の図である。

1 貸付金の徴収事務  
事務内容  
高度化資金貸付金徴収・償還事務の流れ



## ② 格付への償還事務

### 事務内容



#### (イ) 利用状況報告と現地調査

借主に対して、貸付対象施設の事業年度末現在における利用状況を、利用状況報告書により、毎事業年度終了後2か月以内に知事に報告することを義務付けている(高度化事業資金等貸付規則第16条)。

この高度化事業資金等貸付規則の規定を受けて、「埼玉県中小企業高度化資金貸付事務処理要領」第3章第2節では、利用状況報告と現地調査と題して以下のようになっている。即ち、「貸付規則第16条の規定に基づき、毎事業年度末現在のA方式の貸付先の状況について貸付先から6月末までに報告を受ける。」とし、具体的には、「毎年度6月上旬に、利用状況報告書の提出を貸付先に依頼し、6月末期限に提出させる。・・・(中略)・・・」

回収した報告書をもとに、7月～9月に貸付先の現地調査を実施する。」と定めている。さらに、次に掲げる項目に該当する貸付先に対しては、償還予定、事業運営の実態や問題点に関してヒアリングを行うとともに、施設の現地確認を実施することになっているが、債権管理の強化の観点より、実際には大口を含め全貸付先に対して行っている。

- i 据置期間中の貸付先
- ii 倒産等により組合員が減少した貸付先

### iii 条件変更中の貸付先

調査方法は、利用状況報告書の分析、ヒアリング等に基づき、担当者の報告により高度化事業実施上、債権管理上及び制度要件上問題がないか確認する。

また、高度化事業の制度要件を逸脱している事実が認められる場合や高度化事業資金貸付規則第53条(事業計画の変更に係る協議)に掲げる事項が認められる場合は、貸付先に対し再調査や指導を行い、文書で改善を指導するなど適切な債権管理に努めることとされている。

なお、県が独自に利用状況報告書等において用いている格付けは次のとおりである。こうした格付けは、金融機関では、債務者に対して有する債権ごとに回収リスクを判定し分類しているが、県の場合は、そこまでの分類ではなく債務者ごとに分類する方法であることが違いではあるが、債権管理の基本となる方法であり、担当課の姿勢を評価したい。

- A：正常貸付先
- B：要注意貸付先(利用状況報告等を分析することによって、将来返済等に懸念が生じる可能性がある貸付先)
- C：要指導貸付先(延滞中又は直近延滞、据置期間中、組合員減少、条件変更等で返済に懸念が生じる可能性がある貸付先)
- D：破綻貸付先

ここで、先に抽出した中小企業振興公社以外のサンプル4件について、平成19年度に県の行った格付によると、格付Aが1件、Bが2件、Cが1件であった。

県の利用状況報告書、そこに添付されている決算書を閲覧した結果、概ね県の基準に従った分類としては妥当であると考ええる。

【意見19】不納欠損リスクの高い貸付先に対しより柔軟な情報収集を図ることが必要年に一度、現地調査を行い、利用状況報告書を作成し債権を管理しようという金融課の取組みは評価できるが、上記の分類方法を鑑みて、不納欠損リスクが高い貸付先については、債権は時間の経過とともに棄損することが多いので、貸付先との接点する頻度を高めるなど、貸付先に関し、より柔軟な情報収集を図ることが必要ではないかと考える。

【意見20】分割返済を望む債務者に対しては便宜を図るべき

制度的なことを考えると、貸付金の償還方法は、元金均等年賦償還とされている(貸付規則第2条第5項)。それでも、貸付金の繰上償還を希望する者は、様式第5号(高度化資金貸付要綱第7条で示す様式。)の第5条の規定により県との協議等の手続きを経て、繰上償還が可能となっている。

制度的には、資金に余裕があれば繰上償還が可能となつてはいるが、例外措置であり、借受人にとつて、年一度の償還は、金額が多額となり、償還時まで償還金額をブールし続けなければならぬ不便さがある。もちろん、資金需要が逼迫している借受人にとつては、手元資金を利用できるメリットもあるわけであるが、資金に余裕がある借受人が、早期償還したいとの思いを否定できないであろう。

そこで、債務者が年一度の償還ではなく、分割返済を望むならば、それが可能な制度に改めるべきである。例えば、債務者の資金の使途、事業計画などに応じて、年3回払いにするとか、4回払いにするなど弾力的な償還方法も検討すべきである。

#### ④延滞債権の管理

延滞債権に関しては、産業労働部金融課高度化設備資金担当内で手引きを定めて、管理に努めている。ここで、A方式の延滞債権の残高の推移と延滞債権の回収状況について、いずれも過去5年間の状況について見てみることにする。

延滞債権の残高推移(元金) (単位：円)

年度	金額
H15年	3,580,603,357
H16年	3,579,576,375
H17年	2,737,544,430
H18年	2,723,594,164
H19年	799,506,889

※ 平成18年末と比較して、平成19年末残高が19億円余減少しているのは、平成19年度に、2件の貸付金について、議会で権利放棄の議決を得、不納欠損処分を行ったからである。貸付金2件で金額は1,907,571,743円(違約金358,082,189円)である(新都市開発株式会社と埼玉リゾート株式会社に対するものであり、詳細は後述する。)

#### (ア) 延滞債権の回収

延滞債権の回収額 (単位：円)

年度	金額
H15年以前	1,080,373,124
H16年	3,246,268
H17年	842,150,745
H18年	13,950,266
H19年	16,990,144
計	1,956,710,547

延滞債権について、ここ5年間の状況は以上であるが、参考までに、平成19年度末において1年以上滞留している債権の金額を掲げることとする。

(単位：円)

年数	金額
1年以上 ～ 2年未満	0
2年以上 ～ 3年未満	0
3年以上 ～ 4年未満	0
4年以上 ～ 5年未満	799,506,889
5年以上	0

なお、県では、手引き、ペニユアル等を設けて、督促、債務者の管理と弁済交渉、強制執行等、履行期限の繰上げ、法的整理・訴訟への対応、徴収停止、履行延期の特約、弁済金の受入・中小機構への償還、債権の消滅等について細かく記載するとともに、貸付先が破綻した時の対応の仕方も定めている。

#### (イ) 回収と実績

##### ㉞ 延滞債権(4年以上)について

##### i 債権金額

X社に対する貸付金799,506,889円が、4年以上5年未満の延滞債権となっている。その内容は、平成7年貸付額1,609,524,000円と平成8年貸付額114,064,000円であり、ともに、無利子貸付である。

平成19年度末現在の残高は799,506,889円であり、他に確定した違約金の残高が16,275,353円ある。

##### ii 貸付からの経緯

県の説明によると、契約者は、薬小売りのボランタリーチェーンである。高度化資金は、物流倉庫の土地、建物取得資金として貸し付けたものである。

その後、大手ドラッグストアの出店攻勢等会員小売店の販売環境が悪化し、加盟店の廃業脱退等で売上が落ち込んでいた。

平成15年10月31日	東京地裁に民事再生手続開始の申立。
平成16年7月	再生計画認可、担保物件の競売申立。
平成17年5月	任意売却による県の回収額 523,820,535円
平成17年6月	再生計画に基づく弁済金を受領。34,506,259円
平成19年8月20日	民事再生手続最終決定

県の説明では、主債務者であるX社は、民事再生法の適用を受け、再生計画に基づ

く弁済(別除権不足額の4%)を行ったことで、その他の債務の支払責任を免責されていることである。したがって、県も主債務者による本件貸付金の今後の返済の可能性はないものと考えている。

さらに、連帯保証人が代表取締役ほか10名存在する。各人それぞれの状況に応じて、採りうる法的処理(下記のような不動産競売申立、預貯金差押、給与差押申立等)が既に講じられてきており、各人それぞれが現在置かれている状況(資産、住居、健康、年齢、就労等)を勘案すると、県は、連帯保証人からのこれ以上の回収は困難と考えている。

#### 【指摘10】債権整理に向け然るべき法的手続きを採るべき

本件は、平成19年8月に民事再生手続きを終結し、主債務者であるX社は破綻している。また、諸般の事情を考慮すると、連帯保証人からの回収も不可能と考えられる。

回収不能な債権をそのまましておくことは、財政の健全化の観点から望ましいものではなく、中小機構と協議の上、条件が整い次第、県として採れるべき法的手続きを講じるべきであると考えている。

#### ① 平成19年度に不納欠損処分した2社について

県は、平成19年度に前述の2社について、次の金額を不納欠損処分している。金額は、合わせて2,265,653,932円(内訳 元金 1,907,571,743円、違約金 358,082,189円)である。なお、県が高度化資金貸付金について不納欠損処分を行ったのは、平成19年度が初めてである。

不納欠損については、県の財務規則の203条において定められており、債権管理者が「測定した歳入に係る債権が時効、免除等により消滅したときは、欠損処分何いにより不納欠損として整理し、直ちにその旨を会計管理者に通知するとともに、債権管理簿にその旨を記載しなければならない」とされている。

これに関しては、出納局長依命通達<sup>46</sup>において、「欠損処分」とは、測定をした歳入に係る債権が次に掲げるような場合に、決算上不納欠損額として処理することをいうとされている。

- (i) 消滅時効が完成し、かつ債権者がその援用をしたとき(法律の規定により時効の援用を要しないものであるときは、消滅時効が完成したとき)
- (ii) 法律若しくはこれに基づき政令又は条例の定めるところにより消滅したとき

<sup>46</sup> 埼玉県財務規則の運用について(昭和61年3月31日通達出総第1426号出納局長依命通達)

なお、出納局長は平成18年の地方自治法の改正による制度・組織改正で廃止され、現在通達の管理は、会計管理者が行っている。

- (iii) 法第96条第1項第10号の規定により権利の放棄の議決があったとき<sup>46</sup>
- (iv) 政令第171条の7第1項の規定により免除されたとき

県が行った不納欠損処分について、測定年度別に区分すると、以下のとおりである。

平成19年度 高度化資金権利放棄による不納欠損処分額 総括表  
元金 (単位：円)

測定年度	埼玉リゾート㈱	新都市開発㈱	計
H11年	10,065,889	—	10,065,889
H12年	388,191,000	—	388,191,000
H13年	—	1,509,314,854	1,509,314,854
合計	398,256,889	1,509,314,854	1,907,571,743

違約金(測定済みのみ)

測定年度	埼玉リゾート㈱	新都市開発㈱	計
H11年	44,528,452	83,966,354	128,494,806
H12年	42,519,260	185,959,500	228,478,760
H13年	—	1,108,623	1,108,623
合計	87,047,712	271,034,477	358,082,189

以下それぞれの会社について換計する。

#### i 埼玉リゾート株式会社

埼玉リゾート(株)に対する貸付金等に関し平成19年度に行った不納欠損処分の内容は、以下のとおりである。

元金	398,256,889円	(全額無利子)
内訳	10,065,889円	(平成11年度に測定)
	388,191,000円	(平成12年度に測定)
違約金	87,047,712円	
内訳	44,528,452円	(平成14年度に測定)
	42,519,260円	(平成15年度に測定)

元金は、平成元年度と平成3年度に貸し付けられたものである。各貸付金の詳細は、以下のとおりである。

<sup>46</sup> 地方自治法第96条 「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

十 法律若しくはこれに基づき政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。」



資金名称	小売商業店舗共同化 構成・特定	小売商業店舗共同化 構成・特定	
資金種類	H1年	H3年	
貸付年度	H2.4.26	H4.4.10	
貸付年月日	12	12	
定額償還月	0	0	合計
貸付利率	378,447,000	386,157,000	764,604,000
貸付金額	126,383,889	271,873,000	398,256,889
不納欠損処分時残高			

県の説明によると、不納欠損処分に至った経緯等は、以下のとおりである。

〔貸付後の経緯〕

平成6年12月から延滞が発生し、分割納入が始まった。

平成11年12月に経営していたドライアインを閉鎖した。

平成13年1月に高度化事業の継続を断念し、経営が破綻した。

平成13年7月に、担保物件の競売を申し立て、翌年11月に競売。配当金68,081,730円を受領した。

平成20年3月24日に、平成20年2月定例会に提出されていた権利放棄の議案が可決された。

〔県の考え方〕

主債務者である埼玉リゾート(株)は営業店舗所在の土地・建物とも競売に付され、会社の実体もなく、全くの回収不能と判断される。

連帯保証人8名のうち、1名は行方不明であり、5名は資産及び支払意思、支払い能力ともなく、かつ高齢である。代表取締役とその弟とともに、次に記載する新都市開発株式会社取締役と代表取締役であり、そちらの方の返済として少額弁済中だが、支払原資・基盤が弱く、継続性も認められず、債務残高に比べても全く不十分であり支払能力がなく、回収は不能と判断した。

ii 新都市開発株式会社について

新都市開発(株)に対する貸付金等に関し平成19年度に行なった不納欠損処分の内容は、以下のとおりである。

元金	1,509,314,854円	(平成13年度に調達)
違約金	271,034,477円	
	83,966,354円	(平成14年度に調達)

185,959,500円 (平成15年度に調達)  
1,108,623円 (平成17年度に調達)  
元金は、平成5年度と平成6年度に貸し付けられたものである。各貸付金の詳細は、以下のとおりである。

資金名称	小売商業店舗共同化 構成・特定	小売商業店舗共同化 構成・特定	ソフトラウェア開発取得資金 構成・特定	
資金種類	H5年	H6年	H6年	
貸付年度	H5.12.27	H6.12.15	H6.12.15	
貸付年月日	12	12	6	
定額償還月	0	0	2.7	合計
貸付利率	425,717,000	1,422,858,000	26,400,000	1,874,975,000
貸付金額	276,170,854	1,233,144,000	0	1,509,314,854
不納欠損処分時残高				

県の説明によると、不納欠損処分に至った経緯等は、以下のとおりである。

〔貸付後の経緯〕

平成11年から延滞発生、分割納入が始まる。営業していたホテルは、開業の当初から業績不振を続けていた。

平成13年5月に経営改善計画が会社から提出されたが、県としては、計画達成は不可能と判断し、同年10月に一括繰上償還を請求した。同年11月担保物件の競売を申し立て、平成17年7月競売配当金173,093,869円を受領した。

平成20年3月24日に、平成20年2月定例会に提出されていた権利放棄の議案が可決された。

〔県の考え方〕

主債務者である新都市開発株式会社が経営するホテルは平成14年に閉鎖され、経営が破綻した。ホテルの土地及び建物に設定された抵当権も実行され、会社の実体は既になく、回収不可能と判断する。連帯保証人9名のうち1名は死亡、1名は破産免責。4名は資産及び支払意思、支払い能力ともなくかつ高齢である。1名は居住の状態から支払い能力ないと考えられる。

代表取締役とその兄は、前述埼玉リゾート株式会社取締役と代表取締役であり、少額弁済中だが、支払原資・基盤が弱く、継続性も認められず、債務残高に比べても全く不十分であり支払能力がなく、回収は不能と判断した。埼玉リゾート(株)と同一利害関係にあり、同様な見解となっている。

⑤督促等の手続き

督促の手続きについては、手引きを設けて、要件、手続及び効果について細かく定



めている。

今後この督促の手続きに従って、延滞債権の管理を厳格に行うことが重要である。

### 3 独立行政法人中小企業基盤整備機構貸付金

#### (1) 貸付金の推移

独立行政法人中小企業基盤整備機構貸付金の平成19年度を含む過去5年間の貸付実績と貸付残高は、次のとおりである。

年度	貸付額	償還額	未済額	免除額	残高
H15年	77,736	115,603	—	—	551,065
H16年	22,189	60,963	—	—	512,291
H17年	71,555	65,761	—	—	518,085
H18年	45,958	66,467	—	—	497,576
H19年	38,822	77,542	—	—	458,856

(単位：千円)

また、未収入金の推移は、次のとおりである。

年度	増減	残高
H15年	△546	115,742
H16年	△426	115,316
H17年	△367	114,950
H18年	△629	114,321
H19年	△367	113,954

(単位：千円)

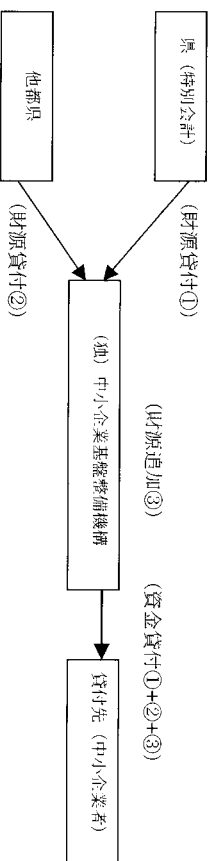
#### (2) 制度の目的

前述の2中小企業高度化資金等と同趣旨のもので、貸付規則第20条<sup>47)</sup>に基づき、B方式により、中小機構に対して貸付を行うもので、特別会計により運用されている。

「中小企業高度化資金等」とは、中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業構造の高度化又は中小企業者が行う新商品、新技術若しくは新たな役割の開発、企業化、需要の開拓その他の新たな事業の開拓に必要な資金である。

<sup>47)</sup>埼玉県中小企業高度化資金等貸付規則20条 県は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が中小機構法第15条第1項第4号に掲げる業務を行う場合には、当該業務に必要な資金の一部を独立行政法人中小企業基盤整備機構に貸し付けることができる。

#### B方式図解



#### (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

- ・埼玉県中小企業高度化資金等貸付規則第20条
- ・高度化事業に係る中小企業者に対する資金の貸付けに関する準則
- ・高度化事業に係る都道府県からの借入に関する取扱要領

貸付の対象事業、貸付金の種類・名称、貸付条件等については、中小機構と中小企業者との間に適用される「高度化事業に係る中小企業者に対する資金の貸付けに関する準則」(平成16年11月24日規程16第43号)以下「中小企業者貸付準則」という。)が基本となる。

また、中小機構がこの事業を行う際の資金を都道府県から借入する際の手続きは、「高度化事業に係る都道府県からの借入れに関する取扱要領」(平成16年11月24日規程16第81号)以下「都道府県借入取扱要領」という。)によって規定されている。

#### (4) 制度の仕組み

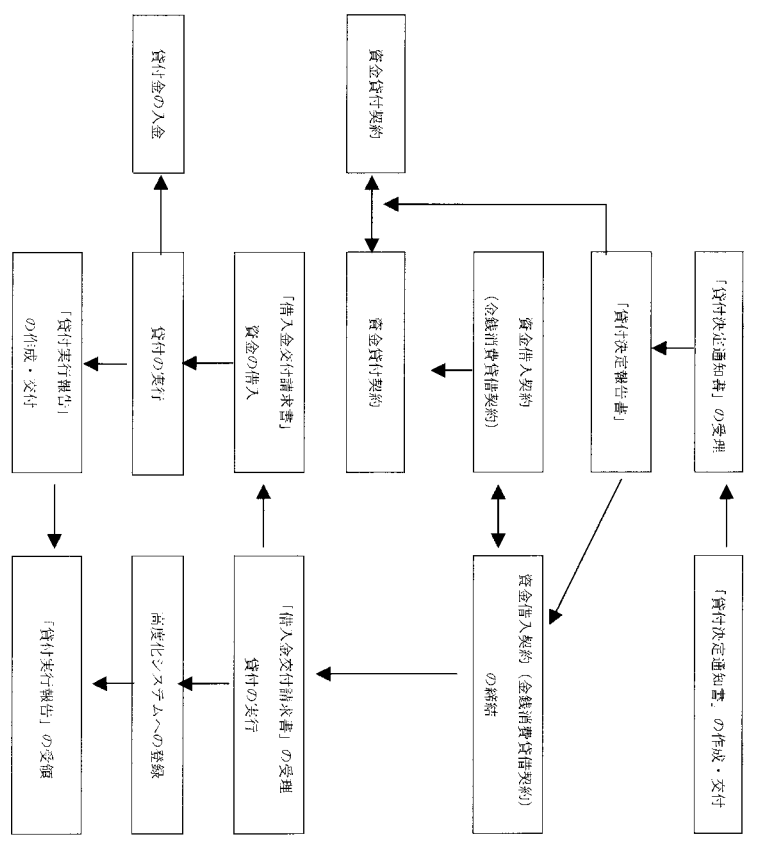
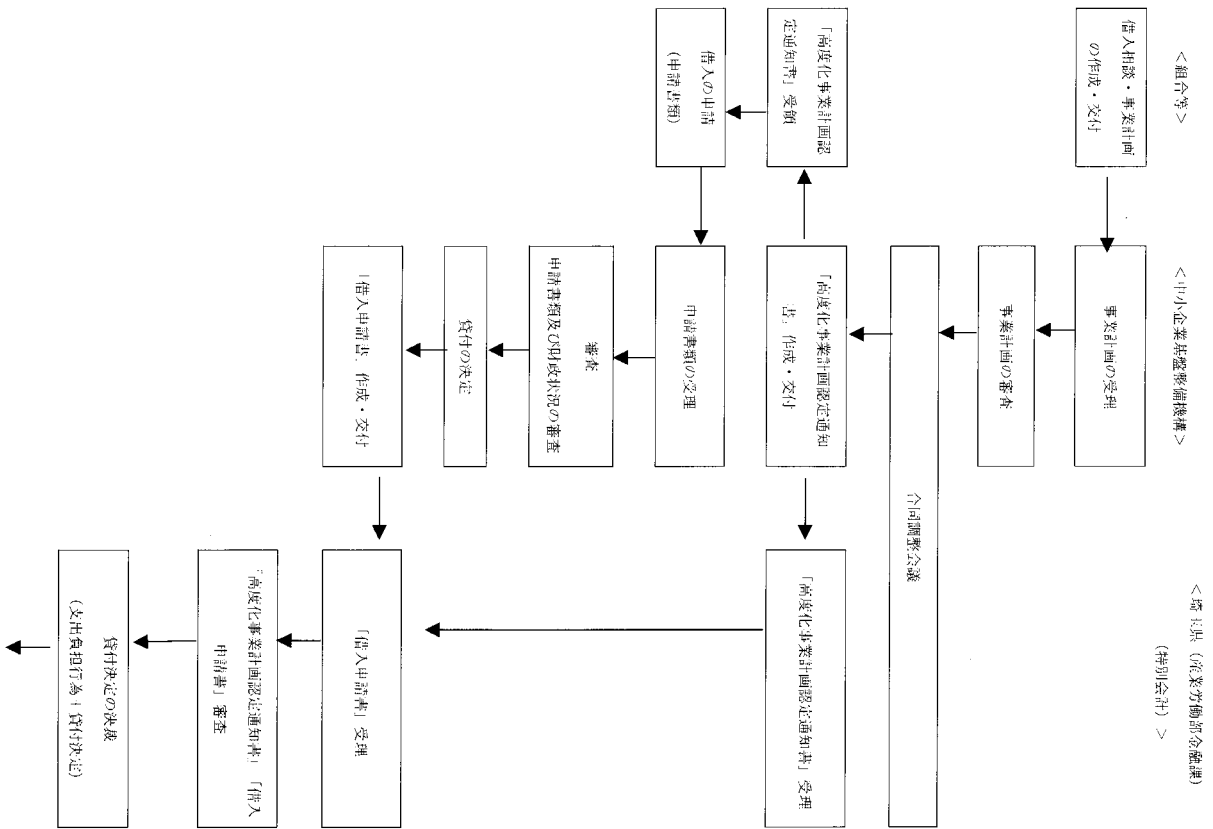
##### ①貸付対象

中小機構法第15条第1項第4号に規定する中小企業者への貸付事業を行うための一部資金融資として、県は中小機構に対して貸付を行う。したがって、中小機構を通して中小企業者は、中小機構法の高度化資金貸付を受ける。貸付対象事業は中小企業者貸付規則第1条に定める事業(このうち現在実施されている事業は、連鎖化事業および設備リース事業)、貸付対象者は同規則第4条に定める要件を満たす者であることが必要である。

##### ②貸付条件

融資期間：20年以内(据置期間3年以内)  
 貸付利率：中小機構に対する貸付は、無利子である。(中小機構が中小企業者に対する貸付利率は、年利1.1%(平成20年度)、特別の法律に基づく認定事業等については無利子。)

③業務のフロー  
貸付事務



(5) 業務の状況  
①新規貸付

平成19年度の新規貸付は2件である。平成19年度貸付を含む次の表に示す貸付に関して、貸付書類を査閲し、貸付手続が適正に行われているかを調査した。

資金名称	資金種類	貸付年度	貸付年月日	最 終 償還期限	貸付金額
広域設備リース資金	特広・一般	H7年	H8.3.22	H22.11.22	152,794,000
広域設備リース(特定中小企業向け)資金	特広・一般	H13年	H14.3.20	H28.11.23	45,706,000
広域設備リース(特定中小企業向け)資金	特広・一般	H15年	H16.3.18	H28.11.24	44,226,000
設備リース資金	広域	H17年	H18.3.16	H32.11.24	60,739,000
設備リース資金	広域	H19年	H19.12.14	H34.11.24	12,911,000
設備リース資金	広域	H19年	H20.3.14	H34.11.24	25,911,000

(単位：円)

調査の結果、基本的な問題は無かった。

## ②貸付金回収

B方式の貸付は中小機構から県に資金が償還されるので、収入処理を行うことになる。

### 〔収納事前事務〕

1. 高度化システムの償還年次表や担当者が作成した年度別償還予定一覧表(償還日毎)を参照し、貸付先別の定期償還期日を随時チェックする(出納の収納・支出す予定登録を毎月行うため、上司の決裁を事前に受けるチェック体制ができています)。
2. 償還期日の14日前に、調定の起案を行い、中小機構に配達記録郵便で納入通知書を送付する。

### 〔収納後事務〕

財務システムから収入済通知書が発行されるので、確認し、総務へ提出する。債権管理簿は高度化システムで、消し込み処理を行う。

中小機構が県に対して借入金を償還する資金は、中小機構の貸付先(以後「最終貸付先」と呼ぶ。)である中小企業者からの貸付金償還資金で賄う。したがって、中小企業者からの貸付金回収と県への借入金償還とは対応しており、中小企業者からの貸付金回収がなければ、県の中小機構に対する貸付金も回収できないことになる。

### 〔設備共同廃棄資金について〕

B方式による貸付の中に、2つの最終貸付先に対する設備共同廃棄資金の貸付がある。設備共同廃棄資金は、繊維業界の過剰設備を廃棄する事業(=設備共同廃棄事業)を賄う資金であり、貸付資金の2分の1を設備の廃棄のために用い、他の2分の1を自己資金と合わせて、商工組合中央金庫(以下「商工中金」という。)<sup>48</sup>の利付商工債券(リツジョー)を購入して、その運用益と満期償還金によって償還財源を確保する制度である。昭和61年までB方式で実施されていた(当時、中小機構は、中小企業事業団)。

この貸付金は、商工中金の利付債の満期償還金と運用利息を償還に充てる仕組みになっており、最終償還期限で満期償還金を弁済に充て、それまでの毎年の償還日には運用利息のみ弁済に充てることとしている。つまり契約上、最終償還期限の償還額を大きくし、それまでの毎年の償還額を小さく定めている。

### 【意見21】 中小機構からタイムリーな情報入手できる体制を確かなるべき

設備共同廃棄資金については、返済計画策定に当たり運用益を当初年7%で計画したが、実際運用益は予想より少ないため、償還期限に満期償還金をもって全額返済できない(不足額が生ずる)可能性があるが、金融課では中小機構との打ち合わせの中で、契

<sup>48</sup> 商工組合中央金庫は、平成20年10月1日、株式会社商工組合中央金庫となった。

約書に基づき約定どおり償還されることを確認している。この確認は県の問い合わせに対し中小機構が回答するといったもので、県は中小機構から最終貸付先の詳細な情報入手しているわけではない。県が今後B方式による貸付を実施していくのであれば、中小機構から最終貸付先に対するタイムリーな情報入手できる体制を確立し、債権管理においてその情報を有効に活用していくべきである。

## ③貸付先に対する管理

### 〔中小機構からの報告〕

県は、中小機構から、最終貸付先の中小企業に対する債権管理の情報(貸付及び回収)を次のように入手し管理している。貸付に関しては、都道府県借入取扱要領に基づき、貸付決定報告、貸付実行報告が中小機構から提出される。回収に関しては、約定償還の場合は、中小機構からの約定期日の償還により、繰上償還の場合は、中小機構からの「繰上償還通知書」により、管理している。延滞債権の場合は、中小機構から償還時に提出される「弁済金充当及び借入金償還通知書」(回収金の明細等に関する添付資料を含む。)により管理している。延滞に関しては、新たに延滞となった場合機構から報告があるほか、延滞後の状況については、中小機構との間で行われる毎年一回の弁済金の充当方針についての協議の際、及び四半期に1回の中小機構から県への償還時に、回収状況報告により情報を得ている。

### 〔債権管理簿の管理〕

県は貸付先である中小機構に対する債権の管理を行っており、最終貸付先に対する債権管理は中小機構が行っている。つまり、県の中小機構に対する債権について、「埼玉県中小企業高度化資金貸付金事務処理要領」の第3章第3節の「債権管理」に規定されている「1債権管理簿の管理」事務と「2貸付金の徴収事務」を行っている。

債権管理簿には、年度別の償還債権金額、納入通知書の発行年月日及び納期限、督促状の発行年月日及び納期限、消滅年月日、分割納入、欠損処分額が記載されるようになっているが、債権残高は記載されていない<sup>49</sup>。そのため、債権管理簿において債権残高が記載されないのが実態であり、金融課では担当者が別途エクセルにより債権残高を作成している。また、個々の貸付先の債権残高は、高度化資金管理システムの償還年次表により管理しており、収納後、財務会計システムの収入済み通知書に表示されている残高と照合している。

### 【意見22】 債権管理簿を債権残高が記載される様式に変更すべき

債権管理簿の様式である財務規則様式第121号においては、発生(帰属)年度、債権の種類、決裁印、年月日、債権者住所及び氏名、発生原因、債権金額(測定金額)、

<sup>49</sup> 債権管理簿の記載に関しては、財務規則第197条(債権管理簿への記載)、第198条(債権管理簿への記載を行うべき時期の特例等)、第202条(債権管理簿の記載管理)、第208条(債権の特例等による消滅)、第209条の2(債権管理簿への記載の特例)に規定されているが、債権残高の記載に関する規定はない。

納入(返納)通知書、督促状、消滅年月日、欠損処分額、備考を記載する欄があるが、債権残高を記載する箇所がない。そのため、債権管理簿には債権残高が記載されないのが実状である。しかし貸付債権の管理では債権残高を把握することが基本であると考えられる。そもそも財務規則で示している債権管理簿は、一般的に単年度で調定され回収される債権の管理を想定していることである。そのため、出納局では毎年9月に各担当部局(担当課)から財務規則に係る改正要望を受け付けており、債権管理簿様式の追加改正の要望も併せて受け付けている。したがって、貸付債権を適切に管理するために債権残高が記載される債権管理簿様式を制度化し、運用していくべきである。

#### ④延滞債権の管理

##### A 回収と実績

県が中小機構に対して実施している貸付金のうち、延滞債権が平成19年度末に113,954千円存在する。これは、中小機構がY組合に対して貸し付けたものである。平成6年末から平成7年にかけてY組合の理事長は不動産投機のため独断で組合名義の手形振出を繰り返したが、組合は手形決済の資金調達ができず、平成7年11月22日に、組合は浦和地裁(当時)において破産宣告を受けた。これによりY組合に対する貸付金は延滞となった。この延滞債権は、未収入金に科目計上され、貸付金の中に含まれていない。Y組合に対する貸付金の債権者は、中小機構および県以外に東京都と千葉県が存在する。債権回収は、保証人からの少額な支払いに依存しており、平成19年度も債権残高に対して僅かな回収実績があるだけである。

##### B 督促等の手続き

延滞債権のY組合に対する貸付金に関する督促、訪問等の回収手続の状況は次のとおりである。中小機構では、保証人から毎月一定額の弁済を受けており、中小機構では、四半期に1回、回収金額をそれぞれの債権者(埼玉県、千葉県、東京都)に徴還している。この元本充当に関する明細(計算根拠)について中小機構から償還時に連絡を受けている。

#### 【意見23】延滞債権に対する早期処理の協議を十分行うべき

この延滞債権の回収可能性は、少額な返済能力しか持たない連帯保証人に依存している。今後の回収方針については、権利放棄・不納欠損処分を含め、県は、中小機構と協議中である。すでに保証人も高齢となりつつあることを考えると、早期に決着をつけるよう、中小機構、東京都及び千葉県と協議を進めていくべきである。

## 4 小規模企業者等設備導入資金貸付金

本制度は、当初は県が直接貸付を行っていたが、平成12年度から中小企業振興公社を経由して貸付を行うようになったものである。

### (1) 貸付金の推移

小規模企業者等設備導入資金貸付金の平成19年度を含む過去5年間の貸付残高は、次のとおりである。

■設備貸与(借賦・リース)貸付金 (単位：千円)

年度	期首残高	回収額	期末残高
H15年	930,814	389,722	541,092
H16年	541,092	228,627	312,465
H17年	312,465	67,264	245,201
H18年	245,201	68,808	176,393
H19年	176,393	66,886	109,507

■設備資金貸付金 (単位：千円)

年度	期首残高	回収額	期末残高
H15年	467,060	41,203	425,857
H16年	425,857	69,436	356,421
H17年	356,421	77,499	278,922
H18年	278,922	80,805	198,117
H19年	198,117	76,369	121,748

### (2) 制度の目的

小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化の促進に寄与することを目的とする。

### (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

- ・小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和31年法律第115号)
- ・埼玉県小規模企業者等設備導入資金貸付要綱(平成12年4月1日)

### (4) 制度の仕組

- ①貸付対象  
中小企業振興公社

②貸付条件

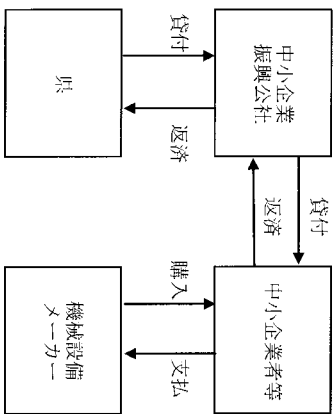
2年の据置期間も含め8年以内に毎年返済する。利息は無利息である。

③制度の概略

下記の2つの中小企業振興公社が行った事業に対して原資を貸し付けていた。

(ア) 設備資金貸付制度(事業期間:平成12年度から14年度)

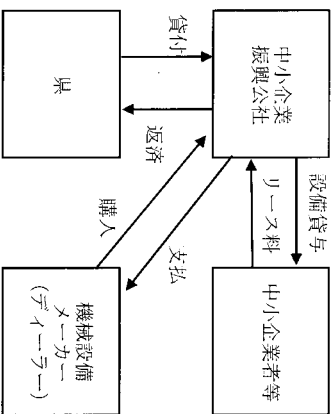
県内の中小企業者等が機械設備を購入する際、中小企業振興公社が購入資金の2分の1(一定の要件を満たしている場合は3分の2)以内を無利子で中小企業等に貸付する事業の原資の貸付である。



(中小企業振興公社資料より)

(イ) 設備貸付制度(事業期間:昭和48年度から平成14年度)

県内の中小企業者等に代わって、中小企業振興公社が機械設備を購入し、中小企業者等に貸与する。中小企業者等は、購入代金を割賦返済又はリース料として、中小企業振興公社に支払する。この事業に関する原資の貸付である。



(中小企業振興公社資料より)

(5) 業務の状況

①新規貸付

平成15年度から新規貸付は行っていない。

②貸付金回収

中小企業振興公社から中小企業等に貸し付けた時期に応じて、年に2回(5月末日又は10月末日)回収している。貸付金は2年の据置期間も含め8年以内に返済することになっている。なお、平成14年度で貸付が終了しているので、平成22年度で回収が完了する予定である。

③貸付先に対する管理

全額が中小企業振興公社に対する貸付であり、貸付契約の度に債権管理簿及び債権管理表を作成して回収を管理している。また、毎年事業報告書を手直し、内容を精査の上、電話・訪問等で指導し、国(経済産業省)との調整も行っている。

④延滞債権の管理

(ア) 回収と実績  
予定どおりの回収が行われており、延滞は過去にない。

(イ) 督促等の手続き  
延滞がないので、督促の手続きもない。

(6) 事業中止に至った経過

平成15年3月から毎年度3月、関東経済産業局長宛てに「小規模企業者等設備導入資金貸付事業中止承認申請書」を提出しており、以降毎年度承認されている。

貸付事業の中止の理由は、以下のとおりである。

①事業業績の低迷

企業からの県に対する問い合わせ等がほとんどない。  
この状況では、制度に対するニーズは大分低いと判断せざるをえず、事業の優先順位は下位となる。

②貸付機関の収支の悪化・県財政負担の増加

資金貸付事業の経費は全額、県の補助金で賄われている。貸付機関が独立会計としていることから、担当職員を他業務と兼務させることは困難であり、固定的なコストが発生する。新規貸付の中止に伴い、債権管理業務に特化し、県の負担となる担当職員数・事務経費を削減し、補助金額を削減した。

## ③受け皿となる制度の存在

県においては、県制度融資が充実しており、特に小規模事業者向けの「小規模事業資金」は、小規模事業者等設備導入資金とほぼ同等の実質利率や貸付期間、無担保・代表者保証人のみで、申請から2週間以内で貸付を行っている。

また、他にも様々な制度が用意されており、借換制度等の柔軟な対応も可能であり、受け皿としては十分である。

## ④包括外部監査による指摘

貸与機関である中小企業振興公社については、平成14年度に包括外部監査が行われ、「設備資金貸付事業の廃止」の意見が出されている。

## (7) 今後の対応

現在の中小企業振興公社はハード面よりもソフト面（ビジネス交流等）のサポートが中心となっている。経済状況が平成20年の秋頃から悪化し始め、中小企業の業績や資金繰りに大きな影響を及ぼしていると連日マスコミで報道されている。今まで延滞が発生せず、債権を回収してきたのであるが、経済状況が急転しているかから状況下、いつそう中小企業振興公社と連携を深め、最後まで気を緩めず債権回収に努める必要がある。

## 5 創造的企業投資育成事業貸付金

## (1) 貸付金の推移

創造的企業投資育成事業貸付金の平成19年度を含む過去5年間の貸付残高は、次のとおりである。

(単位：千円)

年度	貸付金残高
H15年	699,560
H16年	699,560
H17年	699,560
H18年	699,560
H19年	0

(県作成資料より)

創造的企業投資育成事業貸付金制度は、県の100%出資法人である中小企業振興公社が、創造的な事業活動を行う地域中核企業に対し、社債又は株式の引き受けを行うことにより

資金調達の面から支援する事業を行うために、公社に対して当該事業に必要な資金を融資することにより、地域中核企業の発展を支援し、もって埼玉県内の産業構造を高度化することを目的とした制度である。

## (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

この貸付金制度の関係法令等は、以下のとおりである。

- ・埼玉県地域中核企業投資育成事業実施要綱

## (4) 制度の仕組み

## ①貸付対象

平成9年貸付当時は、貸付先は、創造的企業投資育成財団であったが、合併により、中小企業振興公社に変更された。

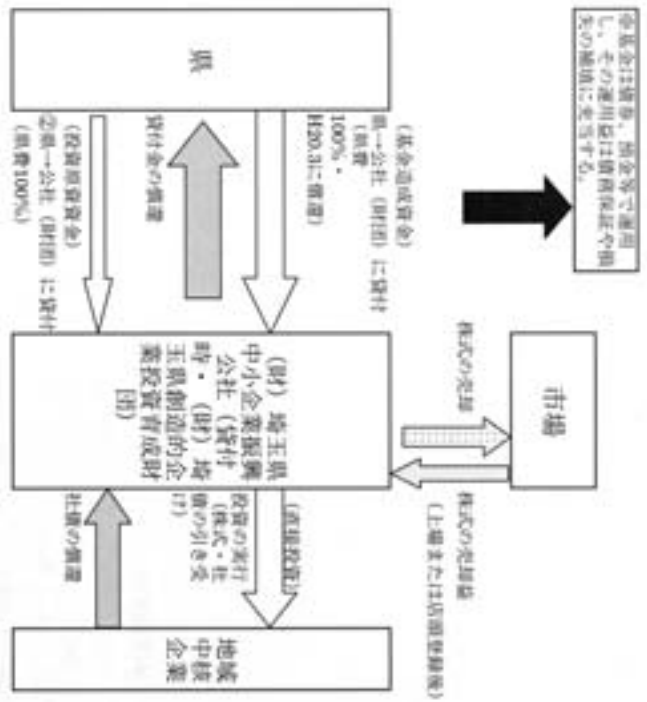
## ②貸付の状況

平成9年に貸付を実行した750百万円内の150百万円の償還期限は、地域中核企業への投資期間の終了日（ただし、株式の引受にあつては、投資の完了日から10年を経過した日の前日）であった。平成19年度末までには、繰上げ返済も含めて全額返済され、残高は0円である。

また、600百万円については、地域中核企業投資育成事業を行うための基金の造成資金として貸し付け、償還期限は平成20年3月31日であったので、同様に全額返済され、残高は0円である。



③業務のフロー



(5) 実施した手続

- ①県と創造的企業投資育成財団(現中小企業振興公社)の間で締結した金銭消費貸借契約証書を入力し、内容を確認した。
- ②県が作成した債権管理簿を入力し、財団からの返済に関する記述を確認した。
- ③財団の投資先1件が倒産したが、それに対応する金額の県制度貸付金は返済されていたので、関係資料を中小企業振興公社から入手し、事情の説明を受けた。
- ④中小企業振興公社における基金のキャピタルゲインの数値資料を入力した。

(6) 結果

実施した手続きの範囲では、特に指摘するべき事項は見えなかった。倒産した投資先については、中小企業振興公社の管理上の問題は見られない。公社側で発生した貸倒損失は、基金のキャピタルゲインで充当できる金額であったので、倒産した先の投資に見合う額の県からの貸付金は全額返済された。

6 地域中核企業投資育成事業貸付金(単年度貸付)

(1) 貸付金の推移

地域中核企業投資育成事業貸付金の平成19年度を含む過去5年間の貸付額と残高は、次のとおりである。

年度	貸付額	年度末残高
H15年	716,050	0
H16年	666,050	0
H17年	540,050	0
H18年	540,050	0
H19年	390,050	0

(単位：千円)  
(県作成資料より)

(2) 制度の目的

前述した創造的企業投資育成事業貸付金制度の元での短期貸付金である。中小企業振興公社が、創造的な事業活動を行う地域中核企業に対し、社債又は株式の引受を行うことにより資金調達的面から支援する事業を行うために、公社に対して当該事業に必要な資金を融資することにより、地域中核企業の発展を支援し、もって県内の産業構造を高度化することを目的とした制度である。

(3) 監査に当たり参照した根拠法令等

この貸付金制度の関係法令等は、以下のとおりである。  
・埼玉県地域中核企業投資育成事業実施要綱

(4) 制度の仕組み

- ①貸付対象  
平成9年貸付当時は、貸付先は、創造的企業投資育成財団であったが、合併により、中小企業振興公社に変更された。

②貸付の状況

平成10年度から平成19年度まで、毎年度中に、地域中核企業に対する投資額に見合う貸付を行い、年度末3月31日に全額返済を受け、翌年度初4月1日に、前年度末残高と同額を貸し付けている。  
中小企業振興公社は、3月31日と4月1日の2日間のみ、民間の金融機関から、県への返済額と同額の繋ぎ融資を受けている。

## (5) 実施した手続

①平成19年度の当該貸付金に対応する中小企業振興公社からの投資先条件について、中小企業振興公社において、直近の決算書、中小企業振興公社担当者の訪問記録等の資料を閲覧し、管理状況が適切かを確認した。

②民間からの繋ぎ融資を受けてまで、年度末の貸付金残高を0円にしている理由の説明を、公社担当者、県担当者双方から受けた。

## 【意見2.4】正しい決算書の入手を行うとともに経営状況の調査が必要

投資先の管理資料において、有価証券の評価益が適切に処理されていない決算書があった。当該会計処理を修正した場合に、会社の利益に与えるマイナスの影響は大きかったが、投資資金は全額回収されたので、結果としては、中小企業振興公社及び県に直接損失を与えることはなかった。

しかし、誤りのある決算書には、修正を要求するべきであるし、少なくとも企業の経営状況を詳細に調査することは必要であると考えられる。

## 【意見2.5】単年度貸付の見直しが必要

年度末に貸付金残高を0円にする理由は、中小企業振興公社担当者からは、県の指導によるという回答を得た。

県担当者からは、単年度の実績を明確にするためという説明を受けたが、十分な理由とは言えない。中小企業振興公社側の投資は長期の投資であるから、それに対応する貸付金も長期資金として提供されるのが望ましい。中小企業振興公社が民間金融機関からの繋ぎ融資を受ける必要性は薄いと考えられる。

## 第5(財) 埼玉県中小企業振興公社における貸付金の状況

## 1 設立から現在に至るまでの事業の推移

中小企業振興公社は、中小企業の経営の革新及び創業の促進、並びに経営基盤の強化を図り、もって中小企業の振興に寄与することを目的に、昭和48年4月に県により設立された。その後、平成16年12月に中小企業振興公社は創設的企業投資育成財団を吸収し、地域中核企業投資育成事業とベンチャー企業投資育成事業を引き継いでいる。

なお、この投資事業は、平成16年3月をもって新規投資を終了している。また、設備貸与・設備資金貸付事業についても平成15年度から新規貸与を中止している。

中小企業振興公社は、「県の中小企業施策の実施機関として、企業の現場を重視し、そのニーズを的確に捉えて事業の選択と集中を行い、がんばる中小企業をことごとく支援する。」を経営方針としている。事業の特性として、中小企業のニーズを的確に捉えて新規事業を立上げていくことがあげられる。

平成20年度の事業として、振興公社の事業は、県内に事業所を置く中小企業<sup>50</sup>に対し、以下の支援を行っている。

## (1) 経営支援

- ①中小企業支援センター事業
- ②受注企業振興事業
- ③環境・品質マネジメントシステム支援事業
- ④商業振興事業
- ⑤市町村等受託事業

## (2) 産学連携支援

- ①産学連携支援事業
- ②オゾト関連産学研究開発
- ③都市エリア産学官連携促進事業

## (3) 知的財産支援

- ①知的財産支援事業

<sup>50</sup> 中小企業基本法では、中小企業の範囲を次のように定義している。即ち、中小企業とは、製造業その他については資本金3億円以下または従業員300名以下の企業をいい、卸売業では資本金1億円以下または従業員100人以下の企業を、小売業では資本金5千万円以下または従業員50人以下の企業を、そしてサービス業では資本金5千万円以下または従業員100人以下の企業をいう。

## (4) 人材育成・情報支援

- ①研修事業
- ②情報提供事業

## (5) 設備貸与

- ①設備貸与・設備資金貸付事業

## (6) 投資育成事業

- ①投資育成事業

## 2 経営の課題

県の中小企業振興の一環として、中小企業振興公社は主要な役割を担っており、県が事業費の中核である役職員の人件費を負担している。他に国からの受託料や自主事業により収入を確保し、その他の事業費を賄っている。その収支構造から収支差額はあまり年じていない。このため、主体的な人材投資を行う余裕がないこと他に、調査を通じて、経営の課題として、以下のものがあると思われた。

- ①平成19年度から開始した目標管理制度と連動した人事・給与制度の定着
- ②約8年間職員の新規採用を中止し職員年齢の断層が生じていることの解消
- ③中小企業の業種として製造業に加えて、サービス業等への事業展開
- ④要員確保を含め中小企業の海外進出の支援体制の整備

また、資金繰り的には、収支構造により収支差額はあまり生じていないことから、中期せぬ資金不足が発生するおそれがある。中小企業振興公社では、国からの受託事業費の受取が翌年度になる方が一の場合に備えて、金融機関から短期借入を行えるよう、理事会で借入枠の承認を得ている。

ちなみに、平成20年度一般会計の借入余限度額は、以下のとおりである。

オフト関連産業研究開発事業費	100,000千円
都市エリア産学官連携促進事業費	120,050千円

将来、短期的な資金不足が発生するかは、事業のあり方と事業収入の回収時期によって異なる。

## 【意見2.6】 県は中小企業振興公社の経営課題の克服に力を貸すべき

県が事業費の中核である役職員の人件費を負担しているほど、中小企業振興公社は県と密接な関係を持った組織である。中小企業振興公社にとって、上記の経営課題はいずれも

重要なものである。県の中小企業振興の一環として、今後も中小企業振興公社に対して主要な役割を果たすことを期待するのであれば、中小企業振興公社を独立した一つの組織との認識を持ち、経営課題の克服に力を貸すべきと考えらる。

## 3 県の中小企業振興公社に対する貸付金

県の中小企業振興公社に対する貸付金には、以下のものがある。これを県庁サイトの業務面からみると、産業労働部のうち金融課が主に業務を担当しているが、企業誘致・経営支援課が業務を行っているものも一部ある。

すなわち、創造的企業投資育成事業に関わる貸付金のうち、ベンチャー企業投資育成事業については、県から中小企業振興公社への貸付(償還)業務は、金融課が担当している(なお、この貸付は中小企業高度化資金貸付金に含まれている。)が、地域中核企業投資育成事業に関わる貸付金のように、県から中小企業振興公社への貸付・償還業務を企業誘致・経営支援課が担当しているものもある。

さらに、同事業に共通する、中小企業振興公社から投資先企業(ベンチャーキャピタル)に対する状況把握・損失補償等は企業誘致・経営支援課が担当している。

県の中小企業振興公社への貸付金(特)は小規模企業者等設備導入資金特別会計の略を、県庁サイトの名称で分類すると次のようになる。なお、金額は平成19年度末における県の中小企業振興公社に対する貸付金の残高である。

## ①高度化資金(金融課)・・・前述第4産業労働部の2で検討済みである。

- ・地域情報化基盤整備資金 8,445,000円(特)
- ・中心市街地商業活性化推進資金 450,000,000円(特)

・創造的企業投資育成事業のうちベンチャー企業投資育成事業に関わるもので、旧創造的企業投資育成財団に貸し付けたものである。

- 創造的中小企業創出支援基金造成資金 178,750,000円(特)
- 創造的中小企業創出支援投資原資資金 483,165,000円(特)

## ②創造的企業投資育成事業のうち地域中核企業投資育成事業に関わるもの。

- ・・・前述 第4産業労働部の5・6で検討済みである。
- 地域中核企業投資育成事業・・・18年度末は699,560,000円
- (企業誘致・経営支援課)

19年度末は残高0円

- 地域中核企業投資育成事業に係る金銭消費貸借
- (企業誘致・経営支援課)

19年度末には残高0円

③小規模企業者等設備導入資金貸付金のすべて・・・231,255,000円(特(金融課))

・・・前述 第4産業労働部の4で検討済みである。

設備貸与事業・・・109,507,000円

設備資金貸付事業・・・121,748,000円

なお、上記の果からの貸付金は、中小企業振興公社の側からみると、次のように区分されて決算報告書に計上されている。即ち、①の高度化資金のうち、ベンチャー企業投資育成事業に関わるものを除いた部分と③小規模企業者等設備導入資金貸付金のすべては、中小企業振興公社の一般会計の貸借対照表に計上されている。

これに対して、①のベンチャー企業投資育成事業に関わるものと②地域中核企業投資育成事業に関わるもの(平成19年度末の残高0円である。)は、投資育成事業特別会計という特別会計が設けられて、そこに組み込まれている<sup>51</sup>。

#### 4 中小企業振興公社の貸付金

以上のように県は中小企業振興公社に対して、様々な目的のために貸付を行っており、中小企業振興公社はこれを原資としてさらに、中小企業に対する貸付事業又は投資事業を行っている。

##### (1) 設備貸与・設備資金貸付事業

前述のように、設備貸与・設備資金貸付事業については平成15年度から新規貸付を中止している。したがって、現在は、設備貸与及び設備資金貸付先に対する債権管理を行っているにすぎない。

##### ①設備貸与(国庫・県中)事業

###### i 通常債権対策

貸与先企業の経営実態を決算書等を入手するなどして把握することに努めるとともに、設備が適正かつ効率的に使用されるよう経営に関する情報等を提供している。

<sup>51</sup> 埼玉県地域中核企業投資育成事業実施要綱第7条(地域中核企業投資育成事業に係る公社)

「公社は、地域中核企業投資育成事業に係る会計を他の会計と区分して経理しなければならない。」

埼玉ベンチャー企業投資育成事業実施要綱第7条(ベンチャー企業投資育成事業に係る公社)

「公社は、ベンチャー企業投資育成事業に係る会計を他の会計と区分して経理しなければならない。」

###### ii 未収債権対策

企業倒産や経営不振により償還が滞っている未収債権については、債権者又は連帯保証人に対して継続的に督促し、回収に努めている。

##### ②設備資金貸付事業

創業者・小規模企業者等に対し貸し付けた小規模企業者等設備導入資金の債権を管理している。

##### (2) 投資育成事業

前述のように、地域中核事業投資育成事業とベンチャー企業投資育成事業に係るものは、投資育成事業特別会計を設けて、その中で投資育成事業として投資先への支援を行っている。

投資育成事業は、平成16年度に吸収した創造的企業投資育成財団の事業を引き継いで、実施している事業である。平成16年3月をもって新規投資は終了しているが、中小企業振興公社は、投資事業のフォローアップとして、現在は株式会社公開研修会の開催や個別訪問などを通して経営支援を行っている。

##### [投資概要]

事業名	企業数	投資残高
地域中核企業投資育成事業	9社	直接投資 9社 340,550千円 間接投資 10社 339,375千円
ベンチャー企業投資育成事業	12社	直接投資 8社 39,790千円 間接・直接の投資合計 12社 379,165千円 間接投資に対するVCへの債務保証額 237,563千円

##### (3) 基金の造成、運用

県は、中小企業振興公社に対し、地域中核企業投資育成事業の実施に必要な資金として、基金造成資金及び投資原資資金の2つの資金を貸し付けていた。中小企業振興公社は、県から借り入れたこの投資原資資金の返済原資を確保するために必要な額の基金を造成し、それを、元本が保証され、有利な運用が確保される金融債券その他の有価証券、金銭信託又は預貯金を取得する等により運用する。なお、基金造成資金は、平成19年度中に県へ全額返済されている。

中小企業振興公社は、運用益等が発生した場合、それを地域中核企業投資育成事業の実施に要する費用のほか、事業で発生した回収不能額などや埼玉県ベンチャー企業投資育成事業における代位弁済額、回収不能額及び関連する費用などに充当することができる。そして、中小企業振興公社は、地域中核企業投資育成事業終了時に運用益などに余剰額があ

る場合、それを知事に納付しなければならない。

同様に、県は、中小企業振興公社に対し、ベンチャー企業投資育成事業の実施に必要な資金として、基金造成資金及び投資原資資金の2つの資金を貸し付けている。中小企業振興公社は、県から借り入れたこの投資原資資金の返済原資を確保するために必要な額の基金を造成し、それを、元本が保証され、長期にわたり有利な運用が確保される金融債券その他の有価証券、金銭信託又は預貯金を取得する等により、運用する。

中小企業振興公社は、運用益が発生した場合、それを債務保証事業に係る代位弁済額等、間接投資事業における預託金回収不能額等、直接投資事業における回収不能額等に充当することができる。そして、中小企業振興公社は、ベンチャー企業投資育成事業終了時に、運用益などに余剰額がある場合、それを知事に納付しなければならない。知事は、それを(独)中小企業基盤整備機構に対し、借入時の負担割合に応じて納付しなければならない。

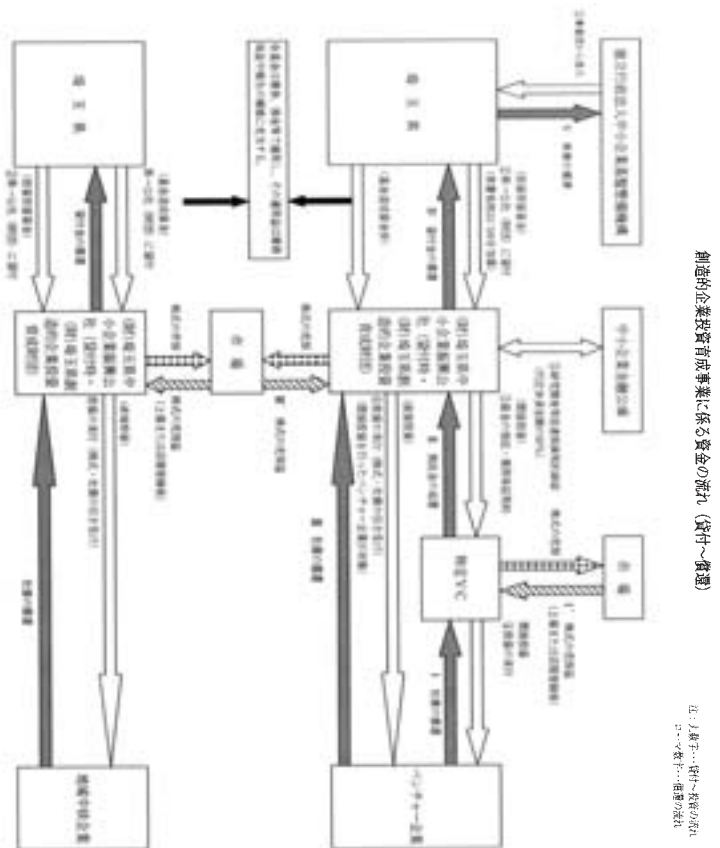
向事業のこれまでの運用益及び株の売却益は、以下のとおりである。

地域中核企業	7,958,838
グローバル用品製造会社株式会社売却益	237,158,118
ドラッグストア株式会社売却益	78,260,986
社債利息等累計	323,377,942
地域中核企業計	25,927,864
ベンチャー企業	25,927,864
社債等利息・預託金利息収入累計	25,927,864
ベンチャー企業計	25,927,864
合計	349,305,806

これに対して、経営破綻して、投資額が損失となった会社と投資損失の額は、以下のとおりである。

地域中核企業 1社	50,000,000
地域中核企業計	50,000,000
ベンチャー企業	30,000,000
A社	25,000,000
B社	55,000,000
C社	52,030,000
D社	55,000,000
E社	55,000,000
ベンチャー企業計	217,030,000

(4) 創造的企業投資育成事業に係る資金の流れ(貸付～償還)



注：「貸付」…貸付、「返済」…返済の流れ  
「償還」…償還の流れ

(5) 今後の投資の回収について

前述のように、平成19年度末で地域中核企業投資育成事業では、直接投資が9社に対して340,550千円残高として残っており、またベンチャー企業投資育成事業では、投資先は12社で残高は379,165千円(内訳は、間接投資が10社・残高339,375千円、直接投資が8社・残高39,790千円)である。

地域中核企業投資育成事業における投資先は、第4産業労働部の6で述べたように、いずれも財務状況は優良であり、株式上場による株式売却益等のキャッシュフローを、平成19年度までに、323百万円得ており、今後の振興公社の投資額の回収についても特に問題はないものと思料される。

これに対して、ベンチャー企業投資育成事業における投資先は、過去に5社が経営破綻しただけでなく、決算書から判断すると、連続赤字、債務超過のものも数社あり、平成25年度の回収完了まで、残りの全額回収について、予断を許さない状況にある。



参考までに、中小企業振興公社が、その保有する投資事業資産について、投下資金の回収の危険性や資産の毀損度合いを適正に評価し算定することを目的として定めた、「投資事業資産算定に関する要綱」に則って、平成19年度末のベンチャー企業投資育成事業における投資先を分類した場合の分類結果を下に記載する。

上記要綱に定められた基準は、投資債券及び債務保証を、定額評価基準(債務償還年数、売上高経常利益率、自己資本比率の合計)と定性的評価基準(債務超過の有無、1ヵ月以上の社債利息の延滞の有無)の2つの基準により算定した償還能力に応じて、5段階の投資先区分に分類し、これを基に償却・引当額を決定するためのものである。

投資先区分	H20/3月
A	7社
B	0社
C	4社
D	1社
E	0社

#### 〔投資先区分〕

- A：正常先・・・業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる先で、その債券は安全性が高く、債務償還能力の確実性は高く、償還に懸念はない先をいう。
- B：要注意先・・・業況が低調ないし不安定な先又は財務内容に問題がある先で、債務償還能力の確実性はやや乏しく、今後の管理に注意を要する先をいう。
- C：破綻懸念先・・・現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先で、債務償還能力に重大な懸念があり、損失の発生の可能性が高い先をいう。
- D：実質破綻先・・・法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、債務超過に陥っているなど深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭な状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている先をいう。
- E：破綻先・・・法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先をいい、具体的には、破産・清算、会社整理、会社更生、和議、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている先をいう。

#### (6) 中小企業振興公社に対する管理

県は、中小企業振興公社から投資先リストや投資先企業への訪問により把握した経営状況等について逐次報告を受け、情報の共有化を図っている。

また、埼玉県地域中核企業投資育成事業実施要綱第9条や埼玉県ベンチャー企業企業投資育成事業実施要綱第12条では、知事が中小企業振興公社に対し、必要に応じて現地調査等を行い、地域中核企業投資育成事業やベンチャー企業投資育成事業の実施状況、基金の運用状況及び会計処理の状況等を把握し、振興公社が適正に事業を実施するよう必要な措置をとることができるものとしている。

#### 【意見27】 地域中核企業及びベンチャー企業の業績の推移を注視していくべき

米国のサブプライム問題に端を発した金融危機の影響が我が国経済にも多大な影響を与えている。この金融危機を起因とする不況が中小企業振興公社の投資先である地域中核企業及びベンチャー企業に及ぼす影響も、きわめて大きいものと予想される。特に、前述のように、ベンチャー企業は業績や財務状況の悪いものもあり、今後の経済状況次第では、危険な状況になる可能性がある。

この場合、地域中核企業投資育成事業が生み出したキャピタルゲインをベンチャー企業投資育成事業の損失に充当したとしても、補いきれない状況に陥ることが、十分予想される。今後の各社の業績の推移を注視していくことが肝要である。



第6 農林部

1 林業・木材産業改善資金貸付金

(1) 貸付金の推移

林業・木材産業改善資金貸付金の平成19年度を含む過去5年間の貸付実績と貸付残高は、次のとおりである。

年度	年度貸付額	年度返還額	免除金額	貸付金残高	収入未済額	債権の総額
H15年	13,800	26,977	0	68,502	3,000	71,502
H16年	5,000	27,798	0	45,704	3,000	48,704
H17年	15,200	16,748	0	44,156	3,000	47,156
H18年	20,400	13,426	0	49,550	4,580	54,130
H19年	31,600	11,314	0	70,034	4,382	74,416

(単位：千円)

(2) 制度の目的

この制度は、林業従事者等とその経営の改善等に必要な資金を貸し付けることによって、林業経営及び木材産業経営の健全な発展、林業生産力の増大並びに林業従事者の福祉の向上に資することを目的としている。

(3) 監査に当たり参照した根拠法令等

- ・「林業・木材産業改善資金助成法」(昭和51年法律第42号)
- ・「林業・木材産業改善資金助成法施行令」(昭和51年政令第131号)
- ・「林業・木材産業改善資金助成法施行規則」(平成15年農林水産省令第55号)
- ・「埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則」(昭和52年8月30日規則第60号)

なお、各都道府県は特別会計を設けて行うことと規定されており、県は「埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計」を設けている。

【埼玉県林業・木材産業改善資金特別会計】

貸借対照表  
平成20年3月31日現在

(単位：千円)

資産の部		資本の部	
(貸付勘定)		(貸付勘定)	
1. 現金	—	1. 一般会計受入金	45,863
2. 預金	65,383	2. 国庫受入金	91,722
3. 貸付金	74,416	3. 業務勘定より受入金	2,164
	139,749		139,749
(業務勘定)		(業務勘定)	
1. 現金	—	1. 前期繰越利益	2,198
2. 預金	2,559	2. 当年度利益	361
	2,559		2,559

損益計算書

平成19年4月1日から平成20年3月31日

(単位：千円)

(収益の部)			
1. 事務費充当金	—		
2. 資金預託による利子収入	475		
3. 違約金収入	40		
4. 雑収入	—		515
(費用の部)			
1. 管理指導費	124		
2. 事務委託手数料	—		
3. 貸付勘定への繰入	30		
4. 雑費	—		154
		当年度利益	361

(4) 制度の仕組

①貸付対象

森林所有者、林業労働従事者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、素材生産業者、素材生産組合、林業を行う市町村、木材製造業、木材卸売業又は木材市場業者は、以下のAからFの事業を行う場合に貸付の対象となる。なお、会社の場合、資本金1,000万円以下若しくは従業員数100人(林業関係者及び木材製造業者は300人)以下であることが条件となる。

- A. 新たな林業部門の経営の開始
- B. 新たな木材産業部門の経営の開始
- C. 林産物の新たな生産方式の導入
- D. 林産物の新たな販売方式の導入
- E. 林業労働に係る安全衛生施設の導入
- F. 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入

②貸付条件

(ア) 貸付限度額

個人が1,500万円、会社が3,000万円、団体が5,000万円である。ただし、木材産業に係る林業・木材産業改善措置を実施する場合には1億円である。

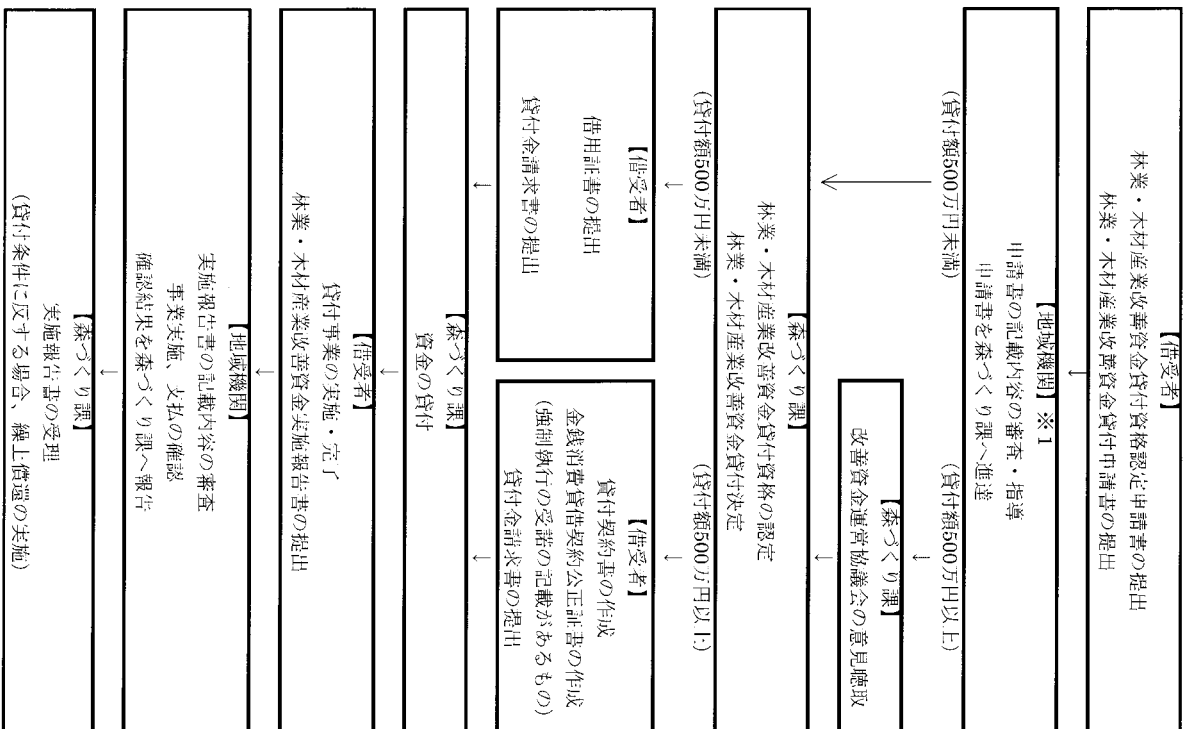
(イ) 償還方法

償還期間10年以内(据置期間3年以内)での均等年賦払いである。据置期間を最長の3年とした場合は、その後7年での返済となる。

(ウ) 利率

「林業・木材産業改善資金助成法」第5条に基づき、無利子の貸付である。

③業務のフロー



※1地域機関：秩父農林振興センター・川越農林振興センター及び寄附林業事務所

## (5) 業務の状況

## ①新規貸付

毎年の予算枠(平成16年度以降)は38,800千円であり、その範囲内での新規貸付が行われている。

## ②貸付金回収

貸付事業開始から合計で730件の貸付実績がある。平成19年度末現在では14件の貸付先があり、元金返済の延滞は3社3件(4,382千円)となっている。この他、連約金の支払の延滞が1社2件(1,822千円)であり、合計3社5件の延滞債権がある。

## ③貸付先に対する管理

「林業改善資金貸付金管理カード」及び「債権管理簿」にて管理している。前者では債権先ごとの管理をし、後者では年度ごとの管理を行っている。また担当者独自に、相手先別・償還月別の「林業・木材産業改善資金償還実績一覧表」をエクセルシートにて作成し、網羅性を確保している。

## ④延滞債権の管理

必要に応じて督促(電話・郵便・臨戸)を行っている。「林業改善資金貸付金管理カード」には督促の日付が書いてあり、かなりの督促を行っている形跡が残っている。また、別途「林業・木材産業改善資金返済指導記録」を作成し、指導内容を詳細に記録している。

しかし実際に行なった担当者の名前が記載されていないので、何か問題が生じ前任者へ確認する場合には、迅速に対応できないおそれがある。

延滞先の3件とも当初の計画どおりではないが、督促に応じて継続して現在まで返済がある。なお、延滞先をまとめると、以下の通りである。

延滞先のみまとめ

(単位：円、残高は平成20年3月31日現在)

貸付No	当初貸付	現在残高	当初予定残高	未回収違約金	最終返済日
10-5	7,700,000	0	0	1,127,063	
11-7	4,000,000	1,932,000	0	695,254	H20.10.7
13-7	10,500,000	5,950,000	4,200,000	0	H20.10.30
15-2	5,800,000	1,860,000	1,160,000	0	H20.8.6
		9,742,000			

※ 貸付Noは、「平成×年×番号」となっている。

※ 10-5及び11-7は、同一貸付先である。

※ 10-5及び11-7は平成20年10月に172,580円の返済があった。

※ 13-7は平成20年5月から10月にかけて4,500,000円の返済があった。

※ 15-2は平成20年6月から8月にかけて700,000円の返済があった。

## 【意見28】記録の一覧性の確保と担当者名の記載を行うこと

本貸付は、借受者の新たな経営等の計画に基づいて行うものである。裏返して言えば、本貸付を行った後に、貸付当初の計画どおりに経営が行われない可能性も十分にある。このような貸付金の性格上、延滞債権の発生も十分ありうることから、債権管理体制を今以上に構築していく必要がある。

具体的には、「林業・木材産業改善資金返済指導記録」は「林業改善資金貸付金管理カード」と同じフォーマットで保管し、相互に参照できるようにするべきである。また、「林業・木材産業改善資金返済指導記録」には、実際に担当した担当者の名前を記載し、担当者が変わっても継続して適切に管理できるようにするべきである。

## 2 本多静六博士奨学資金貸付金

## (1) 貸付金の推移

本多静六博士奨学資金貸付金の平成19年度を含む過去5年間の貸付実績と貸付残高は、次のとおりである。

(単位：千円)

年度	年度貸付額	年度返還額	免除金額	貸付金残高	収入未済額	債権の総額
H15年	28,180	28,513	0	188,265	944	189,209
H16年	28,740	30,595	0	185,891	1,074	186,965
H17年	26,280	28,319	0	184,081	1,200	185,281
H18年	33,600	25,192	0	190,089	2,400	192,489
H19年	37,260	15,508	0	210,728	4,748	215,476

(2) 制度発足の経緯

昭和5年に菫蒲町出身の本多静六博士から寄附された秩父市の中津川県有林(2,632ha)から得られた収入を基金として、昭和7年に「本多静六博士育英基金」が創設され、昭和28年度に奨学金制度が発足した。

(3) 監査に当たり参照した根拠法令等

- ・本多静六博士奨学金貸与条例
- ・本多静六博士奨学金貸与条例施行規則

(4) 貸付金の原資である基金の状況

①基金総額 284,436千円

②積立金

毎年、次の(ア)、(イ)を基金に積立てる。

(ア) 基金運用収益の4分の1相当(運用収益は特別会計に収納)

(イ) 中津川県有林人工林の立木売払収入の内、100分の30相当及び天然生林の立木売払収入から売払経費を差し引いた額

③積立・取崩実績

(単位：千円)

年度	中津川県有林積立金		基金進用積立金		積立金計		取崩額	基金残高
	現年度	累計	現年度	累計	現年度	累計		
H15年	16,451	184,246	20	80,516	16,471	264,762	0	264,762
H16年	24,834	209,080	60	80,576	24,894	289,656	0	289,656
H17年	3,016	212,096	60	80,636	3,076	292,732	0	292,732
H18年	720	212,816	80	80,716	800	293,532	9,300	284,232
H19年	0	212,816	204	80,920	204	293,736	0	284,436

(5) 制度の仕組

①新規貸付

(ア) 出願資格

以下の出願資格があれば、応募可能である(本多静六博士奨学金募集案内には、一部例外が明示され、具体的要件が記載されている。)。また、他の奨学金制度との併用も可能である。

1 人物について 学習活動その他の生活全般を通じて、態度・行動が学生としてふさわしく、修学に十分耐え得ると認められる者で、かつ将来良識のある社会人として活動できる見込みがある者
2 住所が次のいずれかに該当する者 ア 高等学校またはこれに進ずる教育課程在学者(最終年次在学者)にあつては、出願時に県内に住民登録されている者 イ 高等学校若しくはこれに進ずる教育課程を修了した者は、最終修学期間中に県内に住民登録されている者
3 次のアからエのいずれかの学校(以下「学種」という)に入学・編入学を希望する者、又は既に在学している者 ア 大学院 イ 大学 ウ 短期大学 エ 専修学校専門課程 (学校教育法第124条、第125条で定める学校の専門課程で2年以上の課程のもの)
4 成績が基準を満たす者
5 学校長等から推薦を受けた者
6 世帯の「認定総所得金額」が、「収入基準額表」の基準額以下であること

(イ) 貸付額の推移

平成19年度を含む10年間の実績は、次のとおりである。平成17年度と18年度を除き、予算額に対し95%を超える高い水準にあり、活用されていることが認められる。

年度	新規予算額(千円)	貸付額(千円)	消化率(%)
H10年	26,400	25,920	98.2
H11年	27,600	27,180	98.5
H12年	27,600	26,920	97.5
H13年	27,600	26,860	97.3
H14年	27,600	27,080	98.1
H15年	29,280	28,180	96.2
H16年	30,000	28,740	95.8
H17年	29,280	26,280	89.8
H18年	39,780	33,600	84.5
H19年	39,180	37,260	95.1

- (ウ) 貸付金額(無利子貸与)
- ⑦ 入学一時金: 30万円以内
- ⑧ 月額奨学金: 月額3万円以内

(エ) 出願書類  
(応募者)

- ・奨学生願書
- ・写真1枚(6ヵ月以内に撮影したもの)
- ・奨学生志望理由
- ・合格通知書の写し(進学先が決定している場合)
- ・成績証明書(未開封のもの)
- ・推薦書(未開封のもの)
- ・本人及び世帯員の所得等に関する調査書
- ・住民票(6ヵ月以内に発行されたもの) 世帯全員、本籍・統制が記載)
- ・所得証明書(「(市町村)民税 課税証明書」)
- ・「特別控除」を証明する書類(該当者のみ)

(連帯保証人)

- ・住民票(6ヵ月以内に交付されたもの)
- ・直近の所得証明書
- ・印鑑登録証明書(6ヵ月以内に交付されたもの)
- ・誓約書(応募者と連署押印)

【指摘11】誓約書における記載の不備事項

誓約書の本人ないしは連帯保証人の記名に際し、日付が未記入のものが散見された。記入を求めるべき項目については、もれなく記載を求めるべきである。

なお、この指摘に関しては、適正な事務処理を図るため、貸付金一覧表及び事務処理マニュアルが作成され、年度内で措置がなされている。

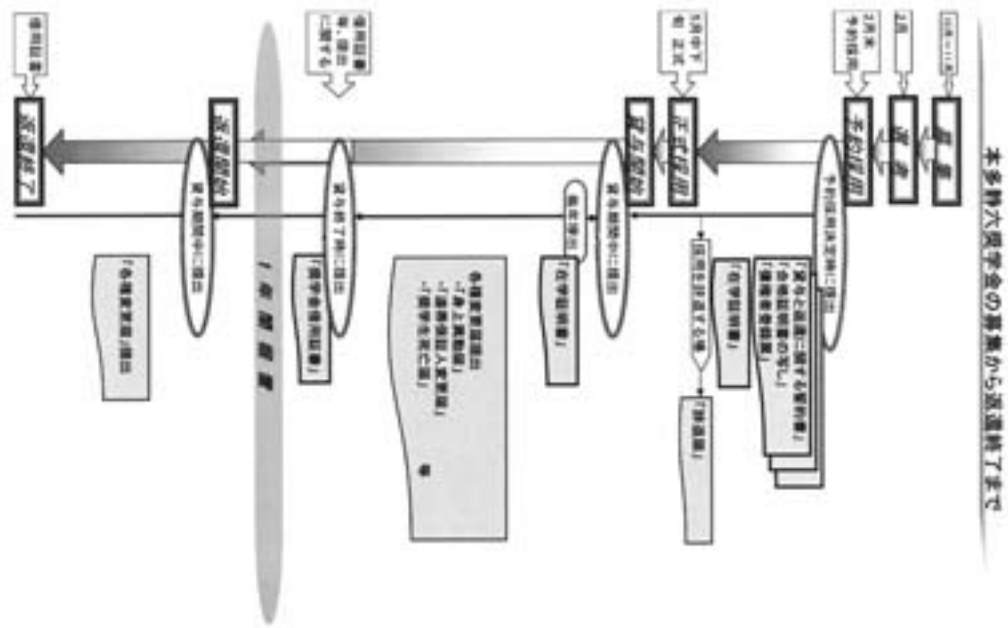
②貸付金回収

12年以内の期間において均等半年賦で返還することになっているが、実際の返還については、次のとおり案内している。

- (ア) 入学一時金: 在学しなくなった年度の翌々年度から、2年以内に全額返還  
年2回、7月末及び12月末
- (イ) 月額奨学金: 在学しなくなった年度の翌々年度から、貸与期間の2倍の年数の期間で全額返還  
年2回、7月末及び12月末

(注) 併用している場合は、(イ)による。

③業務のフロー



## (6) 業務の状況

平成20年7月10日の朝刊各紙に、本県学卒に關しての事務手続きで不適正な処理が行われていたとの報道があった。担当課である森づくり課と事務処理について検査を行った出納総務課の報告結果を踏まえて、調査を進めた結果、以下のことが判明した。調査結果は、県により既に公表され、再発防止対策が講じられ実行に移されているところであるが、記載すると以下のようである。

## ①管理方法の欠陥

(ア) 上司が担当者の職務内容について十分把握しておらず、管理監督を怠っていた。

【指摘12】 上司による定期的な検証が欠如しており、定期的な検証が必要

不適正処理は16年度から行われており、しかも単純なものが多い。定期的な検証を行ってれば、早期に発見できたと思われる。また、担当者の仕事内容を十分把握しておれば、要点を踏まえての管理監督が行えると考ええる。

なお、この指摘に關しては、適正な事務処理を図るため、貸付金一覽表及び事務処理マニュアルが作成され、年度内で措置がなされている。

(イ) 担当者の調定もれ、納入通知書未発行、督促のまれ等を見出す対策がとられておらず、担当者から上がった起案のみの処理となっている。

【指摘13】 上司の管理が不十分であり、改善が必要

公務員の職務倫理は職務を確実かつ公平に遂行する重要な要素であるとしても、過失あるいは不適正なる処理の発生を完全に防止するものではなく、また、緊張感を持って職務に臨むためにも、上司としての正當なる管理義務を果たすべく部下の職務の進捗状況を検証する対策が取られるべきと考える。

なお、この指摘に關しては、適正な事務処理を図るため、貸付金一覽表及び事務処理マニュアルが作成され、年度内で措置がなされている。

(ウ) 担当者が他の者が債権管理簿を見ることを嫌っていたなど、勤務態度に違和感を持っていたとあるが、判当でいた職務を減少させるという当面の対策に終わっている。

【意見29】 職務点検が不十分であり、メンタル管理も強化すべき

勤務態度に違和感を持っていたのであれば、職務点検を十分行うべきであつて、異動後において後任者が貸付金台帳の不備に気付くまで放置していたのは問題である。上司の部下のメンタル面での管理も不足しており、人事管理の問題である。

なお、この意見に關しては、適正な事務処理を図るため、貸付金一覽表及び事務処理マニュアルが作成され、年度内で措置がなされている。

(エ) 債権管理において、貸付金の全貌を把握する一覽表が作成されていない。前任の担当者までは、本多磨六博士奨学金奨学生台帳(氏名、奨学生番号、住所、電話番号、貸付金額を記入。)を作成し一覽管理をした上で、債権管理簿、誓約書、借用証書等の書類の種類毎にフアインリングしていたようであるが、担当者の提案で書類を貸与者毎にフアインリングすることに改められた。

書類を貸与者毎にフアインリングすることは、関連する書類を一体として見ることができるとはありこれ自体は否定されるものではないが、貸付金一覽表が作成されない状態ではフアインリング方法を変更したために、貸与者の全体把握が困難となり、事務の混乱につながったのではないかとと思われる。また、このことが、上司の全般的なコントロールを難しくした一因と考える。

【指摘14】 貸付金一覽表の作成と業務処理マニュアルの整備が必要

貸付金一覽表を作成するとともに、債権管理簿を一括管理すべきである。こうした基本的な業務手順が理解されないで業務が行われることを防ぐためには、業務処理マニュアルの整備が必要である。

なお、この指摘に關しては、適正な事務処理を図るため、貸付金一覽表及び事務処理マニュアルが作成され、年度内で措置がなされている。

【指摘15】 事務管理方法を変更する場合には、課内で十分検討すべき

また、従来の事務管理方法を改める場合は、変更によるメリットとデメリットを十分検討し、担当者のみならず担当課において管理レベルが向上するものであるのか十分検討した後で移行することが必要である。

なお、この指摘に關しては、今回の事件を踏まえ、課内の協議を経て、債権管理簿及び借用証書は簿冊管理を行い、年度内で措置がなされている。

(オ) 重要書類の保存期間の徹底

債権管理簿は永久保存とされ、支出負担協議書と支出命令書は5年保存とされているが、遵守されていない。書類は作成時には重復されるが、一旦作成されると日常業務で使用されない限りその存在が忘れがちなため、紛失又は廃棄されたとしても、気付かない。

【指摘16】 重要書類保存期間の理解の徹底と廃棄での複数人による確認作業が必要

重要書類保存期間の理解を徹底させるとともに、廃棄に際しては複数の人間が介入することによる確認手続きがなされることを必要と考える。

なお、この指摘に關しては、文書の廃棄は決裁を踏んで行うとの原則に立ち返り、適正な事務処理を図るため、貸付金一覽表及び事務処理マニュアルが作成され、年度内で措置がなされている。



②貸付金額の奨学生への通知

返還に先立ち納付通知書を奨学生に送っているが、借用証書の作成時に貸付金の返還予定表を作成していない。こうした場合には、奨学金返還に係る契約書を締結する際に、返還計画書を作成し交付するか、又は、返納通知書の送付時に前回残高、返還金額、請求前残高、今回請求額などの情報を通知しているかいずれかの作業を行っていれば、奨学生は返還残金額を自ら認識できたはずであるが、かかる作業を行っていないため、債権管理簿の復元に当たり、奨学生に残債権金額を確認しているが、十分な回答を得られない状況となっている。

今後のことを考えると、上記の作業を行うことが必要であり、奨学生に対するサービスの向上につながると考える。

③規定に関して

(ア) 返還基準、返還猶予、返還免除  
本多静六博士奨学金貸与条例の第12条は、「この条例施行について必要な事項は、知事が定める」と委任規定を定め、それを受けて、本多静六博士奨学金貸与条例施行規則を制定しているが、返還基準(第13条2項<sup>52)</sup>、返還猶予(第14条1項<sup>53)</sup>、返還免除(第15条<sup>54)</sup>の規定は具体的な取扱が示されていない。

【指播17】奨学金の返還免除に関し、具体的かつ明確な判断基準の作成  
施行規則は、条例を実施するために制定されたものであり、本多静六博士奨学金貸与条例の第11条(奨学金の返還免除)の「奨学生若しくは奨学生であった者が、第九条の規定による奨学金返還完了前に死亡したとき、又は知事が特別の理由があると認めたときは、貸与を受けた奨学金及び延滞利息の全部又は一部の返還を免除することができる。」を受けて、事務手続きを公正かつ明確に進めるものでなくてはならないと考える。かかる事務手続きを遂行するに当たっては、具体的な判断基準が明示される必要がある。

なお、この指播に関しては、平成20年9月1日付けで事務処理要綱が作成され、判断基準が明確となった。年度内で措置がなされている。

<sup>52</sup> 第13条2項 「前項の規定による返還が困難な特別な事情があると認めるときは、返還の期間を延長し、又は奨学金の全部若しくは一部について均等半年間以上の方法で返還させることができる。」

<sup>53</sup> 第14条1項 「疾病その他特別の理由により奨学金の返還の猶予を受けようとする者は、様式第八号の返還猶予願を知事に提出しなければならない。」

<sup>54</sup> 第15条 「奨学金及び延滞利息の全部又は一部の返還の免除を受けようとする者は、様式第九号の返還免除願を知事に提出しなければならない。」

④延滞債権の管理

平成19年度末で1年以上延滞している貸付金は、以下のとおりである。

	件数	金額
1年以上2年未満	29	2,828,000
2年以上3年未満	16	1,392,000
3年以上4年未満	4	288,000
4年以上5年未満	1	48,000
5年以上	4	192,000
合計	54	4,748,000

3 就農支援資金貸付金

(1) 貸付金の推移

就農支援資金貸付金の平成19年度を含む過去5年間の貸付実績と貸付残高は、次のとおりである。

年度	貸付額	返還額	未済額	免除額	残高
H14年					121,527
H15年	21,400	250	0	0	142,677
H16年	0	1,710	0	0	140,967
H17年	31,686	3,477	0	0	169,126
H18年	31,374	11,601	0	0	188,899
H19年	42,689	13,853	0	0	217,745

貸付金推移 (単位：千円)

(2) 制度の目的

就農支援資金は、一定の技術・経営能力を有し、将来、農業経営の担い手となることが期待される意欲的な就農者の「就農計画」を都道府県知事が「就農促進方針」に照らし認定し、当該就農者を貸付の対象とするものである。

下記の資金の種類のうち、就農研修資金と就農準備資金は、埼玉県青年農業者等育成センター(社団法人埼玉県農林公社)に設置、以下「育成センター」という。)経由で貸付が行われており、また就農施設等資金は、融資機関(農業協同組合等)以下「農協」という。)経由で貸付が行われている。

なお、本業務は、農林部の農業支援課が担当しており、「農業改良資金特別会計」の中

で、業務が行われている。

農業支援資金の内容

資金の種類	就農研修資金	就農準備資金	就農施設等資金
資金の内容	農業技術を習得するための研修に必要な資金	資格の取得、就農先の調査、住居の移転等就農にあつての準備に必要な資金	農業経営を開始する際の機材の購入、施設の設置等に必要な資金
青年の場合 (15才以上40才未満の者)			
貸付限度額	200万円	3700万円	
償還(据置)期間	12(4)年以内 (貸付利率200年以内)	12(4)年以内 (貸付利率200年以内)	12(5)年以内
中高生の場合 (40才以上55才未満、知事特認で65才未満まで可)			
貸付限度額	200万円	2700万円	
償還(据置)期間	7(2)年以内 (貸付利率12(5)年以内)	7(2)年以内 (貸付利率12(5)年以内)	12(5)年以内

(3) 監査に当たり参照した根拠法令等

- ・青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の施行について
- ・青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の運用について
- ・就業支援資金国の貸付金貸付等要領
- ・埼玉県就業支援資金貸付金貸付等要領

(4) 制度の仕組み

①貸付対象

県が、農業改良資金特別会計の中で、下記の機関に必要な資金を貸し付け、これらの機関が対象者に対し就業支援資金として貸付を行う。

- ・育成センター経由の貸付金  
育成センターを通して行う貸付金である。  
対象者は15歳以上55歳未満(知事特認で65歳未満まで可)
- ・農協経由の貸付金  
融資機関の農協を通して行う貸付金である。  
対象者は15歳以上55歳未満(知事特認で65歳未満まで可)

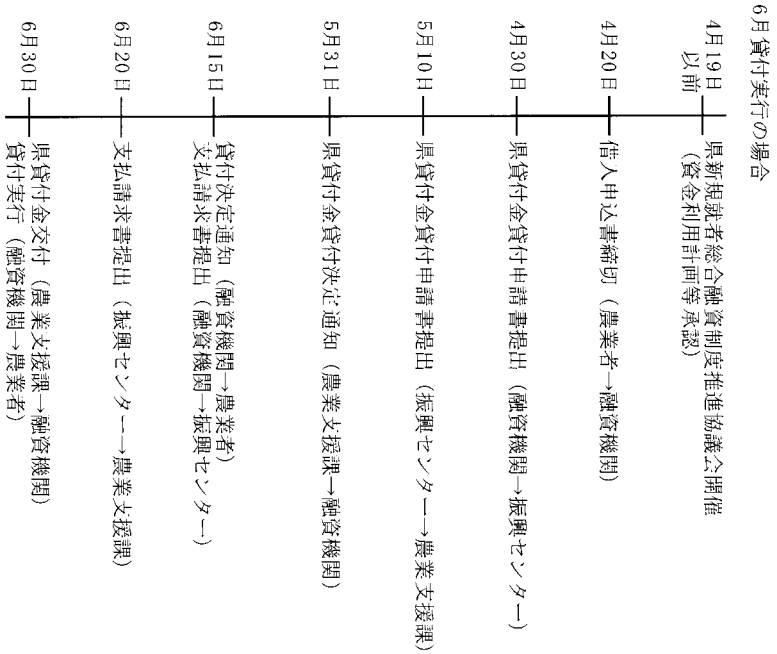
②貸付条件

県が農協に貸し付ける場合の貸付条件については、農協が県の貸付金を原資として認定就農者に貸し付ける就業支援資金の償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日とそれぞれ同一条件となる。  
資金の内容としては、就業施設等資金である。

③業務のフロー図

貸付の申請～貸付の決定～貸付実行までの業務フロー図は、以下のとおりである。

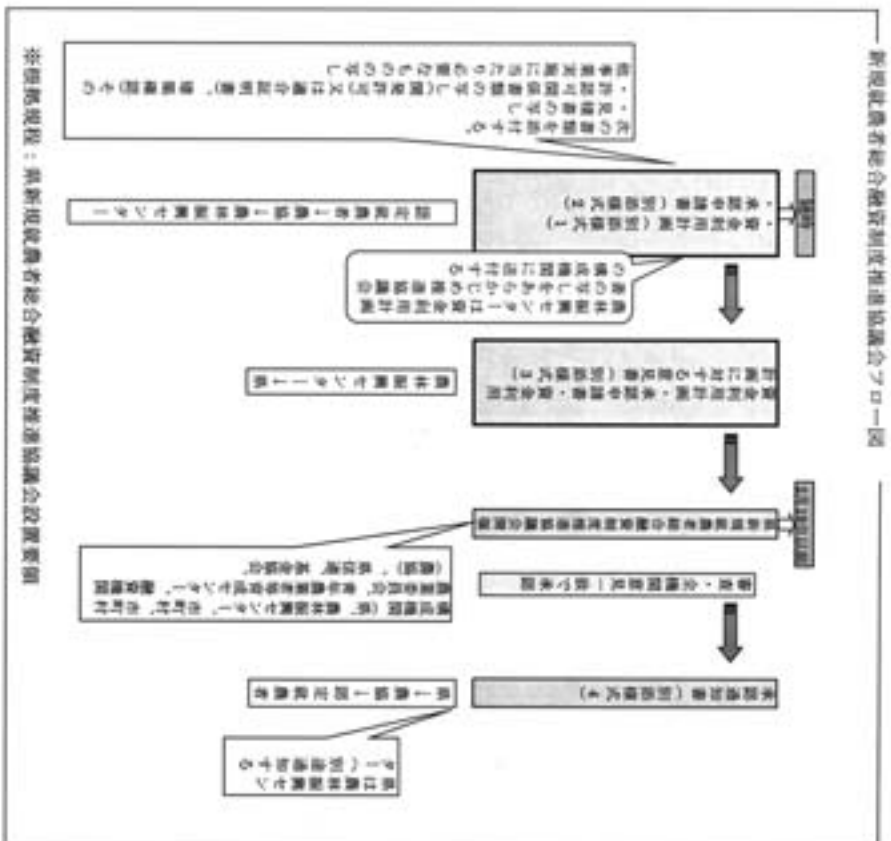
就農施設等資金フロー図



図中の(4月19日以前)埼玉県新規就農者総合融資制度推進協議会(以下「推進協議会」という。)の業務フロー図は次図のとおりである。

この推進協議会は、認定就農者が作成する資金利用計画について、それが、認定就農計画に即したものであること及びそれが認定就農計画の達成に必要なものであり、かつ、それに基づき融資の実行によって認定就農計画の達成が確実と見込まれるかどうかを審査する。

新規就農者総合融資制度推進協議会フロー図



(育成センターを通して行う融資について)

業務フロー図は特に作成していないが、県から融通された資金を育成センターの職員2名が、「社団法人埼玉県農林公社就農支援資金貸付業務方法書」と「就農支援資金の手続き1～31」に従って、融資を実施している。

(5) 業務の状況

①新規貸付

県から育成センターへの貸付金については、過去10年間(平成10年度以降)の融資実績はなく、予算も計上されていない。平成19年度末現在の融資額残高は81,552千円である。

また、農協を通じての貸付は、平成18年から始められており、予算の範囲内で行わ

れている。

	新規種子貸額		貸付件数(件)		貸付額		貸付残高	
	農協	センター	農協	センター	農協	センター	農協	センター
H10年	—	0	—	0	—	0	—	98,850
H11年	—	0	—	0	—	0	—	98,850
H12年	—	0	—	0	—	0	—	98,850
H13年	60,000	0	3	0	16,583	0	16,583	98,850
H14年	60,000	0	1	0	6,140	0	22,677	98,850
H15年	60,000	0	1	0	21,400	0	43,827	98,850
H16年	40,451	0	0	0	0	0	42,117	98,850
H17年	59,636	0	3	0	31,636	0	71,436	97,690
H18年	32,526	0	2	0	31,374	0	98,353	90,546
H19年	60,000	0	4	0	42,699	0	136,193	81,552
計	—	—	14	0	149,832	0	—	—

(単位：千円)

育成センターから過去10年間(平成10年度以降)の認定就農者に対する貸付金の推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	件数	貸付額
H10年	28	17,900
H11年	29	18,200
H12年	12	7,700
H13年	7	4,800
H14年	1	600
H15年	4	2,800
H16年	3	2,100
H17年	2	2,350
H18年	3	3,400
H19年	2	2,250
合計	91	62,100

## ②貸付金回収

①で述べたように、県から育成センターへの貸付実績は平成10年度以降の各年度に

はなく、平成17年度以降育成センターから県へ貸付金の償還が開始されたことに伴い、残高自体が減少傾向にある。

なお、育成センターの認定就農者からの回収業務は、前述の「社団法人埼玉県農林公社就農支援資金貸付業務方法書」等に則り、適正に処理されている。

## ③貸付先に対する管理

県の貸付先に対する管理については、「埼玉県就農支援資金貸付金貸付等要領」に定められた方法によっている。特に、同要領の「第3 貸付条件等 8 県からの指示」の中で以下のとおりの規定を置いている。即ち、育成センターは、県貸付金の交付を受けた年度の9月30日現在の貸付事業の遂行事業を、翌月の15日までに知事に報告しなければならない。

また、育成センター及び農協は、貸付業務を行った場合、前者は、貸付を行った年度の翌年度の6月20日までに、後者は、認定就農者からの就農支援資金借受事業実施報告書及び就農支援資金手帳の受理後速やかに、就農支援資金貸付業務実績報告書を知事に提出しなければならない。

知事が、債権の保全管理上必要があると認めて、貸付金に関する帳簿書類等の提出を要求したときは、提出しなければならない。

他方、育成センターは、認定就農者への貸付金の回収については埼玉県信用農業協同組合連合会(以下「県信連」という。)に業務委託している。

## ④延滞債権の管理

### (ア) 回収と実績

就農支援資金貸付については、農協に対するもの、育成センターに対するものともに、現在までのところ延滞しているものはない。

また、平成19年度末で育成センターの認定就農者に対する貸付金で延滞しているものが3件636千円であった。うち2件240千円については、平成20年度に回収済みである。残り1件396千円については、条件変更によって対応している。

育成センターの担当者によれば、延滞債権に対しては、延滞発生時に即時に対応するように努めているとのことである。

### 【指摘18】育成センター及び融資機関(農協)に関する財務情報入手すべき

就農支援資金貸付金について、育成センター及び融資機関(農協)に関する財務情報を得ることを制度化すべきである。

即ち、県は貸付金の管理として、転借者である認定就農者の情報とともに、県の直接の債務者が育成センター及び農協である以上、それらの財政状況・業績を把握するために、決算等の財務情報を当然把握しておくべきである。

現在、何らかの形で、当然かかる情報を入手しているであろうが、これを規則等で定めておくことが必要ではないかと考える。

## 4 農業改良資金貸付金

## (1) 貸付金の推移

農業改良資金貸付金の平成19年度を含む過去5年間の貸付実績と貸付残高は、次のとおりである。

(単位：千円)

年度	年度貸付額	年度返還額	免除金額	貸付金残高	収入未済額	償権の総額
H15年	0	296,245	0	855,256	20,516	875,772
H16年	23,810	200,645	0	677,007	21,930	698,937
H17年	13,270	167,607	0	524,629	19,971	544,600
H18年	16,935	141,025	0	399,212	21,298	420,510
H19年	16,260	122,872	0	290,130	23,768	313,898

## (2) 制度の目的

農業改良資金貸付制度は、昭和31年に制定された農業改良資金助成法に基づき、国の助成の下に都道府県に造成された貸付財源をもって農業者等(当該資金の貸付を行う融資機関に対する貸付を含む。)に無利子の資金を貸し付ける制度である。

県は、農業の担い手が農業経営の改善を目的として創意と自主性を活かしつつ、農畜産物の加工を始めたり、新作物に取り組む場合、あるいは新技術を導入する場合等、高リスク農業にチャレンジすることを支援するために、特別会計(農業改良資金特別会計)を設けて資金の貸付を行っている。

なお、本業務は、農林部の農業支援課が担当している。

## (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

- ・農業改良資金助成法
- ・農業改良資金助成法施行令
- ・農業改良資金助成法施行規則
- ・埼玉県農業経営改善関係資金基本要綱
- ・埼玉県農業改良資金貸付規則
- ・埼玉県農業改良資金事務処理要領

## (4) 制度の仕組

## ①貸付対象

- (ア) 認定農業者
- (イ) 認定就農者

- (ウ) 主業農業経営の経営者
- (エ) 経営主以外の農業者で家族経営協定を結んでいる農業者
- (オ) 集落営農組織等
- (カ) エコファーマー

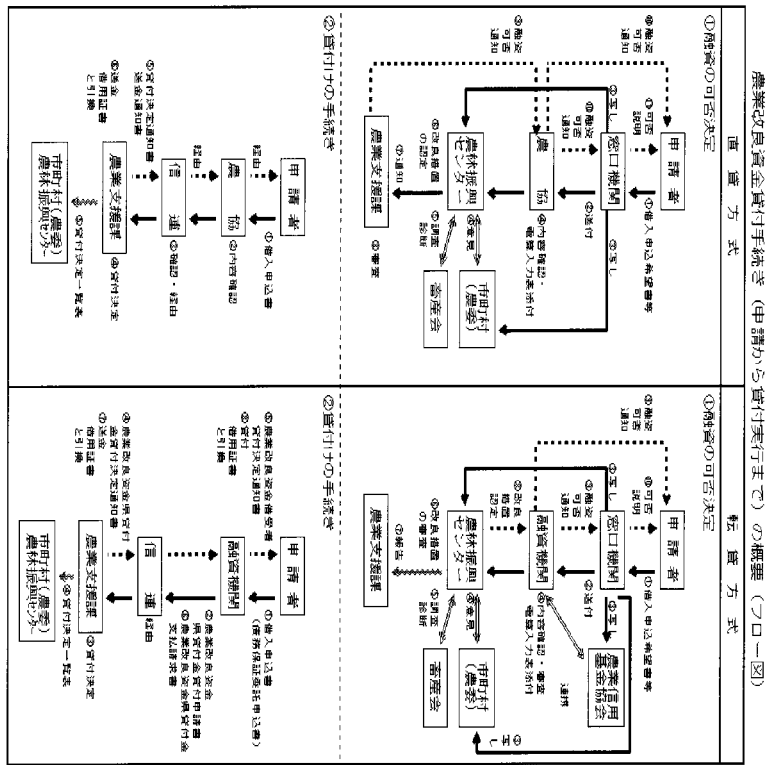
## ②貸付条件

貸付の限度額は、農業者1,800万円、法人又は農業者の組織する団体は5,000万円である。なお、認定農業者の融資率は100%、それ以外の者の融資額については、当該農業改良措置の導入に必要な経費の額の8割相当する額と上記の額を比較し、低い方の額とする。

償還期間は、10年以内(特定地域に住んでいる者、エコファーマー及び就農計画の認定を受けた農業者等については12年以内)

据置期間は3年以内(特定地域に住んでいるもの、就農計画の認定を受けた農業者等については5年以内)  
利率は無利子である。

③業務のフロー



【指摘19】融資の可否決定と貸付の手続き以外にも業務フロー図の作成と業務フロー図は、融資の可否決定と貸付の手続きにのみ作成されており、債権管理及び回収業務等については作成されていない。融資の可否決定と貸付の手続き以外、「埼玉県農業改良資金事務処理要領」の規定に従って行っている。しかしながら、業務フロー図を作成することによって、業務内容を視覚化でき、事務処理要領等の文章よりも業務内容を早く把握できる、そして大きな組織の場合、業務の非効率な箇所を発見し改善することができるというメリットがある。また、個々の担当者にとっても自己の業務の改善につながり、さらに、担当者の交代

あるいは病欠等の不測の事態が発生した場合にも即時の対応ができるようになる。したがって、融資の可否決定と貸付の手続き以外の業務についても業務フロー図を作成すべきである。

(5) 業務の状況

①新規貸付

下記の表のとおり、平成14年度までは、農業者に県が直接に貸付を行っていたが(直貸)、平成14年5月29日の法改正により、そのような方法に加え、県が農協等融資機関を通じ農業者に貸付を行う融資機関転貸が行えるようになった。県では、平成15年度から融資機関転貸に移行しており、直貸で新規貸付は行っていない。

なお、県では当貸付事業の取扱いの詳細について、「埼玉県農業改良資金事務処理要領」を定めて、貸付の条件、貸付資格の認定、農業改良資金の内容、貸付事務処理等を定めている。

	新規貸付実績		貸付件数(件)		貸付額		年度末貸付残高	
	農協	農業者	農協	農業者	農協	農業者	農協	農業者
H10年	—	350,000	—	35	248,780	—	2,549,471	—
H11年	—	400,000	—	26	306,923	—	2,233,343	—
H12年	—	187,000	—	9	92,129	—	1,814,020	—
H13年	—	180,000	—	6	62,018	—	1,515,828	—
H14年	30,000	40,000	1	2	5,128	25,000	5,128	1,166,589
H15年	28,000	0	0	0	0	0	4,212	871,560
H16年	60,000	0	0	3	23,810	0	27,320	671,617
H17年	64,200	0	3	0	13,270	0	37,886	508,714
H18年	54,115	0	2	0	16,935	0	50,870	389,640
H19年	56,260	0	6	0	16,260	0	62,615	251,283
計	—	—	15	78	75,403	734,850	—	—

(単位：千円)

②貸付金回収

債権の回収については、「埼玉県農業改良資金事務処理要領」の中に、「第7 償還の事務処理」を設け、これに則って回収に努めている。

③貸付先に対する管理

「埼玉県農業改良資金事務処理要領」第6 事業実施の事務処理の項では、借受者が事業を実施する期間・報告及び確認の手続き等について定めている。これによると、借受者は、原則として、貸付決定後速やかに事業に着手し、貸付決定通知書受領後3か月以内に完了しなければならない。これは事業効果の発現時期の早期化及び資金の効果的利用の観点からである。

また、借受者は貸付に係る事業実施後30日以内に事業実施報告書を直貸方式の場合は農林振興センター(農協経由)に、転貸方式の場合は融資機関に提出する必要がある。



る。

さらに、事業実施報告書等の提出を受けた融資機関は、農林振興センターと共同して(直貸方式)、同様に農林振興センターが受けた場合、農協と共同して(直貸方式)、速やかにその内容の審査と現地調査を行わなければならない。

そして、現地調査の結果が適正である場合、融資機関は、知事に農業改良資金県貸付金事業実施報告書を農林振興センター経由で報告する。

なお、農林振興センターは、現地調査の結果を農業改良資金事業実施状況確認調査報告書(直貸方式を含む。)に取りまとめ、事業年度の翌年度8月末日までに農業支援課に提出する必要がある。

ただし、不適正な状況が認められた場合、農林振興センターが農業支援課に報告し、必要な措置がとられることになる。

新規の貸付があった場合、農林振興センターが農業改良資金台帳を作成し、償還が完了するまで保管する。

#### ④延滞債権の管理

直貸方式による貸付については、平成19年末において、下記表のような延滞が発生している。

		(単位 千円)	
	件数	金額	
1年以上～2年未満	6	6,307	
2年以上～3年未満	1	2,300	
3年以上～4年未満	2	6,049	
4年以上～5年未満	1	2,300	
5年以上	1	228	
計	11	17,184	

直貸方式による貸付について、延滞が発生した場合には、埼玉県信用農業協同組合連合会が直ちに適切な償還指導を農業者に行うとともに、県に対して延滞状況報告書によって延滞発生後15日以内に報告する。

次いで、県は延滞発生後30日を経過してもなお納入されないものについて、県信連・農協経由で督促状を発行する。なお、償還されないときは、現地督促及び調査を行う。

その結果、償還が著しく困難であると県が認めるときは、延滞した償還金に係る償還計画の樹立を指導し、納入を図っていくことになる。

以上は、「埼玉県農業改良資金事務処理要領」の「第7 償還の事務処理 1 直貸方式の場合 (1) 約定償還の手続き イ 延滞の処理」に定められている。

#### (6) 回収と実績

前記の滞留債権の表にある延滞者は、いずれも農業を続け分割で返済を行っている。返済する意思もあり、回収の可能性はあるものと判断される。

過去10年間不納欠損処分の対象となるものはなく、不納欠損処分は行っていない。

#### (7) 債権の督促

督促等の手続き督促の手続きについては、前述したとおりである。

## 5 (社) 埼玉農林公社貸付金

農林公社への貸付金は、以下の4種類が存在する。

- (1) 分収林事業に対するもの(長期貸付)
- (2) 農林公社の経営安定のための運転資金貸付(単年度貸付)
- (3) 就農支援資金貸付(長期貸付・農業改良資金特別会計の一部)
- (4) 農地保有の合理化を促進するための貸付金(単年度貸付)

以下、それぞれの貸付金について述べる。

## 5-1 分収林事業貸付金

## (1) 貸付金の推移

県が実施している分収林事業貸付金の、平成19年度を含む過去5年間の貸付実績と貸付残高は、次のとおりである。

年度等	残高	新規貸付	新規貸付利率
H15年	4,594,203	316,200	1.1%
H16年	4,899,403	305,200	1.1%
H17年	5,195,257	295,854	1.1%
H18年	5,476,405	281,148	1.1%
H19年(①)	5,737,148	260,743	0.0%
H19年度末未払利息(②)	1,366,981		
①+②	7,104,129		

(単位：千円)

## (2) 制度の目的

この制度は、公的な森林整備の担い手である農林公社の分収林事業に必要な資金を貸し付けることによって、農林公社の育成期長と円滑な運営を図り、農山村の振興に寄与することを目的とする。ここで、最初に分収林につき説明を加える。

## ①分収林の仕組み(分収造林及び分収育林)

分収造林は、土地所有者が経営できない森林を農林公社が造林者となり、植栽・保

管理を行い、伐採時の収益を分け合うものである。なお、造林・保育に必要な費用は農林公社が立替負担し、土地の公租公課は土地所有者が負担する。

平成15年度までの分収方法は、分収林の収益(売上)を「農林公社：所有者」が「60:40」又は「75:25」で分ける方法であった。現在の分収方法は、伐採時に得た収益から農林公社が立替負担した事業資金を差し引いたものを「60:40」で分収(純収益分収方式)するもので、分収林の経営リスクを軽減するために農林公社が全国に先駆けて導入した。なお、契約面積は平成20年3月31日現在で4,024haである。

## 分収造林の分収率

契約年度	分収割合 農林公社：所有者
S59年～H8年	[60:40]
H9年～H15年	[75:25]
H16年以降	純収益分収 [60:40]

分収育林は、土地所有者が植栽した後のある程度年数が経過したスギ・ヒノキの入林(林齢がスギ30年生以下・ヒノキ35年生以下)について農林公社が造林者となり、所有者に代わって間伐等の保育管理を行い、伐採時の収益を分け合うものである。分収率は、契約時の森林の状況が契約ごとに異なるため、契約ごとに決定している。なお、契約面積は平成20年3月31日現在で338haである。

## ②分収林事業の契約期間

契約期間は、対象森林の林齢が50年生に達するまでの期間となっている。

## ③分収林事業の農林公社の会計処理方法

分収林事業にかかると費用は、分収森林勘定として資産計上されている。(平成20年3月31日現在で、帳簿価額17,060百万円)。分収森林勘定については、借入金利息をその取得原価に算入する方法を採用している。分収森林勘定に算入された借入金利息の累計額は約5,496百万円であり、分収森林勘定の約3分の1が借入金利息となっている。(「第7(社) 埼玉農林公社における貸付金の状況」の「3財政状態」を参照。)

## 【意見30】維持コストと借入利息の取得原価への算入仕様の検討を

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づく総務省告示」によって、県が

分収林の現在価値を DCF (ディズカウント・キャッシュ・フロー) 法によって算定したところ、現在の価値は 8,026 百万円となった。つまり、農林公社の現在の貸借対照表上の金額 (17,060 百万円) の 2 分の 1 以下である。

このことは、現状の会計処理として、借入金利を取得原価へ算入していることが大きく影響している。一般事業会社における棚卸資産会計では、時価が貸借対照表価額より大きく下回る場合には、これまで貸借対照表価額を時価まで強制評価減することになっていたが、今では低価法が採用されている。

一般事業会社のやり方を農林公社にそのまま当てはめることはできないとしても、この会計処理によって、農林公社の含み損が将来的に顕在化する可能性を抱えていることを認識するべきである。

一つの対応方法として、分収林事業の成果を将来確実に土地所有者に収益を分配できるか不確実な状況下においては、時価が貸借対照表価額を上回る状況になるまでは、分収林事業費用及び借入金利息の取得原価への算入を見送ることを提案する。

また、県の過年度の借入金の無利子化 (「(5) 業務の状況 ②貸付金回収」以下で述べる。) も、そのためには不可欠なことであり、検討していただきたい。

#### 【意見 3 1】 森林の公益的機能に着目した新たな収入の確保の検討を

一方で、日本学術会議会長答申 (平成 13 年) による方法で、県が算定した県の森林全体 (12 万 ha) の公益的機能評価額は、年間 457,200 百万円である。

■県の森林全体の公益機能評価額 (単位: 百万円)

公益的機能の種類	評価額
水源かん養機能	205,100
土砂流出・崩壊防止機能	122,000
保健休養機能	83,200
野生鳥獣保護機能	18,500
大気保全機能	5,700
化石燃料代替	22,700
計	457,200

これを基に、農林公社が管理する社営林 (林地面積 3,114ha) の評価額を算定すると、年間およそ 11,700 百万円となる。むしろこれらの森林の持つ公益的機能は、森林が適切に管理されないと発揮することができない。農林公社による社営林の適切な管理が一層期待されることである。

また、森林の適切な管理の原資として、森林の二酸化炭素吸収機能に着目したカーボン・オフセット制度の導入等により、企業等から新たな資金を獲得する道も探究すべきと考える。

#### ④現場における状況

ここで、分収林事業の行く末に関して、農林公社における森林管理の実態を、農林公社森林局の職員からの聞き取りにより実施した。分収林事業における収益性の確保 (貸付金の回収) には良材を生産し、高価格での販売が不可欠であるが、それには、社営林の適切な管理とともに職場環境の改善も図られなければならない。今回、その観点から実態解明を図るために職員から現状の聴取を行い、要約した内容が以下のとおりである。聴取した限りにおいては、耳を傾け改善すべき事項が多いと思われる。

- 『近年、分収林事業の借入金や採算性の問題が新聞等でセンセーション的に取り上げられている。農林公社では、より一層の経営改善を進めていく中で一般県民に森林・林業を理解してもらうために、「企業・団体の森づくり」等、新たな取り組みを実施している。しかし、職員の負担が増加し、休日出勤の回数も多くなっている。今後更なる経営改善を図るためには、一層のコスト削減に努めるのはもちろんであるが、人員の確保が必要である。また、低コスト造林の推進には今以上に現地での精査が必要となり、社営林及び県営林委託面積合計約 12,000ha を職員 12 名で管理するのは困難になりつつある。』
- 『農林公社事業の主な請負者である森林組合において、近年、職歴の長い職員が退職している。そのため、森林組合には社営林の場所や境界を熟知している職員が少なくなっており、農林公社職員が現場案内などを行う事が多くなっている。』
- 『以前の分収林は、県内の見本林とも言えるような山が多かった。しかし現在は、低コスト施業の弊害として、一部に十分な管理を行うことができない山があり、林内が狭く下草も生えていないような山や、ツルや竹が侵入している山、枯れ枝がいついたままのヒノキ林などが見受けられる。将来、立木を販売する時に材価に影響がでる可能性が懸念されるだけでなく、土地所有者には、「農林公社に貸してあるのだから、農林公社が適切に手入れをしてくれる」という認識から、「最近、手入れが悪い」という苦情が一部出ている。』
- 『予算削減のおり、「一律何%カット」というような手法では、施業基準に沿った必要な施業が行き届かない場所も生じており支障をきたしている。』
- 『林野火災等の自然災害は、時と場所を選ばず発生し、しかも長期間にわたることが多いため、その対応は体力的、精神的にハードな作業である。また近年、新規採用をしていないことから、職員の平均年齢が年々上昇し体力的に厳しい状況にある。管理技術を継承しているためには、職員の年齢構成の適正化を図り、計画的な職員採用が必要であると痛感している。』
- 『適正な森林の管理を通じて、県内の森林・林業の振興に貢献してきたと自負しているが、他県では林業公社の廃止、県では公社等の改革・あり方が検討される中で、身分の保障等、将来への不安を覚える。』
- 『社営林の現地調査を、一人で実施することがあるが、近年はクワの日撃情報もあり、また、落石、倒木、消音などの事故にあうことも否定できない。安全面からも複数職員による調査の実施が可能となるような人員の確保が必要である。』

【意見3.2】分収林事業の必要性・方向性の明確化と組織力の充実が必要

農林公社の職員の一部から『農林公社の存廃がとりざたされ、将来への不安を感じる』との声がある中、予算一律カットという手法では、職員のモチベーションは下がるばかりか、山が荒れ良質な木材を確保する上で問題が生じている。加えて職場では、他の仕事の増加に翻弄されていて、本来のプロの仕事が十分に行えていない焦りや苛立ちの様子も窺える。

以上の現状を踏まえて、土地所有者からの負担に添えていくためには、農林公社の存在意義と分収林事業の必要性及び、今後どのように分収林の管理を行っていくのか、その方向性を整理し、明確にしていくことが必要と考える。

また、農林公社は、「森林・林業のプロ集団」として森林の保全を図るとともに良材を供給していく」使命のもと、分収林事業の効率化を図り、長期間の事業に耐え抜く組織力をつけていくべきである。そのためには、森林・林業に精通し専門性を持った後継職員の確保が必要となるが、そのことは新たな費用負担が生じる。管理コストの増加を避けるために、長期的な計画に基づき「増加人件費＜削減施業コスト」を守っていく必要がある。

これらは、実際に奥秩父で森林の状況を見て、手入れ不足と思われる山も散見され、一刻の猶予もないと痛切に感じたことである。

(3) 監査に当たり参照した根拠法令等

- ・ 社団法人埼玉県農林公社貸付金貸付要綱

(4) 制度の仕組

- ①貸付対象 農林公社

②貸付条件

種類	利率	償還期限	据置期間	償還の方法
事業貸付金	無利子	50年以内	45年以内	据置期間満了の日から元金年賦償還
運用貸付金	無利子	1年以内	-	毎年度償還

無利子になったのは平成19年度からであり、利率の推移は以下のようになっている。

年 度	利 率
S59年～H7年	3.5%
H8年	3.0%
H9年	2.6%
H10年～H18年	1.1%
H19年～	0.0%

平成19年度から無利子になった理由(県からの回答)は、以下の(ア)から(ウ)の通りである。

(ア) 厳しい経営状況

木材価格がピーク時の約3分の1に下落し、農林公社は経営改善に努めてきたが、分収林事業は投資資金の回収に長期の年月を要することから、借入金の利息が大きな負担となるなど厳しい経営環境におかれている。

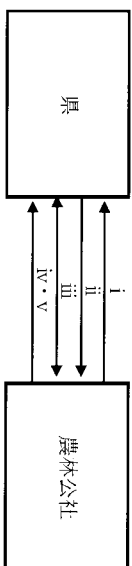
(イ) 新たな地方財政措置

総務省と林野庁が協力し、都道府県による公社への支援に対して地方財政措置が平成18年7月に新設された。県が農林公社に対し、公庫等からの借入金への利子補給をした場合や無利子資金を貸し付けた場合に特別交付税が交付される。この支援を受け、平成19年度から新規貸付金の無利子化を実施している。

(ウ) 他県の動向

林業公社のある38都府県のうち、31都府県で無利子化が実施されている。

③業務のフロー



i: 農林公社貸付金申請書(様式第1号)を知事に提出する。

ii: 知事は申請書を審査し適当であると認める場合には、貸付を決定し(様式第2号)、その旨を農林公社に対して通知する。

iii: 知事と農林公社の間で、農林公社貸付金貸付契約(様式第3号)をする。

iv: 農林公社に事業計画の重要な変更を行う必要が生じた場合には、知事に対して、農林公社貸

付金変更承認申請書(様式第4号)を提出し、承認を受ける。  
 ④農林公社は事業を完了したときは、翌年の3月31日までに農林公社貸付金実態報告書(様式第5号)を好事に提出する。

## (5) 業務の状況

## ①新規貸付

新規貸付の状況は、以下のとおりである。

(単位：千円)

年 度	単年度借入増	借入累計
H10年	393,300	2,897,203
H11年	351,200	3,248,403
H12年	355,900	3,604,303
H13年	351,600	3,955,903
H14年	322,100	4,278,003
H15年	316,200	4,594,203
H16年	305,200	4,899,403
H17年	295,854	5,195,257
H18年	281,148	5,476,405
H19年	260,743	5,737,148
	未収利息	1,366,981
	H19年度末貸付金残高	7,104,129

## ②貸付金回収

利息も含めた据置期間が45年間のため、回収はゼロである。回収は平成31年度から始まる。前述したように平成19年度からの貸付金は無利子になっているが、過年度の貸付金は有利子であり、今後利息は約定償還が始まる平成42年度まで毎年114,856千円発生し、その後減少していく。

## 【意見3.3】過年度貸付金に対する利息軽減の検討を

平成19年度から分収林事業貸付金の新規分は無利子となったが、平成18年度以前の既往分は有利子(「(4)制度の仕組②貸付条件」を参照)であり、前述したように農林公社には重い負担となっている。新規分を無利子にした趣旨を反映し、既往分の無利子化を図るなどの利息軽減を検討すべきである。

## ③貸付先に対する管理

毎年度事業報告書の提出を受け、事業状況を把握している。

## ④延滞償権の管理

据置期間が45年間で回収が始まっているため、省略する。

## 【意見3.4】伐採時期に合わせた償還が可能となるよう検討を

ここでの事業貸付金は、具体的には森林整備事業に係る貸付金をい、分収林関係事業費から日本政策金融公庫(旧農林漁業金融公庫)借入金及び補助金を差し引いた不足額を貸し付けるものとされている。ここで懸念されることは、分収造林事業は山林土地所有者との間で契約期間50年を経て植林して育てた木を伐採販売した後に土地を返還することになっており、据置期間が45年であるので、伐採以前に償還が始まり、資金が不足する可能性がある。本格的伐採が開始されるまでには20数年間あるわけであり、直ちに据置期間の見直しには至らないと考えるが、検討しなければならない課題ではある。

## ⑤農林公社の県以外からの借入金の状況

(単位：千円)

年度	期首残高	新規借入等	返済等	期末残高	純増
H15年	9,343,343	383,829	349,226	9,377,946	34,603
H16年	9,377,946	288,325	269,111	9,397,160	19,214
H17年	9,397,160	501,137	470,675	9,427,622	30,462
H18年	9,427,622	1,062,392	1,047,984	9,442,030	14,408
H19年	9,442,030	3,569,627	3,552,634	9,459,023	16,993

分収林事業の実施に伴い、県以外にも日本政策金融公庫(旧 農林漁業金融公庫)から借入を行っている。日本政策金融公庫からの借入は県が損失補償しているため、農林公社が返済不能となった場合には、最終的に県が負担することになる。そのため、分収森林に関する農林公社の借入金は県単体で議論することはできない。2つの借入を合計すると、16,563百万円となり、ほぼ農林公社の貸借対照表に計上されている「分収森林」勘定(17,060百万円)と同じ額になる。

昭和33年の分収林特別措置法制定を契機に、全国に林業公社が設立され、国家事業として分収林事業が行われてきた。他県においても農林公社と同様の団体が存在し、同様の貸付を行っている。しかし、このままでは借入金の残高が増え続け、さらに木材の価格下落による影響で、県に対して返済が出来ないおそれがあり、また、日本政策金融公庫に対する県の損失補償が生じる可能性がある(以下の「⑥農林公社のシミュレーションに対する検討」にて検証している)。

なお、他県の状況であるが、滋賀県では「滋賀県造林公社」及び「びわ湖造林公社」



が特定調停の申立てにより調停中であり、岩手県と大分県は、「岩手県林業公社」と「大分県林業公社」をそれぞれ、平成19年5月31日と平成19年8月31日に解散し、分収林を県営林として県が管理を行っている。また、神奈川県「かながわ森林づくり公社」(平成22年度前半に解散予定)も、同様の権限である。

⑥農林公社のシミュレーションに対する検討

この貸付金の回収可能性が、検討すべき課題である。  
この点に関して、平成18年度の包括外部監査人が監査テーマ2において、「森林整備事業に係る財務執行について」と題して、分収林事業の収益性について述べている。以下に平成18年度の報告書を抜粋する。

		シミュレーションのまとめ				
		当初	①	②	③	④
前提条件	丸太価格 (円/m <sup>3</sup> )	30,400	41,085	24,583	24,583	36,950
	県借入金 利息(%)	1.10%	1.10%	1.10%	0.00%	0.00%
H75年度末 借入金残高	収入額累計 (百万円)	22,977	29,727	19,303	19,303	27,115
	総借入残高(注) (百万円)	7,081	0	10,943	7,811	0
	再借入に関する 支払利息 (百万円)	525	0	1,264	0	0

(注) 未払利息を含む

本報告書では、県が平成18年度以降の貸付金利息をゼロとして、貸付金を回収できる丸太価格(スギとヒノキの加重平均)は36,950円/m<sup>3</sup>(現在24,853円/m<sup>3</sup>)であり、木材価格の急騰も望めないことから、作業効率の改善が必要不可欠としている。そして、現在の丸太価格と施業コストのままでは、1m<sup>3</sup>当たりの搬出費用4,000円を達成しないとDCF(ディディスカウント・キャッシュ・フロー)はプラスにならないこととしている。

これに對して、農林公社は独自に長期シミュレーションを行っている。このシミュレーション

によれば、農林公社は平成75年度の主伐終了時に4億1千万円の黒字となり、借入金の返済が終了としている。その試算内容を以下で検討する。  
このシミュレーションは、以下の(ア)～(ウ)を前提としているため、この前提についてまず検討する。

(ア) 木材価格を過去8年間の平均としている。

木材価格は下げ止まってきたものの、8年前の価格は現在の価格の1.5倍以上である。これら過去8年間の価格を平均することによって算定された平均価格は、現在の価格の約1.2倍になっている。今後は全国的に分収林の伐採時期が重なることから、木材価格は下落するおそれがある。

(イ) 搬出経費の削減を前提としている

1m<sup>3</sup>当たりの搬出経費を5,000円としてシミュレーションしている。これは、作業道の整備等が完了した場合には達成される水準と考えられる。今後、35年生以上に行う収入間伐の実施に伴い、作業道の整備を順次進める予定とのことである。この整備が順調に進むかが焦点である。なお、作業道の整備費用は、1m<sup>3</sup>当たり1,000円から3,000円である。

(ウ) 分収造林契約の変更を前提としている

過去の契約実績は、以下のとおりである。

契約年度	分収割合		既契約		シミュレーションでの数値	
	(公社：所有者)	件数	面積	件数	面積	
S59年～H8年	60:40	1,228件	2,278 ha	—	228 ha	
H19年～H15年	75:25	149件	444 ha	—	2,494 ha	
H16年以降	純収益分収60:40	11件	44 ha	—	565 ha	

既契約の「農林公社：所有者」の分収割合を、「60:40」から「75:25」に2,050ha行うことが前提となっている。  
なお、過去の分収造林契約変更実績は、以下のとおりである。



年度	件数	面積 (ha)
H14年	2	22
H15年	0	0
H16年	7	159
H17年	17	65
H18年	24	38
H19年	41	50
計	91	334

平成20年度以降は年間80ha契約変更を実施する計画であり、この契約変更が順調に進むのが焦点である。

【意見35】分収造林契約の変更を進めるとともに、より一層のコスト削減を前述した3つの前提が成立した場合に、貸付金の回収が可能となるシミュレーションであるが、前提が成立しなければ、木材価格が上昇しない限りは回収不可能になってしまう。平成75年度の主伐終了時まで半世紀の時間があり、貸付金の回収に対し軽々な判断はできないが、前述した検討が示すように、達成するためのハードルは相当高い。木材価格の上昇を過度に期待するのではなく、分収造林契約の変更を計画的に推進するとともに、施業コストや搬出経費を削減するなど、より一層コスト削減を図ることが必要である。

【意見36】ヒノキの新たな用途開発により収益の確保を日本全国で分収林事業が行われており、一斉に伐採が行われた場合、木材価格の下落も懸念される。農林公社の分収林はヒノキの割合が93%と、全国的にも高いという特色がある。そこで、県と農林公社が連携してヒノキの特性を活かし、建築用材としての付加価値を一層高めるほか、新たな用途開発を試験研究機関等の協力を得て進めてみてはどうであるうか。そのためには新たな財源が必要になるが、県の広報紙やホームページ等で新たな寄付を募ることや、「彩の国みどりの基金」等からある程度の研究開発予算を確保することも視野に入れてみてはどうかであるうか。

5-2 運用貸付金

(1) 貸付金の推移

平成19年度を含む過去5年間の貸付実績と貸付残高は、次のとおりである。

(単位：千円)

年度	残高	新規貸付
H15年	0	70,000
H16年	0	70,000
H17年	0	70,000
H18年	0	70,000
H19年	0	70,000

(2) 制度の目的

農林公社の育成助長と円滑な運営を図り、農山村の振興に寄与するために貸付を行う。

(3) 監査に当たり参照した根拠法令等

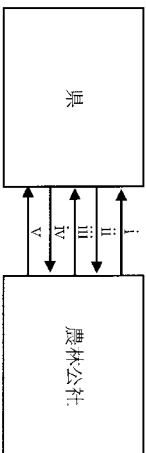
- ・社団法人埼玉県農林公社貸付金貸付要綱(昭和59年5月1日決議、平成19年6月8日最終改正)

(4) 制度の仕組み

①貸付条件

貸付金の利子は無利子とし、償還期限は毎年3月31日までであり、貸付額は毎年度の予算の範囲外において知事が定めるものとする。

②業務のフロー



- i：農林公社は「農林公社貸付金申請書(様式第1号-2)」を知事に提出。
- ii：県が上記申請書を受理後審査し、貸付を決定し「農林公社貸付金貸付決定通知書(様式第2号-1)」を通知。
- iii：農林公社は「農林公社貸付金交付請求書(様式第2号-2)」及び「農林公社貸付金貸付契約書(様式第3号)」を県に提出。
- iv：貸付が行われる。
- v：農林公社は、事業を完了した場合には、翌年度3月31日までに「農林公社貸付金実績報告書」を提出。

書(様式第5号)を県に提出する。

(5) 業務の状況

単年度貸付となっており、8月から10月に貸し付けて、翌年の3月31日までに毎年確実に返済されている。

5-3 就農支援資金貸付金

農林公社だけではなく、農協に対しても行っている為、前述の3の「就農支援資金貸付金」の項にて併せて記載する。

5-4 農地保有の合理化を促進するための貸付金

(1) 貸付金の推移

平成19年度を含む過去5年間の貸付実績と貸付残高は、次のとおりである。

なお、平成9年からは毎年4月に40,000千円の新規貸付を行い、同額が翌年3月31日までに回収されている。

(単位：千円)

年 度	残 高	貸付額
H15年	0	40,000
H16年	0	40,000
H17年	0	40,000
H18年	0	40,000
H19年	0	40,000

(2) 制度の目的

農林公社の円滑な運営を図り、農業の発展と農地保有の合理化を促進することを目的とする。

(3) 監査に当たり参照した根拠法令等

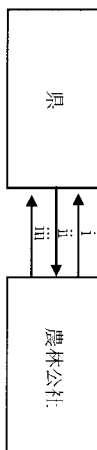
- ・平成19年度社団法人埼玉県農林公社貸付金貸付要綱
- 昭和47年から実施されており、毎年要綱が決裁されている。

(4) 制度の仕組み

①貸付条件

貸付金の利子は無利子とし、償還期限は毎年3月31日までであり、40,000千円の範囲内で知事が定める。

②業務のフロー



i：農林公社は県に「貸付金貸付申請書(様式第1号)」を提出。

ii：知事は貸付の決定後、「貸付決定通知書(様式第2号)」を農林公社に通知し、貸付を実行する。

iii：農林公社は翌年度の4月30日までに、「貸付金実績報告書(様式3号)」を知事に提出する。

(5) 業務の状況

毎年3月31日までは、確実に回収されている。ただし、4月中旬頃に再度貸付している。結果として、無期限・無利子で貸付していることと同様である。

## 第7(社) 埼玉県農林公社における貸付金の状況

## 1 農林公社の設立目的

県の農業の発展と農地保有の合理化、青年農業者の育成及び新規就農者の確保等を促進するとともに、造林・保育等の森林整備を促進し、森林の維持培養、林業経営の健全な発展及び森林の公益的機能の増進を図り、もって農山村の振興と住民の福祉の向上に寄与することを目的に設立された。

## 2 農林公社の沿革

昭和39年8月24日	社団法人埼玉県農業機械化公社設立
昭和46年5月20日	社団法人埼玉県農業振興公社に改組
昭和58年11月1日	社団法人埼玉県森林公社発足
平成15年4月1日	社団法人埼玉県森林公社と社団法人埼玉県農業振興公社が統合

現在、県からの出資金は876,300千円(出資率65.3%)である。

## 3 財政状態

農林公社の平成20年3月31日現在の財政状態は、以下のとおりである。

流動資産	419,068	流動負債		319,844
		固定負債	流動負債	
固定資産	18,571,065	(うち埼玉県からの借入金・未払利息)	17,208,482	
(うち分収森林)	(17,060,012)	(うち日本政策金融公庫からの借入金)	(7,185,681)	
		負債合計	(9,456,946)	
		正味財産	17,528,326	
資産合計	18,990,133	負債及び正味財産合計	1,461,807	18,990,133

## 4 貸付金の状況

農林公社が行っている独自の貸付金には、以下の2つがある。

- ① 就農支援資金貸付金  
「第6農林部 3就農支援資金貸付金」にて述べている。
- ② 受託料前払資金貸付金  
(ア) 貸付金の推移

(単位:千円)

年度	新規貸付	回収	残高
H15年	20,000	21,900	55,600
H16年	0	23,900	31,700
H17年	0	14,500	17,200
H18年	0	7,800	9,400
H19年	0	5,400	4,000

## (イ) 制度の目的

農作業を受託した生産組織等及び農業協同組合等に対して、受託料相当額を無利子で貸し付ける農作業受託促進特別事業を実施することにより、農作業受託の安定と実施面積の拡大を図ることを目的とする。

## (ウ) 監査に当たり参照した根拠法令等

- ・農作業受託促進特別事業実施要綱(平成元年9月1日 農林水産事務次官)  
(以下「実施要綱」という)
- ・農作業受託促進特別事業実施要領(平成元年9月1日 農林水産省構造改善局長)
- ・社団法人埼玉県農林公社受託料前払資金貸付規程(以下「規程」という)

## (エ) 制度の仕組み

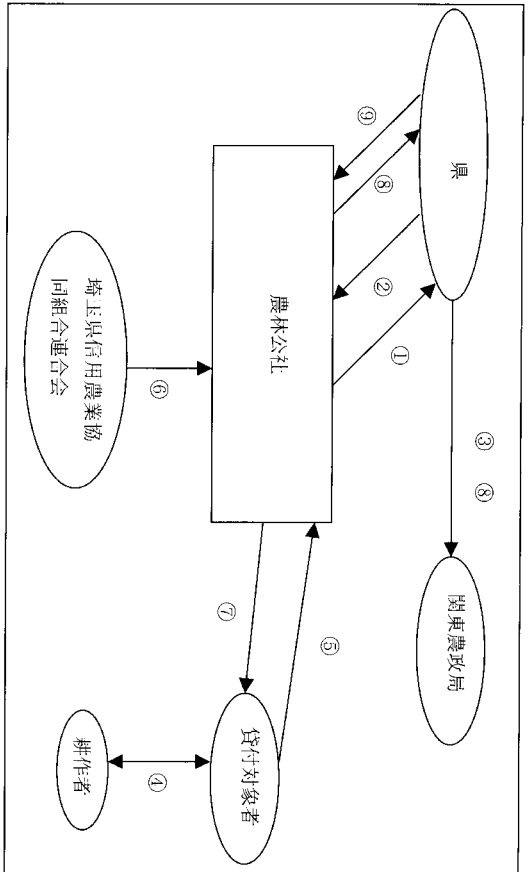
## i 貸付対象

農作業を受託した生産組織若しくは経営規模の拡大を志向する地域の中核的農業者又は農業協同組合若しくは農地保有合理化事業その他農業構造の改善に資するための事業を行うことを目的として、民法第34条の規定により設立された法人に対して貸付を行う。

## ii 貸付条件

農作業受託契約で定められた受託料の額を上限とし、無利子である。なお、償還方法は均等年賦償還となっており、農林公社があらかじめ定めた日までに償還する。農林公社は有利子で借入し無利子で貸付しているのので、農林公社の支払利息相当額を県が助成している(平成19年度175千円)。

事業務のフロー



業務行為	根拠規定
①実施計画承認申請	実施要綱第4
②実施計画承認	実施要綱第4
③実施計画承認報告	実施要綱第4
④農作業受委託契約	実施要綱第5の1
⑤受託料前払資金借入申込	実施要綱第5の3
⑥借入	
⑦受託料前払資金貸付	実施要綱第5の4
⑧事業実績報告	実施要綱第8
⑨助成(利子)	実施要綱第9

(オ) 業務の状況

i 新規貸付  
平成15年度に10,000千円ずつ2件の新規貸付があった。その後、新規貸付は発生していない。

ii 貸付金回収

上記2件の貸付金に対して、毎年2,000千円ずつ合計4,000千円回収している。

iii 貸付先に対する管理

債権管理簿によって管理している。また、借受者が以下に該当する場合は報告義務負わせて貸付先を管理している(規程8条)

- ・受託料前払資金に係る農作業受委託契約で定められた受託農作業を実施したとき
- ・受託料の支払を受けたとき
- ・次の㉞から㉠に掲げる重要な変更を行ったとき
- ㉞ 各年の受託農作業面積の総計の2割を超える減少
- ㉟ 各年の受託料の総額の2割を超える減少
- ㊱ 第5条第3号の要件を満たす農作業ごとの作業面積の3割を超える減少

以上の管理の結果、延滞債権は生じていない。

【意見37】 県の農業の維持発展のために今後も融資の継続を

農作業の受託者は、農作物を収穫して委託者が販売し委託者に入金があつて、はじめて受託料を手にする。しかし、農作業を行うためには事前に資金が必要であり、その資金を先に貸し付けるこの貸付金は、農作業受託者にとって生命線である。県の農業を維持発展させるためにも、今後も継続させるべき貸付金であろう。

第8 県土整備部

1 埼玉県道路公社貸付金

(1) 貸付金の推移

埼玉県道路公社貸付金の平成19年度を含む過去5年間の貸付実績と貸付残高は、次のとおりである。

(単位：千円)

年度	貸付実績	貸付残高
H15年	—	9,946,600
H16年	—	401,800
H17年	—	400,000
H18年	—	400,000
H19年	—	400,000

(2) 制度の目的

県の道路整備計画の一翼を担い、有料道路の新設改築等とその管理を行い、県内の地方的幹線道路の整備充実と交通の円滑化を図り、生活環境の向上をはじめ、地域住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する目的をもって埼玉県道路公社(以下「道路公社」という。)に対して貸付を行うものである。

(3) 監査に当たり参照した根拠法令等

- ・ 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)

(4) 制度の仕組

- ① 貸付対象  
道路公社

- ② 貸付条件

埼玉県道路公社貸付金 (単位：千円)

名称	償還期限	利率	金額	申請日
富士見川越有料道路建設事業	28年後	無利子	320,000	S56年7月1日
富士見川越有料道路建設事業	28年後	無利子	80,000	S56年3月19日
合計			400,000	

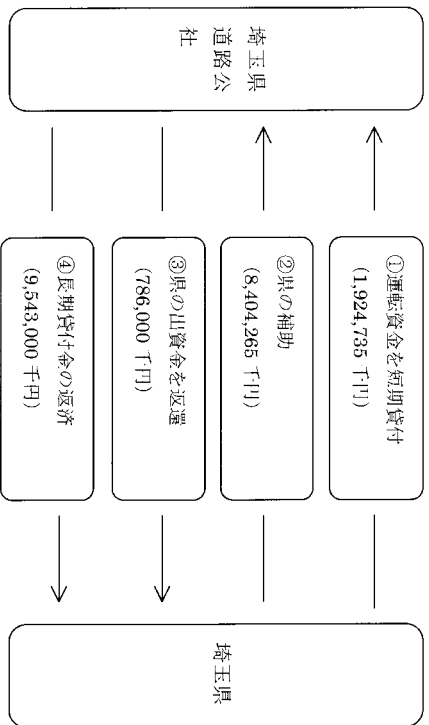
富士見川越有料道路は、一般国道254号の混雑緩和のために昭和52年10月7日に工事が着工され、昭和56年8月1日から使用が開始された有料道路である。都市計画決定より前の段階では、片側3車線の平面構造の一般部に加え、片側2車線の高架構造の専用部(首都高速道路)を設ける構想があった。なお、有料道路の償還対象区間は、木野目(北)交差点より一般国道463号との交差点までであり、平成21年7月31日に料金徴収期間が満了し、平成21年8月1日から無料開放される予定である。

- ・ 路線名：一般国道254号
- ・ 起点：埼玉県富士見市下南畑
- ・ 終点：埼玉県川越市大字木野目
- ・ 延長：8.0km
- ・ 車線数：4車線
- ・ 車線幅員：3.25m
- ・ 設計速度：60km/h
- ・ 事業費：約108億円(国：約27億円、金融機関：約60億円、埼玉県：約21億円(うち出資金：約17億円、貸付金：4億円))

(5) 業務の状況

① 新規貸付

平成20年4月1日に新規の長期貸付1,924,735千円を行っている。この新規の長期貸付は、平成16年11月に熊谷東松山有料道路を無料開放した際、道路公社の運転資金として短期貸付されたものを長期貸付に振り替えたものである。無料開放時の処理フローは、以下のとおりである。



返還金額		処理額	
県出資金返還	786,000	県補助金	8,404,265
県貸付金返還	9,543,000	県短期貸付金	1,924,735
合計	10,329,000	合計	10,329,000

(単位：千円)

上記のような処理の結果、県に新たな負担は生じていないが、過年度における県からの出資金及び貸付金の一部が回収できず、また、県の貸借対照表において新規の貸付金が計上されることになった。

### 【意見38】有料道路無料開放時の貸付金の処理について

このときの問題点として、熊谷東松山有料道路及び過年度に無料開放された新浦和橋有料道路の収支計算に基づいて算定された損失補填引当金相当分等1,924,735千円が短期貸付金貸として付けられたが、当時の道路公社全体収支において返還する原資がないことや、引き続き管理する有料道路の採算性を踏まえ、無料開放時に全て補助金として処理することを十分検討すべきであったと考える。

また、熊谷東松山有料道路の料金徴収期間中に貸付を行ったことにより生じた収支差(644,046千円)については、現行の有料道路に係る運転資金として使用されると考えられることから、県の新たな貸付金(1,924,735千円)のうち、この収支差を差し引いた1,280,689千円を対象に補助金とする方法もあったと考えられる。今後、無料開放が予定されている他の有料道路においては、道路公社の将来的経営状況などを踏まえた適切な処理を行うことが望まれる。

(参考) 熊谷東松山有料道路における貸付金内訳(単路線決算ベース)

(単位：千円)

熊谷東松山損失補填引当金 [a]	1,148,083
新浦和橋損失補填引当金 [b]	132,606
熊谷東松山収支差 [c]	644,046
合計(事業費計) [a]+[b]+[c]	1,924,735
(参考：損失補填引当金計 [a]+[b])	(1,280,735)

### ②貸付金回収

道路公社に対する貸付金は、すべて有料道路建設に係るものであり、有料道路事業の最終年度まで回収は行われない。富士見川越有料道路は、平成21年8月1日から無料開放されることとなり、同年度において貸付金の回収が行われる予定である。昭

和56年度から平成19年度までの富士見川越有料道路の収支は、以下のとおりである。

(単位：千円)

	実績	計画	備考
収入 (a)	23,007,885	31,983,978	有料道路通行料金ほか
支出 (b)	15,043,455	21,779,137	借入金利息+経費(維持費)等
収支差額 (c)=(a)-(b)	7,964,430	10,154,841	
損失補填引当金 (d)	2,212,767	3,193,385	支出のうち、非現金支出費用
正味キャッシュ・フロー (e)=(c)+(d)	10,177,197	13,348,226	借入金返済原資

### 【意見39】道路公社の経営実態に即しての貸付金回収措置を講ずること

借入金の返済の原資となる正味キャッシュ・フローと比較してみると、実績値が計画値を約32億円下回るが、実際に返済の対象となる金額は、総事業費の108億円である。無料開放までの期間で平成19年度と同等の正味キャッシュ・フロー(約5億円)が維持できれば単路線の収支上は返済可能であるが、損失補填引当金が実際には公社の運転資金として使用されており、キャッシュとして公社に留保されていないことを考えれば、「①新規貸付」で述べたとおり、無料化にあたっては、新たな負担が生じない範囲で県から補助金等を導入する等、将来的に県の負担を軽減するような措置を講ずることが望ましい。

### ③貸付先に対する管理

貸付先に対しては、毎年度の事業報告書・事業計画書を入力し財務の健全性に問題がないことを確認している。

### ④延滞債権

延滞債権は、存在していない。



2 連続立体交差緊急整備事業貸付金

(1) 貸付金の推移

連続立体交差緊急整備事業貸付金の平成19年度を含む過去5年間の貸付実績と貸付残高は、次のとおりである。

(単位：千円)

年度	貸付実績	貸付残高
H15年	0	1,991,200
H16年	0	1,991,200
H17年	0	1,991,200
H18年	0	1,991,200
H19年	0	1,991,200

(2) 制度の目的

本制度は、街路事業を促進するため、知事の認可を受けて街路事業を施行する民間事業者などに対して、予算の範囲内において費用の一部を無利子で貸し付けするものである。東京都に隣接する草加市及び越谷市はその地理的利便性に加え、東武鉄道伊勢崎線と都心に直結する東京メトロ日比谷線、半蔵門線との相互乗り入れによって、人口が増加し典型的な首都近郊都市として急速に発展してきた。しかし、急激な都市化により両市を南北に走る鉄道は、踏切での交通渋滞や事故、山民生活の分断、鉄道輸送力の限界等の諸問題を抱えるに至った。そこで、県はこれらの問題を抜本的に解決するために都市計画街路事業として既設線の連続立体交差事業を行うことにした。

越谷地区の連続立体交差事業は昭和62年11月24日の都市計画決定を受けて、昭和62年12月21日に基本協定が県と東武鉄道の間で締結され、平成元年11月から工事が着手された。このうち貸付金の貸付は平成2年度を第1回として平成8年度まで毎年行われ、貸付金総額は1,991,200千円となった。事業開始当初の貸付先は、埼玉県都市整備公社であったが、その後、埼玉県行政組織・定数等改革検討委員会報告(平成9年10月27日)等を踏まえ、平成12年4月に埼玉県住宅供給公社(以下「住宅供給公社」という。)と統合をしたことにより、貸付金は現在、住宅供給公社に引き継がれている。

(2) 監査に当たり参照した根拠法令等

- ・都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第4項の規定により知事の認可を受けて街路事業を施行する者(民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和62年法律第62号)附則第14条第1項第1号に規定する者)に限る。

(3) 制度の仕組み

- ①貸付対象  
貸付の対象となる事業は、道路法(昭和27年法律第180号)による道路の新設又は

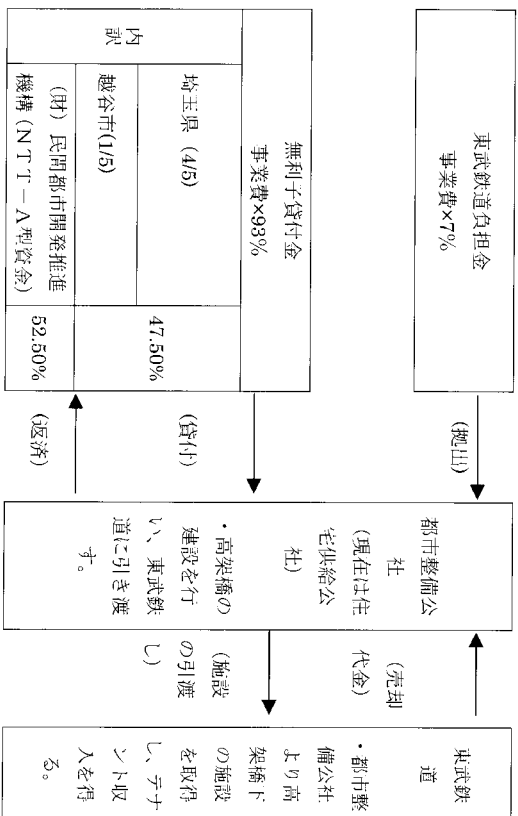
改築であつて、同法第56条その他の法令の規定等により、国がその費用の一部を補助することとされている事業に相当する事業とする。

②貸付条件

無利子による貸付(国は、公共施設を整備する地方公共団体以外の事業者に対して、N T T株式の売払い収入の一部を利用して無利子で貸付するN T T無利子貸付金制度を創設した。県においても、街路整備促進の観点から、街路整備事業を実施する地方公共団体以外の事業者に対して、事業費の一部を貸付する連続立体交差緊急整備事業貸付金制度を創設し、県は国のN T T無利子貸付金制度の趣旨を踏まえ、同貸付金制度に準じて無利子としたものである。)

償還期間は、30年(23年据置期間を含む)とする。  
償還方法は、均等半年賦償還とする。  
償還期日は、毎年度9月10日及び3月10日とする。

③業務のフロー(今回貸付の事例)



(ア) 事業費のうち、93%は無利子貸付金で、7%は東武鉄道(株)の負担金によってまかなわれる。

(イ) 高架橋の完成後、高架橋下の施設は東武鉄道(株)に売却される。

(ウ) 東武鉄道(株)は、高架橋下の施設をテナントとして賃貸し、賃貸収入を得る。

(エ) 借入金の回収は、高架橋完成後23年の据置期間を経て行われる。

(5) 業務の状況

①新規貸付

連続立体交差緊急整備事業は既に平成9年3月31日に完成し、事業が終了しているため、新規の貸付金は発生していない。

②貸付金回収

貸付金の回収は、高架橋完成後23年の設置期間を終了平成26年9月10日を初回収日として、以降平成39年3月10日まで行われる予定である。したがって、貸付金の回収はまだ行われていない。以下の表が貸付金の償還予定である。

(連続立体交差緊急整備事業貸付金償還計画表) (単位：千円)

年度	償還月	H2年	H3年	H4年	H5年	H6年度	H7年	H8年	合計
		H29年	H30年	H31年	H32年	H33年	H34年	H35年	
H26年	H26.9.10	27,154							27,154
	H27.3.10	27,142							27,142
	計	54,296							54,296
H27年	H27.9.10	27,142	17,371						44,513
	H28.3.10	27,142	17,371						44,513
	計	54,284	34,742						89,026
H28年	H28.9.10	27,142	17,371	27,154					71,667
	H29.3.10	27,142	17,371	27,142					71,655
	計	54,284	34,742	54,296					143,322
H29年	H29.9.10	27,142	17,371	27,142	12,485				84,150
	H30.3.10	27,142	17,371	27,142	12,485				84,140
	計	54,284	34,742	54,284	24,970				168,290
H30年	H30.9.10	27,142	17,371	27,142	12,485	37,154			121,294
	H31.3.10	27,142	17,371	27,142	12,485	37,142			121,282
	計	54,284	34,742	54,284	24,970	74,296			242,576
H31年	H31.9.10	27,142	17,371	27,142	12,485	37,142	3,800		125,082
	H32.3.10	27,142	17,371	27,142	12,485	37,142	3,800		125,082
	計	54,284	34,742	54,284	24,970	74,284	7,600		250,164
H32年	H32.9.10	27,142	17,371	27,142	12,485	37,142	3,800	17,154	142,236
	H33.3.10	27,142	17,371	27,142	12,485	37,142	3,800	17,142	142,224
	計	54,284	34,742	54,284	24,970	74,284	7,600	34,296	284,460

H33年	H33.9.10	17,371	27,142	12,485	37,142	3,800	17,142	115,082	
	H34.3.10	17,371	27,142	12,485	37,142	3,800	17,142	115,082	
	計	34,742	54,284	24,970	74,284	7,600	34,284	230,164	
H34年	H34.9.10		27,142	12,485	37,142	3,800	17,142	97,711	
	H35.3.10		27,142	12,485	37,142	3,800	17,142	97,711	
	計		54,284	24,970	74,284	7,600	34,284	195,422	
H35年	H35.9.10			12,485	37,142	3,800	17,142	70,569	
	H36.3.10			12,485	37,142	3,800	17,142	70,569	
	計			24,970	74,284	7,600	34,284	141,138	
H36年	H36.9.10				37,142	3,800	17,142	58,084	
	H37.3.10				37,142	3,800	17,142	58,084	
	計				74,284	7,600	34,284	116,168	
H37年	H37.9.10					3,800	17,142	20,942	
	H38.3.10					3,800	17,142	20,942	
	計					7,600	34,284	41,884	
H38年	H38.9.10						17,142	17,142	
	H39.3.10						17,142	17,142	
	計						34,284	34,284	
	合計	380,000	243,200	380,000	174,800	520,000	53,200	240,000	1,991,200

【意見40】貸付金の回収原資である企業の業績把握が必要

次に、平成20年3月31日現在、住宅供給公社は東武鉄道(株)に対して鉄道施設の売却代金の未収入金を3,464,776千円保有(事業全体の借入金総額と同額)しており、貸付金の返済はこの未収入金の回収により行われる。したがって、貸付金が回収されるかどうかについては、東武鉄道(株)から確実に返済が行われることが前提になっており、東武鉄道(株)は上場会社ではあるが、会社の経営状況を把握しておく必要がある。

③貸付先に対する管理

貸付先である住宅供給公社の管理については、毎年度の公社の事業報告書入手することにより行われている。

④延滞債権

回収期日が到来していないため、延滞債権はない。

## 3 (財) 埼玉県河川公社運営資金貸付金

## (1) 目的

(財) 埼玉県河川公社の運営を支援するための資金を貸し付ける。

## (2) 貸付金の内容

- ①貸付金額：15,000,000円  
 ②貸付期間：平成13年3月30日から平成23年3月29日(据置期間13年3月30日から5年間)  
 ③貸付利息：無利息  
 ④償還方法：19年3月29日を初回とし、均等年賦償還とする。  
 ⑤貸付金残高：9,000,000円

(直近5年間の貸付金の推移)

年度	貸付	回収	残高
H15年	0	0	15,000
H16年	0	0	15,000
H17年	0	0	15,000
H18年	0	3,000	12,000
H19年	0	3,000	9,000

(単位：千円)

## (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

根拠法令なし。

- ・寄付行為
- ・財団法人埼玉県河川公社設立趣意書
- ・契約書

## (4) 貸付金の管理の状況

「4 (財) 埼玉県河川公社設備更新資金貸付金」と一括して記載する。

## 4 (財) 埼玉県河川公社設備更新資金貸付金

## (1) 目的

(財) 埼玉県河川公社のリーナの設備更新を支援するための資金を貸し付ける。

## (2) 貸付金の内容

①貸付金額：53,220,000円

②貸付期間：平成18年9月25日から平成28年9月24日(据置期間18年9月25日から5年間)

③貸付利息：無利息

④償還方法：24年9月24日を初回とし、均等年賦償還とする。

⑤貸付金残高：53,220,000円

(直近2年間の貸付金の推移)

年度	貸付	回収	残高
H18年	53,220	0	53,220
H19年	0	0	53,220

(単位：千円)

## (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

「3 (財) 埼玉県河川公社運営資金貸付金」に同じ

## (4) 貸付金の管理の状況

債権管理簿で管理しているが、年度毎の債権管理簿となっており、しかも当初の貸付金額と未回収残高が記載されていない。

## 【意見4.1】債権管理簿の様式の見直し等が必要

債権管理簿は、貸付金の全容を示すものであって、当初貸付金額、新規貸付金額、回収金額、貸付金残高が記載されていないければならず、かつ、貸付条件(回収条件、利率、保証人の有無等)が記載されるものでなくてはならない。

なお、様式の見直し等の改善を依頼し、本年度中に対応が図られている。

## 【参考：埼玉県河川公社の概要】

## (1) 設立背景

河川の適正な利用を図り、河川に関する情報を県民に積極的に提供し、知識の普及、啓蒙を促進する必要性が高まってきたこと、また、(財) 埼玉県河川公社の設立当時の状況として、県は水辺の有効利用を増進するため、河川リーナ、レクリエーション、多目的遊水地などの新たな機能を備えた河川に関する施設の整備を進めていた。

こうした、背景により、平成6年に河川・水辺環境の愛護思想の普及・啓発とリーナの管理・運営を主たる事業とする(財) 埼玉県河川公社が設立された。

55 (財) 埼玉県河川公社審判行為の第3条(目的)には、以下の記載がある。

公社は、県民の安全で快適な生活環境を創出するため、県民の河川や水辺空間に対する正しい理解と、一層の関心を高め、河川愛護思想の普及を図るとともに、河川管理者が埼玉県内で進める河川整備に助する施策に協力し、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(2) 主な事業内容

- ①河川・水辺環境の愛護思想の普及・啓発
- ②大場川ワリーナ及び芝川ワリーナの管理・運営
- ③小型船舶免許講習会

第9 都市整備部

1 住宅新築資金貸付金

- (1) 貸付金の推移  
住宅新築資金貸付金の平成19年度を含む過去5年間の貸付実績と貸付残高は、次のとおりである。

(単位：千円)

	残高	新規貸付
H15年	172,371	0
H16年	115,163	0
H17年	70,982	0
H18年	39,218	0
H19年	20,546	0

(2) 制度の目的

歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域の環境の整備改善を図るため、当該地域に係る住宅の新築について必要な資金の貸付を行う県内の市町村に対し、貸付を行ったものである。昭和61年度まで行われていたが、現在は新規貸付を行っていない。

本貸付金は、いわゆる同和地区に対するものである。

1969年(昭和44年)に「同和対策事業特別措置法」が制定され、その後、「地域改善対策特別措置法」「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」により、特別法を設けて、同和地区の生活・住環境の整備や産業・就労対策が行われ、同時に、差別意識解消のための啓蒙教育が実施されてきた。その結果、生活・住環境等の整備は大きく進み、同和地区内外の格差は概ね解消され、特別措置法も平成14年3月で失効している。

(3) 監査に当たり参照した根拠法令等

- ・住宅新築資金貸付金要綱(昭和48年1月1日施行)

(4) 制度の仕組み

- ①貸付対象  
市町村に対する貸付であったが現在は、回収業務のみとなっている。

②貸付条件

貸付額は毎年度の予算の範囲内で決定していた。  
無利息で25年以内(1年据置)に毎年均等返済する。ただし、繰上償還は可能である。

③業務のフロー

現在、新規貸付は行っていないため、省略する。

(5) 業務の状況

①貸付金回収

すべて、計画とおりの回収が行われている。今後の予定は以下のとおりであり、平成22年度にて全ての返済が終了する。なお、繰上げ返済も認めている。

(単位：円)

市町村名	(旧市町村名)	H19年度末残高	翌年度以降定期償還見込		
			H20年度	H21年度	H22年度
熊谷市	旧熊谷市 旧大里町	4,523,198 1,350,000	2,242,671 600,000	1,562,746 525,000	717,781 225,000
さいたま市	旧江南町 旧大宮市	107,000 593,838	33,000 286,838	33,000 211,000	41,000 96,000
行田市	旧行田市 旧南河原村	467,000 940,000	201,000 940,000	191,000	75,000
加須市		750,000	625,000	125,000	
東松山市		1,050,000	525,000	300,000	225,000
狭山市		375,000	250,000	125,000	
羽生市		1,074,000	882,000	192,000	
鴻巣市	旧吹上町	225,000	150,000	75,000	
深谷市		1,863,000	983,000	600,000	300,000
上尾市		1,125,000	500,000	375,000	250,000
草加市		394,000	224,000	112,000	58,000
桶川市		500,000	250,000	250,000	
久喜市		825,000	450,000	375,000	
北本市		181,000	66,000	74,000	41,000
幸手市		250,000	250,000		
伊奈町		278,000	108,000	112,000	58,000
嵐山町		150,000	75,000	75,000	
吉見町		1,028,000	689,000	264,000	75,000
鳩山町		74,000	33,000	41,000	
上里町		975,000	600,000	300,000	75,000
寄居町		194,000	136,000	58,000	
高瀬町		1,008,000	494,000	398,000	116,000
鷲宮町		225,000	75,000	75,000	75,000
合計		20,545,036	11,668,509	6,448,746	2,427,781

②貸付先に対する管理

「債権管理簿」によって、市町村別、年度ごとの償還予定及び実績を管理している。  
繰上償還があった場合にも適切に管理されている。

## ③延滞債権の管理

一部繰上返済があるが、それ以外は予定どおりの回収が続いている。市町村に対する貸付金であるので延滞債権もなく、不納欠損のリスクもほぼない。平成22年度には回収が完了する予定である。

## (6) 今後の対応

本貸付金も前述したように現在は新規貸付を行っておらず、その役目を終えたと考えられる。今後は確実な回収業務を進めていただきたい。

## 2 埼玉県緊急住宅復旧資金貸付金

## (1) 貸付金の推移

埼玉県緊急住宅復旧資金貸付金の平成19年度を含む過去5年間の貸付実績と貸付残高は、次のとおりである。

(単位：千円)

年度	残高	新規貸付
H15年	3,991	0
H16年	3,955	0
H17年	3,861	0
H18年	3,725	0
H19年	3,627	0

## (2) 制度の目的

歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域(以下「対象地域」という。)の住民の福祉の向上を図るため、当該地域内で災害時に緊急に住宅の復旧を要し、自己資金のみでは復旧が困難な者に対して貸付を行ったものである。

本貸付金は、いわゆる同和地区に対するものである。

1969年(昭和44年)に「同和对策事業特別措置法」が制定され、その後、「地域改善対策特別措置法」「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」により、特別法を設けて、同和地区の生活・住環境の整備や産業・就労対策が行われ、同時に、差別意識解消のための啓蒙教育が実施されてきた。その結果、生活・住環境等の整備は大きく進み、同和地区内外の格差は概ね解消され、特別措置法も平成14年3月で失効している。

## (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

・埼玉県緊急住宅復旧資金貸付金要綱(昭和50年7月1日施行)

## (4) 制度の仕組

## ①貸付対象

対象地域の住民であって、災害時において緊急に住宅の復旧を要し、かつ、自己資金のみでは住宅の復旧が困難な者

## ②貸付条件

貸付限度額は250万円。

無利息で8年以内(半年:措置)に毎年均等返済する。ただし、繰上償還・返済猶予可能。

## ③業務のフロー

昭和50年度から昭和61年度に行われていたもので、現在は新規貸付を行っていないため省略する。

## (5) 業務の状況

## ①貸付金回収

全部で13名が利用しているが、10名からは全額回収し3名の返済が滞っている。うち2名からは少額を分割回収しているが、1名は所在が不明となっており1,869千円が滞留している。平成19年度末の残高等は、以下のとおりである。

(単位：円)

	残高	貸付金額	貸付日	現状	最終回収
A氏	506,000	2,000,000	S53年	月3,000円の回収	H20年10月
B氏	1,869,000	2,500,000	S57年	所在不明	H9年8月
C氏	1,252,000	2,500,000	S58年	月5,000円の回収	H20年8月
	3,627,000	7,000,000			

(注) 残高は、平成20年3月31日現在である。

## ②貸付先に対する管理

「債権管理簿」によって管理している。

## ③延滞債権の管理

ア：督促状の送付

イ：市町村入権課からの事情聴取

ウ：跡宅



以上の事項について、新たに事実が発生した場合は、報告書を作成して保存している。

#### ④滞納者の現状の詳細

A氏：現在無職である。平成20年3月17日に帰宅したが、本人は不在であった。平成20年5月26日、10月3日、10月28日に3,000円ずつの返済がある。

B氏：上記同日に帰宅するも、人が住んでいる気配がなかった。近所で事情聴取するも、5年程度音信不通との事であった。

B氏の連帯保証人：上記同日に帰宅したが不在であった。保証人自身も市からの借入があり滞納している。回収できる資産はない。

C氏：上記同日に帰宅し本人と面会した。現在無職で、子供の障害者年金で生計を立てているとのことである。平成20年4月25日、5月22日、6月25日、7月22日、8月21日に5,000円ずつ返済があった。

#### ⑤過去の帰宅の状況

B氏に関しては平成17年10月13日、平成18年7月12日、平成19年5月9日に帰宅している。いずれも家屋は荒れており、本人は不在であった。A氏・C氏に関しては、上記を除き過去には帰宅していない。

#### 【指摘2.0】不納欠損処分する合理的基準の策定を行うべき

B氏への貸付金に関しては、本人が5年間消息不明(住民票の移動はなく、当該町役場とも情報交換済)であり、連帯保証人にも資産がなく回収の見込みが立たない。よって、これ以上の帰宅等は人件費等の無駄になってしまう。以上から、不納欠損処分を行うべきである。

この点、現在は「不納欠損処分する・しない」は、担当者レベルの判断になっている。そして、不納欠損処分するためには、議会での承認が必要になるため、先送りする傾向にある。そこで、全庁的に不納欠損処分する合理的基準を明示し、担当者の考え方に左右されないで、不納欠損処分ができるシステムを導入すべきである。

#### 【意見4.2】延滞利息の計算と連帯保証人の返済余力の調査が必要

A氏・C氏からは延滞利息は計算せずに、少額の回収が続いているが、回収が遅れていることに合理的な理由はない。また、月々3,000円〜5,000円の回収では返済が長期化する。さらに、両氏とも高齢(現在70歳超)であり、全額回収される可能性は低い。この点、県からは「このまま継続して少額でも良いので回収を続け、方が一の場合は相続人に引継いでもらうよう交渉する」との回答を得ている。しかし、債務者にプラスの財産がない以上、相続人が相続放棄をする可能性が高く、回収不能となるおそれがある。したがって、延滞利息もきちんと計算したうえで、連帯保証人からの回収も視野に入れるべきである。連帯保証人も債務者と同様に高齢化しており、先延ばしは問題の解決にはならない。まずは、連帯保証人の返済余力の調査をするべきである。

## 第10 教育局

### 1 埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸付金

#### (1) 貸付金の推移

埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸付金の平成19年度を含む過去5年間の貸付実績と貸付残高は、次のとおりである。

年度	年度貸付額	年度返還額	年度免除額	貸付金残高	収入未済額	債権の総額
H15年	6,058	456	7,748	5,155	729	5,884
H16年	7,028	0	6,048	6,077	671	6,748
H17年	7,056	276	6,048	6,319	554	6,873
H18年	5,950	0	6,762	5,614	536	6,150
H19年	3,416	252	5,866	2,912	516	3,428

(単位：千円)

#### (2) 制度の目的

この貸付金制度は、高等学校の定時制の課程及び通信制の課程に在学する勤労青少年に対し、修学奨励費を貸与することにより、これらの課程における修学を促進し、もって教育の機会均等を図ることを目的としている。

#### (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

- この貸付金制度の関係法令等は、以下のとおりである。
- 埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例
- 埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例施行規則
- 高等学校定時制及び通信制課程教育振興奨励費補助金交付要綱
- 高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸与事業実施要綱
- 埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費事務取扱い

#### (4) 制度の仕組み

##### ①制度の概要

本貸付金制度は、元々は、国から補助金を受けて県が行ってきた事業であった。国の補助事業は平成16年度をもって廃止され、税源移譲により、本貸付金制度は県の単独事業となった。

なお、上記の高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸与事業実施要綱の第17条第3項に基づき、県は、平成16年度までに貸与された者から返還された額の2分の1を、国庫に返納することになっている。

貸付を受けた勤労青少年は、卒業することにより返還義務を免除されることが、制度の大きな特徴である。

#### ②貸付対象者

県内高等学校の定時制課程又は通信制課程(単位制による課程を含む。)に在学する生徒で、次のいずれにも該当している者

- ・ 経済的理由により著しく修学が困難であつて、所得要件を満たしている者
- ・ 経常的収入を得る職業に従事している者
- ・ 埼玉県高等学校等奨学金及び独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の貸付を受けていない者

・ 通信制、単位制課程に在学する生徒については、高等学校における所定の科目等を4年以内で履修する学習計画を有し、当該年度の履修単位数が18単位以上である者

#### ③貸与額

月額 14,000 円

#### ④貸与期間

定時制の課程、通信制の課程、又は単位制による課程を修了する月までの間で、4年を限度とする。

#### ⑤返還猶子

貸与の期間満了後、引き続き定時制の課程、通信制の課程又は単位制による課程に在学するときはその期間、返還義務の履行を猶予される。

#### ⑥返還免除

以下の要件に該当する場合、返還の債務が免除される。

- ・ 定時制の課程、通信制の課程又は単位制による課程を卒業したとき
- ・ 貸付を受けた者が死亡し、又は心身の著しい障害により返還することができなくなつたとき

### (5) 業務の状況

#### ①新規貸付

平成 19 年度の新規貸付は 5 件、継続貸付は 16 件であり、当該貸付額は 3,416,000 円であつた。

上記新規貸付 5 件について、審査資料を閲覧した。全て、関係法令に則つて処理がなされておらず、特に指摘すべき事項は発見されなかつた。

#### ②貸付金回収

平成 19 年度の回収は、返還猶子取消による返還者 1 名分 28,000 円と、高校退学者 1 名分 224,000 円であつた。返還関係書類を閲覧した結果、回収手続は法令等に從つて適正になされておらず、特に指摘すべき事項は発見されなかつた。

#### ③貸付先に対する管理

関係法令に基づき適切に管理を行つていた。特に指摘すべき事項は発見されなかつた。

#### ④返還猶子

平成 19 年度に返還猶子の申請を受理されたのは 6 名で、当該貸与金額は 1,260,000 円であつた。全件について申請書類を閲覧した結果、手続は法令等に從つて適正になされておらず、特に指摘すべき事項は発見されなかつた。

#### ⑤返還免除

平成 19 年度に返還免除の申請を受理されたのは 14 名で、当該貸与金額は 5,866,000 円であつた。全件について申請書類を閲覧した結果、手続は法令等に從つて適正になされておらず、特に指摘すべき事項は発見されなかつた。

#### ⑥延滞債権の管理

平成 19 年度末における延滞債権は、5 件、515,980 円である。全件につき、管理資料を閲覧した。

資料によると、在学していた高校の職員が家庭訪問、電話による督促を行つており、県は高校から報告を受けている。引き続き高校と協力して、回収に努めるとの担当者の回答を得た。

### 【意見 4.3】制度の運用にあつては柔軟かつきめ細かい対応が望まれる。

本制度における貸付金と、埼玉県高等学校等奨学金との相違点は、卒業すれば、返還が免除されるという、修学奨励の意味合いが強いところにある。申請者は年々減少しているが、勤労学生の学びの機会を資金面からサポートするものであり、またニーズがある以上、行政の役割として重要な制度と言える。

しかしながら、20 年度に貸付申請が不可となつたのは次の 1 件であるが、その事例を見ると、不可理由が、「埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費事務取扱い」に規定する、労働時間週 4 日、1 日 4 時間以上という条件に合致しなかつたことであつた。申請書に添付された勤務証明書には、週 3~4 日と記載されていたが、上記「事務取扱い」には、「基準を満たしていない場合で、特に「経常的収入を得る職業に従事している者」と考えられる理由があるとき、又は本人に経常的収入の意思があるがやむを得ない事情により基準を満たしていないときは、それを証明する書類等を提出するこ

とにより、貸与を申請できる」とある。

県担当者からは、県としても事情を考慮したいという思いがあり、高校を通じて本人に、経済的疲労の意思の有無を確認したところ、本人から申請を取り下げたとの返答を得たことである。

取下げた申請者の気持ちを推し量ると、経済的疲労の意思確認は気分的に重いものであり、形式的な要件に捉われるのではなく、制度の趣旨を踏まえ、今後は高校と協力して、救済ができる余地がある者に対しては、きめ細かい対応が望まれる。

また、数年来、予算を下回る貸付実績が続いているが、昨今の高校中退者の増加傾向を抑止するためにも、本制度の積極的な活用を、定時制課程及び通信制課程を設置する各高等学校に促すことが必要と考える。

## 2 埼玉県高等学校等奨学金事業貸付金

### (1) 貸付金の推移

埼玉県高等学校等奨学金事業貸付金と19年度以降の損失補償の平成19年度を含む過去5年間の実績と残高は、次のとおりである。なお、平成19年度から、県が直接貸付を行う方式から県が貸与資格を認定し、金融機関が奨学金を貸与する方式に実施方法を変更したため、当年度の県からの貸与額は0円である。

(単位：千円)

年度	年度貸与額	年度返還額	年度免除額	貸付金残高	収入未済額	債権の総額
H15年	54,630	144	0	78,068	40	78,108
H16年	78,072	745	0	155,300	135	155,435
H17年	217,535	4,513	0	367,732	725	368,457
H18年	390,890	14,119	330	742,111	2,787	744,898
H19年	0	15,104	0	723,311	6,483	729,794

### (2) 制度の目的

教育局財務課が行っている埼玉県高等学校等奨学金事業貸付金制度は、高等学校等(高等学校(中等教育学校の後期課程並びに盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部を含む。)、高等専門学校又は知事が別に定める専修学校の高等課程をいう。)に在学する者で、経済的理由により修学が困難であると知事が認めたものに対しての奨学金の貸与に資することでの修学を支援するとともに、有為な人材の育成に資することを目的としている。

### (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

この貸付金制度の関係法令等は、以下のとおりである。

- ・埼玉県高等学校等奨学金事業特別会計条例(平成17年4月1日施行)
- ・埼玉県高等学校等奨学金貸与条例(平成14年埼玉県条例41号)
- ・埼玉県高等学校等奨学金の貸与に関する規則(平成14年埼玉県教育委員会規則第20号)
- ・埼玉県高等学校等奨学金に関する貸与要領(平成18年4月1日施行)

### (4) 制度の仕組

#### ①概要

平成18年度までは、上記の関係法令等に従い、県が対象者に直接奨学金の貸付を行う事業であった。この奨学金事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、高等学校等奨学金事業特別会計が設置されている。

平成19年度以降は、金融機関が行う埼玉県高等学校等奨学金の貸与に伴い、金融機関に損失が生じた場合は、当該損失の一部を県が補償する制度に移行した。

#### ②融資の内容(平成18年度以前)

(貸与対象者)

埼玉県高等学校等奨学金貸与条例(以下「貸与条例」という。)より

(ア) 次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- i 高等学校等に在学する者であること。
- ii 親権を行う者又は未成年後見人が県内に住所を有すること。ただし、貸与希望者が成人者であるときは、当該貸与希望者が県内に住所を有すること。
- iii 品行方正であつて、学業に優れ、かつ、経済的理由により著しく修学が困難な者であること。
- iv 独立行政法人日本学生支援機構法による修学資金の貸与、母子及び寡婦福祉法による修学資金の貸付、埼玉県高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸与条例による修学奨励費の貸与又は埼玉県看護部等育英奨学金貸与条例による奨学金の貸与を受けていない者であること。

(イ) (ア) の i、ii 及び iii に該当し、品行方正であつて、学業に特に優れ、かつ、経済的理由により修学が困難な者であること。

(ウ) (ア) の i、ii 及び iii に該当し、品行方正であつて、学業に優れ、かつ、貸与希望者の属する世帯における生計を主として維持する者の失職、死にその他の事由により、経済的に修学が困難な者であること。

【奨学金の種類及び貸与の限度額】

在籍する学校	区分	月額奨学金(円)
国又は地方公共団体が 設置する高等学校等に 在学している生徒	自宅通学	18,000
	自宅外通学	23,000
私立の高等学校等に在 学している生徒	自宅通学	30,000
	自宅外通学	35,000

【貸与できる期間】

- ・高等学校等における正規の修業年限。
- ・上記(ウ)に該当する者においては、貸与の決定を受けた日の属する月からその月の属する年度の3月まで。ただし、当該貸与期間が終了した月の翌月の初日において、借受人が引き続き経済的に修学が困難であると知事が認めるときは、貸与期間を1年延長することができる。

【返還】

高等学校等に在学しなくなった月の翌月から起算して6ヵ月を経過した後、12年以内に返還する。  
なお、1年当たりの返還額は、特別な事情がある場合を除き、以下の金額を下回ってはならないとされている。

貸与を受けた奨学金の総額	1年当たりの返還額(円)
20万円以下のも	30,000
20万円超40万円以下のも	40,000
40万円超50万円以下のも	50,000
50万円超60万円以下のも	60,000
60万円超70万円以下のも	70,000
70万円超80万円以下のも	80,000
80万円超100万円以下のも	90,000
100万円超	貸与を受けた奨学金の総額の1/12に相当する額

【返還猶予】

以下のいずれかに該当する場合は、貸付金の返還が猶予される。  
(ア) 高等学校等、大学又は専修学校の専門課程に在学するとき

- (イ) 災害又は傷病により奨学金の返還が困難であると認められるとき  
(ウ) その他やむを得ない事由により奨学金の返還が困難であると認められるとき

【返還免除】

以下のいずれかに該当する場合は、奨学金の返還の債務の一部又は全部の免除を受けることができる。

- (ア) 死亡したとき  
(イ) 心身の著しい障害その他やむを得ない事由により奨学金を返還することができなくなったと認められるとき

#### (5) 業務の状況

平成19年度には、当該奨学金事業は補償制度に移行したため、新規の貸付はなく、既存の貸付金の管理のみとなった。既存の貸付金の内、平成19年度末において1年以上滞留している債権は、43名に対する2,379千円である。

#### (6) 実施した手続

- ①平成18年度免除者1名(全件)について、免除許可関係書類を閲覧し、免除が適切に行われているか確認した。免除手続は、関係法令等に則って適正に行われていた。  
②滞留者リスト等より抽出した25件について、個人別債権管理簿、督促経過記載表、収入済通知書等の管理資料を閲覧し、管理が適切に行われているか確認した。状況の記録は、適切に行われていた。督促については、意見として後述する。

#### 【意見4.4】回収、督促業務の具体化と督促の強化が必要

督促文書の送付は、手続を実施した範囲では漏れなく行われていたが、滞留者への督促の状況は十分とは言えない。電話、家庭訪問等により、借受人や保証人に直接接触できた件数は少ない。

本制度は平成14年度に開始した事業で、平成21年度には平成14年度分の返還猶予期間が大部分終了するので、今後回収事務の大幅な増加が予想される。それに伴い、滞留案件も増加することが予想されるので、効果的な管理方法の考案と、対応する人員の整備を早急に行う必要がある。現在、奨学金の督促手続のマニュアル化を進めているという点なので、実効性のある内容となることを期待したい。

3 埼玉県地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金

(1) 貸付金の推移

貸付金の平成19年度を含む過去5年間の推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

年度	年度貸付額	年度返還額	年度免除額	貸付金残高	収入未済額	債権の総額
H15年	7,416	17,635	3,684	221,478	24,982	246,460
H16年	2,136	16,920	2,098	203,325	26,253	229,578
H17年	0	17,670	0	183,545	28,364	211,909
H18年	0	22,628	587	159,833	28,861	188,694
H19年	0	15,450	6,609	137,523	29,112	166,635

(2) 制度の目的

この貸付制度は、法律の規定する対象地域に居住する同和関係者の子弟であつて、経済的な理由により高等学校、高等専門学校、短期大学又は大学に進学後修学が困難なものに対して、奨学資金(奨学金並びに入学時における通学用品及び学用品の購入のための資金をいう。)を無利息で貸与し、教育の機会均等を図ることを目的としている。

(3) 監査に当たり参照した根拠法令等

「埼玉県地域改善対策高等学校等奨学資金貸付金」に関する関係法令等は、以下のものから構成されている。

- ・ 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
- ・ 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令
- ・ 埼玉県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例  
(昭和57年10月9日条例第62号)
- ・ 埼玉県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則  
(昭和57年10月19日教育委員会規則第15号)
- ・ 地対財特法経過措置事業経費実施要綱  
(平成14年4月1日文科科学大臣決定)
- ・ 埼玉県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例を廃止する条例  
(平成19年4月1日教育委員会規則第15号)

(4) 制度の仕組

①貸付対象

- 以下の要件に該当するもの
- 県内の対象地域に居住する同和関係者の子弟であること
- 高等学校等に在学する者であること

- ・ 低所得世帯に属し、経済的な理由により修学が困難な者であること

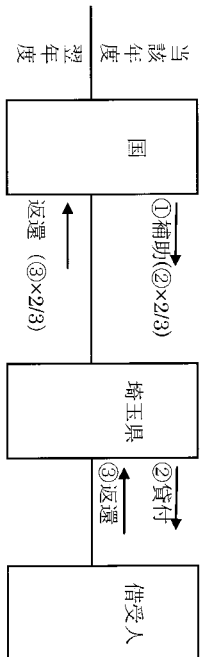
②貸与額

(平成16年度：貸与事業最終年度)

区分	単価		
	月額	円	
高等学校	国公立	23,000	
高等専門学校	私立	48,000	
奨学金	短期大学	国公立	48,000
	大学	私立	82,000

当該学校を卒業後、半年の猶子を経て20年以内に、原則として、半年賦又は年賦の方法により県に返還する。

③業務のフロー



国の要綱に基づく国庫補助事業であり、平成13年度末をもって事業が終了し、新規の貸付は行っていない。経過措置として貸与を受けていた者が卒業するまでは貸与を継続させた。平成17年度以降は、貸与事業は行わず返還事業のみとなった。

(5) 業務の状況

①新規貸付

なし。既に記載したとおり、平成16年度末をもって貸与事業は終了した。

②貸付金回収

平成19年度中の回収の内、4件について、関係書類を閲覧した。手続を実施した範囲では、回収について、特に指摘する事項はなかった。

③貸付先に対する管理

個人別債権管理簿に貸付当初からの履歴を記載している。特に指摘する事項はなかった。



④延滞債権の管理

(ア) 回収と実績

平成18年以前の延滞債権28,861,110円の内、平成19年度収納額は3,170,886円、収納未済額は、25,690,224円である。平成19年度の収納未済額、3,421,942円と合わせて、29,112,166円を延滞債権として把握している。  
平成19年度の免除額は6,609,076円、その内、過去に返済実績がなく免除が許可となった件数とその金額は、7件3,649,702円であった。

(イ) 免除

平成19年度中の免除決定者の内、14件の免除決定時の書類を閲覧した。  
実施した手続の範囲では、埼玉県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例第9条2項に基づき、適正に免除手続が行われていた。

埼玉県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例

<p>第8条 知事は、奨学資金の貸付を受けた者が次の各号の二に該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間、奨学資金の返還の履行を滞りさせることができる。</p> <p>① 高等学校、高等専門学校、短期大学、大学等に在学しているとき。</p> <p>② 災害、監禁、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、奨学資金を返還すべき日に返還することが著しく困難であると認められるとき。</p> <p>第9条 知事は、奨学資金の貸付を受けた者が次の各号の一に該当するときは、奨学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>① 死亡したとき</p> <p>② 心身の著しい障害その他やむを得ない理由により、奨学資金を返還することができなくなったと認められるとき。</p> <p>第2項 知事は、前項に規定する場合のほか、奨学資金の貸付を受けた者（父母と同居している場合には、その者の属する世帯）が、次の各号のいずれかに該当することにより、奨学資金の返還が著しく困難であると認められるときは、その者の申請により、貸付した奨学資金の額の20分の5を限度として、当該年度以後5年度以内の年度分の奨学資金の返還の債務を免除することができる。ただし、奨学資金の貸付を受けた者がその父母と同居していない場合で、その者が被扶養者（主として他人の収入により生計を維持する者をいう。）であり、かつ、その父母が次の各号のいずれかに該当することにより奨学資金の返還が著しく困難であると認められるときは、その父母の申請により、奨学資金の返還の債務を免除することができる。</p> <p>① 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けているとき。</p> <p>② 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の所得割が課せられないとき</p> <p>③ 第1号に規定する場合を除くほか、収入の年額が、生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定した必要の額の1.5倍の範囲内であつて、かつ、著しく生活に困窮していると認められるとき。</p> <p>第3項 前項の規定による免除を受けた者に係る奨学資金の返還の債務の免除の額は、当該年度以後5年度間において、貸付した奨学資金の額の20分の5を超えないことができる。ただし、その者に第1項の規定が適用されることとなったときは、この限りでない。</p>	<p>埼玉県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例</p> <p>第8条 知事は、奨学資金の貸付を受けた者が次の各号の二に該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間、奨学資金の返還の履行を滞りさせることができる。</p> <p>① 高等学校、高等専門学校、短期大学、大学等に在学しているとき。</p> <p>② 災害、監禁、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、奨学資金を返還すべき日に返還することが著しく困難であると認められるとき。</p> <p>第9条 知事は、奨学資金の貸付を受けた者が次の各号の一に該当するときは、奨学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>① 死亡したとき</p> <p>② 心身の著しい障害その他やむを得ない理由により、奨学資金を返還することができなくなったと認められるとき。</p> <p>第2項 知事は、前項に規定する場合のほか、奨学資金の貸付を受けた者（父母と同居している場合には、その者の属する世帯）が、次の各号のいずれかに該当することにより、奨学資金の返還が著しく困難であると認められるときは、その者の申請により、貸付した奨学資金の額の20分の5を限度として、当該年度以後5年度以内の年度分の奨学資金の返還の債務を免除することができる。ただし、奨学資金の貸付を受けた者がその父母と同居していない場合で、その者が被扶養者（主として他人の収入により生計を維持する者をいう。）であり、かつ、その父母が次の各号のいずれかに該当することにより奨学資金の返還が著しく困難であると認められるときは、その父母の申請により、奨学資金の返還の債務を免除することができる。</p> <p>① 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けているとき。</p> <p>② 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の所得割が課せられないとき</p> <p>③ 第1号に規定する場合を除くほか、収入の年額が、生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定した必要の額の1.5倍の範囲内であつて、かつ、著しく生活に困窮していると認められるとき。</p> <p>第3項 前項の規定による免除を受けた者に係る奨学資金の返還の債務の免除の額は、当該年度以後5年度間において、貸付した奨学資金の額の20分の5を超えないことができる。ただし、その者に第1項の規定が適用されることとなったときは、この限りでない。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(ウ) 督促等の手続

督促状の送付、訪問、免除手続、所在不明者に対しては、住民票の取得等による転居先の確認、分割納付の提案等が個々の案件ごとに選択実行されている。  
平成19年度末時点の延滞債権15件につき、管理状況を記録した書類を閲覧した。



サンゾリングの結果は、以下のとおりである。

- ① 父母でない連帯保証人に対して、督促等の接触を一切していないもの、4件。
- ② 訪問時不在や、面談に応じなかったもの、3件
- ③ 返済義務のない給付金と誤認していたもの、1件
- ④ 父母等が奨学生本人に事情を知らせないまま手続を行い、奨学生本人が借入の事実を認識していないもの、2件  
なお、件数は延件数である。

また、父母以外の連帯保証人については、所得証明を取得していない。条例上、免除の要件に連帯保証人の収入は関係しないため、との説明を受けたが、制度として連帯保証人を設ける意味が希薄となっている。

#### 【意見45】 滞納者への督促の継続を

滞納者への督促手続きにおいての県の対応は、回収に向けての努力は感じられるが、延滞者への督促及び回収の成果は充分とは言えない。特に、父母以外の連帯保証人に対し、接触していない点は、問題である。

他の奨学金制度の例を挙げると、連帯保証人に迷惑をかける可能性を明示することにより、返済の努力を促すことができたケースもあるので、接触の努力が望まれるところである。

国から移管された事業で、当初給付金制度であったところが、途中から貸付金制度に変更された経緯があり、返済義務への認識や抵抗が借受人側に存在する場合もあるが、きちんと返済している借受人との不公平が生じてはならない。免除の手続きは、厳格に行い、返済能力のある借受人には、返済を促す努力が今後必要である。

#### 4 (財) 埼玉県埋蔵文化財調査事業団貸付金

##### (1) 貸付金の推移

(財) 埼玉県埋蔵文化財調査事業団貸付金の平成19年度を含む過去5年間の残高は、次のとおりである。

年度	返済額	残高
H15年	11,500	80,500
H16年	11,500	69,000
H17年	11,500	57,500
H18年	17,553	39,946
H19年	9,986	29,959

(単位：千円)

(県作成資料より)

##### (2) 制度の目的

この貸付金制度は、県の100%出資法人である(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団において、当該事業団が大里村(現熊谷市)の占有面積635.66㎡の建物施設の他に、旧大宮市内に整理事務所を確保するため、新幹線高架下施設(建物面積588.2㎡)を埼玉新都市交通(株)から賃借し、敷金・保証金を支払う資金として県が融資したものである。

##### (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

この制度の関係法令等は、以下のとおりである。

- ・(財) 埼玉県埋蔵文化財調査事業団に対する貸付要項

##### (4) 制度の仕組

###### ① 貸付対象

(財) 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

###### ② 貸付条件

平成2年度に58百万円、平成3年度に57百万円、合計115百万円を無利息で貸し付けている。当初の契約では、平成13年度から平成22年度の各年度10分割で、1回11,500千円を返還することとしていた。

その後、平成18年3月に契約を変更し、敷金分の15,134千円の残額が一括返還されたので、平成19年度以降は、各年度9,986,600円を返還することになった。



## ⑤(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団の事業量の年度別推移 (単位:千円)

年度	発掘調査			整理・報告書作成			その他		合計
	契約 件数	遺跡 数	調査面積 (㎡)	契約 件数	金額	金額	金額	金額	
S65	13	26	170,010	5	77,311			481,238	
S66	16	31	140,510	11	124,591			876,408	
S67	12	27	206,470	13	217,321			955,962	
S68	16	33	288,980	11	236,104			954,745	
S69	14	23	173,048	13	245,425			854,211	
S60	14	22	164,020	11	238,972			878,983	
S61	12	19	206,300	7	153,942			976,695	
S62	12	24	212,990	9	197,934			870,382	
S63	18	33	221,280	14	257,936			1,066,186	
H1	16	39	429,185	12	270,249			1,502,112	
H2	21	50	328,820	13	307,863			1,451,569	
H3	20	37	255,050	16	382,754			1,525,017	
H4	20	41	163,340	11	461,890			1,536,571	
H5	15	38	215,800	15	439,045			1,613,601	
H6	26	35	267,525	14	452,355			1,839,925	
H7	25	34	246,153	16	457,874			1,713,417	
H8	23	35	159,230	16	473,540			1,563,864	
H9	23	30	134,678	16	531,342			1,558,744	
H10	26	33	101,970	28	503,643			1,384,388	
H11	17	21	137,443	25	429,638			57,206	
H12	16	21	107,781	18	339,275			55,966	
H13	18	29	92,042	17	344,951			1,011,618	
H14	19	25	54,020	16	555,435			56,258	
H15	15	18	46,273	15	581,044			1,166,515	
H16	14	18	54,255	17	565,911			1,197,790	
H17	16	27	83,333	22	371,673			1,054,322	
H18	17	21	82,776	17	347,704			58,781	
H19	12	20	84,541	12	289,339			58,179	
合計	486	810	4,827,823	410	9,855,064			1,019,095	
								33,502,810	

(県作成資料より)

## 【意見46】借受人側の随意契約の検討資料となる書類保管の必要性

埋蔵文化財の整理場所を確保するために、これほど多額の資金を使う必要があったのか、大里村(現熊谷市)の施設で十分ではなかったのかという視点で監査手続きを実施したところ、県の説明は以下のとおりであった。

従来利用していた県立大宮工業高校跡地が使用できなくなり、県南地域の発掘調査に係る整理作業を行う技術を行える人員確保と作業効率のためには、県南の広い場所を確保する必要があり、代替地としては、他に適当な施設がなかったとのことである。

確かに、(7)⑤のとおり、平成2年以降、事業量は拡大しており、当時の整理作業をこなしていくためには、大里村の施設のみでは、容量的に施設が足りない状況であったという事情は、納得できる。しかし、他の施設と比較し、検討した書類は残っていない。新幹線高架下の建物の工事には多大なコストがかかり、費用対効果の検討が充分であったかどうかは、確認できなかった。正当な手続きでなされた随意契約であるからには、その正当性を示す十分な根拠書類の保存が必要と考える。このケースは、借受人側の随意契約であるが、借受人は県の100%出資法人であるから、県と同等の文書保存のルールをもって管理するべきではないかと思われる。

なお、現在は、(7)⑥のとおり事業量が減少したため、高架下施設は閉鎖して、文化財の整理場所は熊谷市のみとなり、(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団の退去後は、当該施設はトランクルームに改装され、不特定多数の第三者に対して貸し付けられている。

## 第1章 包括外部監査の概要

## 第1 監査の種類

地方自治法第282条の37第1項及び第2項の規定に基づく包括外部監査

## 第2 選定した特定の事件(テーマ)

損失補償・債務保証に係る財務事務の執行について

## 第3 特定の事件(テーマ)を選定した理由

埼玉県(以下「県」という。)は、貸付金という直接金融の手段に加えて、損失補償・債務保証という形で出資団体や民間企業等の資金調達の支援を行っている。すなわち、出資団体が金融機関から事業資金を調達する際に損失補償をし、あるいは、民間企業が金融機関から借入を行う際に埼玉県信用保証協会から保証を受けることがあるが、その再保証という形で損失補償をしている。その他、制度融資に係る金融機関の貸付に係る損失補償をしている。その総額は、平成18年度末において、153,371百万円(地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務を除く。)となっている。

金融機関が貸付金を回収できない状況になると、県は、金融機関から損失補償・債務保証の履行として回収不能額の支払を求められることとなる。この損失補償・債務保証の履行は、県民の税金投入による形でなされる。かかる損失補償・債務保証が適正になされ、またその額の削減のための施策が適切になされているかを検討することは、県費の投入の観点から意義のあることであると考ええる。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行が平成21年度と目前に迫り、損失補償・債務保証の金額は将来負担比率の算定に当たり、その構成要素をなすものである。

県における損失補償・債務保証とそれらの履行の状況を明らかにし、損失補償・債務保証が政策目的の達成のため有効になされているかを検討することは意義のあることであると考え、監査テーマとして選定した。

## 第4 監査の対象機関

監査の対象とした部局は、以下のとおりである。(債務保証(補償)のない県民生活部、危機管理防災部、企業局、病院局を除いて、全て対象としている。)

知事部局	
企画財政部、総務部、環境部、福祉部、保健医療部	
産業労働部、農林部、県土整備部、都市整備部	
教育委員会	
教育局	
補償(保証)の対象	
埼玉高速鉄道(株)、(財)埼玉県中小企業振興公社	
埼玉県信用保証協会、(社)埼玉県農林公社、埼玉県土地開発公社	
埼玉県道路公社、(財)埼玉県河川公社、埼玉県住宅供給公社	

## 第5 外部監査の方法

## 1. 監査の着眼点

- ① 各々の損失補償・債務保証制度は、政策目的を達成するために有効に機能しているか。
- ② 損失補償・債務保証手続は、法令及び要綱等に従って適正に行われているか。
- ③ 保証先に対する情報が適切に入手され、保証先の管理に活用されているか。
- ④ 履行債務の管理は適正になされているか。
- ⑤ 損失補償額削減のための施策が適切になされているか。
- ⑥ 損失補償・債務保証の開示は適切になされているか。
- ⑦ 効率的、経済性及び有効性の観点から見直すべきものはないか。

## 2. 監査の主な手続

監査の着眼点に沿って、具体的には以下の手続を実施した。

- ① 諸規程、要綱、決算書、予算書、丁事契約書、業務委託契約書、積算資料、会計帳簿・台帳その他必要書類の閲覧
- ② 関係者(担当職員等)への質問

- ③請求書、領収書等、証憑書類との照合
- ④現地視察
- ⑤その他必要と認めた手続

## 第6 監査の実施期間と監査の対象年度

### 1. 監査の実施期間

自平成20年7月10日 至平成21年2月24日

### 2. 監査の対象年度

原則として、平成19年度の執行分を対象として、必要に応じて過年度執行分に遡及した。

## 第7 監査従事者

包括外部監査人	公認会計士		
佐野勝正	公認会計士		
包括外部監査人補助者			
小山 彰	公認会計士	金井千尋	公認会計士
佐久間仁志	公認会計士	河合明弘	公認会計士
土屋文実男	公認会計士	池田博行	公認会計士

## 第8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、県と包括外部監査人(包括外部監査人補助者を含む。)との間には地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2章 監査対象の概要

### 第1 損失補償・債務保証制度の意義

県における損失補償又は債務保証は、出資団体等の保証先が事業遂行に際し、金融機関からの資金調達の便宜を図るため、あるいは県の制度融資の一環として、保証先が被る事業損失に対し一定の範囲内で損失補償を行うことにより、中小企業等の円滑な資金調達を図り、中小企業等の事業運営の安定化と雇用の確保を図る等の政策を実現していく機能を有している。

特に、監査を行った平成20年度は、アメリカ合衆国のサブプライム問題を震源とする金融不安により、100年に一度とも形容されるような世界的な経済の混沌と停滞が始まった年でもある。

我が国においても例外ではなく、とりわけ景気の落ち込みの影響を受ける中小企業に対し、国の100%保証によるセーフティネット保証制度(中小企業信用保険法第2条第4項)が実施されている。

県においては、こうした信用保証制度の速やかな実行を確実なものとしていくことが求められている。県の経済の一翼を担っている中小企業者に対し、機動的かつ効果的な信用創造と信用保証制度の維持が県の大きな役割の一つと考える。

なお、保証(損失補償)対象としては、埼玉県高速鉄道(株)等の出資団体、埼玉県信用保証協会等がある。

第2 損失補償・債務保証の推移

1 埼玉県の状況

県における平成19年度を含む最近3年間の損失補償・債務保証の推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

年度	金額
H17年	154,905,389
H18年	153,371,503
H19年	154,855,859

なお、全国ベースでの比較については、次の理由で行っていない。

損失補償あるいは債務保証は債務負担行為として地方公共団体では認識されるが、その金額は債務負担行為限度額として議会で承認を受けることになる。債務負担行為限度額であるということは、財政年度末で負うべき偶発債務の極度額を示しており、各年度末で負わなければならない偶発債務金額を意味するものではない。

全国ベースでの債務負担行為の状況を表す資料としては、『平成18年度都道府県決算状況調査』平成20年2月』があるが、債務負担行為限度額を開示するものであり、1埼玉県の状況に示した数字と概念が異なることから、記載を行っていない。

2 監査対象部局の損失補償・保証債務の状況

平成19年度末における全部局の損失補償・保証債務の状況は、以下のとおりである。

名称	部局	担当課	H19年度損失補償金額(千円)
埼玉高速鉄道(株)借入金損失補償	企画財政	交通政策課	64,558,241
私立学校復興資金融資損失補償	総務	学事課	187,457
青空再生低公害車導入資金損失補償	環境	青空再生課	1,151,684
民間社会福祉施設整備促進事業損失補償	福祉	社会福祉課	5,261,525
社会福祉施設経営安定化融資事業損失補償	福祉	高齢者福祉課	27,500
特別養護老人ホーム等整備支援融資事業損失補償	福祉	高齢者福祉課	14,738,775
介護サービス振興支援融資損失補償	福祉	介護保険課	65,846
血液センター建設費補助	保健医療	薬務課	218,523
埼玉県火災共済協同組合共済会支払い資金貸付金補償	産業労働	産業労働政策課	400,000
地城中核企業・ベンチャー企業投資育成事業に係る損失補償	産業労働	企業誘致・経営支援課	499,121
小規模事業資金損失補償	産業労働	金融課	11,011,529
無担保無保証人資金損失補償	産業労働	金融課	190,794
起業家育成資金損失補償	産業労働	金融課	2,298,164
経営安定資金損失補償	産業労働	金融課	851,163
経営支援特別融資損失補償	産業労働	金融課	4,422,355
経営支援緊急融資損失補償	産業労働	金融課	766,197
新技術開発支援資金損失補償	産業労働	金融課	2,625
事業開始支援資金損失補償	産業労働	金融課	24,934
企業・ベンチャー資金損失補償	産業労働	金融課	5,814,020
事業資金損失補償	産業労働	金融課	8,566,976
魅力ある産業造り資金損失補償	産業労働	金融課	3,693
企業活力強化資金損失補償	産業労働	金融課	339,311
企業再生資金損失補償	産業労働	金融課	266,077
小規模企業者等設備導入資金損失補償	産業労働	金融課	38,376
勤労者支援資金損失補償	産業労働	勤労者福祉課	225,721
農業災害復旧経営資金損失補償	農林	農業支援課	2,000
埼玉県森林公社造林資金損失補償	農林	森づくり課	3,655,714
埼玉県農林公社造林資金等損失補償	農林	森づくり課	5,805,310
農地保有合理化事業資金損失補償	農林	農地活用推進室	148,996
土地開発公社借入金債務保証	農林	用地課	8,083,944
有料道路整備貸付金債務保証(国)	県土整備	道路政策課	9,977,055
有料道路整備貸付金債務保証(公営企業金融公庫)	県土整備	道路政策課	3,226,038
有料道路整備貸付金債務保証(民間)	県土整備	道路政策課	327,215
河川公社借入金損失補償	県土整備	河川砂防課	173,290
平成14年度積立分譲住宅等建設資金損失補償	都市整備	住宅課	194,016
埼玉県住宅供給公社借入金損失補償	都市整備	住宅課	14,684
埼玉県高等学校等奨学金損失補償	教育局	財務課	1,319,990
計			154,855,859



第3 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

1 財政の健全化に関する法律の概要

平成18年7月に閣議決定された「骨太の方針2006」の中で、地方公共団体の「再建法制の適切な見直し」が明記され、この方針を受けて、同年8月に総務省に「新しい地方財政再生制度研究会」が設けられ、現行制度の問題が検討された。同研究会は、同年12月に、研究会報告として課題を次の4つに整理し公表している。

- ①各団体において、常日頃から、早期是正・再生という観点を念頭に置いた分かりやすい財政情報の開示がなされていない。また、財政指標及びその算定基礎の客観性・正確性等を担保する手段が十分でない。
- ②再建団体の基準しかなく、早期に是正を促していく機能がない。このため、本来早期に財政の健全化に取り組むことにより対処すべきものが、事態が深刻化し、結果的に長期間にわたる再建に陥ってしまうかねない。また、このことにより、最終的に住民に過大な負担を求めることになりかねない。
- ③実質収支(赤字)比率のみを再建団体の基準に使っているため、例えば実質公債費比率等の指標が悪化した団体や、ストックベースの財政状況に課題がある団体が対象にならない。また、主として普通会計のみを対象とし、公営企業や、地方公社等との関係が考慮されていない。
- ④再建を促進するための仕組みが限定的である。

このように課題を明示、地方自治体の財政破綻を事前に予防するための制度、財政の透明化、早期健全化に向けてのルールづくりが必要であることが提言された。

続く平成19年3月に北海道の夕張市が地方財政再建促進特別措置法に則った財政再建団体として指定され、夕張市民に更なる財政負担を強いる、病院の閉鎖等住民サービスの低下を招くなど地方財政再建促進特別措置法の欠陥が明らかとなった。

こうした背景により、破綻に至る前の段階で早期是正できる仕組みを創設する地方公共団体財政健全化法案が平成19年3月にまとめられ、平成19年6月22日に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「財政健全化法」という。)として公布されるに至った。

続いて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令が平成19年12月28日に公布され、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則が平成20年2月5日に公布された。

法令の施行日は平成21年4月1日であるが、財政指標の公表等に係る規定については平成20年4月1日から施行されている。これに伴い、平成20年度から前年度の決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率(公営企業に係る会計に適用)が公表され、平成21年度から計画策定義務に該当する団体は財政健全化計画・財政策定計画の策定(公営企業は経営健全化計画の策定)が義務付けられることになった。

財政健全化法の詳細はここでは省略するが、財政健全化法第3条第1項及び第22条第1項の規定で、公営企業会計を除く決算で健全化判断比率を、公営企業会計では資金不足比率を算出し、監査委員の審査に付し議会に報告し公表することを義務付けている。総務省が公表した資料をもとに、比率を示すと以下のようなになる。

①実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}^1}$$

・一般会計等の実質赤字額：…般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

・実質赤字の額：繰上充当額十(支払繰延額十事業繰越額)

②連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金剰額を生じた会計の資金の剰額の合計額

③実質公債費比率(3カ年平均)

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模-(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

1「標準財政規模」は、地方財政法の第5条の4第1項第2号に「標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額」と規定され、地方財政施行令第13条において標準財政規模の算定方法が規定されている。

すなわち、「地方交付税法第10条の規定により算定した普通交付税の額、同法第14条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した地方道路譲与税、石炭ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該地方道路譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額」と規定されている。なお、臨時財政対策債発行額も標準財政規模に含まれることになっている。

- ・ 元利償還金：イからホまでの合計額
- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たり元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰入金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

④将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額一(充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高に係る標準財政規模一(元利償還金・元利償還金に係る基礎財政需要額算入額))}}{\text{基準財政需要額算入見込額}}$$

・ 将来負担額：イからホまでの合計額

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

⑤資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・ 資金の不足額：

資金の不足額(法適用企業) = (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産)-解消可能資金不足額  
 資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充当額+支払繰延額+事業繰延額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高)-解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事

情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

・ 事業の規模

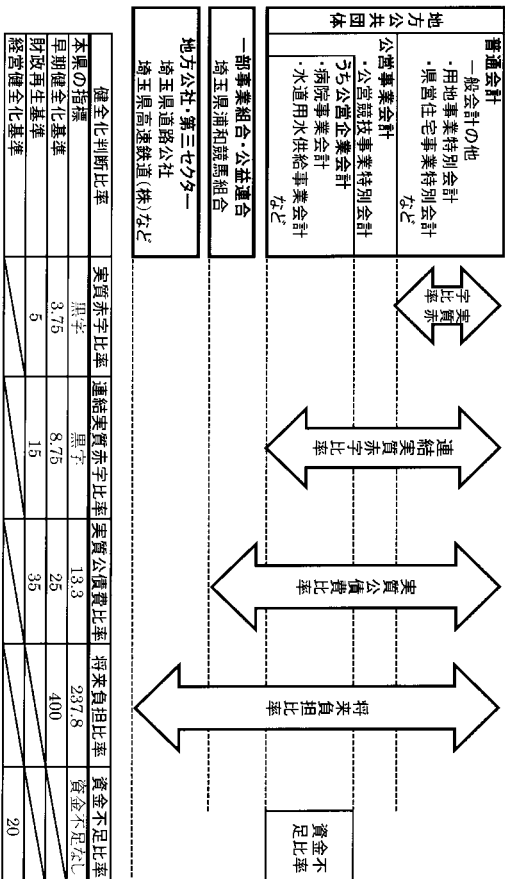
※宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定に関する特例がある。  
 事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額-受託し事収益の額  
 事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額-受託し事収益に相当する収入の額

※指定管理者制度(利用料余制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経済のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

2 埼玉県の健全化判断比率等の概要

平成19年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づく健全化判断比率等は、次のとおりである。県の比率はいずれも早期に健全化を図ることとされている基準を下回っているが、将来負担比率において、後述する埼玉高速鉄道(株)と埼玉県農林公社が、経営検討委員会(仮称)を設けて、「改革プラン」を策定するものとされる、損失補償債務等負担見込額における評価がB評価以下となっている(注を参照されたい)。



(注) 平成20年3月19日に総務省から発表された、「損失補償債務等評価基準(告示案)及び留意事項(案)の概要」の「第1. 地方公共団体の財政的援助を受ける出資法人等の債務に対する損失補償債務等負担見込額の算定基準」に記載されている評価の考え方である。

1. 地方公共団体の法人への財政的援助として金融機関等からの借入に対し、地方公共団体が損失補償契約を締結している場合の損失補償債務等負担見込額は、(1)又は(2)のいずれかの方法によって算定するものとする。

(1) 標準評価方式

①財務諸表評価方式(公表された財務諸表等から債務者区分等を判定する方法)

②外形事象評価方式(経済的取引や出資地方公共団体の支援等の事象から判定する方法)

③格付機関の格付け等の専門の第三者の評価から判定する方法

(2) 個別評価方式

①資産債務個別評価方式

②経営計画個別評価方式

③損失補償付債務償還費補助方式

2. 標準評価方式は、地方公共団体が損失補償を付した法人に対する金融機関等からの融資(以下「損失補償付債務」という。)を次の5段階に区分し、当該損失補償を付している借入金等の額に、それぞれの区分ごとの損失補償債務算入率以上の率を乗じて付した額を損失補償債務等負担見込額とする。

A 正常償還見込債務(10%以上)

○当該法人の収益(地方公共団体からの補助金を除く。)で、損失補償付債務を償還できる見込みの債務

B 地方団体要関与債務(30%以上)

○経常損益が赤字である等財務内容等に注意を要する法人に対する損失補償付債務

○損失補償付債務の償還に定率ではあるが一定の地方公共団体が負担が予定され又は見込まれている債務

C 地方団体要支援債務(50%以上)

○繰越欠損金を持つ等財務内容等から地方公共団体が今後、一定の追加支援を要すると見込まれる法人に対する損失補償付債務

○損失補償付債務の償還に、1/2程度の地方公共団体が負担が予定され又は見込まれている債務

D 地方団体実質管理債務(70%以上)

○経営難の状態にあり、財務内容等から地方公共団体の相当程度の今後の追加支援を要すると見込まれる法人に対する損失補償付債務

○損失補償付債務の償還に、70%程度の地方公共団体が負担が予定され又は見込まれてい

る債務

B 地方団体実質負担債務(90%以上)

○実質的に経営破綻している法人に対する損失補償付債務

○損失補償付債務の償還のほぼ全額程度の地方公共団体が負担が予定され又は見込まれている債務

第3章 監査の結果と意見

1 監査の結果と意見(総括)

第1 指摘事項と意見の総括

損失補償あるいは債務保証に係る財務事務の執行について、監査した結果を取りまとめたのが次の表である。なお、指摘と意見には、テーブル1とテーブル2を通じて、通しの番号を付している。

部	課名	損失補償(債務保証)	指摘	意見	
企画財政部	交通政策課	埼玉高速鉄道(株)借入金損失補償	—	2	
総務部	学事課	私立学校振興資金融資損失補償	—	—	
環境部	青空再生課	青空再生低公害車導入資金損失補償	—	2	
福祉部	高齢者福祉課	社会福祉施設経営安定化融資事業損失補償	—	1	
		特別養護老人ホーム等整備支援融資事業損失補償	—	1	
	社会福祉課	民間社会福祉施設整備促進事業損失補償	3	1	
		介護サービス振興支援融資損失補償	—	1	
		介護保険課	日本赤十字社埼玉支部血液センター建設借入金補償	—	1
保健医療部	業務課	小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る損失補償	—	—	
産業労働部	金融課	埼玉県信用保証協会との損失補償契約	—	2	
		企業誘致・経営支援課	地域中核企業事業投資育成事業・ベンチャー企業投資育成事業への貸付事業に係る損失補償	—	1
		産業労働政策課	埼玉県火災共済協同組合共済金支払資金貸付金補償	—	—
		勤労者福祉課	埼玉県勤労者支援資金損失補償	—	1
農林部	森づくり課	農林公社造林資金損失補償	—	—	
		農地活用推進室	農地保有合理化事業資金損失補償	—	1
		農業支援課	農業災害復旧経営資金損失補償	—	—
		道路政策課	有料道路整備貸付金債務保証	—	1
		川地課	土地開発公社借入金債務保証	—	—
都市整備部	住宅課	河川公社借入金損失補償	—	—	
		平成14年度積立分譲住宅等建設資金損失補償	—	—	
教育局	財務課	埼玉県住宅供給公社借入金損失補償	—	—	
		埼玉県高等学校等奨学金事業貸付金損失補償	—	1	
埼玉県信用保証協会	合 計		3	19	

第2 まとめと課題

今年度の監査を通じて、今後の事務改善のために要望したいことは、以下のとおりである。

(1) 出資法人等への対応について

損失補償(あるいは保証債務)は、財政健全化比率の将来負担比率の構成要素であり、比率算定に影響するものである。今年度の監査においては、県が出資(あるいは出借)している埼玉高速鉄道(株)、埼玉県農林公社及び埼玉県河川公社の金融機関からの借入に対する県の損失補償と、埼玉県土地開発公社、埼玉県道路公社の金融機関からの借入に対する県の保証についても、監査の対象にしている。

これらの法人は、県からの出資等の形態は異なるにしても、県の行政の一翼を担い、また、県と人的な結びつきも深い法人である。県の行政の一翼を担う法人であるが故に、純粹の民間企業のように、社会貢献を図りながらも利益確保を図り、出資者へ配当を行っていく観点のみから事業を行っているわけではなく、採算に乗らない事業でも、公益性の観点から事業を行っていくことになる。それだからこそ、法人の財政状態の悪化もあるわけであり、県として、法人の事業運営が、公益性の確保を図りながら、効果的かつ効率的に行われているか指導監督していくとともに、法人の財政状態に気配りしての政策的展開が必要と考える。

本来であれば、県の財政状況が厳しさを増す中で、新たな資金負担を行うことは、県の財政状態の悪化につながることはあるが、現実的な問題として、公的負担がなければ、法人の存続は難しいと考える。

限りある歳入を前提にすれば、県民の理解を得て、法人への公的負担のあり方を示し、資金負担の平準化をも図りながら、行政を進めることが必要と考える。

(2) 制度融資に関して

景気の悪化・低迷期においては、県の中小企業への支援は益々重みを増すと思われる。県の機動的かつ効果的な施策が望まれるところである。

県が埼玉県信用保証協会に対し損失補償を行うことにより、平成19年度は約8億円の損失補償で、中小企業は金融機関から約2,775億円の資金調達が可能となった。

サブプライム問題を起因として、ここしばらく世界的な景気の悪化・低迷状態が継続するものと思われる。大企業に比し資金調達力の劣る中小企業は、景気悪化による仕手量の大幅な減少もあって、資金繰りは緊急性を増しているが、反面、金融機関においては貸倒リスクが高まるわけであり、資金調達での困難の度合いを深めている。こうした状況下においては、信用保証制度の役割が高まっていくとの認識は、誰も異論がなからう。

反面、景気低迷による歳入減と緊急経済対策等による歳出増で、県の財政余力にも限界があることも、また、事実である。限られた財源の中で、金融機関による中小企業への機動的な資金供給をサポートしていく、シノブムカフ利便性に富む制度の構築が望まれるところである。

信用保証制度は、元々信用力の劣る中小企業が、一定の保証料を負担することにより、金融機関が信用保証協会の保証を得て融資を行うものであり、信用保証協会は、株式会社日本政策金融公庫(旧 中小企業金融公庫)と保険契約を締結し、保険料を支払うが、代弁済額の内、一定の割合の金額を株式会社日本政策金融公庫から保険金として受領することにより発生する損失リスクを回避している。

県も制度融資を行うに当たり、この仕組みに乗っけているわけであるが、中小企業から別途保証料を受け取っているわけではなく、県の政策実現の観点から制度融資に取り組み、埼玉県信用保証協会が負担した代弁済額の一部負担を行っている。

県費投入は、金額が少額であることは望ましいことではあるが、県費の投入により、中小企業がどれだけ資金調達を行うことができたのか、事業の立ち上げから企業の発展までつなげることができたのか、窮状を救い立ち直りのきっかけとなったのか、県費を投ずるにしても、経済効果が期待できる県費投入であるべきである。

そのためには、指導監督に当たり、第一義的には、埼玉県信用保証協会が中小企業の資金調達に迅速的な対応をしているか情報把握に努めることが重要であるが、埼玉県信用保証協会が保証実行した中小企業が、直に経営破綻したのでは、政策が効果的に行われているとはいえないわけであり、埼玉県信用保証協会が保証を行うに当たり審査が十分なされていたかについても留意していくべきである。また、代弁済債権の回収への取り組みにも、視点を注ぐべきである。

### (3) 損失補償の発生に備えての対応について

県は、(1)と(2)に記載した損失補償(あるいは保証債務)を除いて、これまで金融機関等の求めに応じ、損失補償を行うような事態に至ってはいなかったのは事実である。ただし、このことが、今後も損失補償の発生はないと信ずることにつながらない。金融機関は、信用リスクがあると考えるから、県に損失補償を求めらるのであって、損失補償のリスクはあるのである。

なかでも、「埼玉県高等学校等奨学金損失補償」は、平成19年度から、県が奨学金を直接貸与する方式から、金融機関が奨学金を貸与、それに対して県が損失補償する制度に変更されたものであって、「埼玉県高等学校等奨学金事業貸付金」で滞留債権が増加することの懸念が、そのまま当てはまると考える。

第一義的には債権の回収は金融機関が負うが、一定の期間内に返済が行われない場合には、貸付元本の内未回収額を県が損失補償することになる。新制度発足まもなく補償の実行はないが、早晚求償債権の管理が必要な事態となることが予想される。

損失補償はないことが望ましいことであるが、損失補償の発生に備えて対応を講ずることが必要と考える。

### (4) 損失補償等の残高金額の把握について

監査に当たり、損失補償等のデータは決算統計の債務負担行為等のデータを参照した。決算統計の債務負担行為限度額は、当該年度中の限度額を示すものであるが、監査においては、年度末における損失補償等に係る金額を把握するため、損失補償等の平成19年度を含む過去3期間の年度末残高の再確認を依頼したところ、決算統計と異なる多くの損失補償等の金額修正があった。金額の確定時に補償の対象としていた借入金返済が反映されていなかった、金融機関からの融資実行報告が遅れ反映できなかった等、それぞれ理由はあるが、財政健全化法における将来負担比率の算出に影響するものである。

平成18年度については、調査前の金額は165,209百万円であったのに、調査後の金額は153,371百万円で11,838百万円の差が生じている。損失補償等の残高金額の数字把握の精度を上げるための対策をとるべきである。

### (5) 文書管理について

第1テーマの「貸付金に係る財務事務の執行について」の「1 監査の結果と意見(総括)第2まとめと課題」として、「(1)研修会の実施について」の①で文書管理の問題点を記載したが、損失補償においても課題が生じている。研修会の実施が、貸付金同様に必要な。



II 監査の結果と意見(個別)

第1 企画財政部

1 埼玉高速鉄道(株) 借入金損失補償

(1) 損失補償額の推移

埼玉高速鉄道株式会社(以下「埼玉高速鉄道」という。)に対する借入金損失補償限度額の平成19年度を含む過去3年間の実績と残高は、次のとおりである。

年度	債務負担行為限度額	3市損失補償分	損失補償潜在額
	(A)	(B)	(A)-(B)
H17年	60,882,043	7,059,666	53,822,377
H18年	62,910,357	8,393,000	54,517,357
H19年	64,558,241	9,523,833	55,034,408

(単位：千円)

(2) 制度の目的

埼玉高速鉄道株式会社借入金に対する損失補償は、以下に示すように、2つの制度がある。

①建設資金に係る損失補償

埼玉高速鉄道建設費の見直しに伴い、埼玉高速鉄道は市中金融機関等から長期借入を実施することにしたが、厳しい金融情勢下において、金融機関としては国際決済銀行(BIS)による自己資本比率規制の厳守が重要な経営課題となったことから、融資の条件として県に損失補償を行うことを求めてきた。損失補償を実施しない場合、長期借入が困難となるとともに、事業全体の進捗にも影響を及ぼしかねないため、県と金融機関との間において、損失補償契約を締結したものである。損失補償は、借入元本及びこれに対する支払利息が対象となっている。

埼玉高速鉄道建設事業費2,587億円の資金調達のうち、平成10年度から12年度の市中金融機関および日本政策投資銀行からの借入に對しての損失補償であり、政策投資銀行借入239.5億円のうち67億円を除く172.25億円、市中銀行借入260.3億円に對して元本及び支払利息の損失補償をしている。県の損失補償対象借入金は、平成20年3月31日現在で、政策投資銀行に對するものが、123.2億円、市中銀行に對するものが、236.6億円、合計359.8億円である(次表参照)。

政策投資銀行借入

借入年度	借入額(千円)	県の損失補償対象債務か否か	H20/31 借入金残高(千円)	損失補償対象債務のH20/31残高(千円)
H8年	1,300,000	否	887,900	—
H9年	5,400,000	否	3,951,300	—
H10年	7,900,000	対象分	5,780,300	5,780,300
H11年	7,000,000	対象分	4,800,000	4,800,000
H12年	2,350,000	対象分	1,745,200	1,745,200
合計	23,950,000		17,164,700	12,325,500

市中金融機関借入

借入年度	借入額(千円)	県の損失補償対象債務か否か	H20/31 借入金残高(千円)	損失補償対象債務のH20/31残高(千円)
H10年	7,000,000	対象分	7,000,000	7,000,000
H11年	6,000,000	対象分	5,269,555	5,269,555
H12年	13,030,000	対象分	11,391,686	11,391,686
合計	26,030,000		23,661,241	23,661,241

損失補償の対象となる建設資金借入金と損失補償潜在額 (単位：百万円)

年度	返済金額	借入残高	損失補償潜在額	年度	返済金額	借入残高	損失補償潜在額
H10年	—	14,900	14,900	H27年	1,745	1,745	22,031
H11年	—	27,900	27,900	H28年	1,745	1,745	20,286
H12年	—	43,280	43,280	H29年	1,745	1,745	18,542
H13年	—	43,280	43,280	H30年	1,745	1,745	16,797
H14年	393	42,887	42,887	H31年	1,694	1,694	15,103
H15年	853	42,035	42,035	H32年	1,616	1,616	13,487
H16年	970	41,065	41,065	H33年	1,385	1,385	12,102
H17年	1,362	39,703	39,703	H34年	1,735	1,735	10,367
H18年	1,971	37,732	37,732	H35年	1,350	1,350	9,017
H19年	1,745	35,987	35,987	H36年	1,350	1,350	7,667
H20年	1,744	34,244	34,244	H37年	1,350	1,350	6,317
H21年	1,745	32,499	32,499	H38年	1,350	1,350	4,967
H22年	1,745	30,754	30,754	H39年	1,350	1,350	3,617
H23年	1,745	29,009	29,009	H40年	1,350	1,350	2,267
H24年	1,745	27,265	27,265	H41年	1,350	1,350	917
H25年	1,744	25,521	25,521	H42年	650	650	267
H26年	1,745	23,776	23,776	H43年	267	267	—



②P線償還資金に対する損失補償

埼玉高速鉄道は、平成13年3月27日に独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(簡便時 日本鉄道建設公団。以下同じ。)から、鳩ヶ谷駅～浦和美園駅の鉄道区間(P線区間)の鉄道施設の譲渡を受け、同機構に対して、その購入価格約881億円を平成13年度から25年間にわたって償還していくことになっている。

埼玉高速鉄道は、当分の間、その償還資金が不足するため、市中金融機関に融資団の結成を依頼して、継続的に借入を行っていく事態が生じた。前述したように、金融情勢は激しく、金融機関側からは、融資団の結成には県の損失補償は不可欠であり、加えて、県及び沿線市の支援姿勢を明確に表す具体的な支援策が必要である旨の申し入れを受け、金融機関からの資金調達を可能にするため、沿線3市(川口市、さいたま市及び鳩ヶ谷市)と協力して支援策を講じたものである(下記「埼玉高速鉄道側に対する財政支援について」参照。)

損失補償は、下記の図のように、沿線3市と協調して行い、「県：川口市：さいたま市：鳩ヶ谷市=10:3:1:1」という負担関係で行っている。

(埼玉高速鉄道側に対する財政支援について)  
埼玉高速鉄道の経営の安定化と安全・確実な輸送サービスの提供を保障するため、会社の経営基盤の強化(資本の増強)と財務内容の改善を目的として、平成15年度から平成21年度まで7年間、県と沿線3市(川口市、さいたま市及び鳩ヶ谷市)による財政支援が行われており、7年間で追加出資金229億円、追加補助金が78億円、合計307億円の財政援助が実施され、加えて、金融機関からの融資に対する損失補償が行われることになっている。

1)財政支援の目的

- ①経営基盤の強化(資本の増強)
- ②財務内容の改善
  - ・債務超過の回避
  - ・運営資金不足に対する手当て
  - ・損益収支の改善(赤字の縮減)

2)支援策

- ①出資及び補助
- ②金融機関からの借入に対する損失補償

3)埼玉高速鉄道に対する財政支援の7年間計画(単位:億円)

	県	3市	合計
出資	153	76	229
補助	52	26	78
合計	205	102	307

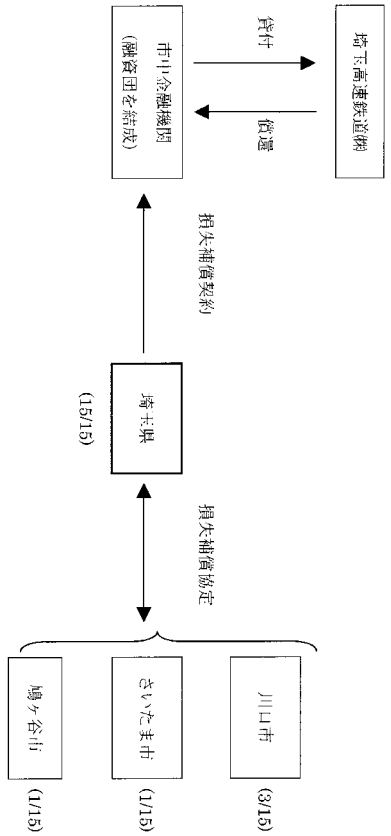
4)平成15年度~平成19年度の財政支援の実績額(単位:百万円)

	県	3市	合計
出資	12,784	6,392	19,176
補助	3,225	1,613	4,838
合計	16,009	8,005	24,014

5)平成20年度~平成21年度の財政支援の計画額(単位:百万円)

	県	3市	合計
出資	2,465	1,233	3,698
補助	1,420	710	2,130
合計	3,885	1,943	5,828

P線償還資金に対する損失補償関係図



(注) ( ) の数値は損失補償負担割合

③P線償還資金損失補償の潜在的リスク

P線購入代金の償還を賄うため調達した市中金融機関(融資団)借入金の返済は、5年期間で以降10年にわたって返済していくことになっている。すなわち、P線の鉄道設備購入代金である25年間償還の長期未払金の返済を長期借入金で賄うため、毎年、長期未払金が長期借入金に変換されていき、40年(長期未払金返済25年+長期借入金返済15年)で実質償還することになる。そしてこの償還資金に係る借入に対して県は3市と共同して、損失補償をしていくことになっている。この損失補償は、借入元本だけでなく支払利息もカバーする。

平成20年3月31日現在、P線償還資金に係る損失補償対象借入金の残高は、次のとおりで、約291億円となっており、県は元本で約190億円の損失補償を負っている。

平成20年3月31日現在のP線償還資金に係る損失補償対象借入金の残高

借入年度	借入額	損失補償対象債務の H20/3/31残高 [A]	県の損失補償債務 H20/3/31残高 [A]×10/15	3市の損失補償債務 H20/3/31残高 [A]×5/15
H13年	4,023,000	3,523,350		
H14年	4,321,000	4,213,150		
H15年	4,329,000	4,329,000		
H16年	4,336,000	4,336,000		
H17年	4,170,000	4,170,000		
H18年	4,000,000	4,000,000		
H19年	4,000,000	4,000,000		
合計	29,179,000	28,571,500	19,047,667	9,523,833

(単位：千円)

今後のP線資金についても、市中金融機関の融資団から借入で調達しなければならぬ。埼玉高速鉄道は、以下の表のようにP線償還資金を調達、償還する計画であり、これに対して県及び3市で損失補償を行っていくかなければならない。県の平成20年以降の潜在的な損失補償リスクは、最大で292億円程度になると予想される(次表のB欄参照)。

P線資金の借入金と損失補償潜在額

(単位：百万円)

年度	P線償還資金借入額	年度償還額	A		B=A×10/15		C=A×5/15	
			P線償還資金借入 未残高	県の損失補償潜在 額	3市の損失補償潜在 額			
H13年	4,023	—	4,023	2,682	1,341			
H14年	4,321	—	8,344	5,563	2,781			
H15年	4,329	—	12,673	8,449	4,224			
H16年	4,336	—	17,009	11,339	5,670			
H17年	4,170	—	21,179	14,119	7,060			
H18年	4,000	—	25,179	16,786	8,393			
H19年	4,000	608	28,572	19,048	9,524			
H20年	4,000	943	31,629	21,086	10,543			
H21年	4,417	1,482	34,563	23,042	11,521			
H22年	4,410	1,907	37,066	24,711	12,355			
H23年	4,406	2,316	39,157	26,105	13,052			
H24年	4,402	2,716	40,843	27,228	13,614			
H25年	4,396	3,116	42,123	28,082	14,041			

H26年	4,392	3,536	42,979	28,652	14,326
H27年	4,387	3,977	43,389	28,926	14,463
H28年	4,383	4,323	43,449	28,966	14,483
H29年	4,377	4,349	43,477	28,984	14,492
H30年	4,370	4,364	43,483	28,989	14,494
H31年	4,366	4,260	43,589	29,060	14,530
H32年	4,360	4,268	43,681	29,121	14,560
H33年	4,355	4,297	43,739	29,160	14,580
H34年	4,350	4,334	43,755	29,170	14,585
H35年	4,343	4,371	43,727	29,152	14,576
H36年	4,338	4,395	43,671	29,114	14,557
H37年	4,263	4,383	43,551	29,034	14,517
H38年	—	4,383	39,167	26,112	13,056
H39年	—	4,374	34,793	23,196	11,598
H40年	—	4,374	30,419	20,280	10,140
H41年	—	4,364	26,056	17,370	8,685
H42年	—	4,360	21,695	14,463	7,232
H43年	—	4,131	17,564	11,710	5,855
H44年	—	3,698	13,867	9,244	4,622
H45年	—	3,254	10,612	7,075	3,537
H46年	—	2,823	7,789	5,193	2,596
H47年	—	2,381	5,408	3,605	1,803
H48年	—	1,951	3,457	2,305	1,152
H49年	—	1,511	1,946	1,297	649
H50年	—	1,079	867	578	289
H51年	—	651	216	144	72
H52年	—	216	—	—	—
	107,494	107,494			

(3) 監査に当たり参照した根拠法令等  
両制度とも要綱なし。損失補償の条件等については、銀行との合意及び議会の議決により決定している。

## (4) 制度の仕組

## ①対象者

(ア) 建設資金に係る損失補償

埼玉高速鉄道の建設資金を融資する中中金融機関及び日本政策投資銀行である。

(イ) P線償還資金に対する損失補償

鳩ヶ谷駅～浦和美園駅間の鉄道区間（P線区間）の購入代金の返済資金を融資する中中金融機関（協調融資団を形成）である。

## ②条件

(ア) 建設資金に係る損失補償

損失補償の期間：平成10年度以降

損失補償限度額：埼玉高速鉄道が、埼玉高速鉄道の建設のために借り入れた資金のうち、回収されない元本及び利子（遅延利子を含む。）について、

最終弁済到来後3か月を経過しても償還できない額

〔補償対象借入金の借入条件〕

i 市中金融機関からの借入

償還条件：20年据置後一括返済等

利率：下記の条件による変動利率

信託銀行に対する利率・・・長期プライムレート

その他の金融機関に対する利率・・・短期プライムレート+0.5%

利払日：9月末及び3月末等

ii 日本政策投資銀行からの借入

償還条件：4年据置20年元金均等返済等

利率：借入日の条件による固定利率

利払日：2月末及び8月末

(イ) P線償還資金に対する損失補償

損失補償の期間：平成13年度以降

損失補償限度額：埼玉高速鉄道株式会社、鳩ヶ谷駅～浦和美園駅間の鉄道区間（P線区間）の購入価格返済のために借入れた資金のうち、回収されな

い元本及び利子（遅延利子を含む。）について、最終弁済到来後3か月を経過しても償還できない額

〔補償対象借入金の借入条件〕

① 市中金融機関からの借入 (のみ)

償還条件：5年据置後10年元金均等返済

利率：変動金利となっており、利払日にその時点での以下の利率を適用する。

信託銀行に対する利率・・・長期プライムレート

その他の金融機関に対する利率・・・短期プライムレート+0.5%

利払日：3月及び9月末日に向こう6ヵ月分を前払い

③ 業務のフロー

損失補償契約締結に関する業務の流れは、下記のとおりである。

2月【議会による承認】

・ 県議会が次年度予算案の損失補償の設定に関する債務負担行為を承認する。

7月【埼玉高速鉄道が県に損失補償契約締結を依頼】

・ 金融機関が埼玉高速鉄道への融資条件として県による損失補償を求めため、

埼玉高速鉄道が県に依頼する。

※下半期の融資は1月に実施

8月【起案作成～決済】

・ 埼玉高速鉄道からの依頼を受けて損失補償契約の意志決定を行う。

案①：県と金融機関の損失補償契約

案②：損失補償が実行された場合の県及び沿線3市による損失補償協定

※下半期の融資は案①を2月に実施

9月【契約締結】

・ 金融機関から埼玉高速鉄道への融資実行日と同日付で、案①及び案②の契約を締結する。

※下半期の融資は案①を3月に実施

## (5) 業務の状況

① 補償契約の締結

県と各金融機関との間で、借入金ごとに損失補償契約が締結されている。

② 補償先に対する管理

補償先を管理するために入手する資料は決算書等である。県では、財政支援措置を実施しているため補償先への補償履行リスクの検討は行っていない。

また、財政健全化法によれば、健全化判断基準比率の一つである将来負担比率には、第三セクターの負債・債務のうち一部分が一般会計等負担見込額として算入されることとされている。この地方公共団体財政健全化法施行を踏まえ、「経済財政改革の基本

方針2008」(平成20年6月27日閣議決定)において、「第三セクターの改革に関するガイドライン等に基づき、経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等の経営改革を進める。」こととしている。これを受け、埼玉高速鉄道について、第三セクター等に係る標準評価方式による評価を行った結果として、評価Bが付けられている。B評価以下の対象法人については、原則として経営検討委員会における評価・検討を行う対象とすることが求められているため、埼玉高速鉄道に関しても経営検討委員会を設置しての評価・検討が必要になる。

③ 補償の実行・返納金の回収

履行の実現がまだないため、求償権等の請求、返納金に関しては管理していない。

【意見47】 損失補償に関する管理でマニュアル等の作成が必要

損失補償の実行・その返納金の回収に関しては、履行が顕微化していないため管理の必要が生じていない。しかし、要綱がないので、今後、具体的にどのような管理をしていくのかは分からない状態となっている。損失補償の履行の可能性は低いかもしれないが、事前に管理でマニュアル等の作成が必要と考える。

(キャッシュ・フロー分析)

損失補償の実現可能性に関しては、損失補償が付けられているか否かにかかわらず全ての借入金の返済可能性を考えなければならず、それには企業全体の収入支出、すなわちキャッシュ・フローを十分に吟味していかなければならない。多額の損失補償が実現しないためには、埼玉高速鉄道が継続的に債務を返済できるキャッシュ・フローがあることが前提になる。

まず、埼玉高速鉄道の過去のキャッシュ・フローを検討してみる。埼玉高速鉄道の過去6年間の財政状態及び経営成績は、以下の表のとおりである。決算書類を閲覧することにより以下の事実が判明する。

① 営業収益は、平成14年度から継続的に増加している。

② 当期純損益は、平成14年度の9,039百万円の損失から毎年減少し、平成19年度は3,979百万円の損失となっている。キャッシュ・フローの指標となる減価償却前当期純損益は、平成17年度まではマイナス(損失)であったが、平成18年からプラス(利益)に転じて202百万円計上され、平成19年度は672百万円の利益が計上されている。ただし、平成15年度から毎年、県及び3市の財政支援に基づいて約9億から10億円程度の補助金を受けており、この補助金は特別利益に計上されている。すなわち、補助金収入を計上して初めて利益となるのであって、支援がなければ依然、損失であり、平成

2. 一般的に、キャッシュ・フローの指標となるのは、償却前利益(=利益+減価償却費)である。利益は、「収益-費用」の差額概念であり、大雑把に「収益=収入」、「費用=支出」と補らえれば、利益は収支差額をあらわすことになる。また減価償却は、固定資産の取得原価を、その資産の利用可能年数すなわち耐用年数に渡って費用化していく会計処理である。この減価償却は非現金取引支出すなわち現金支出を伴わない支出であるため、利益と共にキャッシュ・フローを形成する。

18年度及び平成19年度の減価償却前経常損益をみると、各々521百万円及び295百万円の損失となっている。

③平成19年度末の純資産は32,668百万円となっており債務超過ではないが、累積損失は、47,489百万円となっている。資本金については、平成14年度の60,650百万円から平成19年度の80,157百万円へ19,507百万円の増資が行われている。これは、県及び3市の財政支援によるものである。

④有形固定資産159,307百万円のうち123,018百万円は地下鉄のトンネル工事原価(簿価)である。

過去6年間の経営成績の推移(単位:百万円)

年度	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
営業収益	5,813	6,244	6,670	6,903	7,493	7,932
運送費	4,555	4,406	4,185	3,912	4,206	4,186
減価償却	5,246	5,248	5,242	5,218	4,698	4,651
その他の営業費	1,339	816	813	749	724	943
営業費計	11,141	10,470	10,240	9,878	9,628	9,780
営業損益	△5,328	△4,226	△3,570	△2,975	△2,136	△1,848
営業外収益	65	10	67	50	41	75
支払利息	3,351	3,305	3,284	3,198	3,084	3,133
その他営業外費用	420	455	448	57	41	40
経常損益	△9,033	△7,975	△7,235	△6,180	△5,220	△4,946
補助金	—	1,001	972	939	951	976
その他特別損益	—	△19	△10	△34	△222	△4
繰引前当期純損益	△9,033	△6,994	△6,273	△5,276	△4,491	△3,974
法人税、住民税及び事業税	6	6	6	5	5	5
当期純損益	△9,039	△7,000	△6,279	△5,280	△4,495	△3,979
減価償却前当期純損益	△3,793	△1,751	△1,037	△63	202	673
減価償却前経常損益	△3,787	△2,727	△1,993	△963	△521	△295

(注) △は、マイナスを意味する。

過去6年間の財政状態の推移(単位:百万円)

年度	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
現金及び預金	4,944	7,045	9,678	12,394	14,236	14,827
その他の流動資産	385	447	536	516	508	778
鉄道事業有形固定資産	182,819	177,928	173,083	168,209	163,770	159,307
鉄道事業無形固定資産	7,813	7,438	7,062	6,748	7,157	7,133
長期前払費用	1,836	1,726	1,646	1,625	1,564	1,510
その他投資その他資産	0	0	11	11	11	11
繰延資産(開業準備費)	816	408	—	—	—	—
資産合計	198,614	194,993	192,016	189,504	187,247	183,587
1年以内長期借入金	2,286	2,459	2,851	3,341	3,841	6,741
未払金	2,904	2,954	3,041	3,206	4,151	3,681
その他流動負債	907	979	1,173	1,151	1,185	1,286
長期借入金	74,219	76,089	77,574	78,403	78,442	75,700
長期未払金	78,009	75,250	72,430	69,488	66,429	63,295
引当金その他	96	125	123	141	177	214
負債合計	158,420	157,856	157,193	155,731	154,224	150,918
資本金	60,650	64,593	68,558	72,789	76,533	80,158
利益剰余金	△20,456	△27,456	△33,735	△39,015	△43,510	△47,489
純資産合計	40,194	37,137	34,823	33,774	33,022	32,668
負債・純資産合計	198,614	194,993	192,016	189,504	187,247	183,587

(注) △は、マイナスを意味する。

会社の過去の実績を見る限り、補助金を受けなければ償却前利益、すなわちキャッシュ・フローはマイナスとなる。したがって、将来のキャッシュ・フローをどのように考えるべきかが重要な問題となる。

会社のキャッシュ・フロー計画は次の「(A表) 会社の将来キャッシュ・フロー計画」に示したとおりである。しかし、次の2つの前提に焦点を当てて検討すると会社の将来キャッシュ・フローが計画どおり実現することについては懐疑的に考えざるを得ない。

①1口当たりの輸送人員の増加(率)

②運賃の引上げ(輸送単価の増加)の可能性

(A表) 会社の将来キャッシュ・フロー計画 (単位: 百万円)

年度	A 営業キャッシュ・フロー	B 投資キャッシュ・フロー	C 財務キャッシュ・フロー	A+B+C	現預金残高
H20年	784	△543	△571	△329	14,497
H21年	1,446	—	△1,154	292	14,789
H22年	1,324	—	△2,628	△1,304	13,486
H23年	2,344	—	△3,082	△738	12,747
H24年	4,141	—	△3,908	233	12,980
H25年	5,099	—	△4,711	388	13,368
H26年	5,721	△2,639	△3,925	△843	12,524
H27年	6,407	△2,000	△5,767	△1,360	11,165
H28年	7,062	—	△6,194	868	12,033
H29年	9,795	—	△6,306	3,489	15,522
H30年	9,016	—	△6,405	2,611	18,133
H31年	7,564	—	△5,814	1,750	19,883
H32年	7,494	△4,500	△5,682	△2,688	17,195
H33年	7,880	—	△5,618	2,262	19,457
H34年	9,558	—	△6,251	3,307	22,764
H35年	9,013	—	△5,934	3,079	25,843
H36年	9,100	—	△6,078	3,022	28,865
H37年	9,249	△3,000	△6,251	△2	28,863
H38年	9,466	—	△6,243	3,223	32,085
H39年	11,613	—	△6,234	5,379	37,464
H40年	10,795	—	△7,189	3,606	41,071
H41年	10,928	—	△9,036	1,892	42,963
H42年	11,122	△3,000	△5,310	2,812	45,774
H43年	11,383	—	△4,475	6,908	52,682
H44年	13,429	—	△3,775	9,654	62,336
H45年	12,615	—	△3,332	9,283	71,619
H46年	12,679	—	△2,919	9,760	81,379
H47年	12,653	△5,000	△2,381	5,272	86,651

(注) △は、マイナスを意味する。なお、この表は、会社のデータに基づき我々が作成したもので、若干の誤差がある。

会社の計画は、ネット・キャッシュ・フローが一部の年度を除きプラスとなっており、この結果、長期的には現金預金残高が増加していくことになっている。しかし、ネット・キャッシュ・フローの重要部分を占める営業キャッシュ・フローを検討する限りでは、計

画の実現には疑問が残り、何らかの追加資金調達が必要になる可能性も否定できない。

営業キャッシュ・フローの土たる要素である営業収益に関して、会社は「(B表) 会社の計画に関する営業収益の前提」に示されたように計算している。

(B表) 会社の計画に関する営業収益の前提

年度	輸送人員(千人)	営業人口数	輸送単価(円)	輸送収入(百万円)	輸送外収入(百万円)	収入合計(百万円)	人員増加(千人)	人員増加率	輸送単価増加(円)	輸送単価増加率
H20	84	365	218	6,684	1,667	8,351	7	9.1%	3	1.4%
H21	91	365	221	7,341	1,667	9,008	7	8.3%	3	1.4%
H22	100	365	224	8,176	1,667	9,843	9	9.9%	3	1.4%
H23	110	366	228	9,179	1,667	10,846	10	10.0%	4	1.8%
H24	120	365	251	10,985	1,667	12,652	10	9.1%	23	10.0%
H25	130	365	251	11,900	1,717	13,617	10	8.3%	0	0.0%
H26	136	365	251	12,450	1,717	14,167	6	4.6%	0	0.0%
H27	142	366	251	13,035	1,717	14,752	6	4.4%	0	0.0%
H28	148	365	251	13,548	1,717	15,265	6	4.2%	0	0.0%
H29	160	365	276	16,113	1,717	17,830	12	8.1%	25	10.0%
H30	161	365	276	16,213	1,769	17,982	1	0.6%	0	0.0%
H31	162	366	276	16,359	1,769	18,127	1	0.6%	0	0.0%
H32	163	365	276	16,415	1,769	18,183	1	0.6%	0	0.0%
H33	164	365	276	16,515	1,769	18,284	1	0.6%	0	0.0%
H34	164	365	304	18,168	1,769	19,936	0	0.0%	28	10.0%
H35	165	366	304	18,328	1,822	20,150	1	0.6%	0	0.0%
H36	166	365	304	18,389	1,822	20,211	1	0.6%	0	0.0%
H37	167	365	304	18,500	1,822	20,321	1	0.6%	0	0.0%
H38	167	365	304	18,500	1,822	20,321	0	0.0%	0	0.0%
H39	168	366	334	20,531	1,822	22,352	1	0.6%	30	10.0%
H40	168	365	334	20,475	1,876	22,351	0	0.0%	0	0.0%
H41	168	365	334	20,475	1,876	22,351	0	0.0%	0	0.0%
H42	169	365	334	20,597	1,876	22,473	1	0.6%	0	0.0%
H43	169	366	334	20,653	1,876	22,529	0	0.0%	0	0.0%
H44	169	365	367	22,657	1,876	24,534	0	0.0%	33	10.0%
H45	169	365	367	22,657	1,933	24,590	0	0.0%	0	0.0%
H46	169	365	367	22,657	1,933	24,590	0	0.0%	0	0.0%
H47	169	366	367	22,720	1,933	24,652	0	0.0%	0	0.0%



この表は、①1日当たりの輸送人員の増加(率)と②運賃の引上げ(輸送単価の増加)の可能性に関して、以下に記載した前提で試算されている。しかし、後述するように、この会社の前提に関しては疑問が残る。

第一に、「1日当たりの輸送人員の増加率」に関して、会社の計画では、1日当たりの輸送人員が、今後10年間は、かなりプラスの率で増加していくと考えていることである。

平成20年度から平成25年度にかけて、8%から10%の増加(7千人から10千人の増加)を見込み、平成26年度から平成28年度にかけては4%台の増加(6千人の増加)、平成29年度には約8%(12千人)の増加を見込んでいる。平成19年度の1日当たりの輸送人員実績は80.4千人であるが、10年後の平成29年度には、1日当たりの輸送人員が160千人と2倍(8万人増)になっている。それ以降は平成39年度まで0.6%の微増で、以降は増加なしと想定している。

過去の沿線人口の推移を見ると、平成14年1月1日の42万3千人から平成19年1月1日には45万人へと6%増加しており、1日当たりの輸送人員実績は、平成13年度の4万7千人から平成19年度の8万人へと70%増加している。平成15年度から平成19年度にかけての実績は、毎年6%から10%程度の増加率(約5千人から7千人の増加)となっており、今後10年間も同程度の増加が見込まれると予想しているのである。

現在、埼玉高速鉄道沿線の開発は10地区において次表に示すような計画で進行しており、8地区の開発が完了する平成27年までには沿線の人口が47,270人、全地区の開発が完了する平成31年までには71,070人増加すると予測している。平成20年3月現在の進捗率は、34.6%となっている。沿線人口の伸びと10区画整理事業の進展に加えて、浦和美園周辺の大规模ショッピングセンターの開発、沿線の住宅建設の進展状況を考慮し、こうした輸送人員の増加に繋がっていくと予想している。

しかし、10区画整理開発事業により増加する7万人の人口については、すでに平成19年度までの人口に一部含まれており、将来の人口増加に7万人全てが反映されるわけではない。仮に新規に7万人増加したとして、平成31年には、52万人となっていると想定できる。一方で、沿線人口に対する1日輸送人員の割合(これを単純利用率と便宜上定義する。)を計算すると、平成19年度には、約18%(1日輸送人員8万人/沿線人口45万人)となる。同様に平成14年度の単純利用率は約13%(1日輸送人員5万4千人/沿線人口42万3千人)となるため、平成19年度までの6年間で単純利用率が5ポイント増加している。平成19年度から平成31年度まで12年間あるので、同様の増加傾向を示すと単純計算では10ポイント増加すると考えられるが、平成14年度から平成19年度にかけての1日平均利用者数のうち定期利用者の増加率が前半の3年間に比べ後半の3年間は緩慢になってきている(後半の平均増加率は、前半の平均増加率の半分程度)ので、今後の単純利用率は、過去の実績率よりも緩慢になると考えられる。したがって、将来の輸送人員は会社の計画のように実現することには疑問が残る。

1日平均利用者数実績(単位:人)

年度	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
定期	35,300	38,900	43,200	46,300	49,700	53,900
定期外	18,900	20,300	21,700	22,300	25,500	26,500
計	54,200	59,200	64,900	68,600	75,200	80,400
増加率-定期	17.3%	10.2%	11.1%	7.2%	7.3%	8.5%
増加率-定期外	11.8%	7.4%	6.9%	2.8%	14.3%	3.9%
増加率-計	15.3%	9.2%	9.6%	5.7%	9.6%	6.9%
中期計画目標	54,000	60,000	63,000	67,000	71,000	77,000

営業収益の実績(平成15年度から平成19年度)

年度	輸送人員(千人/H)	営業日数	輸送単価(円)	輸送収入(百万円)	輸送外収入(百万円)	収入合計(百万円)	人員増加(千人/H)	人員増加率	輸送単価増加率(円)	輸送単価増加率
H15	59	366	213	4,607	1,637	6,244				
H16	65	365	211	5,009	1,661	6,670	6	9.6%	△1	-0.6%
H17	69	365	209	5,228	1,675	6,903	4	5.7%	△3	-1.2%
H18	75	365	211	5,780	1,713	7,493	7	9.6%	2	0.8%
H19	80	366	211	6,214	1,718	7,932	5	6.9%	1	0.3%

埼玉高速鉄道沿線の10地区画整理事業計画(平成20年3月現在)

市町村	地区名	施行者	面積	施行期間	計画人口(人)	進捗率(総事業費ベース)
1	さいたま市 浦和東部第一	市	55.9ha	H12~H31	5,500	17.7%
2	さいたま市 浦和東部第二	機構	183.2ha	H12~H30	18,300	36.2%
3	さいたま市 岩槻南部新和西	機構	73.8ha	H12~H27	7,400	32.0%
4	さいたま市 大門上・下野田	組合	36.3ha	H6~H26	3,300	43.9%
5	さいたま市 大門第一	組合	76.3ha	H4~H27	7,200	26.0%
6	川口市 戸塚南部	組合	52.7ha	S62~H24	2,900	88.4%
7	川口市 戸塚東部	組合	33.7ha	H5~H26	3,370	47.1%
8	川口市 石神西立野	市	99.1ha	H6~H25	9,900	18.7%
9	川口市 安行藤八	市	68.1ha	H9~H26	6,800	6.6%
10	鴻ヶ谷市 甲	市	80.7ha	H1~H25	6,400	56.3%
			759.9ha		71,070	34.6%

第三に、「運賃の引上げ可能性」に関して、会社の計画では、輸送単価について、沿線の開発状況に合わせて段階的に上げ、平成24年度以降5年毎に10%の値上げが実施されることを前提に計画を作成している。平成19年度の平均単価の実績は、211円である。平成20年度から平成22年度まで年々1.4%自然増川、平成23年度に1.8%増加して228円となり、平成24年度から10%引上げられ251円となる。それ以降も5年毎に10%引上げられ、平成29年度は276円、平成34年度は304円、平成39年度は334円、平成44年度は367円となっていくと想定している。

平成18年度に運賃の10%引上げを計画していたが、すでに他の鉄道に比べ運賃が高い(初乗り210円)こともあり実施されなかった<sup>3</sup>ことを鑑みると、運賃の水増しは既に高く、容易に引き上げできる状況ではないと思われる。

以上、2つの前提について検討したが、今後、この2つの前提に関する状況が大きく変化した場合、近い将来キヤッシュ・フローが著しく悪化する可能性もある。

#### 【意見48】損失補償の実現を回避するための工夫を検討すべき

会社の計画は平成16年に考えられたものであり、現実の状況は計画当初から考えてかなり変化してきている。営業収益に関する2つの前提だけに焦点を絞っても、その状況は厳しく、キヤッシュ・フローが「有利」から「不利」に変化していく危険性は高いと考えられる。そしてこうした実態は、いずれ県の損失補償実現の可能性が高まることにつながると言える。

一般的に、損失補償の実現を回避する解決策として考えられる選択肢は、4つあると考えられる。

- ①毎年のキヤッシュ・フローを補うために県及び3市が財政支援(補助金、増資等)を継続的に行っていく。
- ②P線購入負債(平成20年3月31日現在残高664億円)の償還資金を県及び3市で肩代わりし、返済期間にわたって弁済していく。
- ③他の鉄道会社に鉄道事業を譲渡する。
- ④埼玉高速鉄道を他の鉄道会社と合併させる。

上記①及び②の選択肢は、「県:3市=10:5」という現在の負担割合を踏襲することになるであろう。どちらを選択しても重い追加負担となるが、②のほうが①よりも多くの支出を強いられることになるにしても、根本的な解決策である。これらが発現するか

<sup>3</sup> 東京及びその近郊の鉄道の初乗運賃は、以下に示すとおりであり、埼玉高速鉄道の初乗運賃210円は高いということがわかる。JR130円(山手線など、割を除く)、京七電鉄120円、小田急電鉄120円、東京急行電鉄120円、京浜東北線130円、東京メトロ160円、京成電鉄130円、西武鉄道140円、東武鉄道140円、相模鉄道140円、雷1:急行160円、都営地下鉄170円。

否かは、県及び3市の支援能力すなわち財政状況にかかっている。

③は、少なくとも事業の純資産価額以上の価格で売却すれば、税効果を考えても、部外資金が残ると考えられる。県及び3市に追加支援は起こらない。しかし、会社の清算を考えなくてはならない。

④は、新たな追加負担なくして他の鉄道会社が合併を受け入れてくれるのかの課題がある。また、会社の消滅を意味し、県及び3市が他の鉄道会社の株主となるという別の問題が発生する。

将来の経営状況の変化に備え、何らかの対応策を県としても十分考え、埼玉高速鉄道および他の3市と議論を深めていくことが今後必要であると考ええる。

第2 総務部

1 私立学校振興資金融資損失補償

(1) 損失補償額の推移

私立学校振興資金融資損失補償の平成19年度を含む過去3年間の補償額と債務負担為限度額は、次のとおりである。

年度	(単位：千円)	
	債務負担行為限度額	当年度補償額
H17年	200,704	5,500
H18年	185,307	14,350
H19年	187,457	21,100

(県作成資料より)

(2) 制度の目的

この損失補償制度は、知事の所管に属する私立学校の施設及び設備の整備充実に要する資金の融資を促進することにより、私立学校の振興発展を期することを目的とする。

(3) 監査に当たり参照した根拠法令等

「私立学校振興資金融資損失補償」制度に関する関係法令は、以下のとおりである。  
 ・埼玉県私立学校振興資金融資要綱

(4) 制度の仕組み

①概要

県が、埼玉県私立学校振興資金融資要綱に基づき貸付を行ったことにより金融機関が受けた損失を補償する制度である。  
 貸付期間の満了に伴う最終弁済期限到来の後6ヵ月を経過して、なお元本及び利子(延滞利子を含む。)の全部又は一部が回収されなかつたときは、金融機関の請求により、回収されない元本及び最終弁済期限到来後3ヵ月間の利子の合計額について、当該貸付契約による貸付額の100分の10を限度として、金融機関の受けた損失を補償するものである。また、合わせて長期プライムレートを基準とした利率を基準に、利子補給も行っている。

②融資の内容

融資の対象は、知事の所管に属する私立学校を設置する私立学校法第3条の学校法人及び同法第64条第4項の法人(高等学校等(中学校、小学校、盲学校、養護学校を

含む。)、幼稚園、専修・各種学校)とし、融資の用途等は、以下のとおりである。なお、限度額は、下記の表の①～③の内、最も低い額とする。正味財産の30%と①の限度額を超えない範囲で、対象事業の50%又は70%が補助されることとなる。

融資の用途(事業区分)	貸付期間及び利率	学種	①限度額	②対象事業費に対する割合	③正味財産基準
②地震等に対する安全性の向上を目的とした校舎の改修	15年以内、 年利1.5%	高等学校等	5億円	70%以内	正味財産の30%を超えない額
		幼稚園 専修・各種学校	1億円 1億円		
①上記以外の校舎等の建築等	10年以内、 年利1.5%	高等学校等 幼稚園 専修・各種学校	2億円 8千万円 1億円	70%以内	正味財産の30%を超えない額
②校地の購入	10年以内、 年利1.5%	各学種	校舎の建築と同額	50%以内	
③教育機器の購入	5年以内、 年利1.5%	3年以上の高等課程を設置する専修学校	3千万円	50%以内	
④調理室、食堂等の改修並びに保冷庫、調理機材等の購入	5年以内、 年利1.5%	各学種	3千万円(ただし50万円以上とする)	100%	

(県作成資料を基に、監査人が作成)

(5) 実施した手続

- ①平成19年度新規補償承諾案件につき、審査資料を閲覧し、審査が適切に行われているかを確認した。  
特に問題は発見されなかつた。
- ②県が作成した私立学校振興資金融資の残高明細書に記載された15件の債務高につき、銀行から提出を受けている報告書と突合した。  
特に問題は発見されなかつた。
- ③中小企業向け制度融資における県損失補償負担率一覧を入手して内容を確認した。

(6) 国の制度との比較 (ただし利子補給制度として)

国にも同様の目的で利子補給制度があり、以下に概要を示す。

国の制度においては、融資限度額の計算方法は、(4)で記載した表の②③に担保物件の評価額の80%(便宜的に④とする。)以内という要素が加わり、②～④のうち最も低い額とされている。④のために、校舎等の老朽化が著しく、より改修、改築を必要としている学校が、優良な担保物件がないために十分な融資を受けられないという事態が発生する可能性がある。県制度では、限度額の算定に④は加味されないの、上記のような老朽化校舎等の改築等のニーズにも応えることができ、校舎等の劣化状態に応じて、適時・適切な改修、改築が行われるという点で評価ができる。

また、貸出利子の見直しは、国の制度では、ほぼ毎月行われるのに対し、県制度では、3月と9月(平成20年度からは2月と8月)の年2回だけのため、資金計画が立て易いという利点がある。

県の制度を利用しているのは、30件中27件が幼稚園である。小規模な学校法人に利便性が高い制度であると言える。

本補償制度は、昭和35年に設けられたものであり、その当時から現在に至るまで、県の損失補償限度額は変わらず、当初貸出残高の10%とされている。現状では、利子補給制度としての機能の方が高いようにも見える。

当該補償制度の必要性、補償限度額の設定額について、再検討するべき時期ではないかと考えたが、以下の理由により、指摘するべき事項はないと判断した。

(ア) 「中小企業向け制度融資における県損失補償負担率一覧」において、他の制度融資と県の損失補償負担率を比較すると、特に本補償制度の負担率が低いとも言えず、10%未満の制度も少なくなかった。

(イ) 県の補償と利子補給制度が組み合わされていることに、金融機関の融資を促進する意義があるとのことである。

第3 環境部

1 青空再生低公害車導入資金損失補償

(1) 損失補償額の推移

青空再生低公害車導入資金損失補償の平成19年度を含む過去3年間の実績と残高は、次のとおりである。

債務負担行額 (損失補償限度額)		損失補償実理額及び返納額 (単位：千円)	
年度	H17年	H18年	H19年
債務負担行額	1,083,737	1,287,806	1,151,684
予算額	5,600	4,800	4,000
損失補償額	2,883	305	866
返納額	—	861	2
求償権残高	3,542	2,986	3,850

平成19年度の損失補償の対象となる金融機関の債権残高の年度別内訳は、以下のとおりである。

年度	損失補償対象債権 (単位：千円)		19年度貸付残高 金額
	件数	金額	
H14年	204	2,869,000	780,507
H15年	1,222	9,027,150	2,130,813
H16年	327	2,570,900	741,408
H17年	293	2,644,300	1,681,503
H18年	513	5,062,200	4,093,227
H19年	370	3,995,300	2,544,264
合計			11,971,725

(2) 制度の目的

青空再生低公害車導入資金貸付とは、大気中の浮遊粒子状物質等による大気汚染の改善に取り組み県内中小企業者等に対し、低公害車への買い替えや電気自動車、天然ガス自動車等の購入、粒子状物質減少装置の購入を行うために要する資金(青空再生低公害車導入資金)を長期・低利で融資する制度で、平成13年度に導入され、県の窓口は環境部温暖化対策課である。

中小企業者に対する青空再生低公害車導入資金融資は、金融機関からの融資に埼玉県信用保証協会(以下「信用保証協会」という。)の保証を付する融資が主となっている。融資を受けた中小企業者が返済不能となった場合、信用保証協会は、債務保証契約に基づき融資を行った金融機関に対し代位弁済を行うため、損失を被る。そこで、県がその損失の一部を補償することで信用保証を付け易くし、中小企業者への金融の円滑化を図ることを目的としている。損失補償業務は、環境部の青空再生課で行っている。

(3) 監査に当たり参照した根拠法令等

根拠法令及び条例はない。

融資に関しては、「青空再生低公害車導入資金貸付要綱」があり、その第7条において、「必要に応じて埼玉県信用保証協会の信用保証を付するものとする」と規定されている。信用保証協会に対する損失補償については、「損失補償契約書」がある。

(4) 制度の仕組

①対象者

損失補償対象者は、信用保証協会である。信用保証協会は金融機関と信用保証契約を締結した場合には、金融機関が「青空再生低公害車導入資金」制度に基づき融資した中小企業者が返済不能になった場合、信用保証協会が金融機関に対し代位弁済を行うことにより被る損失の一部を県が補償する。信用保証協会と県の間では、「損失補償契約書」を毎年締結している。

②条件

損失補償契約により、補償対象損失は、各契約時から1年間に債務保証したものであり、契約時から10年間に発生した損失となっている。損失対象債権と損失の発生期間との関係は以下のようなになる。

契約年度	補償対象となる保証契約の期間	補償対象となる損失の発生期間
H14年	H14年4月1日～H15年3月31日	H14年4月1日～H24年3月31日
H15年	H15年4月1日～H16年3月31日	H15年4月1日～H25年3月31日
H16年	H16年4月1日～H17年3月31日	H16年4月1日～H26年3月31日
H17年	H17年4月1日～H18年3月31日	H17年4月1日～H27年3月31日
H18年	H18年4月1日～H19年3月31日	H18年4月1日～H28年3月31日
H19年	H19年4月1日～H20年3月31日	H19年4月1日～H29年3月31日
H20年	H20年4月1日～H21年3月31日	H20年4月1日～H30年3月31日

損失補償額は、「信用保証協会負担部分(20%)」の50%、すなわち、代位弁済額の10%である。信用保証協会負担部分は、次の2つの算定方式により算定される。

部分保証方式：信用保証協会負担部分＝代位弁済元金－回収額－保険金

代位弁済額(元金部分の80%)		
債務保証契約外(元金部分の20%)	債務者からの全額又は一部返済額(代位弁済後、保険請求時までの返済)	中小企業金融公庫からの保険金(80%)
		信用保証協会負担部分(20%)

負担金方式：信用保証協会負担部分＝代位弁済元金－回収額－保険金－金融機関負担部分

代位弁済額(元金部分)		
金融機関負担分(元金部分の20%)	債務者からの全額又は一部返済額(代位弁済後、保険請求時までの返済)	中小企業金融公庫からの保険金(80%)
		信用保証協会負担部分(20%)

平成19年度末における債務負担行の限度額は1,151,684円であるが、この限度額は以下のように算出されている。

貸付年度	19年度末残高	代位弁済額	保険金(左記の80%)	協会負担額	損失補償率(%)	損失補償限度額	備考
H14年	780,507	780,507	624,406	156,102	50	78,051	
H15年	2,076,875	2,076,875	1,661,500	415,375	50	207,688	
H15年	53,937	53,937	43,150	10,788	100	10,788	装置費 若資金
H16年	741,408	741,408	593,127	148,282	50	74,141	
H17年	1,681,503	1,681,503	1,345,203	336,301	50	168,151	
H18年	4,093,227	4,093,227	3,274,582	818,646	50	409,323	
H19年	2,544,264	2,035,411	1,628,329	407,083	50	203,542	
合計	11,971,721	11,462,865	9,170,297	2,292,572		1,151,684	

〔案件〕

債務負担の限度額を算定するため、平成19年度末貸付残高が全て回収不能と仮定して算出する。

県の補償額は信用保証協会負担額の50%（平成15年度装置着資金のみ100%）

〔算出方法〕

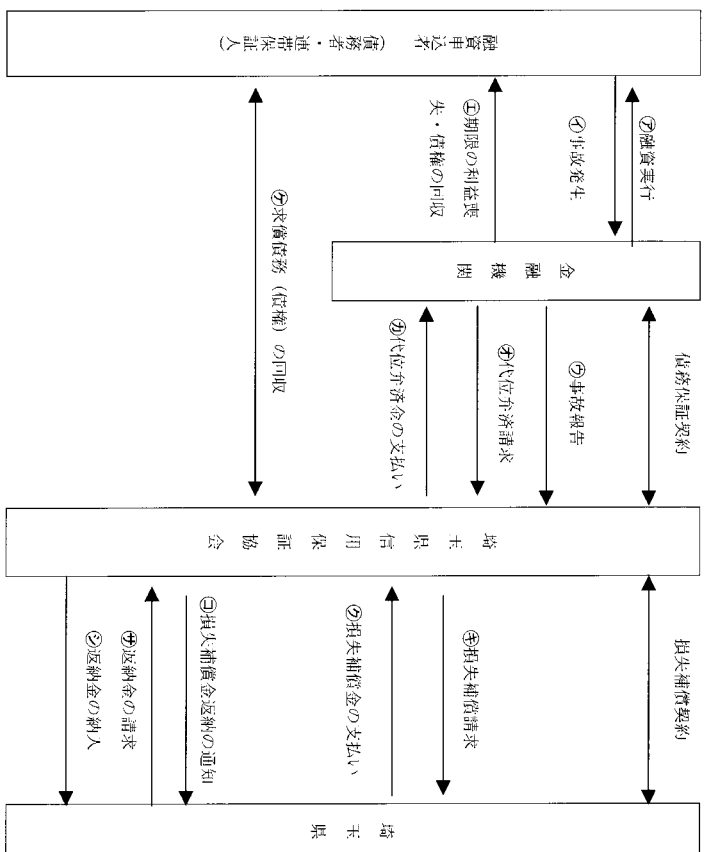
平成13年度～平成18年度まで

信用保証協会代位弁済額（＝平成19年度末貸付残高）－信用保険法5条による保険金（代位弁済額の8割）＝信用保証協会負担額

平成19年度

信用保証協会代位弁済額（＝平成19年度末貸付残高×80%）－信用保険法5条による保険金（代位弁済額の8割）＝信用保証協会負担額

③業務のフロー



- ⑦融資実行
- ⑧事故発生
- ⑨事故報告・・・事故発生後、10日以内に報告をする。
- ⑩期限の利益喪失・債権の回収
- ⑪代位弁済請求・・・期限の利益喪失後、90日から2年間のうちに請求する（信用保証協会と金融機関との約定書による）
- ⑫代位弁済金の支払い
- ⑬損失補償請求・・・前年度中に代位弁済となった資金の損失補償額を算定し、6月末日までに請求する。
- ⑭損失補償金の支払い・・・内容を審査し、請求書受領後6か月以内に支払う。
- ⑮求償債務（債権）の回収・・・求償債務者に対し、回収にあたる。
- ⑯損失補償金返納の通知・・・過去代位弁済した資金のうち、前年度中の回収額から返納額を算定し、6月末日までに報告する。
- ⑰返納金の請求・・・内容を審査し、請求する。
- ⑱返納金の納入・・・毎年度、8月末日までに納入される。



(5) 業務の状況

①補償契約の締結

信用保証協会と県との間で「損失補償契約書」を昨年締結している。

②補償先に対する管理

金融機関が融資している中小事業者の貸付金のデータは、信用保証の有無を問わず全件、温暖化対策課において専用の貸付金管理ソフトにより管理されている。青空再生低公害車導入資金には、利子補給の制度も実施しているため、利子計算の目的で、年に2回貸付金管理ソフトの貸付金状況をすべての金融機関に照会し貸付金残高を確認している。

温暖化対策課は、信用保証の有無を金融機関の作成する「青空再生低公害車導入資金貸付実行報告書」で確認し、データ入力する。信用保証を付した貸付金を集計して損失補償対象債権の全体額を把握している。信用保証協会から信用保証対象債権のデータを手し果の集計データと照合することは行っていないが、年2回実施する金融機関への残高照会の際に借入者の保証の有無について確認・照合をしている。

一方で、青空再生課においては、信用保証協会から、毎月、i 代位弁済(損失補償)及び返納金の月次報告を受けており、年度末には、ii 損失補償の年次請求書とその明細書及び前年次還付報告書とその明細書を入力する。この報告書によって損失補償及び返納金を把握し管理しており、青空再生課においては特に管理資料は作成していない。損失補償の件数が少ないため、損失補償に関する管理業務に関して文書化されているものはない。

また、青空再生課において、保証先のリスク判定は行っておらず、損失補償が実現しないような対策についても特に行っていない。信用保証協会と金融機関の業務にすべて依存している。

【意見49】損失補償先の管理に関する業務指針の文書化が必要

青空再生課においては、損失補償の管理は信用保証協会から入手されるデータのみの管理であり、全て信用保証協会の業務に依存している。損失補償の件数が少なく、過去に管理上の問題が発生していないという事実があり、また今後この損失補償制度を継続させるか否かの議論もあるが、県側の管理業務に関して統一的な手続きを継続していく上では、損失補償の管理に関するマニュアルを作成することが必要である。

③補償の実行

損失補償実績は、以下のとおりである(単位:円)。

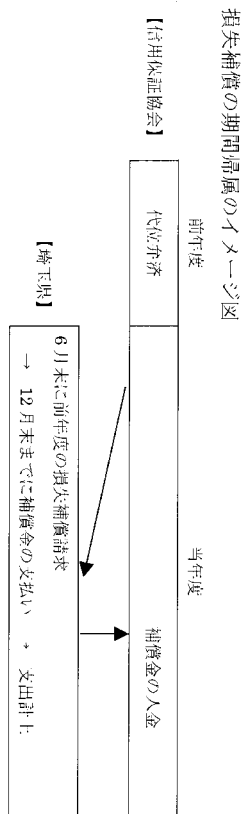
融資実行年度	代位弁済額	代位弁済	理由	損失補償年度	損失補償額	年度合計
1 H14	6,589,518	H16年3月	状況不振	16年	658,952	658,952
2 H15	7,689,456	H16年6月	状況不振	17年	762,000	
3 H15	12,647,844	H16年8月	競争激化	17年	1,260,000	2,883,000
4 H15	8,635,016	H16年12月	状況不振	17年	861,000	
5 H15	3,069,549	H18年2月	状況不振	18年	305,400	305,400
6 H15	7,268,481	H18年12月	状況不振	19年	726,848	865,848
7 H15	686,758	H19年2月	状況不振	19年	139,000	
8 H15	5,122,386	H19年4月	災害・事故	20年	509,600	
9 H15	1,962,067	H19年9月	状況不振	20年	196,207	
10 H17	6,633,169	H19年9月	状況不振	20年	659,900	2,216,856
11 H15	1,640,000	H19年10月	状況不振	20年	328,000	
12 H15	3,381,577	H20年3月	状況不振	20年	337,149	
13 H15	932,779	H20年3月	状況不振	20年	186,000	
計(13件)	66,238,600				6,930,056	6,930,056

④返納金の回収

返納金及び求償債権残高は次のとおりである(単位:円)。

損失補償年度	損失補償額	返納金		求償債権残高
		H18年度	H19年度	
1 H16年	658,952	0	0	658,952
2 H17年	762,000	0	1,984	3,224
3 H17年	1,260,000	0	0	1,260,000
4 H17年	861,000	861,000	0	0
5 H18年	305,400	0	0	305,400
6 H19年	726,848	0	0	18,407
7 H19年	139,000	0	0	139,000
8 H20年	509,600	0	0	509,600
9 H20年	196,207	0	0	196,207
10 H20年	659,900	0	0	659,900
11 H20年	328,000	0	0	328,000
12 H20年	337,149	0	0	337,149
13 H20年	186,000	0	0	186,000
計(13件)	6,930,056	861,000	1,984	21,631
				6,045,441

【意見50】損失補償および返納金の財務会計上の処理が1年遅れることの是正を  
信用保証協会は前年度に代位弁済した分から当年度6月末日までに補償額を算定して  
請求し、県は請求書受領後6カ月以内に補償金を支払う。したがって、損失補償の実現  
は、1年ずれることになる(下記図参照)。これにより、県の損失補償に関して簿外債務  
が存在することになる。



同様に、求償権の返納額については、信用保証協会が前年度中の回収額から返済額を算  
定して当年度の6月末日までに報告し、それを受けて県は請求書を発行し、8月末日ま  
でに入金される。8月入金分が当年度の収入として計上されるが、実態は前年度の未収金の  
回収と考えるべきであって、1年間分の簿外未収金が存在することになる。

平成19年4月から平成20年3月における青空再生損失補償額は2,216,856円、返納  
金は21,631円であり、平成20年3月末において簿外扱いとなっている。このように、補  
償金の支払い及び返納金の回収については、発生期から1年遅れて会計処理されることにな  
り、発生している損失補償に係る債務を適時に認識するという観点からみれば、適正な  
記帳の仕方とはいえない。これらが発生した期に適正に認識するためには、全てが可能で  
あれば、年度末までに信用保証協会から損失補償分の請求と返納金の通知を受ける様に手  
続きを変更する必要がある。

この処理の短縮については、青空再生課では、第一に、債務負担行為を行う場合、当  
年度3月31日までにその履行の事実を確認する必要があり、手続的に難しいこと、第二に、  
予算策定との関係で無理に短縮すると不都合が生ずる、第三に、信用保証協会に回収努力  
を課してなるべく少額の損失補償金を支払うべきであって、それには回収する時間を十分  
与えることが必要であり、実現は難しいということであった。しかし、以下の理由により、  
同一期間内の計上はある程度実行可能であると考えられ、当年度発生の損失を可能な限り  
当年度に帰属するような工夫、例えば、補償金の一括請求から分割請求への変更、補償金  
の分割交付への変更等の損失補償契約の契約内容の変更などを検討するべきである。

第一の手続的な困難性に関しては、歳出の会計年度所属区分を規定した地方自治法施行  
令第143条によれば、「工事請負費、物件購入費、運賃の類及び補助費の類で相手方の行  
為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度」(第4項)  
とあり、「当該行為の履行があった日」とは、履行確認の日をいう。(昭和38・12・19  
通知)と定めている。したがって、県の主張するように、信用保証協会の代位弁済の履行

の事実を3月31日までに確認することが必要であり、現在採用されている補償金一括  
請求等の手続きでは、来年度の計上とならざるを得ない。しかしながら、前述したように、  
県は信用保証協会から毎月代位弁済額と求償債権の回収額の通知を受け取っているわけ  
であり、信用保証協会でももちろん県でも毎月補償に係る損失発生額・回収額を把握して  
いることになる。このことはすなわち、信用保証協会から代位弁済後の損失補償金の請求、  
および求償債権の回収に係る支払予定通知を、年度末以降に1年間分を一括的に行うので  
はなく、年度内に数回に分けて実施すれば、完全な形ではないが、当年度の履行の確認を  
年度内に行えることを意味する。

第二の予算策定上の不都合とは、損失補償金を1年遅れで計上する方が、予算の設定と  
の関係で好ましいという意見である。すなわち、損失補償は、偶発的なものであり具体的に  
金額ベースの予算計上が難しいため、信用保証協会からの月次報告のうちで当年度6カ  
月実績を参考にして翌年度の予算を策定していることであった。当年度に当年度発  
生分を組み込む場合、年度末近くに予算額を超える多額の損失補償が確定した場合、補正  
予算の承認が必要となるが、その手続きを行うことは時間的に難しいので、1年遅れで翌  
年度6月末に確定額を認識すれば、予算超過した場合でも補正予算を時間的に容易に組む  
ことができる、ということである。これに関しては、信用保証協会から年度内に定期的に  
損失補償金の請求を受ければ、ある程度の確からしきで予算超過するかどうかを事前に判断  
でき、補正予算を組む場合でもさほど煩雑にならないと考えられる。むしろ、当年度に発  
生したものを当年度の会計年度に帰属させるという意義のほうが事務手続の問題よりも  
大きいと考ええる。

また、第三の損失の遅延認識の考えとは、代位弁済後ある程度の期間を置き、信用保証  
協会で回収努力をしてもらい、なるべく損失補償額を少なくしてもらってから補償金の請  
求を受けなければならないという考えである。しかし、損失補償と求償権の発生は不可分の関  
係にあり、支払う損失補償金額と求償債権の回収額のネットの最終効果、つまり最終的な  
県の負担額は同じである。そうであれば、損失をなるべく早く認識する方が適正な処理と  
いえる。

さらに、信用保証協会の側にかつた場合、代位弁済に対する損失補償が1年ずれるとい  
うことは、その分信用保証協会側の資金負担が増すことになるため、早めに精算を行う方  
が制度的にも望ましいといえる。実際、信用保証協会が市町村に対して損失補償金の請求  
を行う場合、代位弁済の翌月に信用保証協会から請求が行われ、これに対する損失補償金  
の支払いは請求から30日以内に市町村が履行するという手続きが既に実務で行われてい  
るため、実行可能性という観点では問題はないはずである(なお、市町村の場合でも、求  
償権の返納金については毎年3月に前年の3月から2月までの1年分を一括選付してい  
る。)

他県の制度として、神奈川県や千葉県では、信用保証協会に対して損失補償金を年4回  
交付している事例も存在する。

なお、この問題は、信用保証協会と県との他の損失補償についても同じようにしてい  
るため、同様の解決策を検討すべきである。

(6) 信用保証協会での調査結果について

青空再生低公害車導入資金融資に関して、信用保証協会での管理状況について調査した。調査対象は、以下のとおりである。

- ①新規保証対象融資先(平成19年から平成20年にかけて実行された融資先)から10件
- ②損失補償実行先(平成16年から平成19年までに発生した(代位弁済先)から10件

①新規保証対象融資先について

新規の場合、以下のポイントについて適正な管理が行われているかを調査した。

- ・融資条件に合致しているか。
- ・保証先の実態把握が十分に成されているか。
- ・金融機関との情報共有・連携は十分であったか。
- ・保全上考慮すべきことはなかったか。
- ・決算書、申告書を用いて保証先の経営実態を十分把握しているか。

調査の結果、大きな問題は発見されなかった。ただし、1つの案件で返済能力に関する十分な分析がされているかに関して疑義の残るものがあった。

融資決定理由として減価償却により借入金の返済は可能という判断を下しているものがあった。この融資先は現在延滞等の発生はないようであるが、借入金残高は年間売上に近い金額であるため、金融機関が融資先から入手した将来3年間の見積キャッシュ・フローより、借入金の返済が可能と判断したと考えられる。しかし、過去3カ年の償却前利益の実績から見ると、減価償却費での返済は難しい先である。

②損失補償実行先について

損失補償先に関しては、以下のポイントについて適正な管理が行われているかを調査した。

- ・保証先、保証人の状況を十分把握しているか(接触状況、返済能力の把握、返済計画作成の有無及びその妥当性)
- ・担保がある場合の対応は適切か(担保処分の適切性、保全の適切性、競売等法的手続の適切性)
- ・法的措置は適切に行われているか
- ・回収強化、効率的な回収を行うための対策が行われているか

前記の損失補償実行の表に基づいて、調査対象及び調査結果を記載すると、以下の表になる。

調査対象	代位弁済額	損失補償額	か/か	調査結果			
				①債務者、保証人の把握	②担保の管理	③法的措置	④回収に関する対策
1	6,589,518	658,952	調査	△	◇	△	△
2	7,659,456	762,000	調査	○	◇	×	○
3	12,647,844	1,260,000	調査	▲	◇	×	○
4	8,635,016	861,000	否	—	—	—	—
5	3,069,549	305,400	調査	△	◇	△	△
6	7,268,481	726,848	調査	▲	◇	×	▲
7	696,758	139,000	調査	○	◇	×	○
8	5,122,386	509,600	調査	▲	◇	×	×
9	1,962,067	196,207	調査	○、×	◇	×	○
10	6,633,169	659,900	調査	▲	◇	×	▲
11	1,640,000	328,000	調査	△	◇	×	△
12	3,381,577	337,149	否	—	—	—	—
13	932,779	186,000	否	—	—	—	—

(注1) 上記の「調査結果」の記号の意味は、以下のとおり。

- ◎・・・管理は十分行われている
  - ・・・現状できる管理が行われている
  - △・・・外的要因により管理に限界がある(弁護士介入(競売、民事再生、債務整理等)により接触、情報入手困難)
  - ▲・・・行動しているが目的達成されず
  - ×・・・何も実施されていないか、管理に不備がある
  - ◇・・・存在しないので管理対象にならない
  - ・・・存在しないので管理対象にならない
- (注2) 調査対象9については、①債務者、保証人の把握の調査結果が○、×の両方付しているが、調査対象9は2つの貸付金の合計であるため、「一方が○、他方が×」ということを意味している。

青空再生低公害車導入資金融資に関する、信用保証協会の債権管理状況について調査した結果、次の付いた点をまとめると以下のようになる。

- 第一に、弁護士介入していない補償先に対しては積極的に法的措置を考えていくことも必要である(特に▲の付された案件)。
- 第二に、代位弁済実行以前に、保証人の返済能力が欠如している場合があった(9の①の×印)。保証人の選定に関して、一度保証人を選定してしまうと以降は保証人の資産状況の把握等を行っていないのが現状である。

## 第4 福祉部

## 1 社会福祉施設経営安定化融資事業損失補償

## (1) 損失補償額の推移

社会福祉施設経営安定化融資事業損失補償の平成19年度を含む過去5年間の補償額と債務負担行為限度額は、次のとおりである。

(単位：千円)

年度	H17年	H18年	H19年
貸付件数	1件	2件	2件
貸付額	14,000	30,000	38,000
貸付残高	9,800	24,250	27,500

## (2) 制度の目的

社会福祉施設経営安定化融資制度において、取扱金融機関が償還金を回収できなくなった場合、県が損失補償を実施する。

社会福祉施設経営安定化融資制度は、県内の社会福祉施設を経営する社会福祉法人に対し、施設経営に必要な資金の融資を行い、施設運営の円滑化及び施設の入所者処遇の向上を図ることを目的としている。

県が損失補償を実施することにより融資の健全化が図られ、制度利用の促進を図ることを目的としている。また、上記融資を受けた事業者の金利負担を軽減するため、取扱金融機関に対して予算の範囲内で利子補助金を交付している。

## (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

- ・埼玉県社会福祉施設経営安定化融資制度要綱
- ・埼玉県社会福祉施設経営安定化融資制度要綱取扱要領
- ・埼玉県社会福祉施設経営安定化融資利子補助金交付要綱

## (4) 制度の仕組

## ① 対象者

以下の施設(措置費(保育所においては運営費負担金)の支弁を受けている施設、支援費指定施設又は特別養護老人ホームで政令指定都市所在の施設を除く。)を経営する社会福祉法人とする。

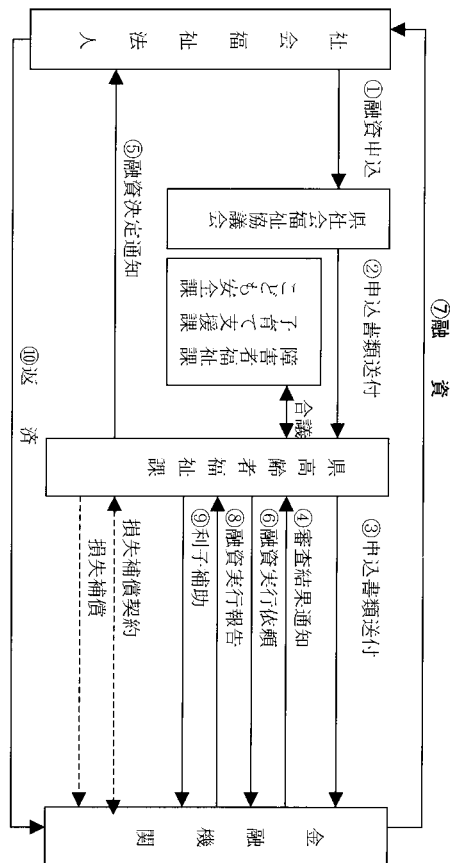
- (ア) 生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)による保護施設
- (イ) 身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第283号)による身体障害者更生支援施設

## ② 条件

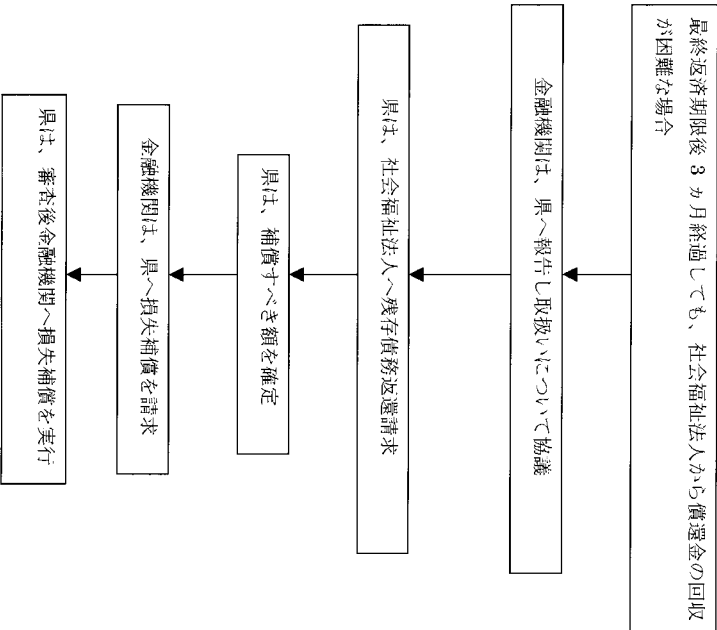
- (ウ) 老人福祉法(昭和38年7月11日法律第133号)による老人福祉施設
  - (エ) 売春防止法(昭和31年5月24日法律第118号)による婦人保護施設
  - (オ) 児童福祉法(昭和22年12月12日法律164号)による児童福祉施設
  - (カ) 知的障害者福祉法(昭和35年3月31日法律第37号)による知的障害者支援施設
  - (キ) 社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)による授産施設
- ・ 資金使途・・・施設の運転資金(施設会計における事務費及び事業費)
  - ・ 融資限度額・・・5,000万円
- ただし、直近3ヵ月間の平均措置費(介護報酬)月額が3倍を限度
- ・ 融資利率・・・別に定めるものとする。
- 現行では実行利率2.8%予定(短期プライムレート連動)  
うち0.9%相当は取費補助、融資利率1.9%相当は法人負担
- ・ 償還期間・・・1年以内(貸付決定から)
  - ・ 償還方法・・・元金均等毎月返済
  - ・ 保証人・・・法人理事長
  - ・ 債務負担行為限度額・・・回収されない元本及び最終弁済期到来後3月までの利子の合計額

③業務のフロー

(ア) 融資制度の仕組み



(イ) 損失補償



(5) 業務の状況

①補償契約の締結

県が指定する2つの金融機関との間で損失補償契約を締結している。損失補償額については、要綱に定める資金の最終返済期限(借受人が返済についての期限の利益を失った場合においては、当該失った日。)後3ヵ月を経過して、なお、その元本及び利子の全部又は一部が回収されなかったときに、上記金融機関の請求によりその回収されない元本及び最終返済期限到来後3ヵ月までの利子の合計額を当該金融機関の受けた損失として補償する。

②補償先に対する管理

施設整備指導担当において、融資を申し込んだ社会福祉法人の経営状況の分析を行っている。分析指標として以下の項目を検討している。

- A. 自己資金比率
- B. 流動比率
- C. 当座比率
- D. 固定比率
- E. 固定長期適合比率
- F. 事業活動収入事業活動利益率
- G. 事業活動収入経常利益率
- H. 事業活動収入伸び率
- I. 人件費率
- J. 人件費伸び率
- K. 支払利息率

融資実行後は、3月と9月に金融機関から社会福祉法人ごとの融資残高報告書を手して損失補償残高及び利子補助金交付における計算資料として利用している。

③補償の実行

過去に、返済が滞った事実はなく損失補償額が発生したことはない。

【意見51】 融資決定過程を明確にし、規則への織り込みを

平成19年度の融資先の2法人の経営状況の懸念事項が融資申込起案や融資申込書の添付資料である経営上の分析において記載されているが、融資は決定されている。

2法人のうち特に1法人については、当該融資制度を数年間にわたり利用しており毎年の必要な資金の一部となっている。また別法人は、添付資料である計算書類(白平成19年4月1日至平成19年9月30日)をみると、法人合計の当期資金収支差額合計△10,103,295円、



当期末支払資金残高34,383,044円、次期繰越活動収支差額△7,392,881円となっております。今後の事業運営に懸念がある。

債権管理強化の一環として、県においては、平成20年度からより実質的な審査を実施できるように、従来の必要書類に追加して以下の書類の提出を求めることとした。

- ①過去3公計期間の決算報告書
- ②月次試算表
- ③連帯保証人(理事長)の所得・課税証明書
- ④借入金返済予定表(安定化融資以外に借入がある場合)
- ⑤資金不足改善計画書

県では、経営分析等を実施して融資申込法人の経営状況を把握しており、その結果を踏まえて融資を決定しているが、経営状況の分析把握から融資決定の判断がどのようにされたのか不明確なことに問題がある。

担当者によって融資判断が異なることなく、第三者にも理解できる融資判断の決定プロセスを確立する必要がある。

さらに、当該融資決定プロセスを埼玉県社会福祉施設経営安定化融資制度要綱又は埼玉県社会福祉施設経営安定化融資制度要綱取扱要領に盛り込む必要があると考える。

## 2 民間社会福祉施設整備促進事業損失補償

### (1) 損失補償額の推移

民間社会福祉施設整備促進事業損失補償の平成19年度を含む過去3年間の事業実績は、以下のとおりである。整備数の減少や補助対象者の見直しにより、新規の貸付が減少している。

(単位：千円)

年度	H17年	H18年	H19年
新規貸付数	7件	17件	6件
貸付額	204,879	338,930	227,445
補助件数	339件	313件	282件
補助額	2,532,260	2,419,052	2,041,408
貸付金残高	9,018,038	7,019,304	5,261,525

### 【指簿21】決算統計の債務負担行為限度額の換証が不十分

社会福祉課が報告している決算統計の債務負担行為限度額は、平成17年度は12,516,360千円、平成18年度は7,019,716千円、平成19年度は5,272,420千円であった。正しい金額は、上記表の貸付金残高である。

このように差異が生じている原因を社会福祉課担当者に確認したところ、債務管理システムの不具合によるものであったと回答を得たが、今回の指簿まで長年にわたり上記差異に気付かず、放置されていたことに問題である。

これは、決算報告の起案文書に根拠文書の添付が規定されておらず、担当職員の上司等複数の職員がチェックする体制が取れていなかったことが原因と考えられる。

起案文書は、担当職員のみならず上司も決裁印を押し確認することになっているのであるから決裁手続きを適正に運用する必要がある。

### (2) 制度の目的

民間社会福祉施設整備促進事業において、取扱金融機関が償還金を回収できなくなった場合、県が損失補償を実施する。

民間社会福祉施設整備促進事業は、予算の範囲内において、社会福祉施設の整備資金を貸し付けるとともに、当該貸付に係る償還金および利子を補助する。

社会福祉施設の量的整備とともにその質的向上を図り、利用者の処遇向上のための環境整備を促進することを目的としている。

県が損失補償を実施することにより融資の健全化が図られ、制度利用の促進を図ることを目的としている。



(3) 監査に当たり参照した根拠法令等(関連法令等を含む)

- ・ 社会福祉法
- ・ 埼玉県民間社会福祉施設整備促進事業実施要綱
- ・ 社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱
- ・ 次世代育成支援対策施設整備費補助金交付要綱
- ・ 社会福祉施設等施設整備費(アスベスト除去等及び耐震化整備等) 県費負担(補助) 金交付要綱
- ・ 社会福祉施設整備費補助に係る工事請負等契約手続基準について(通知)
- ・ 社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例(昭和38年埼玉県条例第15号)
- ・ 補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号)

(4) 制度の仕組

この事業は、社会福祉法人等と指定金融機関との間で10年間の金銭消費貸借契約を締結するが、その返済金額の元金及び利息相当額を県が全額補助するスキームであり、いわゆる補助金の10年分割交付である。

- スキームの流れは、以下のとおりである。
- ①県は指定金融機関に貸付相当額の10/15を預託する。
- ②県は指定金融機関に社会福祉法人等に対して国庫補助基本額の1/4相当額に対象施設ごとの補助率を乗じた額で貸付を実施させる。
- ③県は社会福祉法人等に対し、返済元金及び利息の10/10を補助する。
- ④社会福祉法人等は、金銭消費貸借契約に基づき指定金融機関に元金及び利息金額を支払う。

①交付の対象

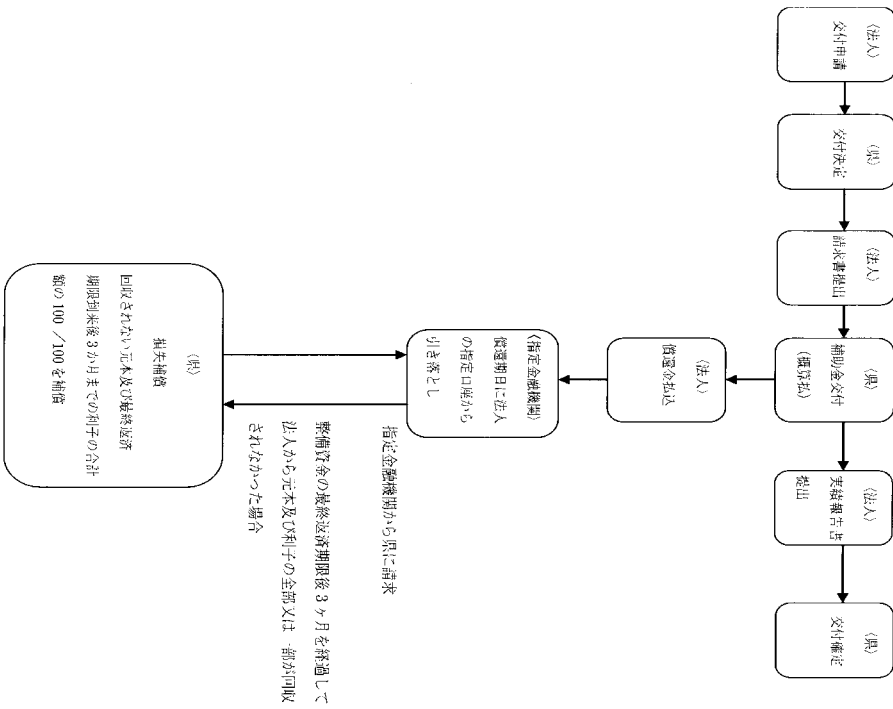
施設の種類	施設者	設置根拠等	補助根拠等	県補助率
1 保養施設	社会福祉法人又は日本赤十字社	生活保護法第41条	生活保護法第74条1項	2/4
2 社会事業授産施設	社会福祉法人	社会福祉法第28条7号	予算措置	2/4
3 障害福祉サービス事業所等				
(1) 障害福祉サービス事業所	地方自治法(昭和25年法律第226号)第34条2項10の4号及び31076号の規定により設置されている法人(社会福祉法人、日本赤十字社、民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人等。以下「社会福祉法人」を除く。)	障害者自立支援法第79条2項	予算措置	2/4
(2) 障害者支援施設	社会福祉法人	障害者自立支援法第83条4項	予算措置	2/4
4 身体障害者社会参加支援施設	社会福祉法人	社会福祉法第28条3項	予算措置	2/4
5 身体障害者更生施設 身体障害者授産施設 身体障害者授産施設	社会福祉法人	障害者自立支援法第28条41条1項	予算措置	2/4
6 知的障害者授産施設 (1) 知的障害者更生施設 及び知的障害者授産施設 (2) 知的障害者運動場	社会福祉法人 社会福祉法人	障害者自立支援法第28条58条1項	予算措置 予算措置	2/4 2/4
7 知的障害者福祉工場施設	社会福祉法人	「知的障害者福祉工場」の設置及び運営について(昭和60年5月21日厚生省発第104号厚生事務次官通知)	予算措置	2/4
8 精神障害者社会福祉施設	社会福祉法人又は医療法人	「精神障害者福祉ホームB」型の取組について(障害者自立支援法第48条又は「平成19年1月22日厚生省、建設省、国土交通省、健康労働省共同発出の通知)	予算措置	2/4
9 児童福祉施設等 (1) 児童福祉施設 (2) 重症心身障害児(者)通園事業施設(A型)	社会福祉法人又は日本赤十字社若しくは民法第34条の規定により設立された法人 社会福祉法人	児童福祉法第35条4項 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成19年5月10日児童発達支援センター児童家庭局長通知)	児童福祉法第56条の2第1項 予算措置	2/4 2/4
10 精神障害者退院支援施設	社会福祉法人等	「厚生労働大臣が定める施設基準」(平成18年9月29日厚生労働省告示第551号)	予算措置	3/4
11 福祉ホーム(既存施設を改修して転換する場合に限る。)	社会福祉法人等	障害者自立支援法第79条2項	予算措置	2/4
12 応急仮設施設	本県中の建設の種別ごとに定められている施設者	「災害発生時における応急仮設施設及び避難所等の取組」(平成18年3月1日社福2239号本職通知)	予算措置	2/4
13 その他施設	社会福祉法人又は日本赤十字社	別途厚生労働大臣が定める基準等	予算措置	2/4

\*平成19年度以降の県補助率である。

②条件

- ・貸付利率 0.93% (平成18年10月1日現在の長プラより算出)
- ・償還期間 10年
- ・償還方法 元金均等年賦償還(年1回) 利子年賦償還(年1回)
- ・担保等 無担保無保証
- ・損失補償 指定金融機関が弁済期限経過後、元金及び利子を回収できなかった場合に、回収されなかった元金及び最終弁済期限到来後3か月までの利子の合計額を県が全額損失補償する。

③業務のフロー(補助金の交付)



—保 57—

(5) 業務の状況

①補償契約の締結

指定金融機関との間で毎年度において損失補償契約書を交わしている。

②補償先に対する管理

指定金融機関及び借受人においても、帳簿及び証拠書類の整備保管を義務付け、県が必要に応じて報告を義務付けている。

県では補償先の社会福祉法人ごとに書類をファイルしている。監査の結果、当該書類は指摘事項以外については、適正に整理保存されていた。

③補償の実行

指定金融機関が弁済期限経過後、元金及び利子を回収できなかった場合に、回収されなかった元金及び最終弁済期限到来後3か月までの利子の合計額を県が全額損失補償する。ただし、過去において、県が損失補償を実行した事例はない。

【指摘2.2】書類の保存期間の設定が不適当

平成19年度末の貸付金残高のうち多額な貸付先を当初に監査対象としてサンプリングしたが、そのうち平成14年度以前の貸付についての融資申込書(「埼玉県民間社会福祉施設整備促進事業実施要綱」における様式1)等の書類は廃棄処分されていた。

福祉部高齢者福祉課からの回答は、以下のとおりである。

民間社会福祉施設整備促進資金融資申込書は、「埼玉県文書管理規則」(平成13年3月30日規則第61号)の第8条第1項における文書種類のうち別表中第3種文書等の「2通知、申請、届出、報告、新達等で重要なもの」に該当するものとして取り扱ってきた。この第3種文書の保存期間は5年であり、貸付年度が平成14年度以前のものについては、既に5年の保存期間が満了したことから、「埼玉県文書管理規則」第10条に基づき廃棄処分したものである。

上記保存期間の起算日は、「当該文書が完了した日の属する会計年度の翌会計年度の四月一日」(「埼玉県文書管理規則」(以下「規則」という。)第8条第三項)である。この完結とは、「事業の処理が終了すること」(規則第二条第一項第九号)である。

「一般的に、事業処理により生じる書類は当該事業処理に当たったの根拠となるものであり、そのような観点を踏まえて、各担当課所長が当該文書の保存期間を適正に定めなければならない。」と文書課より回答を得た。

福祉部高齢者福祉課において保存すべき書類が多いとの現況には理解するが、文書課との確認が不十分で、償還期間10年の資金に関する書類を5年の保存期間と定めたことは適当ではなく、少なくとも10年以上の保存期間とすべきであったと考える。

なお、上記問題点について、平成20年11月13日に文書課から以下の回答を得た。

—保 58—

「文書管理規則別表で定める基準に基づき、課所長が当該文書等に係る法律関係の継続する期間を考慮して、適正な保存期間を定めることを徹底する。」

具体的対応策として、

①「文書事務の手引き」及び「フタイリソング・システムの手引」の改正  
保存期間の基準の考え方を明確化し、課所長が適正な保存期間を定められるように保存期間に係る文書を、「保存期間は、文書管理規則の別表の基準により、課所長が当該文書等に係る法律関係の継続する期間等を考慮して適正に定めます。」(アンダーライン部分を追加改正)に改正し、県庁LAN電子掲示板に掲載する。

②「文書日より」、「メールマガジン」による周知徹底  
上記改正内容を「文書日より」、「メールマガジン」で全庁に通知し、周知徹底を図る。

③文書管理状況(実地)調査による個別指導(平成21年度予定)  
文書の管理状況を書面で全庁的に実施しており、そのうち詳細な調査を要する課所を絞り込んで実地に調査している。当該実地調査の調査項目に新たに組み込む。

④文書管理研修による指導(平成21年度予定)  
各課所内の文書事務に関する指導体制の強化を図るため、文書管理責任者等を対象とした研修のテーマとして取り上げる。  
上記対応策が全庁的に周知徹底されれば、福祉部高齢者福祉課と同様の認識はなくなる。

【指摘23】文書の廃棄手続きの「部不実行」「廃棄文書一覧表」へ廃棄印等の押印を  
上記廃棄処分された文書のうち一部につき文書保存(引継)台帳を確認したが、廃棄年月日欄が空欄となっていた。

「埼玉県文書管理規程」(平成13年3月30日訓令第22号)の第49条第1項において上記文書等についての廃棄の決定は「廃棄予定年月日及び廃棄の方法を記録した文書等を作成して行わなければならない。」とし、同第2項において当該文書等について「文書保存(引継)台帳が作成されているときは、主務課長にあっては当該文書等に係る文書保存(引継)台帳に、文書課長にあっては当該文書保存(引継)台帳の写しに、廃棄年月日を記入しなければならない。」と規定している。

文書課によると、平成19年度の文書廃棄手順は、以下のとおりである。

- ①平成19年1月31日に、各課所に対して保存期間が満了する文書の廃棄に係る協議文書を施行
- ②各課所から回答があった文書については、各課所への引継ぎ又は保存期間の延長を実施、残りの文書については、廃棄手続に入る。
- ③廃棄決定手続(平成19年4月10日起案、4月12日決裁)

④廃棄実施(平成19年4月16日、17日)  
業者に委託し、リサイクル施設で溶解処理を行った。

文書保存(引継)台帳における廃棄年月日欄が空欄となっていた理由は、文書課において、上記④の廃棄実施を福祉部高齢者福祉課に通知することを怠ったため、福祉部高齢者福祉課で文書保存(引継)台帳に廃棄年月日を記載しなかったことによる。

文書課においては、文書廃棄手順を順守することはもちろんのこと、福祉部高齢者福祉課においても、文書保存(引継)台帳の管理保存を怠ることなく、年度の終了時までは文書課に文書廃棄の確認を実施する必要がある。

また、文書課では、上記台帳での項目が膨大な数になるため、当該台帳に廃棄年月日を記載することに替えて、当該台帳を「廃棄文書一覧表」の別冊にフタイルし、その巻頭に廃棄年月日を記入している。

この「廃棄文書一覧表」の自身自体は、文書保存(引継)台帳の写しと同じ内容であるため、「廃棄文書一覧表」のページ毎に廃棄年月日を記載した廃棄印等を押印する等文書保存(引継)台帳の写しと区別する必要がある。

【意見52】申請時における長期事業計画の検討が必要

この事業は、社会福祉法人等と指定金融機関との間で10年間の金銭消費貸借契約を締結するが、その返済金額の元金及び利息相当額を県が全額補助するスキームであり、いわゆる補助金の10年分割交付である。しかし、指定金融機関が返済期限経過後、元金及び利子を回収できなかった場合に、回収されなかった元金及び最終弁済期限到来後3か月までの利子の合計額を県が全額損失補償する。

したがって、県においては、損失補償を行う上で上記リスクを考慮するために、施設整備を実施した場合における事業計画を把握することにより財務面での健全性を検討する必要がある。また、当該補助金の適正支給基準を把握分析するための検討資料とするためにも、社会福祉法人等と指定金融機関の金銭消費貸借期間である10年間に亘る長期事業計画を申請時における添付書類とする必要がある。

## 3 特別養護老人ホーム等整備支援融資事業損失補償

## (1) 損失補償額の推移

特別養護老人ホーム等整備支援融資事業損失補償の平成19年度を含む過去3年間の事業実績は、以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	H17年	H18年	H19年
貸付件数	8件	17件	14件
貸付額	4,669,600	4,593,100	4,905,700
貸付残高	5,194,734	10,240,906	14,738,775

※ 平成16年度から実施された事業である。

## (2) 制度の目的

特別養護老人ホーム等整備支援融資事業において、社会福祉法人が特別養護老人ホーム等の施設及び設備資金の融資を受けた取扱金融機関からの借入金を返済できなくなった場合、県が損失補償を実施する。

県が損失補償を実施することにより金融機関の長期かつ低利の融資を実現し、社会福祉法人の特別養護老人ホーム等整備資金の調達を支援することで特別養護老人ホーム等の整備促進を図ることを目的としている。

## (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

- ・埼玉県特別養護老人ホーム等整備支援融資要綱
- ・埼玉県特別養護老人ホーム等整備支援融資要綱取扱要領

## (4) 制度の仕組

## ①対象者

知事が別に定める特別養護老人ホーム等の整備に係る県費補助金の交付を受けて、特別養護老人ホーム等(地域密着型特別養護老人ホームを除く。)を整備する社会福祉法人

## ②条件

## (ア) 目的

以下の施設又は設備に要する経費にあつては、

- ・特別養護老人ホームの創設又は増床整備を行うための施設・設備整備資金
- ・特別養護老人ホームの創設又は増床整備に伴い整備される短期入所居室の施設・設備整備資金
- ・特別養護老人ホームの創設整備に伴い整備される老人デイサービスセンターの施設・設備整備資金

・上記に係る施設整備の用に供する土地取得資金(ただし、買取法人に限る。)

## (イ) 融資限度額

・別に定めた基準事業費から上記県費補助金を差し引いた額に、融資率90%を乗じて得た額とする。ただし、実整備額から市町村補助金と法的・制度的補助金を除いた額の範囲内とする。(貸付最低額200万円、10万円単位)

## (ロ) 融資利率

知事が別に定める。

## (ハ) 償還期間

資金貸付契約締結の日から20年以内とする。

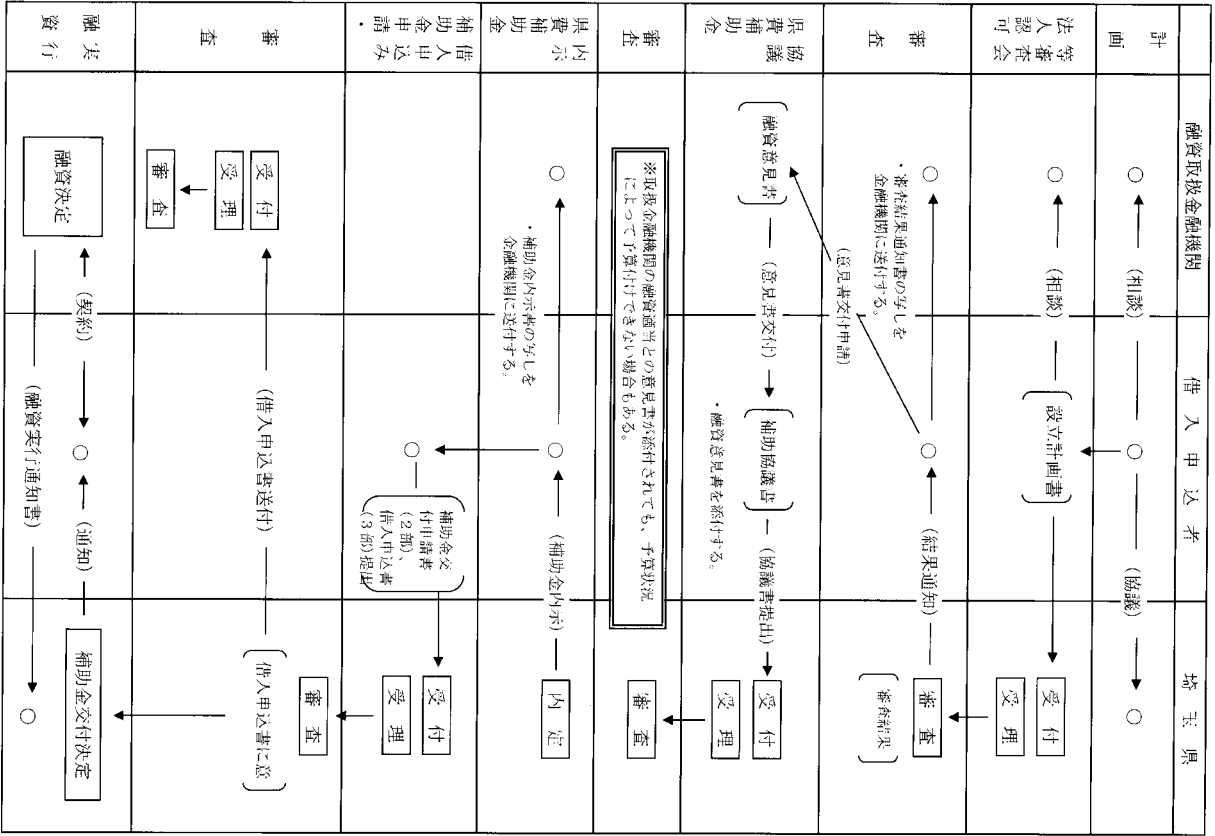
## (ニ) 償還方法

- ・償還方法は、原則として元金均等年賦償還又は元金均等定期償還とする。
- ・利息は、年利建先取分割方式又は年利建後取分割方式とする。
- ・元金の償還据置期間は、資金貸付契約締結の日から2年以内とする。

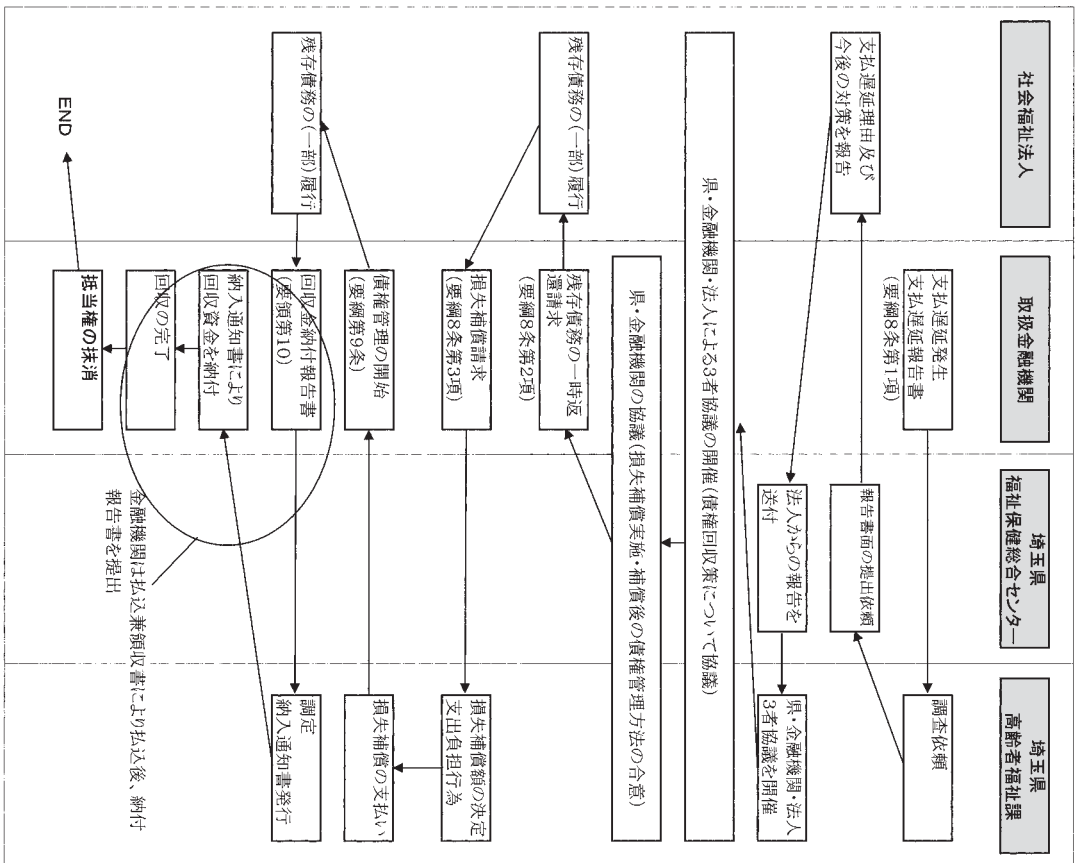
## (ホ) 担保等

取扱金融機関は、借入申込者の所有する融資にかかる土地、建物に抵当権を設定する等債権の保全に必要な措置をとらなければならない。ただし、根抵当権を設定することはできない。

③業務のフロー



(5) 業務の状況  
損失補償及び債権管理のフローチャート



## ①補償契約の締結

平成19年度においては、11の金融機関と損失補償契約を締結している。

## ②補償先に対する管理

取扱金融機関が融資の管理を行い、融資残高報告書により当該年度の4月末日と8月末日までの貸付残高を9月15日までに、10月末日と2月末日までの融資残高を3月15日までに知事に報告しなければならない。

## ③補償の内容

取扱金融機関は、資金貸付契約締結の日から20年以内の貸付期間満了に伴う最終返済期限到来の後3ヵ月を経過して、なお元本及び利子(遅延利子を含む。)の全部又は一部が回収されなかったとき、その他償還金の回収が困難と認めるときは、その事実を知事に報告する。協議の結果、知事が当該取扱金融機関の被った損失の補償をする必要があると認めるときは、取扱金融機関が借受者である社会福祉法人に対し残存債務の一時返還の請求を行い、補償すべき金額が確定した後に取扱金融機関に損失補償を行うものとする。

ただし、過去に返済が滞った事実はなく損失補償額が発生したことはない。

## 【意見5.3】申請書類への事業計画の添付を求めるべき

特別養護老人ホーム等整備支援融資事業の申請書類の添付資料として借入金償還計画表の提出を必要としている。この借入金償還計画表は償還年次ごとの償還額と償還財源内訳を記載した表である。償還財源内訳はホテルコスト(ここでのホテルコストとは、建設費、器具備品費、水道光熱費の入居者負担金額である。)と介護保険報酬充当等を記載する。

大まかには借入金償還計画を把握することは可能であるが、施設運営の結果として生じる資金余剰が借入金償還財源となりえるのであるから、上記借入金償還表では社会福祉法人の借入金返済能力を判断することはできない。

また、介護保険収入で償還する場合のみ社会福祉法人に任意で資金収支(見込)計算書を添付させている。

これらの理由により、すべての融資案件について、資金収支(見込)計算書及び融資実行後の中長期予想事業計画を添付書類として提出を求めるべきである。

## 4 介護サービス振興支援融資損失補償

## (1) 損失補償額の推移

介護サービス振興支援融資損失補償の、平成19年度を含む過去3年間の債務負担為限度額は、次のとおりである。なお、平成15年度をもって新規貸付は終了した。

(単位：千円)

年度	保証協会保証債務残高	債務負担行為限度額
H17年	622,676	124,535
H18年	447,760	89,552
H19年	329,230	65,846

(県作成資料より)

## (2) 制度の目的

この損失補償制度は、介護保険法(平成9年5月9日法律第48号)によるサービス等を提供する事業者の債務に対して、信用保証協会が損失を被った場合に、その一部を県が補償することにより、介護保険制度における基盤整備及び円滑な運営を図ることを目的とする。

## (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

「介護サービス振興支援融資損失補償」制度の関係法令等は、以下のとおりである。

- ・埼玉県介護サービス振興支援融資制度要綱(平成16年3月31日をもって廃止)
- ・埼玉県介護サービス振興支援融資制度取扱要綱

参考：中小企業信用保険法第5条

## (4) 制度の仕組み

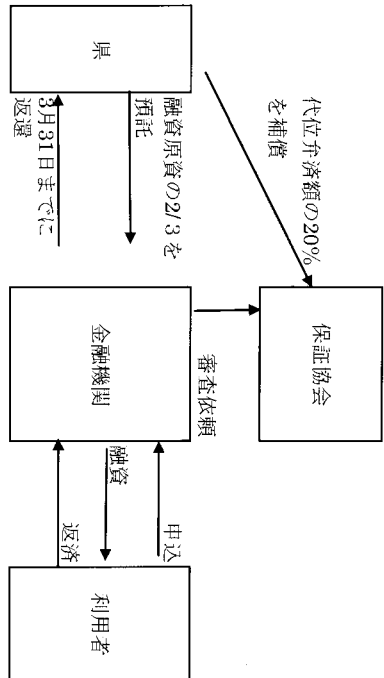
## ①概要

指定居宅サービス事業者、又は指定居宅介護支援事業者(予定者を含む)に対して信用保証協会の保証を付与した貸付を金融機関が行い、債務の不履行があった場合、信用保証協会に生じた損失額の一部を再補償する制度である。

すなわち、代位弁償額の元金から中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第5条の規定により、支払いを受けた保険金の額を控除した金額の全額(元金の2割相当額)を補償するものである(補償の範囲には、利息その他の経費は含まれない)。



## ②業務のフロー



## (5) 業務の状況

## ①補償契約の締結

平成12年4月1日付で埼玉県信用保証協会と締結した。

## ②補償先に対する管理

銀行から、融資状況報告書を入力しているが、利率別元本残高合計額のみで、個別の案件についての報告はない。保証協会からは、銀行別補償残高の報告を受けるのみである。

## ③補償の実行

返済期限が平成23年3月31日であるため、補償の実行はない。

## ④返納金の回収

補償の実行がないことから返納金の実績はない。

平成16年度以降新規融資に伴う補償実績はない。銀行からの報告によると、返済が滞っている貸付先もない。

## (6) 実施した手続

①平成19年度末補償残高上位5件の補償について、信用保証協会に保管されている融資・補償決定時の書類を閲覧し、補償決定が適切に行われていたかを確認した。手続を実施した範囲では、融資・補償決定の過程に特に指摘するべき事項は発見されなかつた。

②平成19年度末の保証残高について、信用保証協会からの報告と融資担当銀行からの報告に差異があったため、原因を調査した。結果については、意見として以下に記載する。

## 【意見54】決算における補償残高の算定方法の検討が必要

信用保証協会から報告を受けた3月末の補償残高は、決算整理を行っていないものであった。3月末に発生しながら処理されなかった貸付金の返済額や新規融資額は反映されていない。改善を要請したが、システム対応ができていないので不可能との返答を得た。他の制度融資・補償制度にも関係することなので、検討が必要である。

## 第5 保健医療部

## 1 日本赤十字社埼玉支部血液センター建設借入金補償

## (1) 損失補償額の推移

損失補償の平成19年度を含む過去3年間の推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

年度	元本部分	利息部分	損失補償年度 末残高
H17年	283,125	11,890	295,015
H18年	245,375	15,472	260,847
H19年	207,625	10,898	218,523

(県作成資料より)

## (2) 制度の目的

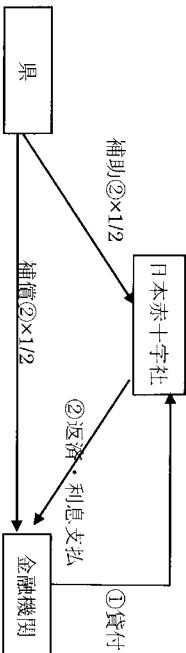
この補償制度は、日本赤十字社が第3血液センター建設事業を実施するために必要とする資金の借入に対し保証を行うことにより、県民の必要とする輸血用血液の供給を確保することを目的としている。

## (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

この補償制度に関する要綱は、以下のとおりである。

参考：埼玉県赤十字血液センター建設費補助金交付要綱  
補償に係る要綱はない。

## (4) 制度の仕組



日本赤十字社埼玉支部が、埼玉県赤十字血液センターの建設に要した借入金の当該年度分元利償還額の2分の1について、償還をしないことにより金融機関に損失を与えたときは、県が当該損失を補償する制度である。当該年度分元利償還額の2分の1につ

いては、別途県から補助金が交付される。

なお、融資に係る利息の利率は、長期プライムレートに連動する。

## (5) 業務の状況

## ①補償契約の締結

平成5年2月26日、同年5月31日、同年8月20日の3回にわたり、東洋信託銀行(株)(現UFJ信託銀行(株))と締結した。

## ②補償先に対する管理

県の担当者が日本赤十字社埼玉支部に出向き、補助金交付先への管理方法に則って、実績報告書、償還金支払の事実等の現地調査を毎年行っている。

## ③補償の実行

実績はない。

## ④返済金の回収

実績はない。

## (6) 実施した手続

①損失補償契約書を閲覧し、補償契約の締結が適切に行われているかを確認した。補償承諾の過程には、特に指摘するべき事項は発見されなかった。書類の保管状況については、意見として後述する。

②日本赤十字社埼玉支部での現地調査の報告書を閲覧し、補償先への管理が適切に行われているかを確認した。管理状況には、特に指摘するべき事項は発見されなかった。

## 【意見5.5】書類の保管方法の改善が必要

監査の際に補償契約書の提示を求めたが、平成5年に3回にわたって締結した契約書の内、第2、3回目分が提出されるまでに時間を要した。最終的には薬事課内で発見されたが、契約書の管理状態に問題があったと言える。文書保存規定では、通常の契約書は5年、重要な契約書は10年とあるが、薬事課内部のルールでは、契約書は永久保存とされている。

文書管理簿にも当該契約書は永久保存と記載されており、形式的な不備はないが、書類を速やかに見つけることができず、見つけられないのは問題であり、課内の保存場所の徹底と、担当者との連携を確実に確保する必要がある。

なお、課内では、早速、契約書はPDFファイルでデータとして保存し、現物の保管場所を一箇所に定めるとの改善策を実行している。

## 第6 産業労働部

## 1 損失補償の全般的な発生予測に関して

金融課では、損失補償の発生予測を、次に示す2つの方法で計算している。従来から予算編成時において翌年度の損失補償限度額を計算していたが、今年度から地方公共団体財政健全化法に基づき損失補償債務負担見込額を計算することになった。

## (1) 予算編成時における翌年度の損失補償請求見込額

資金(貸付金制度)ごとに、当該年度の代位弁済発生額の対前年度比を出し、当該年度の損失補償額に乘ずることにより、翌年度の損失補償額を推計している。

$$(n+1) \text{ 年度損失補償見込額}$$

$$= (n-1) \text{ 年度代位弁済額} \times \text{代位弁済前年比 (a)} \times \text{損失補償割合 (b)}$$

※代位弁済額は、信用保証協会の金融機関への弁済額をいう。

- (a) 代位弁済前年比 =  $n$  年度代位弁済額 /  $(n-1)$  年度代位弁済額  
 (b) 損失補償割合 =  $n$  年度損失補償額 /  $(n-1)$  年度代位弁済額

代位弁済発生額の対前年度比 (a) は、信用保証協会からの月次報告により年度期首から最新報告月までの代位弁済金額を集計し、前年同期の累計額と比較し計算する。

年度損失補償額 (b) は、信用保証協会からの損失補償請求額(年度一括)を用いる。

平成20年度予算編成における損失補償見込額の計算

(I) 5月実績で試算し、(II) 9月実績で精度の高いものとして修正して計算化する。

(I) 5月実績による予想

(A) スーパーサポート資金(SS)、企業パワーアップ資金(PU)以外の資金

①平成19年度損失補償概算額(SS, PU除く)・・・737,201千円

②平成18年度損失補償対象資金の代位弁済額(SS, PU除く)・・・4,791,295千円

③損失補償対象資金(SS, PU除く)の代位弁済前年同月比(平成19年5月末)

= 平成19年5月末代位弁済額 / 平成18年5月末代位弁済額  
 = 716,102千円 / 537,885千円 = 1.33 ≒ 140%

代位弁済は景気変動に左右され今後の推移を見込むのが難しいため、代位弁済前年比は余裕率を持たせ切り上げとしている。

- ④損失補償割合 = 平成19年度損失補償概算額 / 平成18年度代位弁済額  
 = 737,201千円 / 4,791,295千円 = 15.3% ≒ 16.0%  
 ⑤平成20年度損失補償所要額 = ②×③×④ = 4,791,295千円×140%×16%  
 = 1,073,251千円・・・A

(B) スーパーサポート資金(SS)、企業パワーアップ資金(PU)

スーパーサポート資金(SS)

損失補償割合 = 平成19年度損失補償額 / 平成18年度代位弁済額

= 100,787千円 / 2,902,545千円 = 3.47% ≒ 3.5%

平成20年度損失補償所要額 = 平成18年度保証債務残高×デフォルト率×損失補償割合

= 177,724,320千円×2%×3.5% = 124,408千円・・・(X)

企業パワーアップ資金(PU)

損失補償割合 = 平成19年度損失補償額 / 平成18年度代位弁済額

= 6,044千円 / 139,338千円 = 4.33% ≒ 4.4%

平成20年度損失補償所要額 = 平成18年度保証債務残高×デフォルト率×損失補償割合

= 30,351,540千円×2%×4.4% = 26,710千円・・・(Y)

(X) + (Y) = 124,408千円 + 26,710千円 = 151,118千円・・・B

(C) 平成20年度損失補償計上額 = A+B = 1,073,251千円+151,118千円 = 1,224,369千円

(II) 9月実績による予想

9月の実績値までを用い、より現実に近い状況で損失の予想を行う。ここでは、以下の表計算により、平成20年度の損失補償額を、1,337,120千円と見込んでいる。

過去3年度最高伸長率による損失補償見込額 (単位:千円)

制度名	過去3年度最高伸長率(A)	平成19年度(位弁済額)		平成19年度損失補償割合(D)	平成20年度損失補償見込額(E=C×D)
		9月末実績(B)	年度未見込(C=A×B)		
小規模事業資金	235.9%	1,145,537	2,702,500	19.9%	537,760
起業家育成資金	421.3%	417,444	1,758,700	7.8%	137,180
経営安定資金	367.8%	112,482	413,700	3.0%	12,420
経営支援特別融資	263.7%	372,502	982,300	9.8%	96,270
産業創投資金	321.0%	16,695	53,600	20.1%	10,780
企業パワーアップ資金	162.5%	145,994	237,200	4.4%	10,440
スーパースター資金	440.9%	2,668,223	11,764,200	3.5%	411,750
魅力ある産業逆り資金	—	—	—	—	—
経営支援緊急融資	203.1%	175,543	356,500	18.6%	66,310
企業活力強化資金	351.7%	248,595	874,300	6.2%	54,210
合計		5,303,015	19,142,800		1,337,120

平成19年度損失補償割合の算出(単位:千円)

制度名	平成19年度損失補償額(X)	平成18年度(位弁済総額)(Y)	損失補償割合(Z=X/Y)
小規模事業資金	565,140	2,849,093	19.896%
起業家育成資金	34,598	446,224	7.754%
経営安定資金	7,239	245,876	2.944%
経営支援特別融資	29,100	297,806	9.771%
産業創投資金	7,026	35,128	20.001%
企業パワーアップ資金	6,044	139,338	4.338%
スーパースター資金	100,787	2,902,545	3.472%
魅力ある産業逆り資金	—	—	—
経営支援緊急融資	56,761	306,295	18.531%
企業活力強化資金	37,340	610,873	6.113%
合計	844,035	7,833,178	

計算の基礎データについては、適切な数値と認められた。

## (2) 地方公共団体財政健全化法に基づく損失補償見込額

「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準」(平成20年4月21日)の「第三 公的信用保証、制度融資等に係る損失補償債務等負担見込額の算定の基準」の1に基づき、公的信用保証、制度融資等に係る損失補償債務負担見込額は、資金ごとの保証債務残高に直近の損失補償実行率及び平均残存年数を乗じて推計している。

## 損失補償債務負担見込額

＝資金ごとの対象年度の前年度末の保証債務残高×対象年度の前年度末の損失補償実行率 (a) ×平均残存年数

(a) 対象年度の前年度末の損失補償実行率

＝対象年度の前年度損失補償実行額 / 対象年度の前年度末の保証債務残高

平成20年度における損失補償債務負担見込額の計算

埼玉県信用保証協会に係る損失補償付債務残高×損失補償実行率 (a) ×平均残存年数 (b)

＝332,927,878千円×0.2%×4.43(年)

＝2,949,741千円

(a) 損失補償実行率

＝(前年度損失補償実行額－前年度返納金) / 前年度末の保証債務残高

＝(844,031千円－157,034千円) / 337,904,126千円

＝0.002

(b) 平均残存年数・・・資金ごとに加算平均により算出

## 2 (財) 埼玉県中小企業振興公社との損失補償契約

県と財団法人埼玉県中小企業振興公社(以下「中小企業振興公社」という。)との損失補償契約は、小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る損失補償と地域中核企業事業投資育成事業・ベンチャー企業投資育成事業への貸付事業に係る損失補償である。以下、おのおのについて記述する。

## 2-1 小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る損失補償

## (1) 損失補償額の推移

中小企業振興公社との損失補償契約に係る損失補償の平成19年度を含む過去3年間の損失補償限度額は、次のとおりである。

(単位：千円)

年度	損失補償限度額
H17年	268,173
H18年	132,386
H19年	38,376

## (2) 制度の目的

小規模企業者等の活性化と発展を図るために、設備投資を支援する。

## (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

- ・「小規模企業者等設備導入資金助成法第12条第1項に基づく都道府県の事業計画作成の基準」(平成12年3月31日通商産業省告示第172号)
- ・損失補償取扱基準(昭和52年埼玉県から中小企業振興公社への通達)

## (4) 制度の仕組

## ①対象者

中小企業振興公社

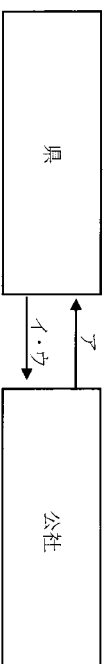
## ②条件

中小企業振興公社が行った、小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る損失補償を行う。

中小企業振興公社が滞っている債権の回収の為に必要な措置を講じた上で、履行期日の到来後1年を経過してもなお債権を回収できなかったときは、中小企業振興公社からの損失補償の申請により損失補償を行うものである。

ただし、県が必要と認める場合のみ損失補償を行うものとしており、中小企業振興公社から過去2回の損失補償の交付申請が提出されたが、「損失補償取扱基準」に基づきすべて申請を却下している(下記(5)業務の状況③を参照)。

## ③業務のフロー



ア：損失補償交付申請書  
イ：損失補償の可否の通知  
ウ：損失補償する場合、請求書を受理した日から6ヶ月以内に支払

## (5) 業務の状況

## ①補償契約の締結

中小企業振興公社と「小規模事業者等設備導入資金貸付事業損失補償契約書」を締結する。

## ②補償先に対する管理

県の担当者が定期的に中小企業振興公社を訪問し、事情聴取している。

## ③補償の実行

中小企業振興公社からの損失補償の交付申請書は2回提出されている。しかし、県は「損失補償取扱基準」に基づき補償の実行はしていない。

〔損失補償取扱基準(要約)〕

- (A) 貸倒れが生じたときは、担保の売却・連帯保証人に対する請求等で補填できない場合は、中小企業振興公社の貸倒引当金により償却を行う。
- (B) 上記により事業会計収支に欠損を生じる場合、取崩可能な準備金により充当する。
- (C) 上記によっても、なお事業会計収支に欠損が見込まれ、実質的な償却原資(当該年度の貸倒引当金及びリース設備引揚準備金の合計額から繰越欠損額を差引いた額)では当該年度に予定する償却が不可能となる場合は、その不足額についてのみ損失補償する。損失補償の額は、当該年度償却債権のうち損失補償契約の有効なもの合計額、又は欠損額のうち小さい方の額である。

## ④返納金の回収

補償の実行が行われていないため、返納金の回収もない。

## ⑤今後の対応

設備資金貸付事業の新規貸付は平成14年度で終了しているため、現在は回収作業のみとなっている。そして平成22年度には貸付金の回収が終了し、事業そのものが終了する。今後は中小企業振興公社の回収作業の進捗状況を適切に継続して把握し続けることが必要である。

## 2-2 地域中核企業・ベンチャー企業投資育成事業に係る損失補償

## (1) 損失補償額の推移

企業誘致・経営支援課と中小企業振興公社との損失補償契約に係る損失補償の平成19年度を含む過去3年間の損失補償限度額は、次のとおりである。

(単位：千円)

年度	損失補償限度額
H17年	941,293
H18年	732,543
H19年	499,121

## (2) 制度の目的

中小企業振興公社(損失補償当時)、埼玉県創造的企業投資育成財団の名称であった。)は、ベンチャー企業、地域中核企業の育成を図ることにより県産業構造の高度化を推進し、地域経済の発展に寄与することを目的に設立された財団法人である。

その中小企業振興公社が、地域中核企業、ベンチャー企業に対して、直接投資、間接投資を行った場合(地域中核企業投資育成事業、ベンチャー企業投資育成事業)その貸付等に対して、県が損失補償を行う場合がある。

ここで、地域中核企業投資育成事業とは、株式公開を念頭に置いた、地域中核企業に対して、中小企業振興公社が直接投資即ち株式の引受け、社債(転換社債・ワラント債)の引受けという形で直接、投資する事業をいう。投資後は、株式公開に向けてのフォローアップを行っている。

また、ベンチャー企業投資育成事業には、株式の引受け、社債等の引受けを行うことに

- 4 対象となる地域中核企業は埼玉県内に本社を有する株式会社のうち、次の要件を備える企業
- ① 先端的、独自の技術またはノウハウを持ち、地域の中核として、21世紀の木果産業を支える高い成長が期待できること。
  - ② 企業の近中期の目標として、株式公開を目指していること。
  - ③ 経営者が旺盛な企業家精神を持っていること。
  - ④ 財務内容が健全であること。

—保 77—

よって、中小企業振興公社がベンチャー企業<sup>5</sup>に直接投資する場合(直接投資事業)と、中小企業振興公社の指定するベンチャーキャピタル(特定VC)がベンチャー企業に対して投資を行う場合に、中小企業振興公社がその特定VCに対してその投資原資を預託する場合(間接投資企業)のほか、間接投資事業のうち社債引受けを行う「特定」VCに対して、投資額の一部について中小企業振興公社が債務保証を行う場合(債務保証事業)もある。

## (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

- ・ 埼玉県地域中核企業投資育成事業実施要綱
- ・ 埼玉県ベンチャー企業投資育成事業実施要綱

## (4) 制度の仕組み

## ① 対象者

中小企業振興公社

## ② 条件

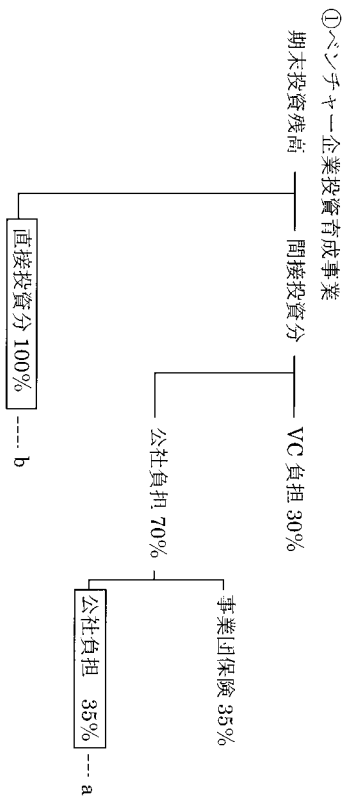
- 地域中核企業投資育成事業 損失補償対象額は投資額の100%
- ベンチャー企業投資育成事業(直接投資) 損失補償対象額は投資額の100%
- ベンチャー企業投資育成事業(間接投資) 損失補償対象額は投資額の35%

- 5 対象となるベンチャー企業は、中小企業の創造的産業活動の促進に関する臨時措置法(創造活動促進法の認定者)およびこれに類すると認められるものであって、株式会社または株式会社を設立する者のうち、次の要件を備える者。
- ① 埼玉県内に本社を設置している企業、または本社を設置する見込みのある企業。
  - ② 投資対象企業の主要部分が埼玉県内で行われること。
  - ③ 先端的、独自の技術またはノウハウを持ち、将来高い成長が期待できること。
  - ④ 経営者が旺盛な企業家精神を持っていること。
  - ⑤ 明確かつ適正な経理処理が行われていること。

—保 78—



創造的企業投資育成事業損失補償限度額算定の考え方



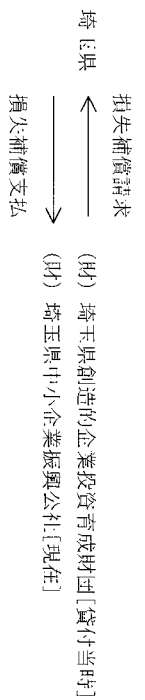
②地域中核企業投資育成事業 期末投資残高 --- c  
 損失補償限度額 = a+bt+c

創造的企業投資育成事業損失保証残高

(単位：千円)

年度	地域の中核企業投資育成事業	ベンチャー企業投資育成事業	合計
H9年	149,560	87,695	237,195
H10年	297,560	148,921	446,481
H11年	446,560	241,861	688,421
H12年	596,510	317,798	914,308
H13年	696,510	407,798	1,104,308
H14年	795,610	408,607	1,204,217
H15年	765,610	417,723	1,183,333
H16年	639,610	305,183	944,793
H17年	639,610	301,683	941,293
H18年	489,610	242,933	732,543
H19年	340,550	158,571	499,121

③業務のフロー



(5) 業務の状況

①補償契約の締結  
 県と中小企業振興公社(契約当時は財団法人埼玉県創造的企業投資育成財団)とは、損失補償について契約を締結している。

②補償先に対する管理  
 毎事業年度終了後、事業報告書及び決算報告書を入力している。<sup>6</sup>

③補償の実行  
 これまで補償が実行されたことはない。

④返納金の回収  
 補償の実行がないことから、返納金の回収もない。

【意見5.6】投資先の企業業績について注意を払うべき  
 中小企業振興公社の行っている企業投資育成事業については、本報告書の第1テーマの「貸付金に係る財務事務の執行について」の「第3章II 第5(財) 埼玉県中小企業振興公社における貸付金の状況」の項で検討している。  
 そこで述べているように、今後は投資先、とくにベンチャー企業の財務状況、企業業績について注意を払うことが必要である。

<sup>6</sup> 埼玉県地域中核企業投資育成事業実施要綱第9条(公社に対する調査及び指導)  
 「知事は、公社に対し必要に応じて現地調査等を行い、地域中核企業投資育成事業の実施状況、基金の運用状況及び会計処理の状況等を把握し、公社が適正に事業を実施するよう必要な措置をとることができるものとする。」  
 埼玉県ベンチャー企業投資育成事業実施要綱第12条(公社に対する調査及び指導)  
 「知事は、公社に対し必要に応じて現地調査等を行い、ベンチャー企業投資育成事業の実施状況、基金の運用状況及び会計処理の状況等を把握し、公社が適正に事業を実施するよう必要な措置をとることができるものとする。」

3 埼玉県信用保証協会との損失補償契約

(1) 制度の目的と経緯

信用保証協会との損失補償契約に係る損失補償限度額の平成19年度を含む過去3年間の推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	H17年	H18年	H19年
小規模事業資金損失補償	38,398,567	14,027,879	11,011,529
無担保無保証人資金損失補償		103,540	190,794
起業家育成資金損失補償		1,758,649	2,298,164
経営安定資金損失補償		684,572	851,163
経営支援特別融資損失補償		3,203,349	4,422,355
経営支援緊急融資損失補償		1,066,047	765,197
新技術開発資金損失補償		4,068	2,625
事業開拓支援資金損失補償		2,958	24,934
産業創造資金損失補償		46,042	7,648
企業パワーアップ資金損失補償		4,561,740	5,814,020
事業資金損失補償		10,837,612	8,566,976
魅力ある産業造り資金損失補償		13,046	3,693
企業活力強化資金損失補償		1,381,618	339,311
企業再生資金損失補償		11,892	266,077
合計	38,398,567	37,703,012	34,564,486

(注) 平成17年度は、資金が区分されていないため、小規模事業資金損失補償に一括計上されている。

信用保証協会は、信用保証協会法(昭和28.8.10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等が金融機関から貸付等を受けるに於いて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等に対する金融の円滑化を図ることを目的としている。

中小企業者に対する県制度融資は、金融機関からの融資に信用保証協会の保証を付する融資が主であり、融資を受けた中小企業者が返済不能となった場合、信用保証協会は債務保証契約に基づき金融機関に対して代位弁済を行うため損失を被る。そこで、リスクの高い制度資金(無担保無保証人、倒産関連、新規開業、企業再生等)について、県がその損失の一部を補償することで信用保証を付け易くし、中小企業者への金融の円滑化を図っている。

平成19年度を含む過去5年間の損失補償等実績は、以下のとおりである。

(単位：千円)

資金名	区分	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
小規模事業資金	保証債務残高	90,474,429	87,700,231	81,491,471	67,808,002	53,700,632
	損失補償額	953,580	773,737	621,300	459,832	565,140
起業家育成資金	保証債務残高	4,713,079	7,778,064	10,564,467	16,231,374	19,882,886
	損失補償額	17,300	8,782	13,281	10,137	34,598
経営安定資金	保証債務残高	3,553	5,548	6,415	5,443	4,885
	損失補償額	10,020,108	17,788,249	18,607,862	30,489,143	37,410,672
経営支援特別融資	保証債務残高	1,167	5,530	3,753	9,970	7,239
	損失補償額	1,048	1,854	1,642	1,139	2,051
経営支援緊急融資	保証債務残高	6,466,778	8,904,451	10,862,262	31,735,679	43,501,625
	損失補償額	20,064	12,656	11,250	16,302	29,100
産業創造資金	保証債務残高	5,738	6,394	6,296	7,678	4,834
	損失補償額	974,326	722,005	386,785	230,208	142,643
企業パワーアップ資金	保証債務残高	28,403	17,073	11,992	5,502	7,026
	損失補償額	1,654	216	3,563	2,384	901
事業資金	保証債務残高	—	—	—	1,155	6,044
	損失補償額	—	—	—	—	562
企業再生資金	保証債務残高	—	95,559,491	195,473,066	177,724,320	137,262,625
	損失補償額	—	—	—	58,007	100,787
経営支援緊急融資	保証債務残高	29,586,507	15,567,977	5,535,251	3,247,193	2,261,651
	損失補償額	678,257	405,267	227,618	111,359	56,761
企業活力強化資金	保証債務残高	85,878	128,217	153,521	94,717	80,230
	損失補償額	99,181,398	65,014,288	38,063,510	17,683,137	3,829,955
合計	保証債務残高	235,416,625	302,703,973	375,324,209	375,500,596	337,904,126
	損失補償額	1,698,769	1,237,048	917,704	729,153	844,031
	返納金	143,122	195,758	251,007	177,292	157,034

(注1) 無担保無保証人資金は小規模事業資金に含まれる

(注2) 開業資金は起業家育成資金に含まれる

(注3) 新技術開発資金、事業開拓支援資金、事業資金(産業創造資金の前身部分に限る)、魅力ある産業造り資金は産業創造資金に含まれる

(注4) 企業再生資金は企業パワーアップ資金に含まれる

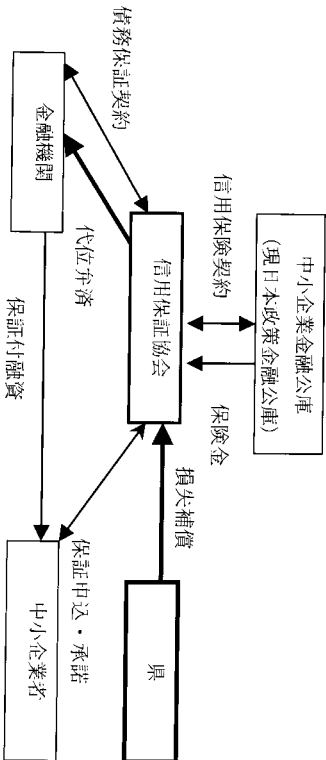
(2) 監査に当たり参照した根拠法令等  
根拠法令及び条例はない。  
埼玉県と信用保証協会との間の損失補償契約

(3) 制度の仕組

①関係者  
損失補償対象資金は、以下のとおりである。

現行制度 (8 資金)	小規模事業資金 ※借換制度利用分も含む
	起業家育成資金 経営安定資金(指定企業関連、金融円滑化関連(経営安定関連保証6号、8号に限る)) 経営支援特別融資 産業創造資金(経営革新貸付のうち、創造法認定2,000万円までの無担保無保証人部分) 企業ハローワープ資金 事業資金(中小企業応援貸付) ※借換制度利用分も含む
廃止制度 (3 資金)	借換資金
	経営支援緊急融資
	企業活力強化資金
	魅力ある産業造り資金

損失補償の関係図



②損失補償の内容  
信用保証協会に対する県の損失補償は次の算式により求められる。  
損失補償額 = 信用保証協会負担部分×県負担率

信用保証協会負担部分は、次の2つの図のように算定される。

A) 基本的関係：信用保証協会負担部分＝代位弁済元金－回収額－保険金

代位弁済額(元金部分)		
中小企業金融公庫(現日本政策金融公庫)からの保険金 (保険の種類により70%、80%、90%)	債務者からの全額一部返済額(代位弁済後、保険請求時までの返済)	信用保証協会負担部分 (30%、20%、10%)

B) 責任共有制度対象：信用保証協会負担部分＝代位弁済元金－回収額－保険金－金融機関負担部分

代位弁済額(元金部分)		
金融機関負担分(元金部分の20%)	債務者からの全額一部返済額(代位弁済後、保険請求時までの返済)	信用保証協会負担部分 (24%、16%)
	中小企業金融公庫(現日本政策金融公庫)からの保険金(保険の種類により58%、64%)	

〔県負担率の基本的考え方〕

- ① 創造法認定者に係る無担保保証人の部分については、県が100%を負担する(なお、創造法は平成17年4月に廃止されており、以降損失補償の対象となる新規貸付は行っていない)。
- ② ①以外の部分の県負担率については、資余リスクによって定める。

実際の負担率は下記表のとおりである。

中小企業向け制度融資における県損失補償負担率(平成19年度・責任共有制度導入後)

制 度 名	機 関 別 負 担 割 合※1					県負担率※2		
	県	協会	連合会	金融機関 責任共有 責任共有 責任共有	公庫	通常分	特徴分	
現 行 制 度	小規模事業資金	16%	4%	-	-	80%	80%	
	独立開業貸付	18%	6%	-	20%	56%	-	
	創業保証に規定に係る無担保無保証人部分※2	無担保保険枠使用の場合*1	12%	4%	-	20%	64%	75%
		創設法規定に係る無担保無保証人部分*2	16%	0%	-	20%	64%	100%
	新事業創出貸付	4%	0%	16%	-	80%	20%	
	指定企業関連貸付	4%	0%	16%	-	80%	20%	
	大邑指定	12%	12%	-	20%	56%	50%	
	知事指定	8%	8%	-	20%	64%	-	
	無担保保険枠使用の場合*1	2%	0%	8%	-	90%	20%	
	金融目利化貸付	3.2%	12.8%	-	20%	64%	20%	
6号(金融機関)の貸付付値の減額	8%	8%	-	20%	64%	50%		
相 冊 制 度	経営支援特別融資	8%	8%	-	20%	64%	50%	
	成長創定資金	16%	0%	-	20%	64%	100%	
	(経営革新貸付：無担保無保証人部分*2)	19%	4%	-	20%	56%	-	
	保証利用の場合	12.5%	2.5%	-	20%	64%	25/32	
	うち無担保保険枠使用の場合*1	2%	0%	-	2%	80%	-	
	経営安定関連保証利用の場合	1%	0%	8%	-	90%	10%	
6号認定の場合	-	-	-	-	-	-		

7.8号認定の場合	12.5%	2.5%	20%	1%	64%	25/32	-
事業資金(中小企業応援貸付)	14%	7%	20%	3%	56%	7/12	7/12
無担保保険枠使用の場合*1	8.5%	4.5%	20%	3%	64%	17/32	17/32
大口貸付	7.5%	22.5%	-	-	70%	-	-
無担保保険枠使用の場合*1	5%	15%	-	-	80%	25%	-
小口貸付	9%	21%	-	-	70%	-	-
無担保保険枠使用の場合*1	6%	14%	-	-	80%	30%	-
経営支援緊急融資(平成9.10年度実施)	30%	0%	-	-	70%	100%	-
無担保保険枠使用の場合*1	20%	0%	-	-	80%	100%	-
魅力ある産業造り資金(商店街活性化貸付：大型店進出業種転換)	15%	15%	-	-	70%	50%	-
無担保保険枠使用の場合*1	10%	10%	-	-	80%	-	-

※1 「機関別負担割合」の各項目は次のとおり

県・・・損失補償による負担分、協会・・・埼玉県信用保証協会の負担分、連合会・・・全国信用保証協会連合会の損失補償金出えん事業による充当分、公庫・・・信用保険法に基づく中小企業金融公庫(現、日本政策金融公庫)からの保険金による充当分

※2 「県負担率」は、公庫及び責任共有制度に係る金融機関の負担充当分を除いた部分に対する県の負担割合

\*1 中小企業金融公庫(現、日本政策金融公庫)の無担保保険を使った場合

\*2 創設法規定に係るもので、2,000万円までの無担保無保証人(法人の場合は代表者を連帯保証人とする。)部分

\*3 損失補償の対象となる損失額の発生期間満了日は、それぞれ次のとおり。

「経営支援緊急融資」・・・平成28年3月31日(延長措置を含む)

「企業活力強化資金」・・・平成28年3月31日 「魅力ある産業造り資金」・・・平成34年3月31日

【損失補償債務負担行為期間の算定】

債務負担行為期間＝最長の融資期間(十融資のタイムラグ1年間)＋保証延長期間5年間  
十代弁済請求期間2年間十損失補償請求・支払期間1年間

平成19年度末の損失補償限度額は、次のように計算されている。

(単位：千円)

資金名	債務負担行為 度額 (A+B)	H20年度支出 定額 (A)	H21年度以降支出 予定額 (B)
小規模事業資金損失補償*1	11,011,529	404,211	10,607,318
無担保無保証人資金損失補償*1	190,794	57,986	132,808
起業家育成資金損失補償	2,298,164	177,149	2,121,015
経営安定資金損失補償	851,163	65,582	785,581
経営支援特別融資損失補償	4,422,355	72,192	4,350,163
経営支援緊急融資損失補償	765,197	86,699	678,498
新技術開発資金損失補償*2	2,625	1,919	706
事業開始支援資金損失補償*2	24,934	4,759	20,175
産業創造資金損失補償*2	7,648	—	7,648
企業ノウハウアップ資金損失補償*3	5,814,020	76,888	5,737,132
事業資金損失補償	8,566,976	331,218	8,235,758
魅力ある産業造り資金損失補償	3,693	—	3,693
企業活力強化資金損失補償	339,311	51,897	287,414
企業厚生資金損失補償*3	266,077	16,495	249,582
合計	34,564,486	1,346,995	33,217,491

各計算方法

(A) 平成19年度の確定した代位弁済額に各資金最大の損失補償割合をかけ、損失補償金額を算出。その後、

\*1、\*2、\*3を付した資金については代位弁済額の貸付年度の比率で前身資金・現行資金に割り当てる(以下の表参照)。なお、計算時は平成20年度損失補償額が不明であったため予定額で計算している。

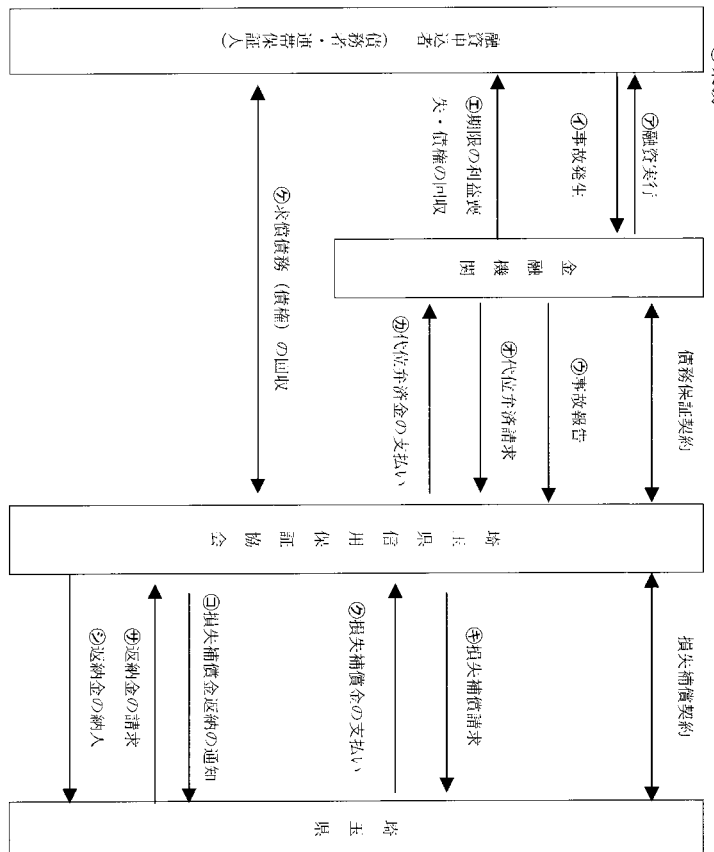
(単位：千円)

制度名	平成19年度代位 弁済額	損失補償割合	平成20年度損失補 償予定額
小規模事業資金	2,310,984	20.0%	462,197
起業家育成資金	787,397	22.5%	177,149
経営安定資金	437,214	15.0%	65,582
経営支援特別融資	721,921	10.0%	72,192
産業創造資金	33,389	20.0%	6,678
企業ノウハウアップ資金	622,556	15.0%	93,383
事業資金中小企業応援付	5,520,295	6.0%	331,218
魅力ある産業造り資金	—	15.0%	—
経営支援緊急融資	288,998	30.0%	86,699
企業活力強化資金	576,628	9.0%	51,897
合計	11,299,312		1,346,995

(B) 今後想定されうる最大の損失補償額を計上している。平成19年度末の保証債務残高に各資金最大の損失補償割合をかけ、損失補償額を算出。その後、\*1、\*2、\*3を付した資金については保証債務残高の貸付年度の比率で前身資金・現行資金に割り当てる(信用保証協会からは、\*1は小規模事業資金、\*2は産業創投資金、\*3は企業パワーアップ資金としてまとめて報告を受けているため。以下の表参照)。

(単位：千円)

制度名	平成19年度末保証債務残高	損失補償割合	保証債務限度額
小規模事業資金	53,700,632	20.0%	10,740,126
起業家育成資金 独立開業	7,165,943	22.5%	1,612,337
起業家育成資金 新事業	12,716,943	4.0%	508,678
起業家育成資金 再挑戦	—	2.0%	—
経営安定資金 大臣指定	964,850	4.0%	38,594
経営安定資金 知事指定	139,007	15.0%	20,851
経営安定資金 6号	36,306,815	2.0%	726,136
経営支援特別融資	43,501,625	10.0%	4,350,163
産業創投資金	142,643	20.0%	28,529
企業パワーアップ資金	39,911,427	15.0%	5,986,714
事業資金中小企業応援貸付	137,262,625	6.0%	8,235,758
魅力ある産業づくり資金	24,622	15.0%	3,693
経営支援緊急融資	2,261,661	30.0%	678,498
企業活力強化資金 大口	3,818,753	7.5%	286,406
企業活力強化資金 小口	11,202	9.0%	1,008
合計	337,928,748		33,217,491



- ①融資実行
- ②事故発生
- ③期限の利益喪失・債権の回収
- ④代位弁済請求・・・期限内の利益喪失後、10日以内に報告をする。
- ⑤事故報告
- ⑥代位弁済金の支払い
- ⑦損失補償請求・・・前年度中に代位弁済となった資金の損失補償額を算定し、6月末日までに請求する。
- ⑧損失補償金の支払い・・・内容を審査し、請求書受領後6か月以内に支払う。
- ⑨損失補償金返納の通知・・・求償債務者に対し、回収にあたる。
- ⑩返納金の請求・・・過去代位弁済した資金のうち、前年度中の回収額から返納額を算定し、6月末日までに報告する。
- ⑪返納金の納入・・・毎年度、8月末日までに納入される。



(4) 業務執行の検討

①補償契約の締結  
信用保証協会と埼玉県との間で「損失補償契約書」を毎年締結している。

②補償先に対する管理

金融課においては、信用保証協会から、毎月、1代位弁済(損失補償)及び返納金の月次報告を受けており、年度末には、ii損失補償の年次請求書とその明細書及び前年次還付報告書とその明細書を手する。この報告書によって損失補償額及び返納金を把握し管理しており、金融課においては特に管理資料は作成していない。損失補償に関する管理業務に関して文書化されているものはない。また、金融課において、保証先のリスク判定は行っておらず、損失補償が実現しないような対策についても特にしていない。県としては、信用保証協会に管理の主体性を持たせている。

【意見57】 損失補償先の管理に関する業務指針の文書化が必要

金融課においても、青空再生業と同様、損失補償の管理は信用保証協会から入手されるデータのみの管理であり、管理そのものは信用保証協会に主体性を持たせている。県側が統一的に管理業務を継続していくためには、損失補償の管理に関する方針を文書化することも必要である。

③補償の実行

信用保証協会は、前年度中に代位弁済となった資金の損失補償額を算定し、当年度6月末までに年間補償額を請求してくるので、県ではこの内容を審査し、請求書受領後6ヵ月以内に損失補償額の支払いを行う。

④返納金の回収

信用保証協会では、過去代位弁済した資金のうち、前年度中の回収額から県に対する返納額を算定し、6月末日までに報告する。県は、この内容を審査し返納金の請求を行う。返納金は8月末日までに納入される。

【意見58】 損失補償および返納金の認識が1年遅れることの是正を

青空再生低公害車導入資金損失補償の項でも述べたように、損失補償の支払いと返納金の回収が1年遅れるため、代位弁済と求償権の回収の時点と損失補償の支払いと返納金の回収の時点が期間的に対応できるような報告・精算手続きを確立することが必要である。

なお、信用保証協会自体の業務に関する検討については、「第7 埼玉県信用保証協会の監査結果」において記載している。

4 埼玉県火災共済協同組合共済金支払資金貸付金補償

(1) 制度の目的と経緯

組合員に大規模な火災等が発生し、支払共済金に一時不足が発生した場合に、埼玉県火災共済協同組合と組合員との間に締結した共済契約に基づき共済金の支払いを保証するために資金の貸付を県が行うものである。  
貸付制度はあるが、制度を導入した昭和34年度以降の貸付金実績は全くセーフティネットの性格を有している。

(2) 監査に当たり参照した根拠法令等

共済金支払資金貸付契約書

(3) 制度の仕組み

①貸付対象

埼玉県火災共済協同組合<sup>7</sup>

②貸付条件

(ア) 貸付限度額

4億円<sup>8</sup>

(イ) 貸付対象経費

収入共済掛金その他の諸収入金の額に法定利益準備金、任意積立金及び前年度繰越利益剰余金を加えた額から、基準日現在における事業費その他諸支出金額に前年度繰越損失金を加えた額を控除した額を超える場合における、その超える額

(ウ) 返済方法

貸付年度以降の各事業年度において剰余金が生じた場合に償還する。

(4) 業務の状況

①貸付先に対する管理

定款変更のほか、事業方法書や火災共済規程等の変更についても県認可が必要であり、また、県は法令等の違反に対する必要な措置をとることができる等、貸付先は県

7 埼玉県火災共済協同組合は、県内の中小企業を組合員として、火災・事故等により被災した組合員の財産上の損害を、組合員の相互扶助によって補てんしあう事業を行う中小企業組合であり、中小企業等協同組合法により都道府県に1組合の設立が認められている。

8 貸付限度額の推移

昭和34年度	～	昭和42年度	20,000千円
昭和43年度	～	昭和57年度	30,000千円
昭和58年度	～	平成6年度	100,000千円
平成7年度	～		400,000千円

の監督下にある。  
 組合員に対する共済金の支払義務の元となる火災共済の共済契約内容についても、商品説明書等の取寄せなどで内容把握を行っている。

5 埼玉県勤労者支援資金損失補償

(1) 損失補償額の推移

(財)埼玉県勤労者信用基金協会(以下「労信協」という。)に対する損失補償額は、次のとおりである。

(単位：千円)

年度	貸付金残高	債務負担行為限度額	損失補償額
H17年	286,778	214,730	6,500
H18年	279,208	207,591	6,301
H19年	326,308	225,720	4,229

(2) 制度の目的

本補償は、勤労者支援資金制度における貸付金を対象としている。以下にまず勤労者支援資金制度の概要を述べ、次にそれを対象とする損失補償制度について説明する。

① 勤労者支援資金制度について

県が金融機関(中央労働金庫)に対し、保証を行うことで、低利な融資制度を設け、勤労者が必要とする生活資金を貸し付け、勤労者の生活の安定と向上を図ることを目的としている。

〔制度概要〕

平成20年度の制度概要は、以下のとおりである。

資金名	資金使途	融資限度額	融資(据置)期間	融資利率(保証率)
応急資金	災害、傷病、貸金運払い等により必要な資金	100万円	5年以内(6ヵ月)	1.9%
			5年	
結婚・子育て支援資金	本人、親族の結婚費用 妊娠から小学校入学までに発生する育児費用	100万円	(産休・育休中は1年6ヵ月)	(0.7%)
			10年(4年)	
失業資金	入学金、授業料等、扶養する子の教育に必要な資金	200万円	7年(1年)	1.5%(0.6%)
		失業中の生活資金		

② 損失補償について

勤労者支援資金制度では、労信協と中央労働金庫の債務保証契約に基づき、勤労者の経済状況が悪化し、期限までに保証付き借入金を返済できなくなったときは、労信協が債務者である勤労者に代わって中央労働金庫に代位弁済することになる。

県と労信協とは、毎年度損失補償契約を結んで、この代位弁済によって労信協に損失が生じた場合には、その損失額の一部を補償している。

即ち、県は上記損失額のうち、被保証者ごとに、下記の表のとおり貸付対象資金ごとに定めた額に限り補償しているのである。

貸付対象資金	補償額
応急資金	代位弁済額のうち元金に相当する額
結婚・子育て支援資金のうち扶養する子の就学に必要な資金	
教育資金(平成18年度以前実行分)	代位弁済額のうち元金に相当する額の100分の70の額
一般生活資金(高利借換のみ)(平成18年度以前実行分)	
育児・介護資金(平成13年度以前実行分)	代位弁済額のうち元金に相当する額
失業資金	

(3) 監査に当たり参照した根拠法令等  
埼玉県勤労者支援資金制度要綱

(4) 制度の仕組

①対象者

i 応急資金

次のすべてに該当する勤労者

- ア 県内に住所を有し、かつ、その期間が原則として引き続き1年以上であること
- イ 原則として20歳以上60歳以下であること
- ウ 原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していること
- エ 申込者及び配偶者の前年の給与収入が合わせて1,000万円以下であること

ii 結婚・子育て支援資金

次のすべてに該当する勤労者

上記に同じ

iii 失業資金

次のすべてに該当する勤労者であった者

- ア 県内に住所を有し、かつ、その期間が原則として引き続き1年以上であること
- イ 原則として20歳以上60歳以下であること
- ウ 離職前において、原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していたこと
- エ 離職前において、主として世帯の生計を維持していたこと
- オ 離職後、公共職業安定所に求職の申込を行い、求職活動を現に行っていること
- カ 離職の原因が、懲役以上の法定刑に当たる行為でないこと
- キ 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会が行う離職者支援資金の貸付を受けていないこと

②条件

i 応急資金

資金使途	災害、傷病、貸金遅払い等により必要な資金
融資限度額	100万円
融資利率	1.9%
融資(据置)期間	5年以内(6ヵ月)
償還方法	元利均等月賦償還又は元利均等月賦償還と半年賦償還との併用(ただし、6ヵ月以内の据置可能)
信用保証	労信協の保証を付する。保証料率は年0.7%
担保	不要

保証人 原則として不要

ii 結婚・子育て支援資金

資金使途 ㊦ 本人、親族の結婚費用

㊧ 妊娠から小学校入学までに発生する育児費用

㊨ 大学金、授業料等、扶養する子の教育に必要な資金

㊩ 100万円、㊪ 200万円

融資限度額 1.9%

融資(据置)期間 ㊫、㊬ 5年(産休・育休中は1年6ヵ月)

㊭ 10年(4年)

償還方法

㊮、㊯ 元利均等月賦償還又は元利均等月賦償還と半年賦償還との併用(ただし、㊰については、産休・育休中は1年6ヵ月以内の据置可能、㊱については4年以内の据置可能)

信用保証 労信協の保証を付する。保証料率は年0.7%

担保

不要

保証人

原則として不要

iii 失業資金

資金使途 失業中の生活資金

融資限度額 70~100万円

融資利率 1.5%

融資(据置)期間 7年(1年)

償還方法 元利均等月賦償還又は元利均等月賦償還と半年賦償還との併用(ただし、1年以内の据置可能)

信用保証

労信協の保証を付する。保証料率は年0.6%

担保

不要

保証人

原則として不要

勤労者支援資金の過去10年間の貸付残高は次の表のとおりである。

勤労者支援資金貸付残高推移

(単位：円)

	H10年	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
貸付金残高	291,760,037	302,608,934	270,243,576	255,186,566	285,743,654	296,116,996	297,686,668	286,778,265	279,208,739	326,308,987
応急資金	78,052,842	60,093,960	51,394,461	38,492,471	27,985,410	22,298,810	19,818,977	11,479,863	8,620,921	8,224,941
結婚・子育て	—	—	—	—	—	—	—	—	—	279,673,441
一般生活資金	75,027,946	93,089,403	82,569,053	65,724,851	62,441,264	53,404,679	46,915,967	37,197,554	31,298,000	—
教育資金	66,659,262	75,961,935	62,082,025	73,922,802	120,675,877	145,431,996	164,674,779	182,500,918	194,406,356	—
育児介護資金	8,809,224	5,689,637	4,466,175	2,503,219	3,717,294	2,710,162	3,923,520	2,694,225	1,319,823	418,476
失業資金	63,210,763	67,773,999	69,731,862	74,543,223	70,923,809	72,271,349	62,353,425	52,905,705	43,563,639	37,992,129

- ※1 勤労者住宅資金(新築資金、補修資金)については、損失補償対象外資金のため、除く。
- ※2 平成11年度から、高利借換資金が応急資金から一般生活資金となった。
- ※3 平成13年度から、一般生活資金中の進学資金が一般生活資金から分かれて教育資金となった。
- ※4 平成17年度から、育児介護資金中の介護資金及び住宅資金の新築資金を廃止。残った育児資金及び住宅補修資金は一般生活資金に繰入れた。
- ※5 平成19年度から、一般生活資金を結婚・子育て支援資金に変更し、教育資金を当資金に組み込んだ。
- ※6 育児介護資金については、平成13年度以前に実行した貸付金のみを補償の対象にしているが、表中の金額は平成14年度以降に実行した貸付金も含む。

—保 97—

また、次の表は、過去5年間の補償の対象となる貸付残高とそれに対する債務負担為限度額を併記したものである。

前の表と平成18年度までの4年間の貸付金残高に差があるのは、育児介護資金が平成13年度以前に実行した貸付金のみを補償の対象にしているからである。また、平成19年度の貸付金残高に差があるのは、前述の理由に加え、結婚・子育て支援資金のうち、扶養する子の就学に要する資金のみ補償の対象にしているからである。

以上を考慮して、補償の対象となる貸付金の残高とそれに基づいて計算した債務負担限度額を併記したものが下の表となる。

残高及び債務負担為限度額推移

資金名	H15年		H16年		H17年	
	残高	限度額	残高	限度額	残高	限度額
応急資金	22,298,810	15,609,167	19,818,977	13,873,283	11,479,863	8,035,904
一般生活資金	53,404,679	37,383,275	46,915,967	32,841,176	37,197,554	26,038,287
教育資金	145,431,996	101,802,397	164,674,779	115,272,345	182,500,918	127,750,642
育児介護資金	72,271,349	72,271,349	62,353,425	62,353,425	52,905,705	52,905,705
失業資金	293,406,834	227,066,188	293,763,148	224,340,229	284,084,040	214,730,538
合 計						

(単位：円)

資金名	H18年		H19年	
	残高	限度額	残高	限度額
応急資金	8,620,921	6,034,644	8,224,941	5,757,458
一般生活資金	31,298,000	21,908,600	7,935,265	5,554,685
教育資金	194,406,356	136,084,449	252,022,510	176,415,757
育児介護資金	43,563,639	43,563,639	37,992,129	37,992,129
失業資金	277,888,916	207,591,332	306,174,845	225,720,029
合 計				

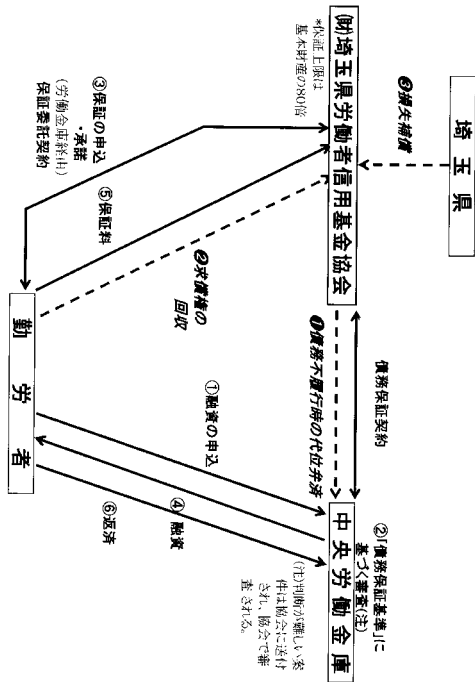
(単位：円)

—保 98—

③業務のフロー  
損失補償業務は、以下の図のとおりである。

損失補償・債務保証の業務フロー

①～⑥：債務保証の流れ(貸中破綻)  
①～③：損失補償の流れ(貸中破綻)



- (5) 業務の状況
- ①補償契約の締結  
県と労信協とは、毎年度損失補償契約を結んでいる。
  - ②補償先に対する管理  
労信協の事業報告書を入力し、事業報告及び決算報告を分析している。

③補償の実行  
県の平成11年度からの補償の実行額は、以下のとおりである。

【埼玉県勤労者向け融資制度 損失補償額の推移 (H11～20年度)】

【勤労者支援資金(前身の労働福祉資金を含む)】

年度	応急資金		一般生活資金		育児・介護資金		教育資金		失業資金		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H11年	1	70,506	0	0	0	0	3	1,192,346	4	1,262,852		
H12年	2	427,189	1	345,567	0	0	3	1,918,168	6	2,890,924		
H13年	0	0	0	0	0	0	7	3,119,051	7	3,119,051		
H14年	6	1,856,129	5	1,965,865	1	623,158	6	2,219,169	18	6,654,321		
H15年	3	970,301	1	908,881	0	0	7	3,428,080	11	5,304,242		
H16年	2	254,093	4	1,302,176	0	0	10	4,724,687	16	6,280,956		
H17年	1	62,626	4	1,677,720	1	274,588	10	4,485,469	16	6,500,383		
H18年	4	301,926	2	111,896	0	0	9	5,887,245	15	6,301,067		
H19年	1	589,719	1	17,047	0	0	7	3,622,843	9	4,229,609		
H20年	1	25,439	1	519,129	0	0	1	716,866	9	3,091,148	12	4,352,582
平成10年間合計	21	4,557,928	19	7,045,281	2	897,726	1	716,866	71	39,698,186	114	46,905,987

④返納金の回収  
労信協が求償権を行使して回収した場合、回収した金額のうち補償額に応じた金額が県に支払われている。  
過去10年間の回収金は、以下のとおりである。

年度	件数	金額
H11年	2	420,044
H12年	3	638,483
H13年	2	617,209
H14年	5	591,212
H15年	7	536,920
H16年	4	99,165
H17年	8	657,884
H18年	14	1,705,343
H19年	22	1,106,172
H20年	16	1,228,072
合計	83	7,600,504

【意見5.9】 損失補償及び回収金を発生した年度に認識するための解決策を講じるべき

県と労信協との間で毎年締結されている「埼玉県勤労者支援資金損失補償契約書」では、その第3条で、労信協から県への損失補償の請求方法について、以下のとおり定められている。即ち、「乙（注：労信協）は、甲（注：県）に損失補償の請求をする場合は、4月1日から9月30日までに生じた代位弁済に係る損失額については、翌年度の4月30日までに、10月1日から3月31日までに生じた代位弁済に係る損失額については、翌々年度の4月30日までに、請求書を提出するものとする。」

また、第5条第3項では「乙が（中略）甲に回収金を支払う場合は、当該年度中の回収金を取りまとめ、翌年度の4月30日までに甲に通知するものとする。」

この契約書の定めに通うと、ある年度の4月1日から9月30日までの間に労信協に生じた損失額に係る県の補償額は、その年度ではなく、翌年度の損失補償額として把握されることになり、また10月1日から3月31日までの間の補償額は、翌々年度の損失補償額として把握されることになる。このことは、県の損失補償に関して簿外債務が発生することになり、適正な財務数字の開示という観点からは不合理である。

同様に、回収金についても、乙からの通知を受けて甲は回収金を請求し回収することになるので、会計上はその年度に行うべき回収金の会計上の認識が翌年度にずれることになる。

この点に関しては、前述「第3環境部1青空再生低公害車導入資金損失補償」の箇所でも述べたのと同様に、損失が発生した期に適正に会計処理するためには、3月末までに労信協から損失補償分の請求を受けられるように手続きを変更する必要がある。労信協側では、既に3月の決算時に当期分の代位弁済を把握しているはずであり、この問題は、丁夫（例えば、前年度の3月分から当年度の2月分を対象とする等）により解消できるものと考えられる。

そこでも述べたように、手続的な困難性、予算策定上の不都合及び損失の遅延認識の考え、これらいずれについても損失の計上を遅らせる論題になるとは思われない。発生した期に計上する方向での手続的な解決策を講じるとともに、契約書の見直しを検討すべきである。

## 第7 埼玉県信用保証協会の監査結果

### 1 埼玉県信用保証協会の現況

#### (1) 信用補完制度

「信用保証協会のあらまし」から引用するが、信用補完制度は、次の2つの制度からなる。

信用保証制度 —— 中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、又は資本市場から事業資金の調達を目的として私募債を発行する際、信用保証協会が公的な保証人になることにより、中小企業者の資金繰りを円滑にすることを目的とする制度である。

信用保険制度 —— 信用保証協会は株式会社日本政策金融公庫（日 中小企業金融公庫）と保険契約を締結する。金融機関から融資を受けた中小企業者が返済不履行になった場合、信用保証協会は金融機関に対し代位弁済を行う。この際、信用保証協会は代位弁済額の内、一定の割合の金額を株式会社日本政策金融公庫より保険金として受領する。

また、平成19年10月1日から金融機関と信用保証協会との「責任共有制度」が導入されている。これは、平成17年6月に経済産業省の諮問機関である中小企業政策審議会において取りまとめられた「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会取りまとめ」を受けてのものである。

旧制度		責任共有制度	
金融機関	信用保証協会	金融機関	信用保証協会
0%	100%	20%	80%



(2) 信用保証協会の取組状況

創業者、中小企業への資金調達や経営支援のための主な取組状況は次のとおりである。

- ①埼玉県とタイアップし、創業資金である「県起業家育成資金」等の利用促進
- ②埼玉県創業・ベンチャー支援センターと連携しての中小企業支援
- ③金融よろず相談窓口の設置
- ④中小企業経営診断システム(MSS)による無料経営診断サービス
- ⑤再生支援体制の強化
- ⑥セーフティネット保証、資金繰り円滑化借換保証制度による経営の安定化サポート

具体的な成果は、次の表のとおりである。県の損失補償により、金融機関を通じて中小企業に対し大きな資金供給が行われていることが、この表から分かる。このことが、正に信用保証制度の最大の特徴であるレベルツジ効果だと考える。

	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
県制度融資額(保証付) ※1	2,069	1,968	2,417	2,854	2,775
損失補償金支出額 ※2	17	12	9	7	8

(単位:億円)

(信用保証協会提供資料より)

※1 金融課所管のみ

※2 金融機関への利了補給は考慮していない。

(3) 内部検査体制

会長直轄の検査室が内部検査を実施している。要員は3名で、検査日程を立案、検査を実施し、会長宛に検査報告書を提出している。検査の実施状況を聴取し、最近の検査報告書を見届したが、検査は適切になされている印象を受けた。

なお、20年度の主な検査項目は次のようになっている。

部署名	検査期間	主な検査項目
本店営業部 各支店	3日	①保証・期中管理・求償権回収業務の処理状況 ②自主検査の処理状況 ③前回検査指導事項の整理改善状況
業務統括部	3日	①代位弁済の処理状況 ②自主検査の処理状況 ③訴訟事務の処理状況 ④保証債務残高等の処理状況 ⑤管理事務停止等の処理状況 ⑥サービサー委託債権の管理状況 ⑦前回検査指導事項の整理改善状況
企業支援室	1日	①創業関連保証等の管理状況 ②期中管理の統括管理状況 ③モニタリング業務の状況 ④金融相談業務の状況
総務部	2日	①庶務・福利厚生等の処理状況 ②現金出納処理に関する状況 ③重要資産の管理状況 ④自主検査の処理状況 ⑤前回検査指導事項の整理改善状況
経営企画室	2日	①経営計画の処理状況等 ②電子計算機業務の処理状況等 ③自主検査の処理状況 ④前回検査指導事項の整理改善状況
総務部 各支店	1日	①金銭出納の管理状況 ②証券・郵券の管理状況 ③支店庶務の管理状況 ④前回検査指導事項の整理改善状況 ⑤その他

(注) 支店は、川越支店・熊谷支店・春日部支店がある。

また、20年度の検査における要点は次のとおりである。

- ①コンピュータアセスを重視した検査の実施。
- ②審査の過程で、決算書における不良資産(債権・その他)が把握されているか。
- ③求償権の督促もれがないか。

(4) 期中管理体制

県の損失補償額の削減のためには、信用保証協会自身による期中管理体制の強化が不可欠である。信用保証協会の期中管理体制は、以下のとおりである。

信用保証協会は、近年事故報告、代位弁済が増加していることから、代位弁済抑制に向け、延滞先企業の早期把握、返済条件緩和等調整措置強化を行っている。

〔人員配置〕

具体的には、平成20年度から本店営業部及び3支店の管理課に期中管理専任担当として課長補佐以上の役者を配置し、企業支援室に部長経験者2名を配置している。

平成19年度 期中管理担当 7名 → 平成20年度 14名

〔調整強化策〕

- ①延滞2回以上及び期限経過先リスト「保証付貸付金の延滞管理」を7、10、1月に金融機関に送付
- ②事故報告書の金融機関管理力割に基づき、調整対象企業をリストアップ、統一スキームによる調整を徹底

(注) 信用保証協会が、事故報告を受付した企業の現況によって調整対象先をリストアップし、返済条件緩和や複数の債務の一本化による借換等を金融機関と協議し、代位弁済への移行を抑制する。

◎リストアップ先企業の条件

- 事故受付時の現況が「事業継続中」で何らかの交渉によって改善・再発が見込まれる
- 金融機関としての方針(例えば代位弁済請求するか条件変更するか。)を検討中である
- 休・廃業、法的整理(予定も含む)で、担保余力があり処分可能である

③金融機関との連携強化のため金融機関本部及び営業店に対し、調整協力を要請

(注) 信用保証協会から各金融機関本部及び営業店に直接出向いて現況把握、交渉などにより積極的に連携を強化し、調整対象企業に対し金融機関が条件変更、借換等の対応をとるよう要

請している。

〔求償権回収の強化策〕

無担保、第三者保証人なしの保証が増加している環境下において、回収手段と回収先の変化が認められる。

監査対象年度を含む直近3事業年度の回収手段別回収状況は、以下のとおりである。

回収手段別回収状況推移表(実際回収元掛)

年度	H17年		H18年		H19年	
	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
回収手段						
契約回収	2,050	100.4	1,870	91.2	1,663	88.9
警約外回収	2,251	84.4	2,084	92.6	1,600	76.8
任意処分	4,076	78.1	3,378	82.9	2,287	67.7
特殊整理	693	154.3	611	92.4	684	116.3
競売配当	1,856	90.4	1,637	80.4	1,196	74.7
法的回収	335	127.6	296	64.0	229	158
その他	75	112.5	0.66	73.0	9	17.1
合計	11,336	88.9	100,000	82.6	100,000	77.0

(単位：百万円、%)

この表からは、対人交渉等による警約外回収の構成比が増加している。反面、担保の任意処分、競売配当による回収構成比が減少し、求償権の無担保化が進んでいることが分かる。

監査対象年度を含む直近3事業年度の回収先別回収状況は、以下のとおりである。

回収先別回収状況推移表(実際回収元掛)

(単位：百万円、%)

年度	H17年		H18年		H19年	
	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
回収先						
本人	5,725	101.9	50,50	79.5	48,60	85.4
保証人	5,023	78.6	44,31	83.4	44,77	72.4
物上保証人	403	85.7	3,56	71.0	3,06	70.7
その他	184	67.4	1,62	182.0	3,58	26.7
合計	11,336	88.9	100,000	82.6	100,000	77.0

この表からは、本人(法人を含む。)からの回収構成比が増加しているが、反面、保証人、物上保証人からの回収構成比が減少し、無第三者保証人化が進んでいることが分かる。

こうした傾向があることから、信用保証協会は対人交渉中心にきめ細かな管理・督促強化を図り、債権回収ノウハウや面談交渉力等を持った金融機関OB等を採用し、債権回収に特化している保証協会サードパーティー(埼玉営業所)の活用による回収を進めている。保証協会サードパーティーに対する委託案件については、現状では限定的であるが、代位弁済債権の回収を進めるため、委託案件の拡大を検討している。

## 2 信用保証制度の現状

### 【中小企業政策審議会基本政策部会「信用補完制度のあり方に関するとりまとめ」から】

中小企業政策審議会基本政策部会から「信用補完制度のあり方に関するとりまとめ」(以下「信用補完制度とりまとめ」という。)(平成17年6月20日)がなされている。部会において、以下の点を柱として検討が行われた。

- ①保証手続きの合理化、金融機関との連携による中小企業者の経営支援・再生支援の強化、担い手の多様化等の中小企業者の立場に立った新たな制度・運営のあり方
- ②信用保証協会と金融機関との責任分担に基づく効率的な中小企業支援体制の確立
- ③制度利用の変化、回収率の低減等の構造変化に対応した持続的な運営基盤の確立、国と地方自治体との適切な支援のあり方
- ④信用保証協会等のガバナンス強化と評価、適切な協議体制の構築

以下の記述は、「信用補完制度とりまとめ」をベースとして、監査対象年度に合うよう数字のアレンジを行ったものである。

### (1) 信用補完制度の意義

「信用補完制度とりまとめ」に制度の意義が記載されている。箇条書きで示せば、次のとおりである。

#### 9 保証協会サードパーティー(埼玉営業所)の状況

- ①人員 所長以下33名(平成20年4月1日現在で前年度より8名増) 所長は協会専務理事が兼任
- ②委託案件の基準 金融安定化特別保証・市町村小1・県小規模事業資金利用先求償権
- ③委託案件数

H18年3月末	18,105件	119,478百万円
H19年3月末	18,926件	124,825百万円
H20年3月末	21,806件	142,145百万円
H20年7月末	22,446件	146,504百万円

①信用保証制度は、民間金融機関が中小企業者に融資を行う際に、公的機関である信用保証協会が保証を行い、その融資を円滑化している。

②信用保険が保証の7割ないし8割のリスクを填補することにより、信用保証協会のリスク分散を図り、信用保証制度の安定経営を支えている。

③融資額が小さく、金融機関にとつて、融資に係るコストに比して十分な収益が見込めない者についても、保証制度にリスクヘッジすることで審査等の事務を簡素化し、融資コストを下げている。

### (2) 信用補完制度の現状

#### ①中小企業金融に占める比重

平成19年度末における信用保証協会の保証債務残高は、次のとおりである。

	埼玉	全国比	全国
H20年3月末	1,261,692	4.29%	29,368,164

(単位：百万円)

※全国信用保証協会連合会「事業概況報告書」

#### ②無担保保証・無第三者保証人保証の増加

無担保保証の創設と拡大、第三者保証人を5,000万円までは不要とする取扱が進められ、平成12年12月には無担保保証を8,000万円に限度引き上げが行われたことにより、無担保保証は、平成14年度から平成19年度まで、以下のように推移している。埼玉は、全国平均と比較して、無担保保証の割合が高い。保証のあり方としては望ましいといえるが、③で示す債権回収率では全国平均と比較して悪化が認められる。

保証承諾全体に対する無担保保証の割合

年度	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
埼玉	76.3	82.0	85.7	86.0	92.8	92.8
全国	81.9	83.9	85.5	86.8	89.7	90.9

(単位：%)

※全国信用保証協会連合会による統計情報

#### (2) 金額ベース

(単位：%)

年度	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
埼玉	68.3	76.6	82.9	82.4	88.8	89.1
全国	66.7	71.4	75.0	78.5	83.3	85.0

※全国信用保証協会連合会による統計情報

平成19年度における第三者保証(保証承諾件数のうち、代表者以外の連帯保証人)を徴求した割合は、次のとおりである。

(単位：%)		
年度	埼玉	全国
H19年	0.74	2.27

※全国信用保証協会連合会「連帯保証人徴求報告書」

この背景として、「信用補完制度とりまとめ」において、不動産担保や保証人に過度に依存しない保証の提言があげられる。すなわち、「本来、信用補完制度は、金融機関からの担保や保証人による債権保全手段の徴収に充当されない中小企業者の信用力を補充し、中小企業者の資金調達円滑化を図るための制度である。このような制度本来の目的に鑑みれば、求償権を保全するための担保や、個人的関係に基づく保証については、これを徴収すべきでないと考えられる。」との主張である。

例外として、i) 金融機関が根拠で担保を設定している場合、ii) 当該企業の信用リスクが高いが、担保や保証人の提供があれば保証が可能となる場合、iii) 融資額の増額が可能となる、iv) 金融機関が担保と引き替えに保証を求める場合等、中小企業者の資金調達の円滑化の観点から、一概に担保や保証人を徴求することが不適当と言えない場合もあるとの記述がある。

また、保証人の徴求に関して、本人保証については、中小企業者においては企業資産と経営者の個人資産が一体化していることが多く、経営者のモラルハザード防止等から、容認せざるを得ない部分もあると考えられるとしている。

他方、当該企業の経営とは関係のない友人や知人、親戚縁者や従業員等については、その保証債務の重大性に鑑みれば、一義的には保証人として徴求すべきでないが、重要取引先等の当該企業と事実上関係の深い企業や、当該企業の実質的なオーナー等が経営上必要性を認め保証人となる場合等、容認せざるを得ない場合も考えられるとしている。

これを受けて、平成18年3月28日に経済産業省の中小企業庁長官名で社団法人全国信用保証協会連合会長宛に、「第三者保証人徴求の取扱いについて」として通知が出されている。参考までに、示すと以下のとおりである。

#### 信用補完制度における第三者保証人の徴求について

平成18年4月1日以降に保証申込みがあった案件については、次に掲げる特別な事情がある場合を除き、経営者本人(法人の場合にあつてはその代表者、個人事業主の場合にあつては当該個人事業主をいう。以下同じ。)以外の第三者を保証人として徴求すべきではない。また、地方自治体の制度融資で第三者保証人等が必要と定められているものについては、平成18年度中のできるだけ早期に見直しを行うべく、信用保証協会において各地方自治体と調整を図るべきである。

1. 実質的な経営権を有している者、営業許可名義人又は経営者本人の配偶者(当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。)が連帯保証人となる場合
2. 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
3. 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼があった場合であつて、当該事業の協力者や支援者(以下「協力者等」という。)から積極的に連帯保証の申出があった場合(協力者等が自発的に連帯保証の申出を行ったことが客観的に認められる場合に限る。)

これを受けて社団法人全国信用保証協会連合会においても、「連帯保証人の徴求基準について」として解釈基準を定めている。

#### 【意見60】担保提供と保証人を求めることで追加保証が可能であれば検討すべき

米国のサブプライム問題が全世界的に波及し、わが国においても株安・円高等による個人消費の低迷と輸出の落ち込み等により企業経営への悪影響が生ずるのは不可避な状況となっている。大企業の中間業績修正がマスコミで報道されているが、併せて不動産・建築関係を中心として民事再生法申請、破産申請等も最近多く目にするようになっている。

景気の悪化と低迷がしばらく続くとの経済専門家の見方が多い中、多くの中小企業で受注の低迷、操業度の低下、売上の引下げ、代金回収の長期化等により、資金繰りが悪化し、場合によっては経営破綻までいくものもあると想定される場所である。

融資を行う金融機関も既存の貸出債権に毀損が生ずることになれば、最低自己資本比率維持の原則により、融資がより慎重になるものと思われ、それだけ信用保証協会の役割が増すと考える。

そうした反面において、民間金融機関が中小企業者に融資を行う際に、公的機関である信用保証協会が保証を行うことにより、その融資を円滑化することが信用保証制度の意義ではあるが、信用保証協会の全ての保証が信用保険、県の損失補償契約によって補填されるのではなく、補填されない部分は信用保証協会の負担となり、財務の悪化に

つながることは予想できることである。

信用保証協会の財政悪化を最小限に留めるとともに、県の損失補償額を抑えながら、多くの中小企業の資金需要に前向きに応えていくためには、担保余力があるのであれば、担保の提供と引き替えに保証を実行する。また、中小企業の経営とは関係のない友人や知人、親戚縁者や従業員等を保証人とするのは問題かもしれないが、前述の「第三者保証人徴求の取扱いについて」(中小企業庁通知)を有効に活用し保証人を徴求することにより、保証料に余裕があり資金の必要性、事業の継続性等を総合的に判断し新規保証が可能であれば、新規保証申込に対し、資金調達を支援していくべきである。

### ③代位弁済率の上昇と債権回収率の低下

代位弁済率と回収率は、平成14年度から平成19年度まで、以下のように推移している。平成17年度まで減少していた代位弁済率は、平成18年度から増加に転じているのに対し、回収率は、下記の数字が示すように引き続き低下傾向にある。

#### 代位弁済率推移

年度	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
埼玉	4.33	3.27	2.37	1.91	2.11	2.67
全国	3.65	3.22	2.74	2.38	2.37	2.71

(単位：%)

※代位弁済率＝代位弁済(元利)／保証債務平残

※14～18年度 全国信用保証協会連合会・中小企業金融公庫(現日本政策金融公庫)「業務要覧」

19年度 全国信用保証協会連合会「事業概況報告書」

#### 回収率推移

年度	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
埼玉	4.22	4.00	3.78	3.25	2.55	1.84
全国	4.54	4.32	3.88	3.47	2.91	2.54

(単位：%)

※回収率＝実際回収(元本)／期首実際貸付残(期中代位弁済)

※14～18年度 全国信用保証協会連合会・中小企業金融公庫(現日本政策金融公庫)「業務要覧」

19年度 全国信用保証協会連合会「事業概況報告書」

### (3) 地方自治体による責任分担と制度融資

「信用補充制度とりまとめ」では、利用実績の少ない制度融資に関して、「利用実績がなく必要性の乏しい制度はもとより、現状のように多数の制度が存在する必要性は考えにくく、利用者にとっても分かりにくくなっており、また、金利等の制度設計が硬化化していることから、制度の趣旨に即した円滑な利用がなされていないとの声も強く、実態を精査の上、廃止を含め、必要な制度の見直しを行うべきである。」としている。

さらに、制度融資に係る地方自治体と保険の役割分担に関して、「制度融資の中には、代

位弁済率が10%を超え、かつ、その償務残高も大きい制度も散見される。制度融資は、地方自治体が、地域の実態等を踏まえ、政策判断の下に実施するものであるが、当該融資に係るリスクの多くが信用補充制度によっており、保険収支に与える影響を与えることに鑑みれば、事故率の高い制度融資については、その有効性につき十分な検証を行うべきである。」としている。

また、制度融資に係る地方自治体による協会支援に関しては、「地方自治体では制度融資に対して、保証料補給による利用者支援、損失補償契約による協会支援を行っているが、例々の融資を見ると、保証料率を低く抑えているにもかかわらず、保証料補給も損失補償も行われていない制度がある。このように、地方自治体として十分な運用責任を果たしていない制度については、その必要性を十分吟味の上、見直すことが必要である。」としている。

#### 【意見61】有効性に欠ける制度融資の見直しと制度融資の体系簡素化の検討が必要

県においても、多くの制度融資に係る損失補償を行っているが、利用実績が少なく制度的意義が乏しいもの、代弁率が高い割には有効性が期待できないものは見直しが必要であると思われる。

また、制度融資の種類が増え体系が複雑化することは、利用者である中小企業が分かりづらだけでなく、県のみならず信用保証協会においてもそれだけ管理工数が増えると考えられる。可能な限り整理統合を図り、利用者の利便性の向上に努めるべきである。

次の表は、過去3年間の代位弁済率を制度資金ごとにとまとめたものである。代位弁済率が10%を超えている資金は、経営支援緊急融資、産業創造資金及び企業活力強化資金である。経営支援緊急融資及び企業活力強化資金については制度廃止となっているが、平成28年3月31日までに発生する損失を補償することになっている。

産業創造資金の損失補償は創造法認定に係るものに限定しているが、創造法による計画自体が平成19年度で満了し、事実上制度が廃止されている。融資実行も平成18年度以降なく、代位弁済率が上昇しているのは保証債務残高が減少しているためである。



信用保証協会における県制度融資の代位弁済率の状況 (単位：%)

資 名 称	H17年	H18年	H19年
小規模事業資金	2.62	4.23	4.33
起業家育成資金	1.38	2.76	4.16
経営安定資金	1.83	0.81	1.17
経営支援特別融資	1.71	0.94	1.67
経営支援特別融資(旧緊急融資借換)	0.98	1.28	1.61
経営支援緊急融資	10.06	9.48	12.84
中小企業応援貸付	0.63	1.65	4.07
産業創造資金経営革新(創造法無担保無保証人)	7.15	15.33	23.53
企業活力強化資金	2.48	3.49	15.24
企業ベンチャーファンド資金	0.65	0.47	1.58
青空再生低公害車導入資金	0.03	0.06	0.14
県制度全体	1.37	1.56	2.16

(注1) 代位弁済率=各制度の代位弁済額÷各制度の保証債務残高

(注2) 「産業創造資金経営革新貸付(創造法無担保無保証人)」は、「口事業開拓支援資金 創造支援貸付(無担保無保証人)」である。

産業創造資金経営革新(創造法無担保無保証人)貸付の代位弁済の金額

(単位：千円)

年度	H17年	H18年	H19年
年度 件数	5	4	7
金額	27,662	35,291	33,563

〔埼玉県信用保証協会の保証に占める埼玉県の制度融資の現状〕

県は信用保証協会と協議し、「制度融資」を行っている。制度融資は、保証料率の引下げ、金利の低利化を伴っていることが多く、制度保証の内容により信用保証協会への損失補填を行っている。信用保証協会の保証債務残高に占める制度融資の割合は平成19年度で50%を超えている。

### 3 埼玉県信用保証協会での調査

#### (1) 埼玉県信用保証協会での調査に当たって

県における制度融資は直接貸付によるものと、信用保証協会による保証実行に対し、一部の制度は損失補償契約を締結し、代位弁済が生じた際に県が一定の損失負担をする間接形態により行われている。

以下に示すサンプル抽出基準は、信用保証協会が県と損失補償契約を締結している保証について、県の制度融資が円滑に実行されているか、損失補償額の削減のための期中管理が適切になされているかの具体的な保証実態を調査するため、次の観点からサンプル抽出を行ったものである。サンプル件数は、232件となっている。

- 保証が遅滞なく実行されているか。
- 保証を断る場合、正当なる理由が存在しているか。
- 業績悪化先に保証を実行する際に、情報収集が適切に行われ、審査結果は妥当なものであったか。
- 早期弁済が発生した場合、審査手続きは適正なものであり、期中管理は十分なものであったか。
- 保証先の期中管理は適切に行われているか。
- 代位弁済した債権の回収は適切に行われているか。

#### (i) 基準期間

原則として平成19年度として、案件により平成18年度以前も含める。

#### (ii) サンプル抽出基準

〔保証実行〕

①業績悪化先(保証先の直近決算で経営赤字、債務超過先)平成19年度で保証日の予い順で30件 内訳 法人25件、個人(起業家育成資金で5件)

②保証承諾遅延60日以上 平成18～19年度 10件

③保証承諾実行後1年以内で代位弁済請求発生 平成18年度から平成19年度で期間の短いものから50件 なお、代位弁済請求発生は代位弁済請求受付日とする。

④環境部 青空再生低公害車導入資金  
新規 10件 代位弁済 7件

⑤福祉部 埼玉県介護サービス振興支援融資



既存 保証残高 2 千万円以上の保証先から 5 件

〔保証申込の取消〕

⑥保証申込の取消 平成 19 年度で無作為抽出により 10 件の取消の中で環境部の青空再生低公害導入資金が含まれている。

〔期中管理〕

⑦期中管理が適正に行われているか  
事故受付処理額 金額大きい順で 20 件

〔債権回収〕

⑧代位弁済後未回収のもの 代位弁済時期が平成 16 年度から平成 18 年度まで  
金額上位 各年度 20 件

⑨代位弁済後管理回収中であるが、回収実績が債権金額に対し 10%以下のもの及び代位弁済時期が平成 16 年度から平成 18 年度までで回収実績割合の低いものから 各年度 10 件

(2) 監査結果

監査結果を要約すると以下の表になる。表内の「☆」印は、抽出項目のうち、A から F の事項に該当するものが検出されたことを意味する(検出件数等は複数該当するものもあり記載しないことにした)。

抽出項目	調査対象件数	A決算書等による会社概況吟味が十分	B借入手が不十分、銀行とのコミュニケーションに問題	C保証判断の妥当性に疑問	D事務処理の迅速性・妥当性に問題	E保証後の財務内架のモニタリングがなし	F代位弁済発生の可能性を避ける努力が足りなかつた
①業績悪化先	30	☆	☆	☆		☆	
②保証承諾遅延 60 日以上	10						
③保証承諾実行後 1 年以内で代位弁済請求発生	50	☆	☆	☆		☆	
④環境部 青空再生低公害車導入資金	17						
⑤福祉部 埼玉県介護サービス振興支援融資	5						
⑥保証申込の取消	10						
⑦事故受付処理額	20		☆		☆		
⑧代位弁済後未回収のもの	60		☆		☆		☆
⑨代位弁済中であるが、回収実績が債権金額に対し 10%以下のもの	30				☆		☆
	232						

(注) 抽出項目④及び⑥に関しては、それぞれ別の項で説明しているため、この表での記載を省略している。

この調査から判明した問題点をまとめると、以下のようになる。見出しのアルファベットは、上の表のAからFに対応している。

#### A「決算書等による公杜概況吟味が不十分」に関する事項

〔将来キャッシュ・フローや事業計画の検討について〕

保証先の経営実態を判断する際に、既にキャッシュ・フローに問題があったり、「経営努力で赤字転換が見込まれる」と判断して実質債務超過先に対して保証を行っているものも認められた。将来キャッシュ・フロー（返済能力）を見積もることは難しいことではあるが、保証付制度融資の主旨（中小企業に資金調達の機会を広く提供するという政策目的）との関係で将来のキャッシュ・フローに関して十分な検討を行っていないものも見受けられた。重要な審査項目が返済能力の有無であるなら、将来キャッシュ・フローについては十分留意すべきである。

また、経営計画書を入力し次年度の損益予想から利益確保が見込まれると判断しているが、前期売上金額から勘案して計画書の月次売上の実現性は明らかに乏しい、と判断できる案件があった。審査段階における経営計画書の実現可能性については十分に検討すべきである。必要であれば、事業スキームの分析を行い、事業の継続性についても留意すべきである。

〔金融機関以外からの借入金の源泉や借入理由等の調査について〕

長期借入金の大部分を占める代表取締役からの借入金について、代表取締役の資金の源泉は何であるかの調査が行われていない案件があった。また、役員以外の親族借入金について代表者とその親族との関係を明確にしていけない案件や、単に借入金についてその借入先等が不明となっているものがあった。借入先の確認や借入理由（貸付の貸付理由）についても法人の資金繰りに影響する可能性があり、財務内容を検討する時点で十分留意すべき事項といえる。

〔貸借対照表項目並びに損益項目の分析について〕

試算表の前期繰越額と前期決算書数値との連続性が保たれていないものがあったが、この矛盾に関して質問等の確認をしていないものがあった。また、3期間の貸借対照表項目の比較において、棚卸資産、売掛金、支払手形、借入金が著しく増加していることに対しての検討をしていない案件や、前期に計上されなかった仮払金、開発費、試験研究費が今期新たに計上された理由、内容についての吟味をしていない案件もあった。

事業者の財務を分析する場合は、財務数値の連続性や、貸借対照表科目の推移、勘定科目の関連性にも十分注意すべきである。

損益項目の分析では、3期間で売上は倍増しているものの、営業利益がマイナス、経常利益はプラスとなっている先について分析が不十分な案件があった。減価償却費の計上が十分か、全体の損益状況が矛盾していないかなどに留意すべきである。さらに申請者が複数の事

業を経営している場合は、可能なかぎりで事業別の損益状況を検討すべきである。

また、代表者に対する貸付金が多額に計上されている場合や、役員報酬を引上げたことが赤字決算の一因になっているといった場合には、決算書上純資産がプラスであってもその状況を十分把握して保証を判断すべきである。

#### B「情報入手が不十分、銀行とのコミュニケーションの問題」の事項

〔タイムリーな財務データの利用について〕

審査に当たり直近の決算書は利用しているが、決算日と保証日とが時間的に間隔があるにもかかわらず、期中の試算表による財務内容を検討することが行われていない案件が見受けられた。期中の試算表の数値が正確でない可能性はあるが、決算日から少なくとも半年経過していれば、可能な限り直近の月次試算表を銀行経由で入手し、決算日からの財務状況の変化を勘案して経営実態を考えるべきである。

〔十分な財務データの入手について〕

法人については勘定科目の内容を十分に検討する必要から、確定申告書及び決算書だけでなく、勘定内訳書も必ず入手すべきである。

個人で青色申告をしている場合には、損益計算書だけでなく貸借対照表まで、青色決算書の全てを入手することが必要である。個人事業者の白色申告の決算数値は信頼性が低いため、必要に応じて積算の根拠を示させる等補足データを取るべきである。また、個人に対する融資の場合には、その返済能力に関する情報を入力し検討すべきではないか。

〔情報入手の工夫について〕

法人設立まもなく過去の業績が分からない場合、開業計画書と代表取締役の事業意欲等を勘案して保証承諾している案件については、方法としては妥当であるが、書面審査が中心になっており、経営者との面談なしでどのようなようにして事業意欲等を感じたのか疑問の残るところである。創業後日が浅い新規の事業者に対する審査には、できる限り面談を行うべきかと考える。

また、保証後1年以内に代位弁済した先で、業績悪化の要因が近隣への大手同業者進出によるものがあった。このようなケースでは金融機関から審査時に情報を得られないであろうか。

#### C「保証判断の妥当性に疑問」の事項

保証承諾から1カ月での事故報告の案件があった。審査の際に、決算書の異常点や内容を確認したうえで保証承諾したのか疑問である。例えば、設備投資はそれほど必要ではないのに借入過多状態の先や、同一利害関係先への貸付の多い先の保証等が認められた。決算書を十分分析し保証承諾が望まれた案件といえる。

## D 「事務処理の迅速性・妥当性に問題」の事項

金融機関から事故報告が提出された後、信用保証協会が保証先に直接面談等の接触することは殆どない。信用保証協会も対応に苦慮しているが、金融機関に協力を求め、また直接面談等を行う必要がある。

弁護士が債務者の破産申請代理人受任後、相当時間が経過している案件が目立つ。これらの案件については、信用保証協会は求償権を行使できないまま、時間のみが経過しているので信用保証協会としては回収の可能性を見極めて、必要により債権者である立場から計算書類等を閲覧して(会社法442条第3項)、債務者の現況を可能な限り調べるといった手段を行使することも必要である。

## E 「保証後の財務内容のモニタリングがなし」の事項

保証債務残高2億円超の保証先については、財務状況をモニタリングしているが、その他は基本的にはしていない。保証件数が多い中ではやむを得ないと考えるが、保証後の保証先の弁済能力を評価し、悪化していれば、事故に至る前に何らかの手立てを行い、事故の実現を最小限に抑えるという努力も必要である。

また、経営支援特別融資制度は、売上高の減少を要件としており、そもそも、業績が悪化し易い相手先に対する保証である。制度の性質によりリスクの度合いも異なるので、期中管理のレベルに差をつけることも必要ではないか。銀行を通じて月次の試算表を入手し、代位弁済に至る前に返済額減額の手当ができた取引先もあり、きめ細かい管理は不可能ではないと考える。

このように、保証先の経営状況については、保証承諾後もフォローしていくべきであり、銀行との情報の共有という観点からすれば、保証申込時はもちろんのこと保証後も銀行から様々な情報の入手を試みることが必要である。

## F 「代位弁済発生の可能性を避ける努力が足りなかった」の事項

最終貸付実行日から破産および民事再生等の法的手段を講じるまでの期間が1年以内の短いケースが存在している。例えば、最終借入実行から1年を越たずに会社代表が破産宣告し、会社は民事再生法の適用を受けて債務を切り捨てて再生しており、会社代表として破産した旧代表者の長男が就任している案件があった。安易な法的救済措置の実行を防ぎモラルハザードを生じさせないためには、会社後継者に対しても、経営に対する意思確認を行うっていくことが必要である。

## (3) サンプル監査を通じて

サンプル監査を通じて意見として述べたいことは、以下のとおりである。県としても、信用保証のレベルアップ効果をより高めていくためにも、信用保証協会の指導監督に当たり考慮

していただきたい。

## 【意見62】信用保証協会の指導監督に当たり考慮されたい事項

① 決算書を十分読み込んでもらいたい。限られた人員で相当数の審査を迅速に行わなければならないのは理解できるが、実態は書面審査が中心であり、決算書はその重要な要素である。決算書から異例な事項を判読し、追加調査を行うことが必要と考える。いわゆる目利き力を持った審査が望まれる。

② 保証承諾から短期間で金融機関から事故報告が提出される保証案件がある。書面審査が基本であるにしても、保証案件によっては、経営者との面談や実地調査も取り入れているの審査が必要と考える。

③ 担保や経営者のほかには保証人をとらない貸付への保証が増加し代位弁済後の求償債権の回収率が低下してきている。一般的に債権回収は時が経過するに従い困難となるといわれているが、保証協会が代位弁済するのは、原則として、金融機関が事故報告を提出後、一定期間の回収努力を行った後と定められている。現実には金融機関も回収はできず、代位弁済を待っているケースが大半であり、この間に債権が毀損するおそれがある。

金融機関へ代位弁済が行われた時には、経営者が失踪して所在不明となっていることも多々あることであり、また、代位弁済を実行した後では、金融機関から十分な協力が得られない場合も多い。

保証協会としては、債務超過状態にあり保証金額が多額な企業、決算書に異例事項が認められる企業、収入が減少傾向にあるが経営改善が認められない企業等、一定の基準を設け金融機関と連携し返済状況を重点管理していくことにより、延滞の早期発見や代位弁済の抑制、求償債権回収の早期着手などに努めていくべきである。

④ 経営者を保証人に加えることが多いが、事業責任を持たせる意味では有効であると考えるが、代位弁済に至ったときは、無力である場合が多い。

また、法人の破産開始申立時に経営者も個人破産の開始申立てを行っている傾向が見られる。法的手続を検討し、弁護士が介入している場合も多く、保証人本人とは直接交渉が行えない状況にある。予納金が用意できず法的手続が進行しないと、さらに未交滞期間が長引き回収が進まないことになる。

延滞の発生や事故報告受付時に、代位弁済に至る可能性のある企業について、金融機関に協力を求め、経営者の財産状況を把握する等、早期に回収できるように対策を講じることが必要である。

第8 農林部

1 農林公社造林資金損失補償

(1) 損失補償額の推移

農林公社との損失補償契約に係る損失補償限度額の推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	期首残高	新規補償	補償消滅	期末残高 (損失補償限度額)	純増
H17年	9,397,160	501,137	470,675	9,427,622	30,462
H18年	9,427,622	1,062,392	1,047,984	9,442,030	14,408
H19年	9,442,030	3,569,627	3,552,634	9,459,023	16,993

(2) 制度の目的

農林公社の行う分収林事業に必要な資金を日本政策金融公庫(旧農林漁業金融公庫)から借入する。果は借入金全額に対して損失補償を行う。これは、分収林の所有者が多数に及び分収林が担保として不適当であることや事業規模が大きく農林公社の役員等の個人補償が適当でないことなどにより、担保・保証による債権保全が困難なため、果が損失補償契約を行っているものである。

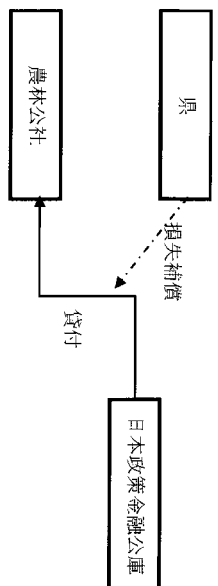
(3) 監査に当たり参照した根拠法令等

- ・日本政策金融公庫融資業務規程(昭和50年4月1日農公規程第2号)

(4) 制度の仕組

- ①対象者  
農林公社
- ②条件  
分収林事業借入金の全額の損失補償

③業務のフロー



(5) 業務執行の検討

①補償契約の締結

果と日本政策金融公庫の間で「損失補償契約」を締結している。

②補償先に対する管理

毎期農林公社から事業報告書を手入することにより問題がないことを確認している。

③補償の実行

補償の実行はいまだかつて行われていない。

④返納金の回収

補償の実行がないため、返納金の回収はない。

- (意見) 維持コストと借入利息の取得原価への算入中止の検討を
- (意見) 森林の公益的機能に着目した新たな収入の確保の検討を
- (意見) 分収林事業の必要性・方向性の明確化と組織力の充実が必要
- (意見) 過年度貸付金に対する利息軽減の検討を
- (意見) 伐採時期にあわせた償還が可能となるよう検討を
- (意見) 分収造林契約の変更を進めるとともに、より一層のコスト削減を
- (意見) ヒノキの新たな用途開発により収益の確保を

以上の意見については、本報告書の第1テーマの「貸付金に係る事務の財務事務の執行について」の「第3章II 第6、5、5-1分収林事業貸付金」を参照されたい。

## 2 農地保有合理化事業資金損失補償

## (1) 損失補償額の推移

農林公社との損失補償契約に係る損失補償の平成19年度を含む過去3年間の実績と残高は、次のとおりである。

(単位：円)

年 度	損失補償残額	補 償 枠	損失補償額	返 済 金
H17年	240,863,844	320,000,000	153,079,600	147,405,000
H18年	206,878,069	352,145,000	134,510,094	209,861,819
H19年	148,995,594	404,975,000	221,938,554	238,455,079

\*損失補償残額は各年度末における累計額

\*補償枠は各年度における損失補償の対象とする借入限度額

\*損失補償額は各年度における損失補償の対象となった借入額

\*返済金は各年度における返済額

## (2) 制度の目的

農林公社が実施する農地保有合理化事業に必要な資金を金融機関等から借り入れるに当たり、県が損失補償を行うものである。

## (3) 農地保有合理化事業の説明

農地保有合理化事業とは、農業経営の規模の拡大、農地の集団化等農地保有の合理化を促進するため、営利を目的としない法人(農地保有合理化法人)が自ら農地を買い入れ又は借り入れ、一定の期間中間保有した後、一定の基準を満たす担い手農家に再配分する事業である。

農地保有合理化法人になることができるのは、都道府県農業公社、市町村、農業協同組合、市町村農業公社の4形態である。市町村、農業協同組合、市町村農業公社が農地保有合理化事業を始めるときは、まず、市町村の基本構想に、市町村、農業協同組合あるいは市町村農業公社が農地保有合理化事業を行う旨を定める必要があり、その上で農地保有合理化法人自らが農地保有合理化事業規程を定め、都道府県知事の承認を得る必要がある。なお、農業協同組合、市町村農業公社は、農地保有合理化事業規程について、都道府県知事の承認を受けるに先立って、関係市町村長の同意を得る必要がある。

具体的には、以下の事業を規定している(農業経営基盤強化促進法第4第2項)。

## ①農地売買等事業

規模縮小、離農しようとする農家の農用地等を農業委員会のおっせん、市町村等の申し出等によって買入れ、又は借受けて、一定の要件を満たす担い手農家等に売却し、交換し、

又は貸し付ける事業である。その際、一定期間貸し付けた後に売却す方式を採用する等、規模拡大農家の負担を軽減するための措置が講じられている。

(参考) 農地保有合理化法人による買入協議制度農地の流動化を加速的に推進するため、平成7年2カ月の農業経営基盤強化促進法の一部改正により買入協議制度が創設された。この制度により農用地を売却した者は、譲渡所得について1,500万円の特例控除を受けられる。

農用地の所有者から農業委員会に農用地の売却の申し出があった場合に、農業委員会が認定農業者への利用集積を図るため、農地保有合理化法人の買入れが必要と認められた場合は、市町村長へ買入協議の要請を行う。要請を受けた市町村長は、基本構想の達成に資する見地からみて農地保有合理化法人による買入れが必要と認めた場合は、売却の申し出があった日から3週間以内に所有者及び農地保有合理化法人に買入協議を行うよう通知することとなる。これにより、所有者と農地保有合理化法人とが買入協議を行い、協議が成立した場合は、農地保有合理化法人は農用地を買入れることになる。

なお、買入協議期間中は、所有者に3週間の譲渡制限が課せられる。

## ②農地売渡信託等事業

農地価格の下落地域等において農地売買等事業を補完し、離農農家、規模縮小農家が保有する優良農地を担い手に再配分するため、農用地の売渡信託を引き受け、併せて信託の委託者に対し当該農用地等の評価額の7割以内の無利子資金を貸し付け、農用地等が売れたときにその売却収入より精算する事業である。

## ③農地貸付信託事業

農地保有合理化法人が、土地持ち非農家や不在村農地所有者から所有農用地等の貸付による信託の引受けを行い、当該農用地等を認定農業者等の担い手へ賃貸借による利用集積を促進する事業である。

## ④農業生産法人出資育成事業

農業生産法人の自己資本の充実と経営規模拡大の支援によりその経営体質の強化を図るため、農地保有合理化法人が一定の要件に該当する農業生産法人に、次のいずれかの出資を行い、当出資により付与された持分等をその構成員に分割譲渡する。

A. 農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資

B. 農地売買等事業、農地売渡信託等事業、農地貸付信託事業により売却し、貸し付けた農用地等又は①の事業に係る農用地等を利用して当該農業生産法人が行う農業経営の改善に必要な資金の出資

## ⑤研修等事業

農地保有合理化法人が中間保有している農用地等を利用して、農業経営を担うべき者を



育成するため、新規就農者等に対して農業の技術、経営の方法に関する実施研修等を行う事業である。

(4) 監査に当たり参照した根拠法令等

- ・ 農業経営基盤強化促進法(昭和55年5月28日法律65号)
- ・ 埼玉県農地保有合理化事業資金借入れに関する覚書
- ・ 埼玉県農地保有合理化促進事業担い手支援資金損失補償契約書

(5) 制度の仕組

①関係者

農林公社は、農地保有合理化事業に必要な資金(以下「事業資金」という。)を埼玉県信用農業協同組合連合会及び、担い手支援農地保有合理化事業<sup>10</sup>として社団法人全国農地保有合理化協会から借り入れしており、県は埼玉県信用農業協同組合連合会及び社団法人全国農地保有合理化協会とそれぞれ損失補償契約を締結している。

②損失補償の内容

平成19年度において県が補償する借入金は、平成26年3月31日までの補償期間を設け埼玉県信用農業協同組合連合会に対しては204,975,000円を限度とし、社団法人全国農地保有合理化協会に対しては200,000,000円を限度として農林公社が県から事業資金として借入承認を受けたものに限定される。

補償すべき損失金額は、最終弁済期到来後、農林公社が善良な管理者の注意をもって債権の保全回収に努め3ヵ月を経過してもなお回収されなかった金額とする。県は金融機関等から損失補償の請求があったときは、速やかにこれを調査して損失額を確認し、当請求のあった日から60日以内にこれを支払うものとする。

(6) 業務執行の検討

農林公社と覚書を交わし、社団法人埼玉県農林公社に以下の書類の提出を求めている。

- ・ 借入実施計画書
- ・ 借入承認申請書
- ・ 事業資金借入計画書
- ・ 借入先金融機関等選定及び取決事項協議申出書
- ・ 借入実行状況報告書

<sup>10</sup> 担い手支援農地保有合理化事業

農地保有合理化事業について、貸借を中心とした取組に重点化するとともに、担い手のニーズに即した形で面的集積できるように、農地保有の合理化のためにも資金を統合・メニュー化し、地域の拠点に立った活動が展開できるように推進された事業。

※該事業で必要とされる資金は、社団法人全国農地保有合理化協会が農地保有合理化法人(農林公社)に対して、無利子貸付を支援する。社団法人全国農地保有合理化協会は当該貸付金の債権の保全のための措置として県と損失補償契約を締結するよう内規で規定されている。

- ・ 弁済状況報告書

また、損失補償契約書において、金融機関等が当該貸付金について月締めで集計し翌月の第1週末までに県に報告することとしている。

(7) 農林公社の農地保有合理化事業実施状況

平成19年度における事業実績は、以下のとおりである。

①農地の買入・売渡事業

区分	市町村	件数	面積
買入	さいたま市ほか18市町	69件	143,277㎡
売渡	さいたま市ほか19市町	72件	175,027㎡

②農用地の借入・貸付事業

区分	市町村	件数	面積
借入	深谷市ほか1市	10件	6,912㎡
貸付	深谷市ほか、1市	2件	6,912㎡

③水田利用改革特別事業

市町村	地区数	面積
熊谷市・羽生市	2地区	11,353㎡

④農業用機械リース事業

加須市にて農林公社から農地の買入れを行い、規模拡大をした認定農業者に対して農業用機械のリースを行った。

⑤農地継承円滑化事業

農林公社保有地や借手のない農地を、利用権設定等促進事業などを活用して鴻巣市の地権者7人から農林公社が借り入れ、特産農作物普及のため種子生産等の場として利用した。

⑥新規就農希望者への支援

青年農業者等育成センターと連携し、利用権設定促進事業等を活用してさいたま市他10市町で農林公社が借り入れた農地を、新規就農を希望する者12名に対し研修の場として提供した。



## 【意見63】損失補償に関する要綱・要領作成が必要

県においては、農林公社との間で覚書を交わし、当該覚書の条項に従って手続きを実施している。ただし、覚書は県と農林公社との間の取決めであるため、県の内部管理上の手続きや必要書類については、現状において規程がない。

例えば、農林公社からの借入承認において「土地買入資金事業資金借入計画チェックリスト」に基づき審査を漏れないよう実施しているが、当該チェックリストの作成についての規定はない。

さらに、農地保有合理化事業資金の損失補償は、県の事業として長期に及ぶであろうことを考慮すると、要綱・要領を作成する必要がある。

## 3 農業災害復旧経営資金損失補償

## (1) 損失補償限度額等の推移

各年度における農業災害資金の貸付金残高と県が損失補償を行う限度額は、以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	貸付金残高	損失補償限度額
H17年	22,839	5,710
H18年	8,887	2,922
H19年	2,000	500

## (2) 制度の概要

農業災害資金に係る債権保全は、人的保証(保証人2人)である。

このため、融資機関である農業協同組合は、災害被害農業業者から未償還が発生した場合、市町村との間で締結した損失補償契約に基づき、①融資元本の最終償還期限到来後3月を経過しても、元本・利息が回収されないうとき、②当該市町村からその貸付額の50%相当額を限度として損失補償を受けることになる。

県は、市町村に対し、損失補償補助金交付要綱の規定に基づき、市町村が損失補償に要した額の1/2に相当する額を交付する。

## (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

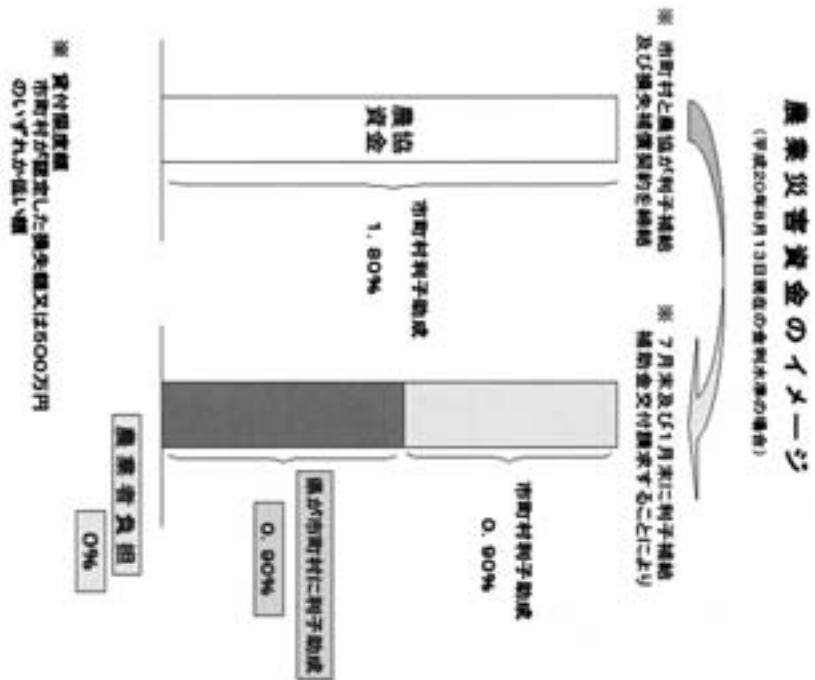
- ・埼玉県農業災害対策特別措置条例<sup>1)</sup>
- ・埼玉県農業災害対策特別措置条例施行規則
- ・農業災害資金利子補給補助金及び損失補償補助金交付要綱
- ・農業災害資金融通事務取扱要領

<sup>1)</sup> 埼玉県農業災害対策特別措置条例では、その第7条第1項で、「県は、市町村に対し、予算の範囲内で次の各号に掲げる経費の一部として、補助金を交付する。」とし、この場合の経費についてはその第2号で「市町村が、農業協同組合又は金融機関との契約により、当該農業協同組合又は当該金融機関が農業災害資金を貸し付けたことにより受けた損失をこれに対し補償する場合における当該損失補償に要する経費」とする。

また、第2項で「前項の補助金に係る補助金その他の補助金の交付に關し必要な事項は、知事が定める。」としている。そして、第4項において、「第1項第2号の損失は、融資元本の償還期限到来後知事が定める期間を経過してなお元本又は利子(知事が定める遅延利子を含む。)の全部又は一部が回収されなかった場合におけるその回収されなかった金額とする。」としている。

(4) 制度の仕組

①対象者  
市町村



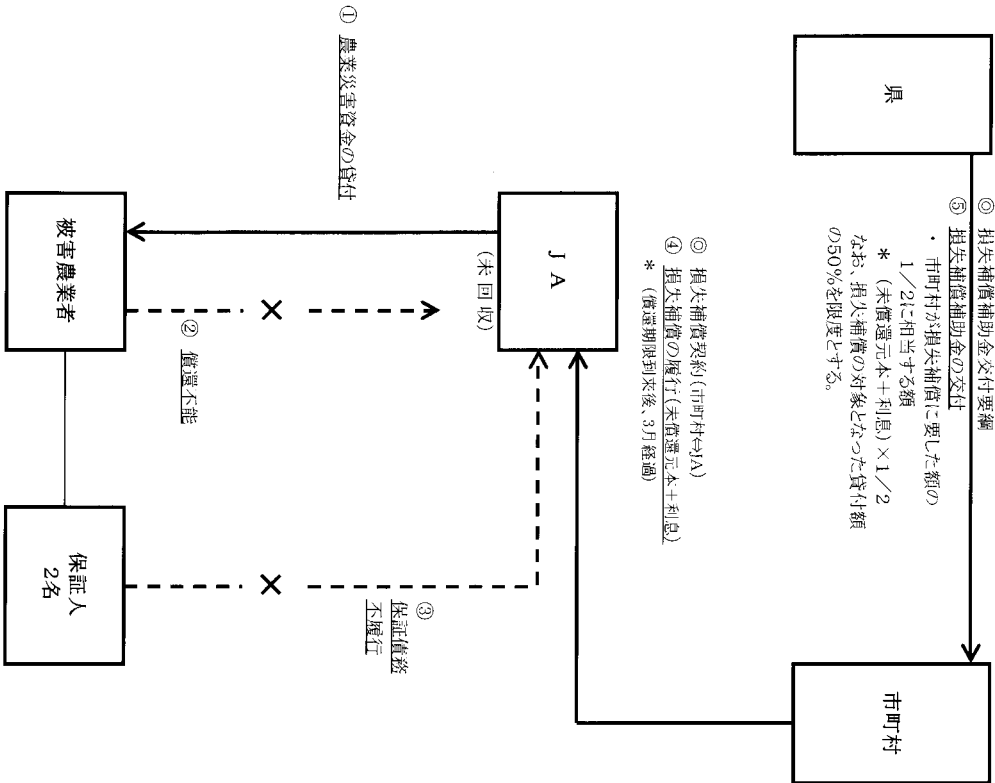
②条件

埼玉県農業災害対策特別措置条例施行規則は補助率について、次のように定めている。

経費の種類	補助率
条例第7条 第1項第2号の経費	当該経費の2分の1以内。ただし、当該経費が当該損失補償の対象となった貸付金の総額の100分の50に相当する額を超えるときは、当該損失補償の対象となった貸付金の総額の4分の1以内

融資元本の償還期限到来後 3 カ月が経過しても元本又は利子の全部又は一部が回収されない場合に、損失補償するものとされる。

③業務のフロー



## (5) 業務の状況

## ①補償契約の締結

埼玉県と市町村との間では、「農業災害資金利子補給補助金及び損失補償補助金交付要綱」の規定に基づいている。

市町村と農業協同組合との間では、損失補償契約を締結している。

例えば、「年月日」の〇〇災害による被害農業者に対する農業災害資金の融通に関する利子補給及び損失補償契約」というものである。

現在は、平成19年度の貸付に対する損失補償(貸付額2件で2百万円)があるのみである。

## ②補償先に対する管理

県の補償先は市町村であるが、県は、「農業災害資金利子補給補助金及び損失補償補助金交付要綱」の中に、補助金の交付からその後の状況報告、書類の整備まで、規定を定めて管理に努めている。即ち、補助金の交付について、第3条で交付申請書について、第5条で請求書について、それぞれ様式、部数、提出期限、経由機関を定めるとともに、第4条で交付決定通知書について、その様式を定めている。

また、第6条では、交付後の状況報告について、「市町村長は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について当該要求に係る事項を知事に報告しなければならない。」とされている。

さらに、第7条では、実績報告書について、様式、部数、提出期限、経由機関を定めている。

そして、第9条では、書類の整備についても規定を置いている。即ち、市町村長が、「利子補給金及び損失補償金の交付に係る農業災害資金の貸付状況等を明らかにした書類を備え、かつ利子補給金及び損失補償金に係る収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。」とし、かかる書類や証拠書類を、「当該利子補給金及び損失補償金を受けた日の属する会計年度の翌会計年度から10年間保管しなければならない。」としている。

## ③補償の実行

現在までのところ、損失補償の発生した事例はない。したがって、②で述べた手続きも損失補償補助金については取られたことはない。

## ④返納金の回収

補償の実行の例はなく、したがって返納金が回収されたことはない。

## 第9 県土整備部

## 1 有料道路整備貸付金債務保証

## (1) 債務保証額の推移

埼玉県道路公社(以下「道路公社」という。)に対する保証債務の平成19年度を含む過去3年間の実績と残高は、次のとおりである。

(単位：千円)

年度	保証実績	保証残高
H17年	—	16,137,191
H18年	—	14,877,137
H19年	—	13,530,307

## (2) 制度の目的

道路公社は、県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理事業を行っている。県は、道路公社の事業運営に当たり経営の健全性を確保しながら、道路新設時に国や民間から借り入れた建設資金などについて債務保証をするものである。

## (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

地方道路公社法の第28条によると、設立団体は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、道路公社の債務について保証契約をすることができることである。

## (4) 制度の仕組

## ①関係者

道路公社、国土交通省(政府資金)、公営企業金融公庫、埼玉りそな銀行、武蔵野銀行等の民間金融機関

## ②債務保証の内容

県は、道路公社が政府資金や民間金融機関等から借り入れた資金のうち、最終弁済期到来後3ヵ月を経過しても償還できない額を補償すること確約している。

参考として、平成17年度から平成19年度までの債務保証先及び金額は、以下のとおりである。

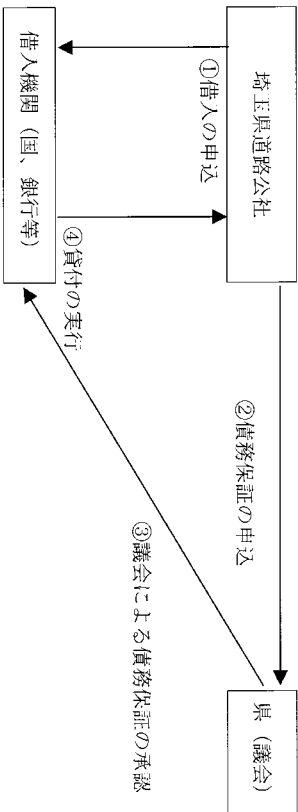
債務保証明細

(単位：千円)

年度	保証先	狭山環状有料道路	新見沼大橋有料道路	皆野寄居有料道路	その他	合計
H17年	政府資金	388,843	3,611,250	7,793,886	0	11,793,979
	公営企業金融 公庫	419,898	1,096,755	2,315,645	0	3,832,298
	民間(埼玉りそ な銀行等)	510,915	0	0	0	510,915
	H17年度合計	1,319,656	4,708,004	10,109,531	0	16,137,191
H18年	政府資金	371,886	3,252,952	7,297,145	0	10,921,983
	公営企業金融 公庫	395,739	994,587	2,144,713	0	3,535,039
	民間(埼玉りそ な銀行等)	420,115	0	0	0	420,115
	H18年度合計	1,187,740	4,247,539	9,441,858	0	14,877,138
H19年	政府資金	352,471	2,868,940	6,755,648	0	9,977,059
	公営企業金融 公庫	368,237	888,214	1,969,587	0	3,226,038
	民間(埼玉りそ な銀行等)	327,215	0	0	0	327,215
	H19年度合計	1,047,924	3,757,154	8,725,230	0	13,530,308

※千円未満を四捨五入しているため、合計額が一致しない箇所もある。

③業務のフロー



(5) 業務執行の検討

①保証契約の締結

保証契約については、契約の締結として行われているわけではなく、各金融機関等が県から債務保証書を入手するという手続きにより行われている。

②借入先に対する管理

借入先に対する管理については、毎期事業報告書を入手することにより問題がないことを確認している。

③補償の実行

補償の実行は現在のところ行われていないが、平成19年度末現在、県が債務保証を行っている有料道路は、いずれも実績が収支計画を下回っていることから、将来的に県の負担が軽減できるよう、計画的な措置をしていくことが望ましい。詳細については、下記「埼玉県道路公社について」を参照されたい。

【参考：埼玉県道路公社について】

(1) 公社の概要

道路公社は、県の道路整備計画の一翼を担い、民間資金を積極的に導入して有料道路の新設改築等とその管理を行い、県内の地方的幹線道路の整備充実と交通の円滑化を図り、生活環境の向上をはじめ、地域住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する目的をもって地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づき県によって設立されたもので、その概要はつぎのとおりである。

公社の名称	埼玉県道路公社
設立年月日	昭和46年9月1日
事務所の所在地	さいたま市浦和区北浦和5-6-5
出資金	132億850万円(県の100%出資)

平成19年度における埼玉県道路公社の主な業務は、以下のとおりである。

①有料道路管理業務

- 1) 富士見川越有料道路
- 2) 狭山環状有料道路
- 3) 新見沼大橋有料道路
- 4) 皆野寄居有料道路

②駐車場事業

- 1) 東通り高架下駐車場
- 2) 254号高架下駐車場

- 3) 新浦和橋高架下駐車場
- 4) 狭山柏原駐車場
- 5) ベに花陸橋高架下駐車場
- 6) 治水橋高架下駐車場
- 7) 南占谷高架下駐車場
- 8) 新見沼大橋高架下駐車場
- 9) 岡中央陸橋高架下駐車場
- 10) 丸島大橋高架下駐車場
- 11) 月吉陸橋高架下駐車場
- 12) 中山陸橋高架下駐車場
- 13) 十間通り高架下駐車場

③埼玉県からの受託業務

- 1) 一般国道140号道路管理業務
- 2) 一般県道所沢堀兼狭山線管理業務
- 3) 花でもてなす埼玉のみち整備事業

(ii) 有料道路整備貸付金債務保証の今後の見通し

有料道路は、通行料収入から道路の維持管理コスト及び支払利息等の事業上の必要経費を除いた純収入で、借入金と果からの出資金を返還できれば理想であり、県の金融機関等に対する補償もないことになるが、現実はどうなのか、今後、償還を控えている有料道路について現時点での収支見込を検討したものが、以下の検討結果である。

なお、将来のキャッシュ・フローの見積については、現時点で最新の情報である平成19年度の収支が償還時点まで続くと仮定のもとで算出を行った(損失補填引当金は、道路公社に留保されていることを前提としている)。平成19年度の収支を前提にしたのは、有料道路自体の収支が年々減少していく傾向を踏まえ、現時点で得られる可能性のある最大の収支額と考えたからである。

①狭山環状有料道路

昭和61年度から平成19年度までの収支

(単位：千円)

	実績	計画	備考
収入	5,644,326	6,279,873	有料道路通行料金ほか
支出	3,793,450	4,422,921	借入金利息+経費(維持費)等
収支差額	1,850,876	1,856,952	
損失補填引当金	535,696	600,419	支出のうち、非現金支出費用
正味キャッシュ・フロー	2,386,572	2,457,371	借入金返済原資

償還対象事業費総額 5,600,000 (出資金11億+借入金45億)

平成19年度単年度収支

	実績
収入	213,949
支出	115,795
収支差額	98,154
損失補填引当金	20,256
正味キャッシュ・フロー	118,410

狭山環状道路については、現在約24億円の借入金の返済原資があるが、平成19年度の正味キャッシュ・フロー(約1億円)が償還年度の平成33年まで維持されたとしたら、狭山環状道路の収支(正味キャッシュ・フローの合計)は39億円となり、償還対象金額の56億円には約17億円(出資金は全額回収不能としても約6億円不足。)届かないと見込まれる。

②新見沼大橋有料道路

平成8年度から平成19年度までの収支

(単位：千円)

	実績	計画	備考
収入	3,259,269	7,447,971	有料道路通行料金ほか
支出	1,990,338	3,981,998	借入金利息+経費(維持費)等
収支差額	1,268,931	3,465,973	
損失補填引当金	306,614	723,105	支出のうち、非現金支出費用
正味キャッシュ・フロー	1,575,545	4,189,078	借入金返済原資

償還対象事業費総額 10,800,000 (出資金38億+借入金70億)

平成19年度単年度収支

	実績
収入	429,700
支出	189,901
収支差額	239,799
損失補填引当金	40,614
正味キャッシュ・フロー	280,413

新見沼大橋有料道路については、現在約15億円の借入金の返済原資があるが、平成19年度の正味キャッシュ・フロー(約2.8億円)が償還年度の平成38年まで維持されたとしたら、新見沼大橋有料道路の収支(正味キャッシュ・フローの合計)は66億円となり、償還対象金額の108億円には約42億円(出資金は全額回収不能としても約4

億円) 届かないと見込まれる。

③皆野寄居有料道路

平成12年度から平成19年度 (単位：千円)

	実績	計画	備考
収入	5,003,973	8,689,372	有料道路通行料(主)か
支出	1,993,912	3,716,486	借入金利息+経費(維持費)等
収支差額	3,010,061	4,972,886	
損失補填引当金	475,061	827,559	支出のうち、非現金支出費用
正味キャッシュ・フロー	3,485,122	5,800,445	借入金返済原資

償還対象事業費総額 18,800,000 (出資金66億+借入金122億)

平成19年度単年度収支

	実績
収入	848,306
支出	340,944
収支差額	507,362
損失補填引当金	80,477
正味キャッシュ・フロー	587,839

皆野寄居有料道路については、現在約35億円の借入金の返済原資があるが、平成19年度の正味キャッシュ・フロー(約5.8億円)が償還年度の平成42年まで維持されることから、皆野寄居有料道路の収支(正味キャッシュ・フローの合計)は170億円となり、償還対象金額の188億円には約18億円届かない(出資金のうち約48億円が回収される。)と見込まれる。

【意見64】有料道路無料開放時の道路公社の未償還金の精算処理方法

狭山環状有料道路、新見沼大橋有料道路、皆野寄居有料道路のいずれも、現状における収支のままでは、借入金の返済原資が不足することを意味している。有料道路は、利用者の便益を増す公益的な性格を有していること、また、その料金は利用者が受ける便益の範囲内で設定されていることを鑑みるならば、安直に通行料価値上げによる増収策を講ずることは必ずしも適切ではなく、現在行われている利用者増加策を増進しながら、将来的に県の負担が軽減できるよう計画的な措置をしていくことが必要と考える。

熊谷東松山有料道路の場合には、利率の高い政府資金等からの借入を県が代わりに貸し付けることで保証債務から直接貸付へとシフトしていった。それでも最終的には長期貸付

金が未償還金として残ったが、これを補助金により処理し、引き換えに当該道路を県有財産に受入れている。補助金ではあるが、現金の支出は過年度に済んでいる、いわゆる現金支出を伴わない補助金である。利息減額を考へて行った貸付金の肩代わりが、結果として、資金負担の平準化にもなっている。

県としても今後の有料道路の無料開放に当たり、引き続き管理する有料道路の採算性や経営状況に留意し、道路公社にキャッシュ・フローの1層の留保を求めていくことは必要であるが、結果として発生するキャッシュ・フローの不足額は資金負担の平準化を図り、未償還金の精算は県からの補助金により処理することが現実的な対応と考える。

2 土地開発公社借入金債務保証

(1) 債務保証額の推移

埼玉県土地開発公社(以下「土地開発公社」という。)に対する保証債務の平成19年度を含む過去3年間の補償実績と債務保証残高は、次のとおりである。

年度	補償実績	債務保証残高
H17年	—	11,345,471
H18年	—	6,989,200
H19年	—	8,083,944

(単位：千円)

(2) 制度の目的

土地開発公社は、福祉、教育、文化の向上及び生活基盤の整備等、重要な県の施策に対応するため、埼玉県土地開発公社定款第18条の規定に基づき公共用地、公用地等の取得、造成その他の管理及び処分等の事業を推進する。県は、土地開発公社の公社事業の運営に当たり経営の健全性を確保しながら、県上の秩序ある整備推進のために公社が借り入れる金額につき債務保証をするものである。

(3) 監査に当たり参照した根拠法令等

公有地拡大推進法の第25条によると、地方公共団体は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、土地開発公社の債務について保証契約をすることができることである。

(4) 制度の仕組

①関係者

土地開発公社

②債務保証の内容



県は、土地開発公社が民間金融機関から借り入れる証書借入金総額の範囲内において、保証債務履行の責に任ずることを確約している。  
参考として、平成17年度から平成19年度までの債務保証残高と事業名は、以下のとおりである。

(単位：千円)

年 度	事業名	協定締結 年度	債務保証残高
H17年	一般国道17号改築(上尾道路)	12	40,925
	一般国道17号改築(上尾道路)	13	77,530
	埼玉4号改築(東埼玉道路)	13	337,087
	一般国道468号(圏央道)	14	1,091,376
	一般国道17号改築(上尾道路)	14	141,897
	一般国道16号改築(人間現道)	14	232,517
	一般国道468号(圏央道)	15	1,745,531
	一般国道17号改築(上尾道路)	15	890,645
	一般国道468号(圏央道)	16	428,944
	一般国道17号改築(上尾道路)	17	388,980
	一般国道468号(圏央道)	17	366,850
	都市計画道路3・5・18号川越所沢線事業	17	891
	西部地域振興ふれあい拠点整備事業	14	71,841
	西部地域振興ふれあい拠点整備事業	17	1,182
	西部地域振興ふれあい拠点整備事業(代替地)	17	58,344
	一般国道125号道路改築事業	13	6,674
	一般国道254号道路改築事業	13	16,690
一般国道125号道路改築事業	14	57,599	
一般国道125号道路改築事業	15	241,000	
一般国道254号道路改築事業	15	415,310	
一般国道140号道路改築事業	16	305,801	
テクノグリーンセンター	9	1,275,000	
環境整備センター埋立事業	13	168,358	
借換資金		1,823,144	
支払利息資金		1,102,579	
合計		11,345,471	

(単位：千円)

年 度	事業名	協定締結 年度	債務保証残高
H18年	一般国道468号(圏央道)	14	13,172
	一般国道17号改築(上尾道路)	15	58,777
	一般国道468号(圏央道)	15	272,936
	一般国道468号(圏央道)	16	78,622
	一般国道17号改築(上尾道路)	17	369,921
	一般国道468号(圏央道)	17	444,055
	都市計画道路3・5・18号川越所沢線事業	17	293,712
	一般国道468号(圏央道)	18	1,243,615
	一般国道17号改築(上尾道路)	18	800,865
	江戸川堤防強化対策事業	18	339,724
	西部地域振興ふれあい拠点整備事業	14	71,841
	西部地域振興ふれあい拠点整備事業	16	58,776
	西部地域振興ふれあい拠点整備事業	17	146,243
	西部地域振興ふれあい拠点整備事業(代替地)	17	402
一般国道140号道路改築事業	16	177,147	
秩父ミュージアムパーク	8	18,466	
秋ヶ瀬公園	8	303,982	
テクノグリーンセンター	9	1,279,330	
環境整備センター埋立事業	13	176,707	
3・4・65 栗状中央通り線街路整備事業(代替地)		121,938	
支払利息資金		719,969	
合計		6,989,200	

(単位：千円)

年度	事業名	協定締結 年度	債務保証残高
H19年	一般国道468号(圏央道)	16	2,489
	一般国道17号改築(上尾道路)	17	178,133
	一般国道468号(圏央道)	17	182,096
	都市計画道路3・5・18号川越所沢線事業	17	613,064
	一般国道468号(圏央道)	18	971,900
	一般国道17号改築(上尾道路)	18	686,137
	一般国道468号(圏央道)	19	694,900
	一般国道17号改築(上尾道路)	19	448,288
	江戸川堤防強化対策事業	18	297,698
	江戸川堤防強化対策事業	19	952,970
	利根川堤防強化対策事業	19	298,709
	テクノグリーンセンター	9	1,290,800
	環境整備センター埋立事業	13	175,707
西部地域振興ふれあい拠点整備事業	14	71,841	
西部地域振興ふれあい拠点整備事業	16	58,776	
西部地域振興ふれあい拠点整備事業	17	274,868	
西部地域振興ふれあい拠点整備事業(代替地)	17	185,206	
一般国道140号道路改築事業	16	86,999	
3・4・65環状中央通り線街路整備事業(代替地)		24,491	
支払利息資金		588,872	
合計		8,083,944	

## (5) 業務執行の検討

## ①保証契約の締結

保証契約については、契約の締結として行われているわけではなく、各金融機関等が県から債務保証書を入力するという手続きになっている。

## ②保証先に対する管理

保証先に対する管理については、毎期事業報告書を入力することにより問題がないことを確認している。

## ③補償の実行

補償の実行は現在のところ、行われていない。

## ④返納金の回収

補償の実行がないため、返納金の回収はない。

## (6) 保証先の状況

保証先は、土地開発公社であり県の100%の出資により設立された公社である。土地開発公社は、一般国道や環境整備事業などのために必要な用地を国や県に先行して取得をし、その所有権を後に国や県に譲渡することを業としている。債務を保証している事業は、国及び地方公共団体の事業であり、国及び地方公共団体においては国会又は議会の議決を得て事業を委託しており、基本的には買戻しが不履行となることはなく、補償の可能性は低いと考えられる。

## 3 河川公社借入金損失補償

## (1) 損失補償額の推移

県の損失補償限度額は、以下のとおりである。

[損失補償の対象となる債務の内容]

①当初借入額：511,000千円

②使途：大場川ファミリーナ施設整備資金

芝川ファミリーナ整備資金

③契約日：平成5年3月15日～平成8年3月21日

④最終弁済期日：平成23年3月15日～平成26年3月20日

〈直近3年間の損失補償の推移〉

(単位：千円)

年度	補償残高
H17年	241,330
H18年	207,310
H19年	173,290

## (2) 経緯

(財)埼玉県河川公社が大場川ファミリーナ施設整備と芝川ファミリーナ整備のための資金を(株)埼玉りそな銀行と(株)武蔵野銀行から借入し、県がその損失補償を行ったものである。

## (3) 監査に当たり参照した根拠法令等

根拠法令なし。

- ・ 損失補償書
- ・ 確認書

## (4) 業務執行の検討

## ①補償契約の内容

補償契約については簡略な文書であったので、平成19年度に損失補償の内容について金融機関との間で確認書を取り交わしている。

損失限度額は、金融機関が(財)埼玉県河川公社に対する貸付金の未回収元本と期限後3カ月までの利息に相当する額である。

## ②補償先に対する管理

債務超過解消に向けて事業の状況把握、資金繰りの状況把握に努め、アドバイスを行っているとともに、監督者として、立入調査を行っている。

## (5) 補償先の状況について

県からは委託費も補助金も支出されておらず、貸付金と金融機関からの借入金の補償を行っているのみである。

平成19年度の決算書によれば、正味財産は20,762千円(基本財産35,000千円を控除後)の債務超過となっている。これは、マリーナ創業時における運営費に見合った事業収益を確保することができず、平成14年度まで各年度の正味財産の変動がマイナスとなっていたことが影響している。平成15年度から正味財産の変動がプラスとなり、平成19年度における当期経常増減額は12,711千円、一般正味財産増減額は8,694千円となっている。

正味財産増減計算書において貸倒損失が4,213千円計上されているので、未収入金の滞留状況を調査したところ、滞留しているものはなかった。

次に借入金返済の観点から検討する。簡便的ではあるが、平成19年度の決算書ベースでの当期経常増減額が12,711千円、構築物減価償却額14,234千円、車両運搬具減価償却額164千円、什器備品減価償却額466千円がほぼ同額発生すると仮定するならば、キャッシュフロー的には27百万円程度の資金が増加する。これに対し平成20年以降における借入金返済予定額は以下のようにになっており、借入金返済のための資金不足額が、平成20年度から22年度までは各年約10百万円、平成23年度及び24年度は各年約5百万円発生すると想定される。平成19年度の決算書によれば、現金預金は37,916千円であり、このままの業績では平成23年度又は24年度に借入金返済のために新たな資金

調達が必要となるおそれがある。

(単位：千円)

年度	埼玉県	金融機関	合計
H20年	3,000	34,020	37,020
H21年	3,000	34,020	37,020
H22年	3,000	34,140	37,140
H23年	0	32,732	32,732
H24年	10,644	21,724	32,368
H25年	10,644	16,654	27,298
H26年	10,644	0	10,644
H27年	10,644	0	10,644
H28年	10,644	0	10,644
合計	62,220	173,290	235,510

第10 都市整備部

1 平成14年度積立分譲住宅等建設資金損失補償

(1) 損失補償額の推移

埼玉県住宅供給公社との損失補償契約に係る損失補償限度額の推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	損失補償限度額
H17年	194,016
H18年	194,016
H19年	194,016

(2) 制度の目的

埼玉県住宅供給公社(以下「住宅供給公社」という。)が住宅建設等の事業資金に充てるため、国から借り受けた宅地開発関連公共施設整備事業資金回収特別貸付金の元本について損失を補償するものである。

補償の内容は、貸付元本について、最終返済期到来後3ヵ月を経過してもなお、弁済できなかつた金額を限度とする。

ここで、宅地開発関連公共施設整備事業資金回収特別貸付金制度は、国が、N T T株式会社売却収入を、宅地の造成と併せて道路等の公共施設の整備を行う地方供給公社等に、その費用の一部を無利子で貸し付ける制度である(N T T-A型)。

- ・貸付金の利率 無利子
- ・貸付金の償還期間 20年以内(5年以内の措置期間を含む)
- ・貸付金の償還方法 均等半年賦

そして、平成14年度積立分譲住宅等建設資金損失補償は積立分譲住宅等建設のための資金の借入に対応するために設定された債務負担行為である。その対象とする事業内容は、まちづくり事業用地取得に要する資金である。埼玉県住宅供給公社の借入金の内容は以下のとおりである。

借入金額	194,016千円
借入金交付年月日	平成15年3月24日
償還期限	平成35年3月

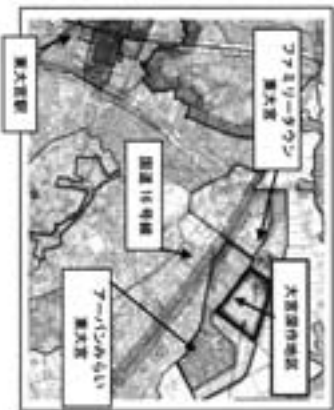
具体的な事業内容は、さいたま都市計画事業大宮深作土地区画整理事業である。

さいたま都市計画事業大宮深作土地区画整理事業概要

土地区画整理事業の名称	さいたま都市計画事業大宮深作土地区画整理事業
施行者の名称	埼玉県住宅供給公社(土地区画整理法第3条の4)
施行地区の位置	さいたま市の北東部に位置し、J R宇都宮線東大宮駅の北東約2.5キロメートルの距離にある。
施行区域の面積	約13.87ヘクタール
土地区画整理事業の目的	本地区は、さいたま市住宅・宅地供給計画の重点供給地域に指定され、地区の南東側は、都市基盤整備公園(現独立行政法人都市再生機構)の「アーバンみらい東大宮」及び西側は、埼玉県住宅供給公社の「フューチャータウン東大宮」として住宅地整備が行われている。 本事業は、隣接するこれらの開発事業と一体性を図り、魅力ある居住環境整備を行うとともに、良質な住宅及び住宅地の供給を促進することを目的とする。
人口計画	計画人口1ヘクタール当たり100人として約1,380人
土地利用計画	一戸建て住宅を主体とする低層住居系及び集合住宅を主体とする中高層住居系の土地利用を図る。
事業施行期間	自平成9年5月8日(事業計画の決定の告示日)至平成18年3月31日
総事業費	3,188,000千円

注：表中波線部分については、土地区画整理事業とは別に、単独開発により戸建て住宅となる。

■ 案内図



■ 計画図



〔参考：住宅供給公社の概要〕

1. 概要

地方住宅供給公社法の特別法人である。

平成9年10月の埼玉県行政組織・定数等改革検討委員会報告を受け、平成11年4月に(財)埼玉県住宅サービス公社と平成12年4月に(財)埼玉県都市整備公社と統合した。また、平成12年3月に公社全額出捐による(財)さいたま住宅検査センターを設立している。

2. 人事

平成17年度新制度により人事制度が統一されている。

3. 業務内容

管理事業収入、まちづくり事業収入、その他の事業収入からなる。管理事業収入は、公社賃貸住宅等の家賃等収入、県営住宅管理事業等委託収入、特種賃貸住宅等の管理事務収入等、マンション総合管理・計画修繕等の委託収入等からなるが、その前の段階として、賃貸住宅建設事業に参画している。言うなれば、賃貸物件建設時における建築アドバイザー、設計チェック、工事管理、工事代金支払等から始まり、建物完成後の入居者勧誘、入居者からの賃貸料の受領、オーナーの金融機関への借入金返済の代行まで行う、貫いたサービス提供を行っている。

なお、家賃管理料は家賃の5%のことであり、オーナーの借入金保証に対する保証料とはつていない。

4. 事業リスクに関して

(1) 主たる事業であった分譲事業からの撤退に関して

分譲事業から撤退したが、住宅関連事業への展開によって、事業利益は平成18年度683百万円、平成19年度467百万円を確保しており、また、自己資本比率も86%と優良な団体となっている。

(2) 公社所有物件の修繕計画・建替計画の資金繰りについて

直近5カ年の月末における現金・預金残高は、平成20年3月末の4,421百万円を底に概ね60億円から70億円程度の資金残高があり、また、借入金の推移は平成17年度138.5億円、平成18年度108.9億円と減少している。平成19年度は、平成20年3月末の木建建設(民事再生法申請)から新座四季タウンの取得に伴う借入金継承で残高は119.1億円に増加しているが、もともとの残高が減少傾向にあり、資金繰りは当面問題ないと判断される。

将来的な課題事項としては、オーナーとの共同所有を含めた公社賃貸物件863戸のうち昭和42年から48年に建てられた住宅が221戸あり、大規模修繕(耐震化)あるいは建替の検討が必要となることである。検討課題となっている10棟のうち4棟は計画を進めているが、残り6棟がオーナーとの協議を踏まえて今後の修繕工事待ちである。

(3) 賃貸保証について

特定優良賃貸住宅の管理において問題となるのは、空室が生じた場合にもオーナーに賃貸料を保証する賃貸保証契約である。埼玉県住宅供給公社においてかかる契約はないが調査したところ、上尾市にあるウエストヒルズの1契約であり、月額約50万円の損失が発生しているが契約残存期間は6年であるとの説明であった。

(3) 監査に当たり参照した根拠法令等

- ・ 日本電信電話株式会社株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法
- ・ 地方住宅供給公社法
- ・ 地方住宅供給公社法施行令
- ・ 宅地開発関連公共施設整備事業資金回収特別貸付金要領(国土交通省総合政策局長制定)第4条
- ・ 宅地開発関連公共施設整備事業資金回収特別貸付金(NTT-A型)に係る債権保全措置について(平成14年2月6日付国総宅第278号)

(4) 制度の仕組

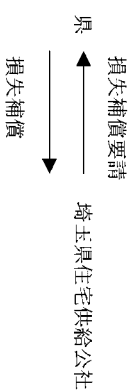
①対象者

埼玉県住宅供給公社

②条件

補償対象となる損失金額は、貸付金元本について最終弁済期(宅地開発関連公共施設整備事業資金回収特別貸付金要領第10条により貸付金の繰上償還を請求された場合は、繰上償還日)到来後3カ月を経過して弁済できなかった金額を限度とする。

③業務のフロー



(5) 業務の状況

①補償契約の締結

県と住宅供給公社とは、埼玉県住宅供給公社借入金損失補償に関する契約を締結している(平成14年12月4日)。

②補償先に対する管理

埼玉県住宅供給公社の決算書を取り寄せて、業務状況を監督している(地方住宅供給

公社法 40 条)。12

### ③補償の発行

過去に補償の実績はないが、今後も住宅供給公社の業績の推移を注視すべきである。

### ④返納金の回収

補償の実績がないため、返納金の回収の事実もない。

## 2 埼玉県住宅供給公社借入金損失補償

### (1) 損失補償額の推移

住宅供給公社との損失補償契約に係る損失補償限度額の推移は、以下のとおりである。

(2) で述べるように、平成14年度に当初予定した金額に達しなかった部分を平成15年度に繰り越したが、ここでの損失補償の対象となる。平成19年度を含む過去3年間の損失補償限度額の推移は、以下のとおりである。

年 度	損失補償限度額
H17年	264,684
H18年	252,184
H19年	14,684

(単位：千円)

### (2) 制度の目的

住宅供給公社が住宅建設等の事業資金に充てるため、国から借り受けた宅地開発関連公共施設整備事業資金収益回収特別貸付金の元本について損失を補償するものである。

補償の内容は、貸付元本について、最終弁済期到来後3月を経過してもなお、弁済できなかった金額を限度とする。

ここで、宅地開発関連公共施設整備事業資金収益回収特別貸付金制度は、国が、NTT株式会社売却収入を、宅地の造成と併せて道路等の公共施設の整備を行う地方供給公社等に、その費用の一部を無利子で貸し付ける制度である(NTT-A型)。

### 12第7章 監督 (報告及び検査)

第40条 国土交通大臣又は設立団体の長は、必要があると認めるときは、地方公社に対して業務及び資産の状況に関し報告を求め、又はその職員をして地方公社の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入り検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

- ・貸付金の利率 無利子
- ・貸付金の償還期間 20年以内(6年以内の据置期間を含む)
- ・貸付金の償還方法 均等半年賦

そして、埼玉県住宅供給公社借入金損失補償は、住宅供給公社債券の発行に対応するために、設定された債務負担行為である。

その対象とする事業内容は、次のとおりである。

- ①まちづくり事業用地取得に要する資金
- ②用地の造成に要する資金
- ③住宅の建設に要する資金
- ④既発行公社債借り換えに要する資金等

住宅供給公社の借入金の内容は、以下の通りである。

借入金額	14,684千円
借入金交付年月日	平成15年7月30日
償還期限	平成35年3月

具体的な事業内容は、さいたま都市計画事業大宮深作土地区画整理事業である。この事業に対する貸付金は、出来高払いであるが、平成14年度に当初予定した金額に達しなかった部分を繰り越したが、今回の損失補償の対象となった。

### (3) 監督に当たり参照した根拠法令等

- ・宅地開発関連公共施設整備事業資金収益回収特別貸付金要領(国土交通省総合政策局長制定)第4条
- ・宅地開発関連公共施設整備事業資金収益回収特別貸付金(NTT-A型)に係る債権保全措置について(平成14年2月6日付け国総宅第278号)

### (4) 制度の仕組

#### ①対象者

埼玉県住宅供給公社

#### ②条件

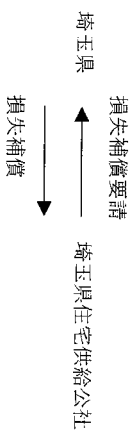
損失補償対象は、平成14年12月4日付けで締結した損失補償契約における平成14年度貸付金の平成15年度繰越分である。

補償対象となる損失金額は、貸付金元本について最終弁済期(宅地開発関連公共施設整備事業資金収益回収特別貸付金要領第10条により貸付金の繰上償還を請求された場



合は、繰上償還日) 到来後3ヵ月を経過して弁済できなかった金額を限度とする。

③業務のフロー



(5) 業務の状況

①補償契約の締結

県と住宅供給公社とは、埼玉県住宅供給公社借入金損失補償に関する契約を締結している(平成15年7月22日)。

②補償先に対する管理

埼玉県住宅供給公社の決算書を取り寄せて、業務状況を監督している(地方住宅供給公社法40条)。

③補償の実行

過去に補償をした実績はないが、今後も埼玉県住宅供給公社の業績の推移を注視すべきである。

④返納金の回収

補償をした実績がないため、返納金の回収の事実もない。

第11 教育局

1 埼玉県高等学校等奨学金事業貸付金損失補償

(1) 損失補償額

埼玉県高等学校等奨学金事業貸付金損失補償の平成19年度末の残高は、次のとおりである。なお、平成19年度から、県が直接貸付を行う方式から県が貸与資格を認定し、金融機関が奨学金を貸与、それに対して県が損失補償する制度に変更されたので、数値は当該年度分のみ記載した。

(単位：千円)

年度	貸付金残高	金融機関による年度貸与額
H19年	—	1,319,990

(2) 制度の目的

埼玉県高等学校等奨学金事業貸付金損失補償制度は、高等学校等(高等学校(中等教育学校の後期課程並びに盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部を含む。)、高等専門学校又は知事が別に定める専修学校の高等課程をいう。)に在学する者で、経済的理由により修学が困難であると知事が認めたものに対しての奨学金の貸与に資することでその修学を支援するとともに、有為な人材の育成に資することを目的としている。

(3) 監査に当たり参照した根拠法令等

この貸付金制度の関係法令等は、以下のとおりである。

- ・埼玉県高等学校等奨学金に関する条例(平成19年4月1日施行)
- ・埼玉県高等学校等奨学金に関する規則(平成19年3月1日、一部同年4月1日施行)
- ・埼玉県高等学校等奨学金事業要綱(平成19年3月1日、一部20年4月1日施行)
- ・埼玉県高等学校等奨学金取扱要領(同上)

(4) 制度の仕組

①概要

金融機関が行う埼玉県高等学校等奨学金の貸与に伴い、金融機関に損失が生じた場合に、上記の関係法令等に従い、当該損失の一部を県が補償する制度である。平成18年度以前の制度との主な相違点は、県から借受人への直接貸付から、県の損失補償を付し、金融機関に貸付のための金銭を預託して、間接的に貸し付ける制度に変わったことである。

②融資の内容(平成19年度以降)

(ア) 貸与対象者

- 以下の要件に該当する者で、認定は県が行う。
- ・高等学校等に在学する者であること
  - ・親権を行う者又は未成年後見人が県内に住所を有すること。ただし、貸与希望者が成年者であるときは、当該貸与希望者が県内に住所を有すること。
  - ・品行方正であつて、学業に優れ、かつ、経済的理由により修学が困難な者であること。

(イ) 奨学金の種類及び貸与の限度額

・国公立高等学校等に在学する者	月額奨学金 入学一時金	25,000円 100,000円
・私立高等学校等に在学する者	月額奨学金 入学一時金	40,000円 250,000円

(ウ) 貸与できる期間

- ・高等学校等における正規の修業年限

修学年限に定めのない高等学校等に在学する者については

- ・高等学校の定時制の課程及び通信制の課程に在学する者は4年
- ・専修学校の高等課程に在学する者は3年

(エ) 返還

上記貸与期間が満了する日の属する月の翌月から起算して4年6か月を経過した後から、最長12年以内に返還する。

(オ) 返還猶予

以下のいずれかに該当する場合は、貸付金の返還が猶予される。

- 高等学校等、大学、大学院又は専修学校の専門課程に在学するとき
- 災害又は傷病により奨学金の返還が困難であると認められるとき
- その他やむを得ない事由により奨学金の返還が困難であると認められるとき

(カ) 返還免除

以下のいずれかに該当する場合は、奨学金の返還の債務の一部又は全部の免除を受けることができる。

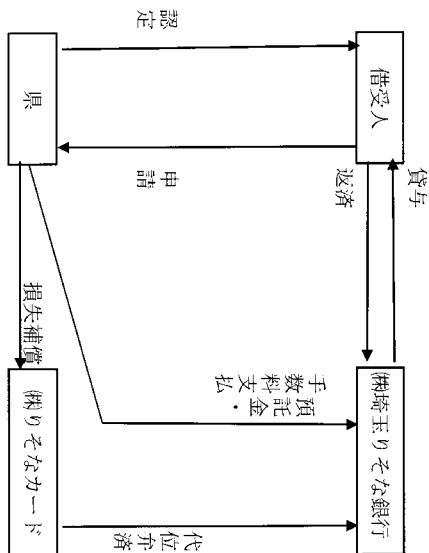
- 在学中の活動実績が顕著な者として、次の要件のいずれにも該当すると認められるとき
- 経済的理由により著しく修学が困難であること
- 学習成績が顕著であること

- ・活動実績が顕著であること

(ii) 死亡したとき

- その他やむを得ない事由

③業務のフロー



(5) 業務の状況

平成19年度開始の事業である。

① 補償契約等の締結

当該事業を実施するに当たり、複数の金融機関と協議を行い、現在、(株)埼玉りそな銀行と連携している。

県と(株)埼玉りそな銀行の間で、「埼玉県高等学校等奨学金事業実施に関する協定」、県と(株)りそなカード(株)の間で、「埼玉県高等学校等奨学金損失補償契約書」が締結されている。

契約書によると、貸手である(株)埼玉りそな銀行は、奨学生から返済が滞ると関係会社りそなカード(株)から代位弁済を受ける。その後、りそなカード(株)が回収業務を行うが、回収できないまま定められた期間が経過した場合、県は、りそなカード(株)の被った損失の内、貸付元本に相当する額を補償することになる。

②補償先に対する管理

(株)埼玉りそな銀行は、奨学金の貸付及び返済状況等を、毎月県に報告している。

③補償の実行  
返済期限が未到来のため、補償の実行はない。

④返納金の回収  
補償の実行がないことから、実績はない。

(6) 実施した手続

①平成19年度の金融機関による貸与リストから抽出した、継続貸与者を含む新規貸与者15件について、県で行った審査資料を閲覧した。

新規及び継続貸与申請者に関する審査は、手続を実施した範囲では、関係法令等によって適正に行われていた。

②県と金融機関との契約書の内容を確認した。

県が金融機関に支払う手数料等の金額、預託金について、特に記載すべき事項はない。

【意見6.5】将来に向け金融機関に損失補償した場合の事後対応策を講ずるべき

りそなカード(株)は、当該滞留債権(求償債権)について、適正に管理し、電話、書面等により督促して回収に努める義務を負うが、18カ月が経過しても弁済が行われない場合は、貸付元本の内未回収額を、県が損失補償することになる。

新制度においては金融機関による貸付金の弁済期限が未到来なので補償の実行はないが、早晚求償債権の管理が必要になると考える。損失補償の対象となる債権に対する、りそなカード(株)が行う回収方法等について、具体的な方法を確認しておくべきである。また、県が損失補償をする際の求償債権の取扱についても、明確にしておく必要がある。

発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二一(代表)
埼玉新聞社 〒330-0801 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇(代表)